

427 44

索  
引

284

明治二十三年 法令全書索引

凡例

- 一本編ハイロハヲ以テ部ヲ分チ部中事類項目ヲ設ク然レトモ  
毎一年間發布ニ係ル法令ノ索引ナルカ故ニ其項目ニ至リテ  
ハ年々異同アルヲ免レス
- 一 令中數多ノ事項ヲ包括シ又ハ彼此相關涉スルモノハ檢索  
ノ便ヲ圖リ之ヲ各部ニ掲ク但シ其事項ヲ甲部ノ項ニ掲ケ乙  
部ノ項ニ略スルモノ、如キハ乙部ノ項ニ於テ某部某項ニ載  
スト記ス
- 一 租税ト地租貨幣ト銀貨俸給ト増俸トノ如キハ各其項ヲ掲ク  
ト雖モ其事項ハ特ニ一方ニ登載ス
- 一 法令中國名ノ略書等ニ係ルモノハ其本名ノ項ニ掲ク例ヘハ  
露領ノ如キハ露西亞ノ項ニ掲クルノ類ナリ

一 イロハ四十七音中「井オエ」ハ都テ「イヲエ」ニ併載シ又濁音半濁音ハ清音ニ併載ス

一件名ノ下法令ノ名稱ハ記スルニ符號ヲ以テス(詔)ハ詔勅(法)ハ法律(勅)ハ勅令ノ類ナリ

一 稱謂ヲ分ツ率ネ普通ノ慣用ニ依リ或ハ音讀ニ從ヒ或ハ訓讀ニ從フ例ヘハ圖書ハツノ部ニ賣買ハハノ部ニ編スルノ類ナリ

索引總目		イノ部		ロノ部		ハノ部		ホノ部	
伊太利	一	露西亞	二四	馬匹	二八	日誌	三三		
育成所	一	錄事	二四	馬車	二八	日當	三三		
尉官	一	ハノ部		馬具	二八	任用、任命、任免	三三		
醫官	一	博覽會	二四	馬療	二八	認可	三三		
醫術	一	博物館	二五	暴風標	二八	入學	三三		
委員	一	法制	二五	拔擢	二八	入營	三三		
委任	一	法例	二五	版權	二八	入院	三三		
委託	二	判事	二五	報告	二八	入札	三三		
委乘	二	判任	二五	配付、配賦、配世	二九	北海道	三三		
遺族	二	判決	二六	配備、配達	二九	步兵	三三		
印刷	二	幕僚	二六	發賣、頒布	三〇	縫工	三四		
印章、印鑑	二	砲臺	二六	賣買、賣却	三〇	俸給	三四		
印紙	三	砲兵	二六	拂下、拂戻	三一	補充、補任、補闕	三五		
意匠	三	砲煙	二六	派遣、派出	三一	補助	三六		
優等章	三	砲術	二七	破産	三一	保存	三六		
郵便	三	船刀、船槍	二七	罰金	三一	保管	三六		
郵船	二四	帽章	二七	罰則	三一	保證	三七		
移住	二四	褻章、褻賞	二七	犯罪、犯罪	三三	簿記	三八		
				二ノ部		指印	三八		

〔册御〕	三八	〔王木〕	四一	〔地租〕	四六	〔懲戒〕	五〇
〔収收〕	三八	〔屯田兵〕	四一	〔地質〕	四六	〔除喪〕	五〇
〔兵曹、兵卒〕	三六	〔燈臺、燈明、燈船〕	四一	〔地金〕	四六	〔領事〕	五〇
〔兵籍〕	三八	〔徒步刀〕	四二	〔町村〕	四六	〔領事〕	五〇
〔兵器〕	三八	〔藤本〕	四二	〔勅語〕	四六	〔領收〕	五〇
〔兵備〕	三九	〔統計〕	四二	〔勅任〕	四七	〔理事〕	五〇
〔編修〕	三九	〔等級〕	四二	〔廳倉〕	四七	〔陸軍〕	五〇
〔編制〕	三九	〔等差〕	四二	〔徵兵、徵集、徵募〕	四七	〔陸軍〕	五〇
〔辯護〕	四〇	〔登用〕	四二	〔徵發〕	四七	〔陸軍〕	五〇
〔辨當料〕	四〇	〔登記、登録〕	四二	〔徵收、徵稅〕	四八	〔陸軍〕	五〇
〔辨濟、辨償〕	四〇	〔特約〕	四三	〔厨夫〕	四八	〔旅券、旅行、旅費〕	五三
〔米穀、米麥〕	四〇	〔特許〕	四三	〔帳簿〕	四八	〔林區署〕	五四
〔標識〕	四〇	〔督促〕	四四	〔茶業〕	四八	〔林產物〕	五四
〔表尺〕	四〇	〔取締〕	四四	〔貯金、貯蓄〕	四九	〔糧倉、糧食〕	五五
〔平時〕	四〇	〔屠牛〕	四五	〔築港〕	四九	〔略曆〕	五五
〔獨逸〕	四〇	〔領守府〕	四五	〔抽籤〕	四九	〔履歷〕	五五
〔東宮〕	四〇	〔陣營〕	四六	〔直稅〕	四九	〔立標〕	五五
〔土地〕	四〇	〔地方〕	四六	〔治瘧〕	四九	〔里程〕	五六
				〔治罪〕	四九	〔臨時〕	五六
				〔重罪〕	五〇	〔ルノ部〕	

〔和蘭〕	五六	〔下士卒〕	六三	〔株式〕	七三	〔預金〕	七六
〔沖繩、小笠原島〕	五六	〔高等〕	六六	〔街路〕	七三	〔預託〕	七七
〔大藏〕	五六	〔幹事〕	六六	〔架橋〕	七三	〔豫算、豫定〕	七七
〔帶革〕	五六	〔交際〕	六六	〔講習〕	七三	〔豫納、豫約〕	七八
〔恩給〕	五六	〔交換〕	六七	〔簡閱〕	七三	〔豫備〕	七八
〔恩賞〕	五七	〔交替、交迭〕	六七	〔間接、間稅〕	七三	〔豫防〕	八〇
〔カノ部〕	五七	〔學士會院〕	六七	〔加給〕	七三	〔タノ部〕	八〇
〔海軍〕	五七	〔學習院、學校、學會〕	六七	〔貸付、貸渡、貸下〕	七三	〔島嶼、島司〕	八〇
〔海兵團〕	六〇	〔學生〕	七二	〔借入〕	七三	〔炭山、炭庫〕	八〇
〔海關〕	六一	〔學事〕	七二	〔爲替〕	七四	〔隊附、隊外〕	八〇
〔海圖〕	六一	〔學資〕	七二	〔監軍〕	七四	〔大隊區〕	八〇
〔海路〕	六一	〔學術〕	七二	〔監吏、監守、監護〕	七四	〔大學〕	八〇
〔海外〕	六一	〔考課〕	七二	〔監督、監察〕	七四	〔大砲〕	八〇
〔海底〕	六一	〔家扶、家從〕	七二	〔監獄〕	七五	〔鍛冶、鍛工〕	八一
〔艦船〕	六一	〔家族〕	七二	〔看守、看護、看病〕	七六	〔彈藥〕	八一
〔艦營、艦隊、艦籍〕	六三	〔家資〕	七二	〔假標〕	七六	〔刀劍〕	八一
〔艦長〕	六三	〔家屋〕	七二	〔假納〕	七六	〔駄鞍、駄馬〕	八一
〔航海、航行、航船〕	六三	〔抗法、抗業〕	七二	〔假留監〕	七六	〔退官、退職、退役、退應〕	八一
		〔開坑〕	七三	〔ヨノ部〕	七六		
		〔鑑札〕	七三	〔用紙〕	七六	〔代言〕	八二

[代位代理]	八二	[訴願、訴訟]	八七	[課範]	八九	[官制]	九一
[誕生]	八二	ツノ部		ムノ部		[官等]	九三
[建物]	八二	[對島]	八七	[村田銃]	八九	[官吏、官員]	九四
[臺帳]	八二	[圖書]	八七	ウノ部		[官報]	九四
[煙草]	八二	[圖面、圖彙、圖解]	八七	[請負]	八九	[官廳、官廨]	九四
[貸借]	八二	[積金]	八八	[受渡]	八九	[官國幣社]	九四
[滯納]	八三	[通風扇]	八八	[賣上、賣下、賣捌]	八九	[官馬]	九五
レノ部		[通漁]	八八	[運轉]	八九	[官林]	九五
[冷鐵]	八三	ネノ部		[埋立]	八九	[官有]	九五
[療用]	八三	[年賦]	八八	ノノ部		[管區]	九五
[練習]	八三	[年報]	八八	[農商務]	九〇	[管法]	九五
ツノ部		[年報]	八八	[乘合、乘組]	九〇	[軍管]	九六
[奏任]	八四	ナノ部		クノ部		[軍隊]	九六
[曹長]	八四	[內閣]	八八	[皇族、皇女]	九〇	[軍艦]	九六
[卒]	八四	[內務]	八八	[宮内]	九〇	[軍港]	九六
[租稅]	八四	[內國]	八八	[外務]	九〇	[軍樂]	九六
[測量、測器]	八六	[長鞭]	八八	[外交]	九〇	[軍醫]	九七
[増俸]	八六	[納額、納入、納付]	八八	[外國]	九〇	[軍吏]	九七
[増價]	八六	[納稅、納金]	八九	[華族]	九一	[軍人、軍屬]	九七
[組織]	八七	ヲノ部		[勳章]	九一	[軍馬]	九八

[軍事]	九八	[役所、役場]	一〇六	[警備]	一一〇	[決算]	一二四
[郡制、郡區、區郡]	九八	[履、備]	一〇六	[警官、教員]	一一〇	[原野]	一二七
[郡區長]	九九	[養子]	一〇七	[教導]	一一〇	[建的]	一二七
[訓示]	九九	[宿屋]	一〇七	[教育]	一一一	[建設、建築]	一二七
[鑛業、鑛山]	九九	[野戰]	一〇八	[教科、教程、教令、 教範]	一一一	[協議]	一二七
[會社]	九九	[洋銀]	一〇八	[檢事、檢察]	一一二	[契約]	一二七
[會議]	九九	[藥劑、藥品、藥用]	一〇八	[檢定]	一一二	フノ部	
[會計]	一〇〇	[藥學]	一〇八	[檢査、檢査]	一一二	[府縣]	一二八
[貨幣]	一〇三	[約定]	一〇八	[刑法、刑事]	一一二	[文官、武官]	一二九
[貨物]	一〇四	マノ部		[輕罪]	一一四	[文具]	一二〇
[科目、課目]	一〇四	[磨工]	一〇八	[拳銃]	一一四	[副本]	一二〇
[火工、火夫]	一〇五	[濡期]	一〇九	[術術]	一一四	[物品、物件]	一二一
[火具、火藥]	一〇六	[前金、前渡]	一〇九	[現役]	一一四	[服制]	一二三
[靴工]	一〇六	[埋葬]	一〇九	[現金]	一一四	[服裝]	一二三
[菓子]	一〇六	ケノ部		[經緯度]	一一五	[服役]	一二三
[組合]	一〇六	[元老院]	一〇九	[經營]	一一五	[服務]	一二四
[還幸]	一〇六	[縣廳]	一〇九	[經理]	一一五	[服業]	一二四
[物業]	一〇六	[憲兵]	一〇九	[經費]	一一六	[浮標]	一二四
[患者]	一〇六	[警察、警部]	一〇九	[計算]	一一六	[墳墓]	一二四
ヤノ部		[警備]	一一〇				

〔扶助〕	一三五	〔公證〕	一二九	〔要港〕	一三三	〔手拭〕	一四八
振換	一二五	〔公債〕	一二九	〔要塞〕	一三三	〔手當〕	一四八
〔分遣〕	一二五	〔候補〕	一三〇	〔驛長〕	一三三	〔手數料〕	一四九
〔分納〕	一二五	〔後備〕	一三〇	〔縁組〕	一三三	〔調馬〕	一五〇
〔分散〕	一二五	〔戸籍〕	一三一	〔演習〕	一三三	〔調劑〕	一五〇
〔分賦、分配〕	一二五	〔婚姻〕	一三一	〔延納〕	一三四	〔調査〕	一五〇
コノ部						〔調理〕	一五〇
〔近衛〕	一二六	〔互選〕	一三三	テノ部		〔調理〕	一五〇
〔御料〕	一二六	〔紅茶〕	一三三	〔朝鮮〕	一三四	〔鳥獸獵〕	一五〇
〔國道〕	一二六	〔購買〕	一三三	〔遞信〕	一三四	〔提供〕	一五〇
〔國庫〕	一二六	〔構成〕	一三三	〔鐵道〕	一三五	〔擲爆藥〕	一五〇
〔國稅〕	一二六	〔控訴〕	一三三	〔電信、電報、電話〕	一三五	〔點呼〕	一五〇
〔國債〕	一二六	〔罷去〕	一三三	〔典獄〕	一四三	〔傳習〕	一五一
〔工廠、工場〕	一二六	〔虎列刺〕	一三三	〔條約〕	一四三	〔傳樂〕	一五一
〔工兵、工夫〕	一二七	エノ部		〔定員〕	一四三	アノ部	
〔工事、工作〕	一二八	〔橋成〕	一三三	〔定數〕	一四七	〔阿片〕	一五一
〔公館、公署、公吏〕	一二八	〔衛生〕	一三三	〔定額〕	一四八	サノ部	
〔公有、公共〕	一二八	〔營林〕	一三三	〔蹄鐵〕	一四八	〔埼玉〕	一五一
〔公告、公報〕	一二九	〔營內、營外〕	一三三	〔停年〕	一四八	〔參謀〕	一五一
〔公賣〕	一二九	〔營業〕	一三三	〔停職〕	一四八	〔參事〕	一五一
				〔程度〕	一四八	〔裁定〕	一五一

〔裁判〕	一五一	〔採炭〕	一六〇	〔銀貨〕	一六七	〔寄託〕	一六九
〔造幣〕	一五六	〔採用〕	一六〇	〔軌道〕	一六七	〔供託〕	一六九
〔造兵〕	一五六	〔再服役〕	一六一	〔汽車〕	一六七	〔供給〕	一七〇
〔造船〕	一五六	キノ部		〔機動〕	一六七	〔給料〕	一七〇
〔山林〕	一五七	〔宮中〕	一六一	〔機關〕	一六七	〔給與〕	一七〇
〔山砲〕	一五七	〔錦鶏間〕	一六一	〔器械〕	一六七	〔響應〕	一七一
〔歳入、歳出〕	一五七	〔行幸、行啓〕	一六一	〔器材、器具〕	一六八	〔勸務〕	一七一
〔倉庫〕	一五九	〔行政〕	一六二	〔氣象〕	一六八	〔強制〕	一七一
〔財産〕	一五九	〔貴族院〕	一六二	〔徽章〕	一六八	〔競賣〕	一七一
〔債券〕	一五九	〔議會、議長、職員〕	一六二	〔旗章〕	一六八	〔禁治産〕	一七一
〔債權〕	一五九	〔議官〕	一六二	〔旗幟〕	一六八	ユノ部	
〔作業〕	一五九	〔騎兵〕	一六三	〔記號〕	一六八	メノ部	
〔材料〕	一六〇	〔技手、技工〕	一六三	〔記簿〕	一六八	〔名簿〕	一七一
〔參贊〕	一六〇	〔技術〕	一六四	〔脚本〕	一六八	〔明細書〕	一七一
〔蠶種〕	一六〇	〔伎倆〕	一六四	〔休職〕	一六九	〔命名〕	一七二
〔産物〕	一六〇	〔共進會〕	一六四	〔休暇〕	一六九	〔命令〕	一七二
〔操典〕	一六〇	〔金鷄〕	一六四	〔蹄休〕	一六九	〔免官、免職、免役〕	一七二
〔在職〕	一六〇	〔金貨、金銀、金員〕	一六四	〔蹄嫁〕	一六九	〔免狀〕	一七二
〔在監〕	一六〇	〔金庫〕	一六四	〔局渡〕	一六九	〔免許〕	一七三
		〔銀行〕	一六六	〔切手、切符〕	一六九	ミノ部	

〔民法〕	一七三	〔志願兵〕	一七七	〔職名〕	一八一	〔紙幣〕	一八五
〔民事〕	一七三	〔新兵〕	一七六	〔賞勳〕	一八一	〔證書、證狀〕	一八六
〔民有〕	一七三	〔新年〕	一七八	〔賞罰、賞典〕	一八一	〔證券、證券、證憑〕	一八七
〔見習〕	一七三	〔司法〕	一七八	〔掌砲、掌水雷〕	一八一	〔證據〕	一八七
〔見本〕	一七三	〔司倉〕	一七八	〔入口〕	一八一	〔證明〕	一八七
〔身元〕	一七三	〔司計〕	一七八	〔入事〕	一八一	〔償還〕	一八八
〔衆議院〕	一七四	〔司契〕	一七八	〔入力事〕	一八一	〔收用〕	一八八
〔省令〕	一七四	〔主計〕	一七八	〔試驗〕	一八一	〔收稅〕	一八八
〔市町村〕	一七四	〔主理〕	一七九	〔試驗、借區〕	一八一	〔收入、收納〕	一八八
〔市區〕	一七四	〔主事、主務〕	一七九	〔輸重、輸卒〕	一八二	〔支出〕	一九〇
〔市長〕	一七四	〔主管〕	一七九	〔輸入、輸出〕	一八三	〔仕拂〕	一九〇
〔侍從〕	一七四	〔主帳〕	一七九	〔輸送〕	一八三	〔寫真〕	一九二
〔師團〕	一七四	〔神宮、神社、神職〕	一七九	〔森林〕	一八三	〔食料〕	一九二
〔將校〕	一七五	〔神官〕	一七九	〔酒造〕	一八四	〔脂肪〕	一九二
〔士官、准士官〕	一七五	〔書記〕	一八〇	〔正午〕	一八四	〔用品〕	一九三
〔准官吏〕	一七六	〔執達吏〕	一八〇	〔商法〕	一八五	〔出版〕	一九三
〔上長官〕	一七六	〔執務〕	一八〇	〔商業、商事〕	一八五	〔處務〕	一九三
〔上等兵〕	一七七	〔巡查、巡邏〕	一八〇	〔商標〕	一八五	〔辭令、指令〕	一九三
〔上陸〕	一七七	〔職官、職員〕	一八〇	〔商船〕	一八五	〔進等、進級〕	一九四
						〔信號〕	一九五

〔乘員、乘艦〕	一九五	〔毛ノ部〕	二〇〇	〔製絲〕	二〇五	〔水産〕	二〇九
〔乘車、乘馬〕	一九五	〔文部〕	二〇〇	〔製藥〕	二〇五	〔水液〕	二〇九
〔射擊、射法〕	一九六	〔木工〕	二〇〇	〔善行〕	二〇五	〔出師〕	二〇九
〔集會〕	一九六	〔七ノ部〕	二〇〇	〔精勤〕	二〇五	〔出納〕	二〇九
〔集治監〕	一九六	〔清國〕	二〇〇	〔精算〕	二〇五	〔摺附木〕	二一一
〔傷痕、疾病〕	一九六	〔清酒〕	二〇〇	〔請願〕	二〇六		
〔失踪〕	一九七	〔政府〕	二〇〇	〔請求〕	二〇六		
〔囚人〕	一九七	〔政社、政黨〕	二〇〇	〔選舉〕	二〇六		
〔ロノ部〕	一九七	〔招魂社〕	二〇〇	〔席次〕	二〇六		
〔評定〕	一九七	〔少尉〕	二〇一	〔整備〕	二〇六		
〔祕書〕	一九七	〔小銃〕	二〇一	〔整理〕	二〇六		
〔非難〕	一九七	〔生徒〕	二〇一	〔戰時〕	二〇七		
〔非訟〕	一九七	〔消防〕	二〇二	〔召集、召集〕	二〇七		
〔被服〕	一九七	〔船舶、船艇〕	二〇二	〔竊盜〕	二〇八		
〔臂章〕	一九八	〔船籍〕	二〇四	〔スノ部〕	二〇八		
〔備荒儲蓄〕	一九八	〔船稅〕	二〇四	〔樞密院〕	二〇八		
〔費用〕	一九八	〔稅關〕	二〇四	〔水兵〕	二〇八		
〔病院、病室〕	一九九	〔石炭〕	二〇五	〔水雷〕	二〇八		
〔引繼〕	一九九	〔石鹼〕	二〇五	〔水路〕	二〇九		
〔引換〕	一九九	〔製絨〕	二〇五	〔水道、水利〕	二〇九		

索引

イノ部

〔伊太利〕

- 伊太利國皇弟ナユック、ダヌスト殿下薨去ニ附キ宮中喪 (告)宮内第四號二 四〇
- 伊太利國皇弟ナユック、ダヌスト殿下薨去ニ附キ宮中喪 喪間參内者喪服着用 (告)宮内第五號二 四〇
- 〔育成所〕
- 軍馬育成所官制改正 (勅)第六十一號三 九二
- 軍馬育成所定員表改正 (達)陸軍第六十號四 二二三
- 福元軍馬育成所知覽支所設置 (達)陸軍第五十四號八 四六五

〔尉官〕

- 砲兵工科學會尉官乘馬ハ副官ノ外飼養セシメス (達)陸軍第八十二號九 五〇五
- 艦團隊長部下尉官ノ才能試驗方 (達)海軍第五十三號三 七〇
- 在艦團隊尉官ノ勤務日誌記載事項 (達)海軍第五十五號三 七一
- 海軍少尉候補生實地練習艦艇長施行條件 (達)海軍第八十一號五 三二
- 練習少尉候補生乘船中貸與品目追加 (達)海軍第三百二十五號九 五〇五

〔醫官〕

- 陸軍隊附醫官服務規則、屯田兵隊附醫官服務規則及陸軍軍人傷痍疾病等差ノ途中改正 (達)陸軍第四百六十六號七 四九五

〔醫術〕

- 明治二十三年第二回醫術開業試驗藥劑師試驗舉行地及期日 (告)內務第十八號五 一九七
- 明治二十三年第二回醫術開業試驗舉行期日中長崎ノ分改正 (告)內務第三十二號九 二五七
- 明治二十四年第一回醫術開業試驗及藥劑師試驗舉行地及期日 (告)內務第三十七號一〇四一四
- 〔委員〕
- 文官試驗委員官制改正 (勅)第四十八號三 六〇
- 東京市區改正委員會組織權限中改正 (閣)第六號八 一三
- 豫備炭山開坑委員廢止 (達)海軍第十號三 一四四
- 〔委任〕
- 陸軍給與ニ關スル委任經理 (法)第二十七號三 六〇
- 經費仕拂命令委任官 (達)海軍第二十一號二 四四
- 經費仕拂命令委任官會計主務官收入官吏及收入監督官吏ノ途中追加 (達)海軍第八十五號三 一一四
- 經費仕拂命令委任官會計主務官及收入官吏收入監督官吏ノ途中追加 (達)海軍第一百十二號三 一四四
- 委任仕拂命令官會計主務官收入官吏收入監督官吏ノ途中改正 (達)海軍第三百三十三號三 一七九



- 委任仕拂命令官、會計主務官、收入官吏、收入監督官吏ノ途中加除 (逓)海軍第三百四十七號(一〇)五五七
- 委任仕拂命令官臨時現金前渡ヲ要スルトキ届出方 (逓)海軍第三百四十四號(三)一四四
- 〔委託〕
- 府縣委託金ヲ地方税經濟ニ移ス (勅)第六十六號(三)一〇五
- 金庫へ義務委託ヲ爲ストキ印鑑ニ附記方 (訓)大藏第一百一號(六)二六八
- 〔委任〕
- 財産委棄法 (法)第九十四號(一〇)三九九
- 〔遺族〕
- 遺族扶助ハフノ部扶助ニ載ス
- 〔印刷〕
- 印刷局官制改正 (勅)第四百四十一號(七)三二五
- 〔印章、印鑑〕
- 中央金庫及本支金庫印章寸法字體 (訓)大藏第五號(三)一五
- 保管金取扱規程中拂戻證明書へ捺印セシムル場合 (訓)大藏第九十四號(五)二五七
- 元遞信監察官吏章紛失 (告)遞信第五十九號(三)一一八
- 遞信省監察章遺失 (告)遞信第六十五號(三)一四八
- 遞信監察官吏章紛失 (告)遞信第七十二號(四)一六二
- 遞信監察官吏章遺失 (告)遞信第八十一號(四)一七〇
- 遞信監察官吏章紛失 (告)遞信第九十三號(五)一九四
- 逓信監察官吏章紛失 (告)遞信第二百二十三號(七)三三〇
- 逓信監察官吏章紛失 (告)遞信第二百五號(七)三三三
- 逓信監察官吏章遺失 (告)遞信第二百二十六號(七)三三五
- 逓信省監察章紛失 (告)遞信第六十號(八)二四四
- 逓信省監察章、逓信省監察官吏章遺失 (告)遞信第六十二號(八)二四五
- 逓信省監察章、逓信省監察官吏章紛失 (告)遞信第七十號(八)二四九
- 逓信監察官吏章遺失 (告)遞信第七十八號(九)二五九
- 逓信監察官吏章紛失 (告)遞信第二百四號(一〇)三二五
- 逓信省監察章、逓信監察官吏章紛失 (告)遞信第二百四號(一〇)三二五
- 逓信監察官吏章紛失 (告)遞信第二百三十四號(二)四四〇
- 金庫へ義務委託ヲ爲ストキ印鑑ニ付記方 (告)遞信第二百四十號(二)四九七
- 貨幣封入郵便物取扱見合印鑑遺失 (訓)大藏第一百一號(六)二六八
- 貨幣封入郵便物取扱見合印鑑遺失 (告)遞信第二十六號(三)七三
- 貨幣封入郵便物取扱見合印鑑遺失 (告)遞信第二十八號(三)七四
- 貨幣封入郵便物取扱見合印鑑遺失 (告)遞信第一百一號(五)一九九

- 貨幣封入郵便物其他現金受授見合印鑑紛失 (告)遞信第二百二十一號(六)三三二
- 貨幣封入郵便物其他現金受授見合印鑑紛失 (告)遞信第四百三十三號(七)三三三
- 貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告)遞信第九十一號(九)二六五
- 貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告)遞信第二百三十二號(二)四四〇
- 〔印紙〕
- 民事訴訟用印紙法 (法)第六十五號(八)三三六
- 商事非訟事件印紙法 (法)第六十六號(八)三三九
- 商事非訟事件印紙法、銀行條例、貯蓄銀行條例及有罪破産者處斷方法施行期限 (法)第九十九號(三)三三三
- 印紙類賣下賣捌規則制定従前ノ同規則廢止 (勅)第二百七十一號(二)六二二
- 印紙類賣下賣捌規則施行細則 (省)大藏第三十四號(二)三六二
- 印紙類賣捌入印紙類買入帳調製及罷入方 (訓)大藏第四百九十九號(三)四七二
- 登記印紙三錢追加 (省)大藏第二十六號(一〇)三七九
- 登記印紙三錢見本 (省)大藏第四十九號(一〇)四二六
- 印紙類會計官吏身元保證金取扱方 (訓)大藏第九號(三)三三三
- 會計主務官心得中證券印紙ヲ貼用スヘキ領收証書ニ罷入捺印方 (訓)大藏第六十八號(四)三三〇
- 印紙類出納規程第二十三條削除 (訓)大藏第八十二號(五)二五〇
- 衛生試驗所ニテ検査印紙ヲ貼付スル藥品種別 (告)內務第九號(三)九六
- 〔意匠〕
- 第三回内國勸業博覽會出品ニ屬スル意匠登錄方 (勅)第四十四號(三)五九
- 意匠條例施行細則中加除改正 (省)農商務第八號(八)二五七
- 農商務省特許局ニテ登錄セル特許意匠及商標登記方 (省)農商務第九號(一〇)四二九
- 〔優等章〕
- 海軍五等水兵五等火夫五等木工五等鍛冶優等章規則ヲ海軍五等奉優等章規則トシ條項中改正 (逓)海軍第二百九十五號(八)四七三
- 〔郵便〕
- 郵便電信學校ハカノ部學校ニ載ス
- 中央備荒儲蓄金預金局預金郵便貯金預所貯金郵便爲替金特別會計 (法)第二十一號(三)五一
- 小包郵便ニテ外國へ輸出スル物品關稅免除 (法)第八十二號(九)二六〇
- 郵便貯金條例 (法)第六十三號(八)三三一
- 郵便貯金條例施行細則 (省)遞信第二十三號(二)三六六
- 郵便貯金利子割合 (勅)第二百七十八號(二)六六二
- 郵便貯金預所ニテ貯金拂戻金ノ拂渡ヲ取扱ハサルニ附キ心得方 (告)遞信第二百八十五號(三)五三三

○ 郵便為替金及同貯金山納官更身元保証金 (勅)第百五號(六) 二二六	○ 郵便為替金及郵便貯金山納官更身元保証金取扱規則 (省)遞信第百十八號(八) 二六〇	○ 郵便為替貯金局官制 (勅)第百十三號(七) 二六三	○ 郵便及電信局官制中追加改正 (勅)第百二十九號(七) 三〇一	○ 郵便及電信貯金局書記補任用方 (勅)第百三十號(七) 三〇二	○ 郵便及電信貯金局書記補俸給 (勅)第百三十一號(七) 三〇二	○ 郵便及電信局貯金局書記補試驗規則 (省)遞信第百十六號(八) 一三九	○ 三等郵便及電信局長手當金減退省死亡賜金給與方 (勅)第百六十二號(八) 三四七	○ 三等郵便及電信局長手當年額表改正 (省)遞信第百六號(三) 六一	○ 三等郵便局長採用規則第一條中追加 (省)遞信第百一十一號(五) 九三	○ 郵便為替細則第五條第二十三條中刪除 (省)遞信第百四十三號(三) 八四	○ 内外郵便為替料ハ郵便切手ヲ以テ納付並ニ其切手貼 附方 (省)遞信第百四十一號(三) 八四	○ 郵便切手放下人心得改正 (省)遞信第百五十號(三) 九〇	○ 郵便物表書記載注意方 (省)遞信第百二十二號(三) 六〇	○ 郵便物箱其他ノ器物ニ納メ閉鎖スルハ第四種郵便物 ト認メ取扱方 (省)遞信第百四十九號(三) 八九	○ 第三種郵便物差出者卷封及包装注意方 (省)遞信第百七十九號(四) 一六九	○ 札幌及鹿兒島郵便電信監督區中編入容 (省)遞信第百三十六號(二) 四四一	○ 山城國京都市中二郵便為替取扱所設置 (省)遞信第百十五號(六) 二二二	○ 山城國京都郵便電信局ニテ至急私報ハ晝夜ノ別ナク 受付發送 (省)遞信第百七十三號(三) 五〇八	○ 山城國玉水郵便局改稱 (省)遞信第百五十四號(三) 九七	○ 山城國伏見電信局ヲ三等トシ郵便局ト合併 (省)遞信第百六十三號(三) 一四七	○ 山城國伏見郵便電信局電信為替開設 (省)遞信第百八十五號(六) 二六二	○ 山城國八尾郵便局移轉改稱 (省)遞信第百六十五號(八) 二四七	○ 山城國郷ノ口郵便局郵便為替事務開設 (省)遞信第百八十四號(九) 二六一	○ 山城國醍醐、太秦郵便局郵便為替事務開設 (省)遞信第百五十九號(二) 四九九	○ 山城國笠置、八幡郵便局郵便為替事務開設 (省)遞信第百七十號(三) 五〇六	○ 山城國笠置、八幡郵便局郵便為替事務開設 (省)遞信第百五十六號(三) 一一〇	○ 大和國川津郵便局廢止 (省)遞信第百二十八號(二) 四二二
--	--	--------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	---	--	---------------------------------------	---	--	--	-----------------------------------	-----------------------------------	--	---	---	--	---	-----------------------------------	---	--	--------------------------------------	---	---	--	---	------------------------------------

○ 大和國萩原、菟野郵便局改稱 (省)遞信第百十八號(三) 五七	○ 大和國田原本郵便局郵便為替事務開設 (省)遞信第百三十七號(七) 二二〇	○ 大和國中七郵便局郵便為替事務開設 (省)遞信第百九十四號(九) 二六七	○ 大和國中八郵便局郵便為替事務開設 (省)遞信第百五十九號(二) 四九九	○ 大和國針ヶ別所郵便局郵便為替事務開設 (省)遞信第百七十號(二) 五〇六	○ 河内國國分、三門市郵便局郵便為替事務開設 (省)遞信第百三十七號(七) 二二〇	○ 河内國中五郵便局郵便為替事務開設 (省)遞信第百五十九號(二) 四九九	○ 和泉國堺郵便局電信為替開設 (省)遞信第百八十五號(九) 二六二	○ 和泉國信達、貝塚郵便局郵便為替事務開設 (省)遞信第百三十七號(七) 二二〇	○ 和泉國長承寺郵便局郵便為替事務開設 (省)遞信第百九十四號(九) 二六七	○ 攝津國大阪ニ郵便為替貯金分局設置並ニ其受持區域 (省)遞信第百十五號(七) 九七	○ 攝津國大阪郵便為替貯金局出張所受持區域中沖繩縣 編入 (省)遞信第百三十五號(三) 八〇	○ 攝津國大阪郵便電信局ニテ至急私報ハ晝夜ノ別ナク 受付發送 (省)遞信第百七十三號(三) 五〇八	○ 攝津國大坂郵便電信局ニテ歐文電報數字及亞刺比亞 數字記入ノ和文電報取扱方 (省)遞信第百六號(六) 二〇八	○ 攝津國大坂郵便電信局添町電信支局設置 (省)遞信第百十二號(六) 二二一	○ 攝津國大坂郵便電信局川口郵便支局同電信支局合併 (省)遞信第百二十四號(二) 四二七	○ 攝津國大阪市四區川口、南區島ノ内郵便支局電信為 替開設 (省)遞信第百六十二號(三) 一四七	○ 攝津國大阪市中五郵便為替取扱所設置 (省)遞信第百十五號(六) 二二二	○ 攝津國神戶郵便電信局兵庫郵便支局同電信支局合併 (省)遞信第百四十八號(三) 八九	○ 攝津國神戶市兵庫郵便電信支局電信為替事務開設 (省)遞信第百八十三號(四) 一七〇	○ 攝津國神戶郵便電信局ニテ至急私報ハ晝夜ノ別ナク 受付發送 (省)遞信第百七十三號(三) 五〇八	○ 攝津國湯山郵便電信局外三郵便局改稱 (省)遞信第百五十四號(三) 九七	○ 攝津國稻地郵便局移轉改稱 (省)遞信第百二十七號(二) 四〇八	○ 攝津國道場川原郵便局改稱 (省)遞信第百七十九號(三) 五二八	○ 攝津國御影郵便電信局電信為替開設 (省)遞信第百八十五號(九) 二六二	○ 攝津國中五郵便局郵便為替事務開設 (省)遞信第百五十九號(二) 四九九	○ 攝津國有馬郵便電信局ニテ歐文電報數字及亞刺比亞 數字記入ノ和文電報取扱方 (省)遞信第百六號(六) 二〇八
-------------------------------------	---	--	--	---	--	--	---------------------------------------	---	---	---	--	---	---	---	---	--	--	--	--	---	--	--------------------------------------	--------------------------------------	--	--	---

○ 攝津國有馬郵便電信局ニテ歐文電報數字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱フ (告) 遞信第二百三十三號(一)四〇〇	○ 尾張國名古屋郵便電信局ニテ至急私報ハ發夜ノ別ナク受付發送 (告) 遞信第二百七十三號(一)三五〇八
○ 伊賀國平山郵便局改稱 (告) 遞信第二百五十四號(三) 九七	○ 尾張國名古屋市中三郵便局爲替取扱所設置 (告) 遞信第一百五號(六) 二二二
○ 伊賀國柘植郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第四百六十六號(七) 二三四	○ 尾張國常滑郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第二百二十六號(一)〇四八
○ 伊勢國神戸郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第二百五十一號(一)四九〇	○ 尾張國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
○ 伊勢國松阪電信局ヲ三等トシ郵便局ト合併 (告) 遞信第八十八號(五) 一九一	○ 尾張國豐江、大野郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第八十四號(九) 二六一
○ 伊勢國松坂郵便電信局ニテ歐文電報數字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱フ (告) 遞信第九十九號(六) 二二四	○ 尾張國大府郵便局郵便爲替及貯金事務開辦 (告) 遞信第二百六十九號(一)三五〇五
○ 伊勢國中三郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七	○ 尾張國中四郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第二百七十號(一)五〇六
○ 伊勢國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第四百六十六號(七) 二三四	○ 尾張國野間、師崎郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第二百八十七號(二)三三四
○ 伊勢國中五郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第九十四號(九) 二二七	○ 三河國西端郵便局廢止 (告) 遞信第二十九號(二) 七五
○ 伊勢國桑名、山田郵便局電信爲替開辦 (告) 遞信第八十五號(九) 二二六	○ 三河國北大嶽郵便局設置 (告) 遞信第三十號(三) 七五
○ 志摩國島羽電信局ヲ三等トシ郵便局ト合併 (告) 遞信第八十八號(五) 一九一	○ 三河國北大嶽郵便局ニテ四端郵便局貯金事務繼續取扱 (告) 遞信第三十一號(三) 七五
○ 志摩國上ノ郷郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七	○ 三河國西尾郵便電信局ヲ三等トシ郵便局ト合併 (告) 遞信第七十七號(四) 一六七
○ 志摩國波切郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第四百六十六號(七) 二三四	○ 三河國中六郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七

○ 三河國豐橋、岡崎郵便局電信爲替開辦 (告) 遞信第八十五號(九) 二二六	○ 駿河國江ノ浦郵便局ニテ獅子濱郵便局貯金事務繼續取扱フ (告) 遞信第四十四號(三) 八四
○ 三河國本權、福岡郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第五百五十二號(七) 二二八	○ 駿河國中八郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第四十六號(三) 八九
○ 三河國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第八十四號(九) 二二六	○ 駿河國沼津郵便局電信爲替開辦 (告) 遞信第三十九號(三) 八一
○ 三河國中四郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第二百七十號(二)三五〇六	○ 甲斐國駒師郵便局設置 (告) 遞信第八十五號(九) 二二六
○ 遠江國中泉郵便局設置 (告) 遞信第十一號(一) 五〇	○ 甲斐國井山郵便局移轉改稱 (告) 遞信第三號(二) 八八
○ 遠江國中泉郵便局ニテ同郵便貯金預所ノ事務繼續取扱 (告) 遞信第十三號(一) 五二	○ 甲斐國中四郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
○ 遠江國御前崎郵便局設置 (告) 遞信第二百四十八號(一)四七六	○ 甲斐國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第四百六十六號(七) 二三四
○ 遠江國奈其野郵便局移轉改稱 (告) 遞信第五十七號(三) 一一〇	○ 甲斐國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第二百號(九) 二七〇
○ 遠江國濱松郵便局電信爲替開辦 (告) 遞信第八十五號(九) 二二六	○ 甲斐國右左口、利狩郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第二百五十九號(二)四九九
○ 遠江國中十四郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第三十九號(三) 八一	○ 甲斐國秋田郵便局郵便爲替及貯金事務開辦 (告) 遞信第二百八十六號(二)三三四
○ 遠江國地頭方郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第四十七號(三) 八九	○ 甲斐國諏訪郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第二百八十七號(二)三三四
○ 遠江國家山郵便局郵便爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第八十三號(九) 二二〇	○ 甲斐國旗橋郵便電信局電信爲替開辦 (告) 遞信第二百八十七號(二)三三四
○ 遠江國中泉堀ノ内郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第八十四號(九) 二二一	○ 伊豆國中六郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第八十五號(九) 二二二
○ 駿河國獅子濱郵便局廢止江ノ浦郵便局設置 (告) 遞信第八十四號(九) 二二一	○ 伊豆國中六郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第三十九號(三) 八一

- 伊豆國梨本郵便局郵便爲替及貯金事務開辦 (告) 遞信第四百號(三) 八二
- 伊豆國熱海郵便局電信爲替開辦 (告) 遞信第四百八十五號(九) 二六二
- 相模國會原郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 相模國宮ノ下郵便局同電信局合併 (告) 遞信第二百七十二號(三) 五〇八
- 相模國中十郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第三十九號(三) 八一
- 相模國小田原郵便局電信爲替開辦 (告) 遞信第四百八十五號(九) 二六二
- 武藏國東京郵便電信局ニテ至急私報ハ晝夜ノ別ナク受付發送 (告) 遞信第二百七十三號(三) 五〇八
- 武藏國東京市麹町、下谷、神田郵便支局ヲ郵便電信支局トス (告) 遞信第四號(二) 三八
- 武藏國東京郵便電信局牛込電信支局設置 (告) 遞信第六號(二) 三八
- 武藏國東京郵便電信局四ッ谷郵便支局同電信支局合併 (告) 遞信第五號(二) 三八
- 武藏國東京市本郷郵便支局同電信支局合併 (告) 遞信第二百二號(五) 二〇〇
- 武藏國東京市牛込郵便支局同電信支局合併 (告) 遞信第二百二十號(六) 二二四
- 武藏國東京市中五郵便電信支局及郵便支局電信爲替開辦 (告) 遞信第四百八十五號(九) 二六二
- 武藏國東京市神田郵便電信支局電信爲替開辦 (告) 遞信第四百八十七號(九) 二六四
- 武藏國東京市中八郵便爲替取扱所設置 (告) 遞信第五百十五號(六) 三三三
- 武藏國東京市中二郵便爲替取扱所設置 (告) 遞信第七十一號(八) 二四九
- 武藏國橫濱郵便電信局ニテ至急私報ハ晝夜ノ別ナク受付發送 (告) 遞信第二百七十三號(三) 五〇八
- 武藏國赤羽郵便局設置 (告) 遞信第二百七十七號(三) 五二八
- 武藏國原町郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 武藏國川越電信局ヲ三等トシ郵便局ト合併 (告) 遞信第八十九號(五) 一九二
- 武藏國川越郵便電信局ニテ歐文並ニ數字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱ヲ (告) 遞信第一百九號(六) 三三四
- 武藏國中六郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第三十九號(三) 八一
- 武藏國金澤郵便局郵便爲替及貯金事務開辦 (告) 遞信第四十七號(三) 八九
- 武藏國上尾郵便局郵便爲替及貯金事務開辦 (告) 遞信第三百三十六號(七) 三三九
- 武藏國中五郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第三百三十七號(七) 三三〇
- 武藏國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第四百八十五號(九) 二六二
- 武藏國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第四百八十七號(九) 二六四
- 武藏國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第五百十五號(六) 三三三
- 武藏國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第七十一號(八) 二四九
- 武藏國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第二百七十三號(三) 五〇八
- 武藏國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第二百七十七號(三) 五二八
- 武藏國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 武藏國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第八十九號(五) 一九二
- 武藏國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第一百九號(六) 三三四
- 武藏國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第三十九號(三) 八一
- 武藏國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第四十七號(三) 八九
- 武藏國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第三百三十六號(七) 三三九
- 武藏國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第三百三十七號(七) 三三〇

- 武藏國船ヶ谷郵便電信局八王子郵便局電信爲替開辦 (告) 遞信第四百八十四號(九) 二六一
- 武藏國宮浦郵便局郵便爲替及貯金事務開辦 (告) 遞信第四百八十五號(九) 二六二
- 武藏國中五郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第二百五十八號(三) 四九九
- 安房國東江見郵便局改稱 (告) 遞信第二百五十九號(三) 四九九
- 安房國加知山郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 安房國布良、花輪郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第二百二十九號(七) 三三四
- 安房國松田、那古郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第二百五十九號(三) 四九九
- 上總國中野郵便局改稱 (告) 遞信第二百七十號(三) 五〇六
- 上總國鶴舞郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 上總國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第二百二十九號(七) 三三四
- 上總國中四郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第九十四號(九) 二六七
- 上總國中四郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第二百五十九號(三) 四九九
- 下總國佐倉郵便局同電信局合併 (告) 遞信第一百八十八號(六) 二二四
- 下總國中三郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 下總國原野郵便局改稱 (告) 遞信第二百五十九號(三) 四九九
- 下總國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第二百二十九號(七) 三三四
- 下總國中四郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第二百七十號(三) 五〇六
- 下總國中四郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第二百八十七號(三) 五二四
- 下總國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第一百八十五號(九) 二六二
- 常陸國中三郵便局改稱 (告) 遞信第二十一號(三) 六〇
- 常陸國中三郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 常陸國大貫郵便局移轉改稱 (告) 遞信第二百六十七號(三) 五〇四
- 常陸國土浦郵便局同電信局合併 (告) 遞信第二百五十五號(〇) 三二二
- 下總國佐原郵便電信局ニテ歐文並ニ數字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱ヲ (告) 遞信第一百十九號(六) 三三四
- 下總國宗道、行徳、大和田郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第二百二十九號(七) 三三四
- 下總國檢見川郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第四百四十六號(七) 三三四
- 下總國路川郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第四百八十四號(九) 二六一
- 下總國安食、太田郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第九十四號(九) 二六七
- 下總國中五郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第二百五十九號(三) 四九九
- 下總國中四郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第二百七十號(三) 五〇六
- 下總國中四郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第二百八十七號(三) 五二四
- 下總國中三郵便局郵便爲替事務開辦 (告) 遞信第一百八十五號(九) 二六二
- 常陸國中三郵便局改稱 (告) 遞信第二十一號(三) 六〇
- 常陸國中三郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 常陸國大貫郵便局移轉改稱 (告) 遞信第二百六十七號(三) 五〇四
- 常陸國土浦郵便局同電信局合併 (告) 遞信第二百五十五號(〇) 三二二

- 常陸國土浦郵便局電信為替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 常陸國小川外三郵便局郵便為替事務開設 (告) 遞信第百二十九號(七) 二三四
- 常陸國大津、關本郵便局郵便為替事務開設 (告) 遞信第百八十四號(九) 二六一
- 常陸國中六郵便局郵便為替事務開設 (告) 遞信第百七十七號(三) 二五〇六
- 近江國市橋、橋本郵便局改稱 (告) 遞信第百五十四號(三) 九七
- 近江國鹽井郵便局移轉改稱 (告) 遞信第百八十四號(四) 一七〇
- 近江國守山、高宮、寺庄郵便局郵便為替事務開設 (告) 遞信第百二十九號(七) 二三四
- 近江國中五郵便局郵便為替事務開設 (告) 遞信第百八十四號(九) 二六一
- 近江國中六郵便局郵便為替事務開設 (告) 遞信第百五十九號(三) 二四九九
- 近江國山上郵便局郵便為替事務開設 (告) 遞信第百七十七號(三) 二五〇六
- 近江國中三郵便局郵便為替事務開設 (告) 遞信第百八十七號(三) 二五〇四
- 近江國彦根、八幡郵便局電信為替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 美濃國中三郵便局設置 (告) 遞信第百五十五號(三) 一〇九九
- 美濃國河渡、池田、町屋郵便局廢止 (告) 遞信第百五十六號(三) 一〇
- 美濃國中六郵便局改稱 (告) 遞信第百五十四號(三) 九七
- 美濃國笠松郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第百八十二號(二) 二五九九
- 美濃國中三郵便局郵便為替事務開設 (告) 遞信第百五十二號(七) 二三八
- 美濃國苗木、黒俣郵便局郵便為替事務開設 (告) 遞信第百九十四號(九) 二六七
- 美濃國關ヶ原、美江寺郵便局郵便為替事務開設 (告) 遞信第百七十七號(三) 二五〇六
- 美濃國大垣郵便局電信為替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 飛騨國今見、御母衣郵便局設置 (告) 遞信第百五十五號(三) 一〇九九
- 飛騨國中十六郵便局改稱 (告) 遞信第百五十四號(三) 九七
- 飛騨國下呂郵便局郵便為替事務開設 (告) 遞信第百五十二號(七) 二三八
- 飛騨國東茂住郵便局郵便為替事務開設 (告) 遞信第百九十四號(九) 二六七
- 飛騨國高山郵便局電信為替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 信濃國岡谷郵便電信局設置 (告) 遞信第百十三號(六) 二二二
- 信濃國道分郵便局廢止 (告) 遞信第百八十八號(九) 二六五
- 信濃國青具郵便局移轉改稱 (告) 遞信第百二十二號(六) 二二二
- 信濃國海尻郵便局移轉改稱 (告) 遞信第百五十六號(三) 一〇

- 信濃國須原郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第百七十六號(三) 二五二七
- 信濃國赤穂郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第百五十二號(三) 九七
- 信濃國中野郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第百十七號(六) 二二三
- 信濃國上諏訪郵便局同電信局合併 (告) 遞信第百四十四號(七) 二二三
- 信濃國飯田電信局ヲ三等トシ郵便局ト合併 (告) 遞信第百九十七號(五) 一九七
- 信濃國飯田郵便電信局ニテ歐文並ニ歐字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱フ (告) 遞信第百八十九號(五) 一九二
- 信濃國中三郵便電信局郵便電信為替開設 (告) 遞信第百十九號(六) 二二四
- 信濃國中五郵便局郵便為替事務開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 信濃國奈良井郵便局郵便為替及貯金事務開設 (告) 遞信第百五十二號(七) 二三八
- 信濃國中五郵便局郵便為替事務開設 (告) 遞信第百九十九號(九) 二七〇
- 信濃國中四郵便電信局郵便為替及貯金事務開設 (告) 遞信第百九十九號(九) 二七〇
- 信濃國中十三郵便局郵便為替事務開設 (告) 遞信第百六十九號(三) 二五〇五
- 信濃國菊谷原郵便局郵便為替事務開設 (告) 遞信第百七十七號(三) 二五〇六
- 上野國大田郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第百八十七號(三) 二五〇四
- 上野國中十郵便局郵便為替事務開設 (告) 遞信第百六十七號(八) 二四八
- 上野國花輪郵便局郵便為替及貯金事務開設 (告) 遞信第百三十九號(三) 八一
- 上野國桐生郵便電信局ニテ歐文並ニ歐字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱フ (告) 遞信第百四十九號(三) 八一
- 上野國中三郵便電信局電信為替開設 (告) 遞信第百十九號(六) 二二四
- 下野國岩船郵便局設置 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 下野國中四郵便局改稱 (告) 遞信第百五十五號(三) 一〇九九
- 下野國中十三郵便局郵便為替事務開設 (告) 遞信第百五十四號(三) 九七
- 下野國益子郵便局郵便為替事務開設 (告) 遞信第百三十九號(三) 八一
- 下野國中三郵便局郵便電信局電信為替開設 (告) 遞信第百二十九號(七) 二三四
- 磐城國中五郵便局改稱 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 磐城國植田郵便局改稱 (告) 遞信第百五十四號(三) 九七
- 磐城國中三郵便局ヲ三等トシ郵便局ト合併 (告) 遞信第百四十七號(七) 二二六

- 磐城國刈田郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第七十七號(四) 一六七
- 磐城國植田郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第三百三十六號(七) 二三五
- 磐城國江江郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第三百三十七號(七) 二三〇
- 磐城國中三郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第六十九號(八) 二四八
- 磐城國中三郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第九十四號(九) 二六七
- 磐城國湯水郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百三十八號(二) 四五六
- 磐城國中四郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百七十號(二) 五〇六
- 磐城國中四郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百八十七號(三) 五三四
- 磐城國平郵便電信局白河郵便局電信為替開施 (告) 遞信第八十五號(九) 二六二
- 岩代國上飯阪、高玉村、海海郵便局改稱 (告) 遞信第九十四號(三) 九七
- 岩代國保原郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第九十九號(九) 二六五
- 岩代國坂下郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第二百七十八號(三) 五三八
- 岩代國桑折郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第二百七十五號(三) 五二一
- 岩代國二本松郵便電信局ニテ歐文並ニ歐字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱ヲ (告) 遞信第三百十九號(六) 二二四
- 岩代國蘆花、鹽川郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第三百三十七號(七) 二三〇
- 岩代國輕井澤郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第九十三號(九) 二六六
- 岩代國川口、針道郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第九十四號(九) 二六七
- 岩代國片門郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百七十號(三) 五〇六
- 岩代國中八郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百八十七號(三) 五三四
- 岩代國郡山郵便局須賀川郵便局電信為替開施 (告) 遞信第八十五號(九) 二六二
- 陸前國仙臺郵便電信局ニテ至急私報ハ晝夜ノ別ナク交付發送 (告) 遞信第二百七十三號(三) 五〇八
- 陸前國嶺峯郵便局設置 (告) 遞信第七十三號(四) 一六四
- 陸前國細倉郵便局設置 (告) 遞信第二百五十五號(二) 四九六
- 陸前國馬場郵便局移轉改稱 (告) 遞信第三十四號(三) 七六
- 陸前國中四郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 陸前國南小田郵便局改稱 (告) 遞信第二百五十七號(八) 二四三
- 陸前國氷上郵便局改稱 (告) 遞信第二百四十三號(二) 四五八
- 陸前國高滝水、雄勝郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百四十三號(二) 四五八

- 陸前國石巻、鹽竈郵便局電信為替開施 (告) 遞信第三百三十七號(七) 二三〇
- 陸前國柳津郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第八十五號(九) 二六二
- 陸前國小牛田郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第九十三號(九) 二六六
- 陸前國世田米郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第九十四號(九) 二六七
- 陸前國津谷郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百九號(九) 二七〇
- 陸前國大原濱郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第二百五十九號(二) 四九九
- 陸前國小白濱郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百八十六號(二) 五三四
- 陸前國小阪磯山郵便局設置 (告) 遞信第二百八十七號(二) 五三四
- 陸前國横川目村下村、湯田村杉名畑郵便局改稱 (告) 遞信第五十五號(三) 一〇九
- 陸前國替代郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第二百四十三號(二) 四九八
- 陸前國中三郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第四百四十五號(七) 二三四
- 陸前國中三郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第四百四十六號(七) 二三四
- 陸前國中三郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百九號(九) 二七〇
- 陸前國小阪磯山郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第二百六十九號(三) 五〇九
- 陸前國大野郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第二百八十六號(三) 五三四
- 陸前國中六郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百八十七號(三) 五三四
- 陸前國中六郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百八十七號(三) 五三四
- 陸前國青森郵便電信局ニテ至急私報ハ晝夜ノ別ナク交付發送 (告) 遞信第二百七十三號(二) 五〇八
- 陸前國戸來村金ヶ澤郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 陸前國中十三郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第三十九號(三) 八二
- 陸前國浄法寺郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百八十七號(二) 五三四
- 陸前國弘前、八戸郵便局電信為替開施 (告) 遞信第八十五號(九) 二六二
- 羽前國本合海町郵便局改稱 (告) 遞信第二百三十一號(一〇) 四三三
- 羽前國大山及加茂郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第五百四十四號(八) 二四一
- 羽前國宮内郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第六十四號(八) 二四七

- 羽後國中四郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第二百三十七號(七) 二三〇
- 羽前國中三郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第二百七十九號(九) 二七〇
- 羽前國海味、東岩本郵便局郵便爲替及貯金事務開施  
(告) 遞信第二百八十六號(二) 二五三
- 羽前國中四郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第二百八十七號(二) 二五二
- 羽前國米澤、島崎郵便局電信爲替開施  
(告) 遞信第二百八十五號(九) 二六二
- 羽後國土崎渡郵便局郵便電信局トス  
(告) 遞信第一號(一) 三六
- 羽後國大曲郵便局郵便電信局トス  
(告) 遞信第二百四十二號(二) 二四八
- 羽後國湯澤郵便局郵便電信局トス  
(告) 遞信第二百六十五號(二) 二五〇
- 羽後國中四郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第四百四十二號(七) 二二一
- 羽後國中三郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第二百號(九) 二七〇
- 羽後國中三郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第二百五十九號(二) 二四九
- 羽後國中六郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第二百七十號(二) 二五〇

- 羽後國院内銀山郵便局郵便爲替及貯金事務開施  
(告) 遞信第二百八十六號(二) 二五三
- 羽後國吹浦郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第二百八十七號(二) 二五二
- 羽後國中三郵便局郵便電信局電信爲替開施  
(告) 遞信第二百八十五號(九) 二六二
- 若狹國小濱電信局ト三等トシ郵便局ト合併  
(告) 遞信第六十三號(三) 一四七
- 若狹國小濱郵便電信局電信爲替開施  
(告) 遞信第二百八十五號(九) 二六二
- 若狹國早瀬、熊川、本郷郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第三十九號(三) 八一
- 越前國飯井港郵便局改稱  
(告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 越前國中五郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第三十九號(三) 八一
- 越前國敦賀、三國郵便局電信爲替開施  
(告) 遞信第二百八十五號(九) 二六二
- 加賀國金澤郵便電信局ニテ至急私報ハ晝夜ノ別ナク  
受付發送  
(告) 遞信第二百七十三號(二) 二五〇
- 加賀國金澤市片町郵便爲替取扱所設置  
(告) 遞信第二百五十九號(二) 二四九
- 加賀國山代、別宮、山中郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第三十九號(三) 八一
- 加賀國小松、大聖寺郵便局電信爲替開施  
(告) 遞信第三十九號(三) 八一

- 能登國中六郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第二百八十五號(九) 二六二
- 能登國中七尾郵便局電信爲替開施  
(告) 遞信第三十九號(三) 八一
- 越中國松本間、杉木新郵便局改稱  
(告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 越中國魚津電信局ト三等トシ郵便局ト合併  
(告) 遞信第六十三號(三) 一四七
- 越中國高岡郵便局電信局合併  
(告) 遞信第四百四十號(七) 二二一
- 越中國高岡郵便電信局ニテ歐文電報數字及並刺比亞  
數字記入ノ和文電報取扱ヲ  
(告) 遞信第二百五十五號(八) 二四二
- 越中國戸出、福野郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第四百四十六號(七) 二三四
- 越中國上瀧郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第二百五十二號(七) 二二八
- 越中國中三郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第二百八十四號(九) 二六一
- 越中國中三郵便電信局電信爲替開施  
(告) 遞信第二百八十五號(九) 二六二
- 越後國新潟郵便電信局ニテ至急私報ハ晝夜ノ別ナク  
受付發送  
(告) 遞信第二百七十三號(二) 二五〇
- 越後國中九郵便局改稱  
(告) 遞信第五十四號(三) 九七

- 越後國興板郵便局改稱  
(告) 遞信第二百二十七號(七) 二三三
- 越後國竹澤郵便局郵便爲替及貯金事務開施  
(告) 遞信第二百五十一號(七) 二三八
- 越後國中四郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第二百五十二號(七) 二三八
- 越後國中七郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第二百九十九號(九) 二七〇
- 越後國中二十郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第二百九十九號(二) 二四九
- 越後國川浦、荒瀧郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第二百七十號(二) 二五〇
- 越後國直江津郵便電信局電信爲替事務開施  
(告) 遞信第八十六號(五) 一八九
- 越後國中三郵便局電信爲替開施  
(告) 遞信第二百八十五號(九) 二六二
- 佐渡國多田郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第二百七十號(二) 二五〇
- 丹波國中四郵便局改稱  
(告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 丹波國宮ノ脇郵便局移轉改稱  
(告) 遞信第八十五號(四) 一七二
- 丹波國井ノ井郵便局移轉改稱  
(告) 遞信第二百五十五號(一〇) 二七五
- 丹波國須知郵便局郵便爲替事務開施  
(告) 遞信第二百二十九號(七) 二二四





- 備後國三瓦坂、月手郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第二百十七號(一〇四二)
- 安藝國廣島郵便電信局ニテ至急私報ハ晝夜ノ間ナク受付發送 (告) 遞信第二百七十三號(二二五〇八)
- 安藝國玖島郵便局設置 (告) 遞信第三十七號(三) 八〇
- 安藝國次田郵便局廢止 (告) 遞信第三十八號(三) 八〇
- 安藝國玖島郵便局ニテ友田郵便局貯金事務繼續取扱 (告) 遞信第六十四號(三) 一四八
- 安藝國中三郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 安藝國中三郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第四百四十六號(七) 二三四
- 安藝國浦刈島郵便局郵便為替及貯金事務開始 (告) 遞信第二百十六號(一〇四三)
- 安藝國瀬戸島、祇園郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第二百十七號(一〇四三)
- 安藝國吳郵便局電信為替開始 (告) 遞信第四百八十五號(九) 二六二
- 周防國柳井津郵便電信局外四郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 周防國下松郵便局郵便為替及貯金事務開始 (告) 遞信第四百四十一號(七) 二三一
- 周防國中三郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第四百四十二號(七) 二三一
- 周防國阿知須、鹿野郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第四百四十二號(七) 二三一
- 周防國中三郵便電信局郵便局電信為替開始 (告) 遞信第二百十七號(一〇四二)
- 長門國赤間關ニ郵便為替貯金分局設置並ニ其受持區域編入替 (告) 遞信第十五號(七) 九七
- 長門國赤間關郵便為替貯金局出張所受持區域中沖細照編入替 (告) 遞信第三十五號(三) 八〇
- 長門國赤間關郵便電信局ニテ至急私報ハ晝夜ノ間ナク受付發送 (告) 遞信第二百七十三號(二二五〇八)
- 長門國中七郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 長門國小事郵便局郵便為替及貯金事務開始 (告) 遞信第四百九十九號(九) 二七〇
- 長門國伊佐、吉浦郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第二百號(九) 二七〇
- 紀伊國中十郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 紀伊國日方郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二百三號(一〇三七五)
- 紀伊國中本郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二百四十五號(二) 四七四
- 紀伊國新宮郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二百六十一號(二) 五〇一
- 紀伊國中四郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第三百三十七號(七) 二三〇
- 紀伊國和歌郵便局郵便為替及貯金事務開始 (告) 遞信第三百三十七號(七) 二三〇

- 紀伊國鹽津、金屋郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第四百八十三號(九) 二六〇
- 紀伊國元村、山口郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第四百八十四號(九) 二六二
- 紀伊國江佐、船津郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第二百五十九號(二二四九)
- 紀伊國田邊郵便電信局電信為替開始 (告) 遞信第二百八十七號(二二五二)
- 淡路國中三郵便局改稱 (告) 遞信第四百八十五號(九) 二六二
- 淡路國中三郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 淡路國志筑、市村郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第四百四十二號(七) 二三一
- 淡路國船原郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第四百九十四號(九) 二六七
- 淡路國中三郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第二百五十九號(二二四九)
- 阿波國中ノ庄、谷江山清水郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 阿波國平谷郵便局移轉改稱 (告) 遞信第四百八十六號(九) 二六四
- 阿波國中三郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第四百四十二號(七) 二三一
- 阿波國中三郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第四百八十四號(九) 二六一
- 阿波國撫養郵便局電信為替開始 (告) 遞信第四百八十四號(九) 二六一
- 讚岐國中四郵便局改稱 (告) 遞信第四百八十五號(九) 二六二
- 讚岐國志度郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第五百十三號(八) 二四一
- 讚岐國中三郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第二百七十五號(二) 五一一
- 讚岐國中三郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第四百四十六號(七) 二三四
- 讚岐國中三郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第二百號(九) 二七〇
- 伊豫國中十四郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 伊豫國三津濱郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二百八十一號(二二五二)
- 伊豫國中四郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第四百四十六號(七) 二三四
- 伊豫國中三郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第四百四十六號(七) 二三四
- 伊豫國宇和島、今治郵便局電信為替開始 (告) 遞信第四百八十五號(九) 二六二
- 土佐國中十郵便局改稱 (告) 遞信第二十七號(三) 七三
- 土佐國伊野郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 土佐國中四郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第四百九十二號(九) 二六六
- 土佐國中四郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第四百四十六號(七) 二三四

- 土佐國甲浦郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第二百十六號(一〇)四三
- 土佐國宇佐郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百十七號(一〇)四二
- 土佐國中村、須崎郵便電信局電信為替開施 (告) 遞信第八十五號(九) 二六三
- 筑前國中四郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 筑前國二日市郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百二十九號(七) 三三四
- 筑前國中五郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百號(九) 二七〇
- 筑後國中四郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 筑後國三池町郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百二十九號(七) 三三四
- 筑後國柳川郵便局電信為替開施 (告) 遞信第八十五號(九) 二六三
- 豐前國大橋郵便電信局外四郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 豐前國門司、豐津、樋田郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百二十九號(七) 三三四
- 豐前國小倉、中津郵便局電信為替開施 (告) 遞信第二百十七號(一〇)四三
- 豐前國龍王郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百十七號(一〇)四三
- 豐後國右田郵便局設置 (告) 遞信第五十五號(三) 一〇九
- 豐後國町田郵便局廢止 (告) 遞信第五十六號(三) 一一〇
- 豐後國中四郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 豐後國中四郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百二十九號(七) 三三四
- 豐後國蒲江竹田津郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百十七號(一〇)四三
- 肥前國長崎郵便電信局ニテ至急私報ハ晝夜ノ別ナク受付發送 (告) 遞信第二百七十三號(三)五〇八
- 肥前國柄崎郵便電信局極津郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 肥前國浦志々岐郵便局改稱 (告) 遞信第五十五號(三) 一〇八
- 肥前國小値賀島、當吹崎、戸村、朝ノ浦郵便局改稱 (告) 遞信第七十二號(九) 二五三
- 肥前國富江郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第二百十六號(一〇)四三
- 肥前國時津、神代郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百十七號(一〇)四三
- 肥前國高島郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第八十四號(九) 二六二
- 肥前國小濱、奈真、尾郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第四十二號(七) 二三三
- 肥前國武雄郵便電信局ニテ歐文電報數字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱ヲ (告) 遞信第二百九號(一〇)四九

- 肥前國島原港、佐世保郵便局電信為替開施 (告) 遞信第八十五號(九) 二六三
- 肥後國熊本郵便電信局ニテ至急私報ハ晝夜ノ別ナク受付發送 (告) 遞信第二百七十三號(三)五〇八
- 肥後國野々島郵便局廢止竹道郵便局設置 (告) 遞信第七十五號(九) 二五〇
- 肥後國中八郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 肥後國上村郵便局移轉改稱 (告) 遞信第五十七號(三) 一〇〇
- 肥後國中三郵便局改稱 (告) 遞信第五十六號(三) 一〇〇
- 肥後國南關郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第四十一號(七) 二三三
- 肥後國三角郵便電信局多其木、長洲郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第四十二號(七) 二三三
- 肥後國中四郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百號(九) 二七〇
- 肥後國八代郵便局電信為替開施 (告) 遞信第八十五號(九) 二六三
- 日向國高城、有水郵便局設置 (告) 遞信第五十五號(三) 一〇九
- 日向國山ノ口郵便局廢止 (告) 遞信第五十六號(三) 一一〇
- 日向國高城郵便局ニテ山ノ口郵便局貯金事務權撤取 (告) 遞信第六十一號(三) 一二〇
- 日向國山下郵便局設置 (告) 遞信第二百十九號(一〇)四三
- 日向國中五郵便局改稱 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
- 日向國松山郷新橋郵便局改稱 (告) 遞信第七十二號(九) 二五三
- 日向國美々津外三郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百十九號(七) 三三四
- 日向國中三郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百十七號(一〇)四三
- 日向國都城、延岡郵便電信局ニテ歐文電報數字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱ヲ (告) 遞信第二百十九號(七) 三三四
- 日向國中三郵便電信局電信為替開施 (告) 遞信第八十五號(九) 二六三
- 大隅國福山、横川郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第四十二號(七) 二三三
- 大隅國內ノ浦、佐多郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百十七號(一〇)四三
- 薩摩國郡山郵便局移轉改稱 (告) 遞信第五十七號(三) 一〇〇
- 薩摩國市來港、加世田郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第四十二號(七) 二三三
- 薩摩國指宿郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百十七號(一〇)四三
- 豊後國柳ノ浦郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第七十一號(四) 一六〇
- 豊後國諸吉村、渡邊郵便局改稱 (告) 遞信第五十五號(三) 一〇八
- 豊後國石田村、印通寺郵便局改稱 (告) 遞信第七十二號(九) 二五三

- 登岐國勝本郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第百五十一號(七) 二三八
- 對馬國琴村郵便局改稱 (告) 遞信第百五號(六) 二〇八
- 對馬國島知郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第百四十一號(七) 二二三
- 對馬國佐須奈郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第百二十七號(〇) 四二二
- 沖繩縣下ノ貯金預ケ人等貯金ニ關スル書類差出場所 (告) 遞信第百三十六號(三) 八〇
- 琉球國中三郵便局設置 (告) 遞信第百五十五號(三) 一〇九
- 琉球國首里郵便局外國郵便為替事務廢停 (告) 遞信第百十號(六) 二二〇
- 琉球國首里郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第百六十八號(八) 二四八
- 渡島國函館郵便電信局ニテ至念私報ハ晝夜ノ別ナク受付發送 (告) 遞信第百七十三號(二) 五〇八
- 渡島國尾札部村川波郵便局改稱 (告) 遞信第百五十四號(三) 九七
- 渡島國熊石郵便電信局及木古内郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第百六十七號(三) 一五六
- 渡島國上磯、福島郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第百八十六號(二) 五三四
- 渡島國江差、福山郵便局電信為替開施 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 後志國黒松内郵便局設置 (告) 遞信第百五十五號(三) 一〇九
- 後志國小樽郵便局電信為替事務開施 (告) 遞信第百七號(五) 一九九
- 後志國柳井郵便局古平郵便電信局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第百二十八號(七) 二三四
- 後志國能津野郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第百八十六號(二) 五三四
- 後志國高部、岩内郵便局電信為替開施 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 石狩國瀧川郵便局設置 (告) 遞信第百二十三號(三) 七一
- 石狩國角田郵便局設置 (告) 遞信第百五十二號(二) 四九〇
- 石狩國濱益、厚田郵便電信局瀧川郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第百二十八號(七) 二三四
- 石狩國江刺郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第百二十九號(七) 二三四
- 天鹽國中三郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第百七十五號(三) 五二一
- 天鹽國増毛郵便電信局電信為替開施 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 北見國丸尾郵便局設置 (告) 遞信第百七十五號(四) 一六七
- 北見國稚内郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第百七十五號(四) 一六七
- 北見國網走郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第百七十五號(三) 五二一

- 勝根國室岡郵便局改稱 (告) 遞信第百二十八號(七) 二三四
- 勝根國四紋離郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第百五號(六) 二〇八
- 日高國幌泉郵便局電信為替開施 (告) 遞信第百六十號(二) 五〇一
- 十勝國大津郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 釧路國熊牛村標茶郵便局改稱 (告) 遞信第百四十四號(三) 九七
- 釧路國標茶郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第百五十四號(三) 九七
- 釧路國釧路、厚岸郵便局電信為替開施 (告) 遞信第百二十八號(七) 二三四
- 根室國標津、野付郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 根室國標津郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第百四十一號(二) 四九八
- 千島國蘭石郵便局設置 (告) 遞信第百二十八號(七) 二三四
- 千島國斜古丹郵便局設置 (告) 遞信第百六十九號(四) 一六〇
- 帝國遞信省ト親列頭郵政院トノ間ニ締結セル改正郵便為替定約 (勅) 六月三十日(六) 二五二
- 日本遞信省ト加那太郵政廳トノ間ニ郵便ヲ以テ閉鎖小包ノ交換ニ關スル約定書 (勅) 九月九日(九) 四二二
- 日本加那太間ニ交換スル小包郵便規則 (告) 遞信第百十九號(九) 二六四
- 日本加那太間ニ交換スル小包郵便規則合 (告) 遞信第百七十六號(九) 二五八
- ナグアサ島宛郵便稅改定 (告) 遞信第百九號(五) 八七
- マダガスカル國マジャンガ港發着ノ郵便物取扱及課稅方 (告) 遞信第百七十六號(四) 一六七
- 獨逸政府保護所屬地萬國郵便為替約定ニ加入 (告) 遞信第百七號(六) 二〇九
- 本邦英國間ノ郵便為替料割合並ニ取扱局 (告) 遞信第百三十號(七) 二三五
- 清國北京外十一地宛發留郵便物ノ遞送料 (告) 遞信第百十號(二) 五〇
- 在清國及朝鮮國本邦郵便電信局郵便局等級 (告) 遞信第百三十八號(七) 二三〇
- 伊太利國ト別配達郵便交換 (告) 遞信第百三十五號(二) 四四一
- 萬國電信條約書ニ據リ發送スル電報料ハ郵便切手ヲ貼附シテ納メシム (告) 遞信第百一號(三) 三八
- 萬國郵便聯合條約實施細目規則第三十二條第八節修正 (告) 遞信第百九十一號(五) 一九三
- 萬國郵便聯合條約實施細目規則第四條貨物比例表中修正 (告) 遞信第百六十六號(八) 二四八
- 萬國郵便聯合條約實施細目規則第二十八條第五項中追加 (告) 遞信第百二十二號(二) 〇七五
- 萬國郵便聯合條約實施細目規則第三十二條第一項修正 (告) 遞信第百二十二號(二) 〇七五

正 (告) 逋信第二百五十四號(二)四九二

○外國通航ノ郵船下ノ關福江兩港へ廻船特許 (勅) 第二百六十二號(二)五五七

[移住]

○也田兵移住給與規則 (勅) 第七十六號(五) 一九六

[違犯、違法]

○軍港要港規則違犯者處分方 (法) 第八十三號(九) 二六一

○命令ノ條項違犯ニ關スル罰則 (法) 第八十四號(九) 二六一

○行政廳ノ違法處分ヲ行政裁判所ニ出訴シ得ヘキ事件 (法) 第六十六號(二)五二八

口ノ部

[露西亞]

○稅關法制定商船規則中一項及國內廻漕規則外國形日本船舶出入稅未納内外貨物廻漕規則西洋形日本船舶各開港場出入規則並ニ露西亞國領樺太島貿易出入港手數料物品稅免除ノ布告廢止 (法) 第八十號(九) 二五五

○支那朝鮮及露西亞細亞滿洲海州港將校給與規則及海軍武官官外國出張手當金支給內規廢止 (逋) 海軍第五十號(三) 七〇

[錄事]

○海軍各軍法會議主事錄事服務並ニ定員表 (勅) 第二百四十六號(二)五〇七

東京軍法會議錄事ヲ第一局軍法課筆務 (逋) 海軍第三百五十五號(三) 一八三

○師旅團並ニ屯田兵司令部出仕理事錄事等級區分表中錄事ノ部改正 (逋) 陸軍第八十五號(五) 三〇九

ハノ部

[博覽會]

○第三回內國勸業博覽會事務局官制中改正 (勅) 第十八號(三) 二七

○第三回內國勸業博覽會出品ニ關スル意匠登錄方 (勅) 第四十四號(三) 五四

○第三回內國勸業博覽會へ臨幸開會式 (告) 宮内第十一號(三) 八七

○第三回內國勸業博覽會規則ニ附則ヲ設ク (告) 第三回內國勸業博覽會事務局第九號(二) 五〇

○第三回內國勸業博覽會規則第六條更正 (告) 第三回內國勸業博覽會事務局第十號(二) 五二

○第三回內國勸業博覽會規則第四十三條但書追加 (告) 第三回內國勸業博覽會事務局第十一號(二) 七七

○第三回內國勸業博覽會規則第四十五條中改正 (告) 第三回內國勸業博覽會事務局第十二號(二) 七七

○第三回內國勸業博覽會規則第三十八條中及第四十五條更正 (告) 第三回內國勸業博覽會事務局第十四號(五) 一九二

○第三回內國勸業博覽會出品部類目錄第三部中追加 (告) 第三回內國勸業博覽會事務局第十五號(五) 一九三

○第三回內國勸業博覽會事務局移轉 (告) 第三回內國勸業博覽會事務局第十六號(九) 二六六

○明治二十四年シヤマイカ島博覽會條規摘譯 (告) 農商務第三號(四) 一七一

[博物館]

○明治二十二年連第十三號(帝國博物館官制中追加)廢止 (逋) 宮内第三號(六) 三九〇

○博物館書記ノ官等俸給 (逋) 宮内第九號(六) 三七〇

○博物館技手ノ官等俸給 (逋) 宮内第十四號(七) 四二二

○帝國博物館出品規則帝國博物館特別覽規則 (告) 宮内第二十一號(六) 二二五

[法制]

○法制局官制 (勅) 第九十一號(六) 二二六

[法例]

○法例 (法) 第九十七號(二)號外

[判事]

○判事懲戒法 (法) 第六十八號(八) 二二三

○判事檢察官等俸給令 (勅) 第五十八號(八) 三三九

○判事檢察裁判所書記及執達吏制服 (勅) 第二百六十號(二)五二五

[判任]

○判任官官等俸給令中改正追加 (勅) 第三十七號(三) 五〇

○判任官官等俸給令第二條改正 (勅) 第六十五號(八) 三三八

○判任官官等俸給令中改正ニ附キ其官等及進級年限規程 (訓) 內閣第一號(三) 一四〇

○特ニ官等俸給ノ規定アル判任官ハ仍ホ其規定ニ依ル (勅) 第三十八號(三) 五二

○大小林區署判任官俸給 (勅) 第二百二十八號(七) 三〇〇

○大小林區署判任官俸給改正ニ附キ其官等及進級年限 (訓) 內閣第七號(七) 二九六

○宮内省判任官陸軍年限 (逋) 宮内第六號(六) 三五五

○新原探炭所屬技手官等 (逋) 海軍第十一號(三) 一四四

○判任進等具申及増俸ニ關スル規程 (逋) 海軍第三百七十七號(三) 一八四

○判任文官進等具申及増俸ニ關スル規程第三項廢止 (逋) 海軍第三百五十四號(二)五六一

○文官俸給細則設定高等官俸給支給細則同附則判任官俸給支給細則廢止 (告) 大藏第十號(四) 六五

○內務省所管歳出ニ係ル判任官俸給支給定日 (訓) 內務第三十二號(八) 四〇二

○大藏省所管歳出ニ係ル判任官俸給支給定日 (訓) 大藏第二百二十二號(八) 三七

○陸軍省所管歳出ニ係ル判任文官俸給支給定日 (逋) 陸軍第八十三號(九) 五〇五

○海軍省所管歳出ニ係ル判任文官俸給支給定日 (逋) 海軍第三百二十號(九) 五〇〇

○大林區署判任官俸給支給定日 (逋) 海軍第三百二十號(九) 五〇〇

- 陸軍省判任官等級區別定員表 (勅)陸軍第五十二號(三) 一五五
- 判任官每等定員表改正 (達)海軍第三百三十六號(三) 一八三
- 判任文官每等定員表中改正追加 (達)海軍第二百四十六號(六) 三七八
- 判任文官每等定員表中改正(達)海軍第二百四十九號(六) 三八四
- 判任文官每等定員 (達)海軍第三百六十五號(二) 五七一
- 海軍省判任官配置表 (達)海軍第三百三十二號(三) 一七八
- 判任官以下辨當料支給方 (達)海軍第二百二十三號(三) 一五二
- 試補及判任官見習並ニ非職休職官吏ノ一年志願兵服役方 (勅)第六十二號(三) 九四
- 貴族院議員資格及選舉等裁判規則 (勅)第二百二十一號(一〇) 四六二
- 重罪輕罪ノ公訴ノ判決ニ對シ控訴アリタル場合、上告ニ由リ他ノ裁判所ニ移スノ旨渡アリタル場合ニ被管入拘禁中ノ費用支辨方 (省)內務第五號(一〇) 三九八
- 幕僚 (勅)第二百三十八號(一〇) 五〇〇
- 陸軍砲臺監守補充條例 (勅)第七十四號(八) 三六〇
- 陸軍砲臺監守補充手續 (達)陸軍第二百二十三號(三) 三三三
- 陸軍砲臺監守採用申出期限 (勅)第七十三號(八) 三五八
- 砲臺出入規則 (達)陸軍第二百二十四號(三) 三七三
- 砲臺出入規則第二條中改正 (達)陸軍第七十六號(九) 四九九
- 砲兵 (勅)陸軍砲兵工科學會ハカノ部學會ニ載ス (勅)第七十九號(五) 二〇三
- 要塞砲兵配置表 (勅)第八十三號(五) 二二〇
- 要塞砲兵制服 (勅)陸軍第二號(一) 一
- 要塞砲兵幹部練習所及砲兵工廠生徒學會生徒ハ士官候補生ヲ志願スルヲ得 (達)陸軍第二百二十三號(三) 一五二
- 要塞砲兵第一聯隊第一大隊幹部創設事務取扱場所 (達)陸軍第二百二十三號(三) 一五二
- 平時要塞砲兵一聯隊編制表 (達)陸軍第九十九號(五) 三三〇
- 要塞砲兵聯隊設置表 (達)陸軍第二百二十七號(三) 三七三
- 砲兵方面條例 (勅)第七十一號(八) 三五五
- 砲兵方面定員表 (達)陸軍第五十九號(五) 三三〇
- 砲兵方面武庫設置地方 (達)陸軍第六十一號(八) 四七六
- 砲兵方面支隊所在地砲兵工廠派出所派出方 (達)陸軍第七十四號(九) 四九七
- 砲兵工廠條例 (勅)第七十二號(八) 三五六
- 陸軍規則附表中東軍砲兵工廠生徒學會トアルヲ砲兵工科學會ト改ム (達)陸軍第三百三十七號(七) 四〇〇
- 砲兵工廠定員表 (達)陸軍第二百五十八號(八) 四七四
- 陸軍砲兵監護同階工下士補充條例 (勅)第七十三號(八) 三五八
- 野戰砲兵各中隊演習用備附更定 (達)陸軍第三百三十一號(七) 三八八
- 砲兵射擊演習教令廢止 (達)陸軍第七十三號(四) 二四四
- 砲臺輸卒ノ絨衣袴對馬醫備砲兵助卒ノ被服制 (達)陸軍第十二號(三) 五七
- 砲臺 (七) 砲臺野山砲臺履歷表編纂規則改正 (達)陸軍第八十四號(九) 五〇六
- 砲術 (七) 砲術練習規則 (達)海軍第五號(一) 一五
- 砲術練習規則追加 (達)海軍第二百二十四號(五) 三四六
- 砲術練習規則中加除 (達)海軍第三百六十號(一〇) 五六五
- 砲術練習艦乙種教程及教員教程 (達)海軍第十九號(二) 三八
- 商船學校生徒砲術練習艦乘組中取扱方 (達)海軍第七十九號(四) 三〇八
- 砲刀、砲槍 (七) 海軍砲刀操法海軍砲槍操法改正 (達)海軍第二百三十一號(六) 三五六
- 砲術 (七) 砲術練習艦附著方 (達)海軍第十號(二) 三三
- 砲臺 (七) 砲臺條例第一條改正 (勅)第七十二號(五) 一九四

- 砲兵監護一等給定員 (達)陸軍第六十四號(八) 四七七
- 陸軍砲兵監護補充手續 (達)陸軍第七十二號(八) 四八六
- 砲兵會議條例第一條中改正 (勅)第二百一十一號(九) 四二七
- 平時近衛步兵一聯隊編制同砲兵一聯隊編制表 (達)陸軍第五十七號(三) 一八四
- 近衛步兵一聯隊編制同砲兵一聯隊編制及同工兵一中隊編制表廢止 (達)陸軍第五十八號(三) 一九四
- 近衛步兵砲兵工廠建設者手順序 (達)陸軍第三百三十四號(七) 三九〇
- 戰時野戰砲兵一聯隊編制表及野戰砲兵補充中隊編制表 (達)陸軍第二十五號(三) 八一
- 平時野戰砲兵一聯隊編制表備考中改正追加 (達)陸軍第二十六號(三) 八五
- 平時屯田步兵一大隊編制同砲兵一聯隊編制同砲兵工廠編制同工兵工廠編制表 (達)陸軍第九十二號(九) 五二四
- 野戰砲兵一聯隊一箇年演習用彈藥火具支給表 (達)陸軍第八十一號(五) 三〇九
- 七洲米野山砲臺制式ヲ定メ野戰砲兵聯隊營內備付鍛工器具中ニ追加 (達)陸軍第三十一號(三) 六九
- 野戰砲兵所用調查表尺廢止 (達)陸軍第三十七號(三) 一一〇
- 野戰砲兵及輸重兵所用馬具附屬被服廢止 (達)陸軍第八十四號(五) 三〇九
- 野戰砲兵及輸重兵服用冷鍛裝飾器具制式 (達)陸軍第七十七號(九) 五〇一
- 砲臺 (七) 砲臺野山砲臺履歷表編纂規則改正 (達)陸軍第八十四號(九) 五〇六
- 砲術 (七) 砲術練習規則 (達)海軍第五號(一) 一五
- 砲術練習規則追加 (達)海軍第二百二十四號(五) 三四六
- 砲術練習規則中加除 (達)海軍第三百六十號(一〇) 五六五
- 砲術練習艦乙種教程及教員教程 (達)海軍第十九號(二) 三八
- 商船學校生徒砲術練習艦乘組中取扱方 (達)海軍第七十九號(四) 三〇八
- 砲刀、砲槍 (七) 海軍砲刀操法海軍砲槍操法改正 (達)海軍第二百三十一號(六) 三五六
- 砲術 (七) 砲術練習艦附著方 (達)海軍第十號(二) 三三
- 砲臺 (七) 砲臺條例第一條改正 (勅)第七十二號(五) 一九四

○ 褒章條例第一條中追加 (勅) 第二百六十六號(七) 二九八

○ 明治二十四年度地方聯合共進會(褒賞)下付停止 (訓) 農商務第二十四號(四) 三三〇

〔佩用〕  
○ 金鷄勳章ノ等級製式及佩用式 (勅) 第十一號(三) 一四

〔馬匹〕  
○ 乘馬飼養令ニ依リ飼養スル馬匹ノ調査及飼養料徴收區分表並ニ取扱方 (訓) 陸軍甲第十一號(五) 二五三

○ 乘馬飼養令ニ依リ飼養スル馬匹ノ調査及飼養料徴收區分表並ニ取扱方(訓) 陸軍甲第十四號(九) 四一〇

○ 乘馬飼養料並ニ拂下馬匹代價徴收方 (訓) 農商務第五十號(九) 四一六

〔馬車〕  
○ 街路(乘合馬車)營業人方車宿屋取締規則標準廢止 (訓) 內務第四十號(二〇) 四九八

〔馬具〕  
○ 陸軍將校馬具制中改正 (勅) 第二百九十二號(二) 七二〇

○ 陸軍將校馬具制中改正 (勅) 第九十四號(六) 二二九

○ 陸軍將校服制及馬具制中改正ノ處務制ノ分著用期限 (達) 陸達第二百二十八號(二) 七三五

○ 野戰砲兵及騎重兵所用馬具附屬裝備廢止 (達) 陸達第八十四號(五) 三〇九

○ 騎兵馬具制式 (達) 陸達第九十九號(六) 三五六

〔馬寮〕  
○ 馬寮器械定數ヲ定メ獸醫部治療器械此調劑器械定數表廢止 (達) 陸達第二百二十號(六) 三九八

〔暴風標〕  
○ 暴風標ノ設置ナキ港灣ニ在ル艦船警報通知方 (達) 海軍第三十三號(二) 五四

〔扱擧〕  
○ 海軍上長官士官扱擧進級取扱規則第二條中削除 (達) 海軍第四十七號(三) 六八

○ 海軍上長官士官扱擧進級取扱規則第四條第六條中改正削除 (達) 海軍第二百一號(五) 三三九

○ 海軍上長官士官扱擧進級取扱規則第六條中改正 (達) 海軍第三百號(八) 四八〇

〔版權〕  
○ 明治二十一年省令第一號(出版版權)本樂譜寫真版權條例ニ關スル願届手續(同)第三號(舊)出版條例ニ係ル手数料免許料納付方) 中改正追加 (省) 內務第一號(三) 五一

○ 版權登錄料同免許料登錄再渡下付手数料版權免許證明書下付手数料現金納付時間 (省) 內務第十一號(三) 一一九

〔報告〕  
○ 明治十九年省令第三號(月籍表)同第七號(警察及區區報告表)調製心得)廢止 (省) 內務第四號(八) 二五四

○ 賭報告書調製方 (訓) 大藏第四百一十一號(一〇) 四九七

○ 明治二十一年度備荒儲蓄金收支精算報告 (省) 大藏第十七號(三) 一一〇

○ 海軍高等武官任用條例中候補生試用報告表樣式 (達) 海軍第六十號(三) 七八

○ 糧食品計算假簿報告書樣式中改正削除 (達) 海軍第八十六號(五) 三三三

○ 明治十九年訓令第八號(府縣事務稟請)ヲ要セス處分後報告條件)第二十一項第二十二項處分方 (訓) 農商務第三十九號(七) 三二九

○ 米麥作柄農商務省へ報告方 (訓) 農商務第六十二號(二) 四六二

○ 船籍證書ヲ要セサル船舶報告施行期限 (訓) 逓信第九號(二) 四八八

〔配付、配賦、配置、配備、配達〕  
○ 官國幣社保存金配付年限更定 (訓) 內務第四十一號(二) 四六九

○ 明治二十年、二十一年第一師團騎兵隊へ入隊ノ士官候補生將校試験ニ及第シ師團隊セシ者配賦方 (達) 陸達第九十一號(五) 三三三

○ 工兵大隊作業器具表、工兵一中隊下士以下携帶器具分賦表、大小架橋機列器具材料員數表及配賦表、同團圖解、工兵中隊隊器具表、野戰電信材料團圖解、同員數表、兵站電信隊電信材料隊馬配賦表、同分配表及團解中加除改正 (達) 陸達第九十五號(二〇) 五九二

○ 明治二十三年近衛及海軍新兵配賦表 (訓) 大藏第七號(六) 二八六

○ 內務報告例更定 (訓) 內務第三十號(八) 三三七

○ 作業及鐵道會計規則ニ據リ要スル諸報告書諸表諸報簿書式 (省) 大藏第九號(三) 六一

○ 官立學校及圖書館會計規則ニ據リ要スル諸報告書諸表諸報簿書式 (省) 大藏第十四號(五) 九三

○ 國稅納期內皆納ニ至ラサルトキ主稅局へ送付スヘキ其實況及處分費報告表書式 (訓) 大藏第八號(三) 一八

○ 毎年度國稅賦課計算書調製手續設定租稅計算整理順序及地租延納年賦異動報告ノ二訓令廢止 (訓) 大藏第二十九號(三) 九七

○ 歲出仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任セシ經費ノ仕拂命令濟額及精算報告書調製樣式 (訓) 大藏第五十一號(三) 一四九

○ 仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任セシ諸拂戻及缺損補填金非職俸給ノ仕拂命令濟額報告書調製樣式 (訓) 大藏第五十二號(三) 一四九

○ 明治二十二年度諸貸付金増減報告書差出方 (訓) 大藏第五十七號(四) 一五三

○ 各金庫預金報告順序 (訓) 大藏第五十八號(四) 一六三

○ 會計主務官ヨリ金庫へ送付スル案内仕拂命令共同訓求書へ記入方支出簿支出版報告書へ登記方及仕拂命令交付方心得 (訓) 大藏第七十五號(五) 二四七

○ 作業及鐵道會計規則ニ據リ要スル諸報告書諸表諸報簿書式中記入心得 (訓) 大藏第七十七號(六) 二八六

- 海軍省定員表改正海軍省監護使丁給仕定員及配置表 (告)陸軍第七號(六) 二〇三
- 橫須賀鎮守府定員表改正及監護用使給仕砲丁最上限 (達)海軍第六十七號(三) 一八七
- 佐世保鎮守府定員表改正及鎮守府監護使丁給仕砲丁定員及配置表中佐世保ノ部删除 (達)海軍第七十八號(三) 一九五
- 吳鎮守府定員表改正及吳鎮守府監護使丁給仕砲丁最上限定員及配置表廢止 (達)海軍第三十三號(三) 一八五
- 海軍省制任官配置表 (達)海軍第三十二號(三) 一七六
- 掌砲兵配置表中改正 (達)海軍第二百二十二號(五) 三四六
- 掌水雷兵配置表中改正 (達)海軍第二百二十三號(五) 三四六
- 掌水雷兵配置表中追加 (達)海軍第三百十五號(八) 四九六
- 要塞砲兵配備表 (勅)第七十九號(五) 二〇三
- 水雷隊配備表 (勅)第七十九號(八) 三六四
- 彈藥糧秣用小銃彈藥配備表 (達)陸軍第十號(二) 一九九
- 電報差出方ヲ配達人ニ依テスル規程 (省)通信第二十一號(二)三四四
- 電報差出方ヲ配達人ニ依テスル規程 (勅)第九十三號(九) 三七九
- 發賣、頒布 ○出版物發賣頒布禁止ハシノ部出版ニ載ス [賣買、買却]
- 政府ノ工事又ハ物件ノ賣買貸借ニ關スル隨意契約方 (勅)第九十三號(九) 三七九
- 鐵道廳ニテ物件ノ賣買貸借ハ隨意契約ニ依ルヲ得
- 鐵道廳物品賣買規則 (勅)第二百七十七號(二)六六一
- 官有地特別處分規則ニ依リ官有地賣買渡方 (告)鐵道廳第二號(一〇)四二〇
- 造船材料ノ物品ニテ兵器艦艇等ノ製作ニ適當ノモノハ相當經費ニテ買受使用スルヲ得 (達)海軍第二百三十三號(六) 三五八
- 工事及物件賣買入札手續、同契約心得隨意契約心得設定 (訓)農商務第五十八號(二〇)四三五
- 內國稅徵收費所屬物件ノ借入及不用物品賣却契約ハ府縣知事適宜締結スルヲ得 (訓)大藏第七十四號(五) 二四六
- 明治二十二年陸軍第七十二號(不用物品發賣却方)廢止 (達)陸軍第一百十二號(六) 三四七
- 各廳物品發賣却通則 (達)海軍第五十六號(三) 七一
- 各廳物品發賣却通則第十六條删除 (達)海軍第六十四號(四) 二九〇
- 各廳物品發賣却通則第十二條改正 (達)海軍第二百五號(五) 三三一
- 各國物品發賣却通則第三條中改正 (達)海軍第二百九十號(八) 四七一
- 會計監督部ノ調査ヲ經タル物品發賣却及工事請負ニ係ル契約ノ改廢等ニ關スル事項通知方 (達)海軍第三百二十一號(九) 五〇〇
- 物品發賣却規則 (告)海軍第五號(三) 六三
- 物品發賣却規則中加除 (告)海軍第十二號(四) 一六七
- 預金本局、金庫ヨリ發シタル保管證書又ハ保管金額收證書ニ對シ他ノ金庫ニテ拂戻ヲナストキ取扱順序 (訓)大藏第九十六號(五) 二五七
- 身元保證金拂戻請求書式 (訓)大藏第三百三十號(九) 四二七
- 山納官吏ノ身元保證金過誤納等ニ依リ拂戻ヲ要スルトキ取扱方 (訓)大藏第四百四十四號(二)四六一
- 派遣、派出 ○支那朝鮮及亞細亞沿海州派遣將校給與規則及海軍武文官外國出張手續金支給內規廢止 (達)海軍第五十號(三) 七〇
- 長崎外七所ノ炭庫ニ鎮守府ヨリ主帳ヲ派出在勤セシム (達)海軍第二百七十七號(八) 四四七
- 有罪破産者處斷方 (法)第一百一號(一〇)三〇七
- 商事非訟事件印紙法、銀行條例、貯蓄銀行條例及有罪破産者處斷方法律施行期限 (法)第九十九號(二)三三三
- 明治十年第五號布告(裁判所ノ呼出ヲ受ケ無届ニテ迴參不參等ノ者)罰金處分廢止 (法)第四十二號(六) 一〇九
- 市町村會議員選舉規則 (法)第三十九號(五) 一〇三
- 衆議院議員選舉法附則補則 (法)第四十號(五) 一〇六
- 府縣會議員選舉規則適用方 (法)第四十一號(五) 一〇七
- 命令ノ條項違犯ニ關スル罰則 (法)第八十四號(九) 二六一
- 省令廳令府縣令及警察令ニ關スル罰則

- 物品發賣却規則第五條及第六條中改正 (告)海軍第十四號(五) 一九三
- 物品發賣却規則第十九條中追加 (告)海軍第二十四號(九) 二五七
- [拂下、拂戻] ○北海道官有未開ノ土地拂下貸下方 (勅)第五十五號(三) 八四
- 北海道土地拂下規則第十二條廢止 (訓)第八號(二) 一七
- 陸軍乘馬本分ノ將校ハ官馬拂下方 (勅)第一百八十八號(七) 二七三
- 陸軍將校官馬拂下手續中改正追加 (達)陸軍第一百八十號(九) 五〇三
- 乘馬飼養料並ニ拂下馬匹代徵收方 (訓)農商務第五十號(九) 四二六
- 陸軍省火藥類拂下場所改正 (訓)陸軍第九號(四) 一六二
- 官有山林原野ヲ開墾牧畜ノ爲メ貸下ケ成功ノ後拂下クヘキ豫約届出様形 (訓)農商務第九號(三) 三七
- 仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任セシ賭拂戻及缺損補填金非職俸給ノ仕拂命令濟報報告書調製様式 (訓)大藏第五十二號(三) 一四九
- 各地金庫ニテ拂戻シタル保管金及即時拂戻シタル預金ノ元利金差出書式並ニ添附書類 (訓)大藏第八十九號(五) 二五三
- 各地金庫ニテ拂戻シタル保管金及即時拂戻シタル預金證明方 (訓)大藏第九十號(五) 二五五
- 保管金取扱規程中拂戻證明書(捺印セシムル)場合 (訓)大藏第九十四號(五) 二五七
- 預金本局、金庫ヨリ發シタル保管證書又ハ保管金額收證書ニ對シ他ノ金庫ニテ拂戻ヲナストキ取扱順序 (訓)大藏第九十六號(五) 二五七
- 身元保證金拂戻請求書式 (訓)大藏第三百三十號(九) 四二七
- 山納官吏ノ身元保證金過誤納等ニ依リ拂戻ヲ要スルトキ取扱方 (訓)大藏第四百四十四號(二)四六一
- 派遣、派出 ○支那朝鮮及亞細亞沿海州派遣將校給與規則及海軍武文官外國出張手續金支給內規廢止 (達)海軍第五十號(三) 七〇
- 長崎外七所ノ炭庫ニ鎮守府ヨリ主帳ヲ派出在勤セシム (達)海軍第二百七十七號(八) 四四七
- 有罪破産者處斷方 (法)第一百一號(一〇)三〇七
- 商事非訟事件印紙法、銀行條例、貯蓄銀行條例及有罪破産者處斷方法律施行期限 (法)第九十九號(二)三三三
- 明治十年第五號布告(裁判所ノ呼出ヲ受ケ無届ニテ迴參不參等ノ者)罰金處分廢止 (法)第四十二號(六) 一〇九
- 市町村會議員選舉規則 (法)第三十九號(五) 一〇三
- 衆議院議員選舉法附則補則 (法)第四十號(五) 一〇六
- 府縣會議員選舉規則適用方 (法)第四十一號(五) 一〇七
- 命令ノ條項違犯ニ關スル罰則 (法)第八十四號(九) 二六一
- 省令廳令府縣令及警察令ニ關スル罰則

〔犯則、犯罪〕

- 間接國稅犯則者處分法 (法)第八十六號(九) 二六三
- 明治十九年勅令第三號(犯罪又ハ犯則ニヨリ沒收シタル物件取扱手續廢止 (勅)大藏第十三號(三) 三二
- 二ノ部
- 〔日誌〕
- 在艦隊隊尉官ノ勤務日誌記載事項 (達)海軍第五十五號(三) 七二
- 航海日誌改正 (達)海軍第三百十三號(八) 四八八
- 航海日誌中加除 (達)海軍第三百六十六號(二)五七二
- 航海日誌取扱及記載心得 (達)海軍第三百十四號(八) 四八八

〔日當〕

- 監獄官練習所受業生旅費滞在日當等支辨區分 (勅)內務第三十三號(八) 四〇三

〔任用、任命、任免〕

- 郡區長任用方 (勅)第九號(三) 一三
- 巡查ヲ警部警部補ニ任用方 (勅)第十號(三) 一四
- 郵便及電信並郵便爲替貯金局書記補任用方 (勅)第三百三十號(七) 三〇二
- 稅關監吏監吏補任用方 (勅)第四百四十四號(七) 三三八
- 看守ヲ看守長看守副長ニ任用方 (勅)第四百四十六號(七) 三三九
- 海軍下士任用進級條例 (勅)第五百五十二號(七) 三三五
- 鐵道驛長任用方 (勅)第二百號(九) 三九五

- 府縣警察官典獄特別任用令 (勅)第二百二十七號(二〇)四七六
- 明治二十年勅令第二十八號(技術官等任用例規)第一項改正 (勅)第二號(三) 一
- 海軍高等武官任用條例中候補生試用報告表格式 (達)海軍第六十號(三) 七八
- 海軍造船工學校卒業生ニアラサル者技工ニ任用手續 (達)海軍第三百七十六號(二)五八二
- 海軍下士任用進級決定候補名簿進達期限 (達)海軍第三百九十九號(二)六六四
- 出納官吏任命規程第五條更正 (勅)農商務第五號(三) 一五
- 出納官吏任命規程 (勅)農商務第五十六號(二〇)四三三
- 下士ノ豫備役後備軍艦員ニ轉スルトキ記載方途中改正及下士任免辭令書式途中刪除 (達)陸軍第十三號(三) 五八
- 〔認可〕○ 認可學校及學則認可ハカノ部學校ニ載ス
- 〔入學〕
- 明治二十三年陸軍大學校入學始審並ニ再審検査課目表 (達)陸軍第十五號(三) 五八
- 〔入營〕
- 明治二十二年省令第七號(警備隊兵卒入營前取扱方)中追加改正 (省)陸軍第十五號(五) 九三
- 海軍新兵入營ノトキ私設鐵道乘車證券附與方 (勅)海軍第一號(三) 一〇〇
- 〔入院〕
- 明治十三年丙第六十一號文武官入院届出ノ件廢止

〔入札〕

- 工事及物件賣買入札手續、同契約心得隨意契約心得設定 (勅)農商務第五十八號(一〇)四三九

ホノ部

- 〔北海道〕
- 北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收方 (法)第四號(三) 五
- 北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收取扱手續 (勅)大藏第二十號(三) 七七
- 北海道水産稅則中改正削除 (法)第八號(三) 三五
- 北海道水産營業者納稅方 (省)大藏第二十五號(二〇)三七九
- 北海道官有未開ノ土地拂下貸下方 (勅)第五十五號(三) 八四
- 北海道土地拂下規則第十二條廢止 (勅)第八號(三) 二七
- 北海道廳官制改正 (勅)第一百十九號(七) 二七三
- 會計規則中検査員ノ任命並ニ本廳大臣及管理廳ノ職務ハ北海道廳長官府縣知事執行(勅)大藏第一百二十號(八) 三三四
- 租稅外賄收入ニ係ル検査員ノ任命並ニ本廳大臣及事務管理廳ノ職務ハ北海道廳長官府縣知事執行 (勅)大藏第一百二十三號(一〇)四二二
- 北海道徵兵令未行地ニ轉籍スル陸軍豫備後備下士兵卒ハ勤務演習簡點呼ニ召集セヌ十四年陸軍第二十號廢止 (省)陸軍第二十九號(一〇)三八三

- 北海道廳及府縣ニテ陸軍省所管人員ノ收納ノ取扱ノキ場合 (勅)陸軍甲第十號(五) 二四六
- 會計規則中ノ検査員其他ノ官吏ハ北海道廳長官府縣知事之ヲ命ス (勅)文部第四號(五) 二五八
- 北海道廳管内ニ於ケル試掘借區其他礦業ニ關スル諸願書書式 (省)農商務第八號(二〇)四二八
- 農商務省所管收入ニ關シ會計規則ニ據リ検査スヘキ事項ハ北海道廳長官府縣知事取扱フ (勅)農商務第二十九號(六) 二六三
- 電柱敷地手當金ノ償拂過渡金收納ノ道廳長官府縣知事ニ委任及其取扱手續 (勅)逓信第三號(九) 四一九
- 電信料敷地手當金ニ係ル本廳大臣ノ職務ハ道廳長官府縣知事執行 (勅)逓信第五號(二〇)四五九
- 船籍規則第七條ノ手数料收納ヲ北海道廳長官府縣知事ニ委任及其取扱手續 (勅)逓信第八號(三)四七四
- 〔歩兵〕
- 平時近衛歩兵一聯隊編制表 (達)陸軍第五十七號(三) 一八四
- 近衛歩兵一聯隊編制同砲兵一聯隊編制及同工兵一中隊編制表廢止 (達)陸軍第五十八號(三) 一九四
- 近衛歩騎砲工聯軍兵隊増設著手順序 (達)陸軍第三十四號(七) 三九〇
- 平時屯田歩兵一大隊編制同騎兵隊編制同砲兵隊編制同工兵隊編制表 (達)陸軍第九十二號(九) 五二四
- 歩兵工作教範 (達)陸軍第四百四十八號(七) 四四三



- 步兵射擊教練第一部改定 (逕陸達第百號(一)五七二)
- 陸軍現役縫工長靴工長補充條例 (勅)第三十一號(三) 五八
- 陸軍現役縫工長靴工長補充條例中改正 (勅)第百七十八號(八) 五八四
- 府縣立師範學校長俸給公立學校職員退職料及遺族扶助料法 (法)第九十一號(一〇)三九一
- 會計ヲ異ニセル學校ノ教育ヲ兼ムル者俸給支給方 (勅)第百五十五號(九) 四二〇
- 高等官官等俸給令中改正追加 (勅)第百三十六號(三) 四八
- 判任官官等俸給令中改正追加 (勅)第百三十七號(三) 五〇
- 判任官官等俸給令第二條改正 (勅)第百六十五號(八) 三四八
- 判任官官等俸給令中改正ニ附キ其官等及進級年限規程 (勅)內閣第一號(三) 一四〇
- 文官俸給支給細則設定高等官俸給支給細則同附則判任官俸給支給細則廢止 (省)大藏第十號(四) 六五
- 判任以上文官ノ俸給支給ニ係ル仕拂命令仕拂請求書及金額氏名表書式 (省)大藏第十七號(七) 一〇一
- 特ニ官等俸給ノ規定アル判任官ハ仍ホ其規定ニ依ル (勅)第百三十八號(三) 五二
- 警部消防司令看守長消防機關士警部消防司令補看守副長官等俸給改正 (勅)第七十四號(五) 一五五
- 巡查看守俸給支給規則第一條改正 (省)內務第二號(五) 八七
- 收稅國官俸給改正 (勅)第七十五號(五) 一五九
- 技手官等俸給改正 (勅)第百七號(六) 二四二
- 技手官等俸給改正ニ附キ其官等及進級年限 (勅)內閣第六號(六) 二八六
- 大小林區署判任官俸給 (勅)第百二十八號(七) 三〇〇
- 大小林區署判任官俸給改正ニ附キ其官等及進級年限 (勅)內閣第七號(七) 二五六
- 大林區署判任官俸給支給定日 (勅)農商務第四十六號(九) 四一四
- 郵便及電信郵便便爲替貯金局書記補俸給 (勅)第百三十一號(七) 三〇二
- 稅關監吏補俸給 (勅)第百四十三號(七) 三二八
- 海軍軍人俸給令中追加改正 (勅)第百四十八號(七) 三三三
- 艦船乘員ノ俸給及糧食料前渡方 (勅)第百五十五號(七) 三三九
- 判任進等具中及增俸ニ關スル規程 (逕)海軍第百三十七號(三) 一八四
- 判任官進等具中及增俸ニ關スル規程第三項廢止 (逕)海軍第百三十四號(二) 五六一
- 海軍進士官下士增俸規則第一條改正 (逕)海軍第百三十五號(六) 三九九
- 判事檢察官等俸給令 (勅)第百五十八號(八) 三四九
- 裁判所書記長書記官等俸給 (勅)第百五十九號(八) 三四四
- 地方官官等俸給令改正 (勅)第百二十六號(二) 四七四
- 集治監假番看守人員及參給 (勅)第百二十八號(二) 四七六

- 府縣署看守ノ俸給及休職 (勅)第百二十九號(二) 四七七
- 郡長ニ特別年俸ヲ支給スヘキ各郡指定 (省)內務第三十九號(二) 四四五
- 外交官及領事官俸給旅費支給方 (勅)第百八十一號(二) 六六四
- 博物館書記ノ官等俸給 (逕)宮內第九號(六) 三七〇
- 博物館技手ノ官等俸給 (逕)宮內第十四號(七) 四二二
- 侍從職幹事俸給 (逕)宮內第十九號(二) 五三三
- 內務省所管職出ニ係ル判任官俸給支給定日 (勅)內務第三十二號(八) 四〇二
- 仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任セシ諸拂戻及缺損補填金非職俸給ノ仕拂命令濟額報告書調製機式 (逕)大藏第五十二號(三) 一四九
- 北海道廳費府縣費內國稅徵收費廣島嶼山費ニテ支給スル俸給ニ係ル仕拂命令同請求書送付ノキ配賦方 (逕)大藏第百十九號(八) 三三三
- 大藏省所管職出ニ係ル判任官俸給支給定日 (勅)大藏第百二十二號(八) 三三七
- 職員俸給支給規則第一條中改正 (逕)陸達第百十六號(六) 三五二
- 職員以下給料支給規則設定職員俸給支給規則及二十一年陸達第百六十一號月給額俸給支給方廢止 (逕)陸達第百十九號(二) 七二二
- 陸軍省所管職出ニ係ル判任文官俸給支給定日 (逕)陸達第百八十三號(九) 五〇九
- 陸軍給與令第二章實施ニ附キ俸給支給方 (逕)陸達第百八號(二) 六〇二
- 海軍軍人俸給及手當金支給細則中追加 (逕)海軍第八十二號(三) 一一二
- 海軍軍人俸給及手當金支給細則中改正刪除 (逕)海軍第百五十四號(四) 三三九
- 海軍軍人俸給及手當金支給細則中改正刪除 (逕)海軍第百五十四號(七) 三三八
- 海軍軍人俸給及手當金支給細則中改正追加 (逕)海軍第百七十九號(八) 四四八
- 海軍軍人俸給及手當金支給細則第三十六條中刪除 (逕)海軍第百五十二號(一〇) 五五九
- 海軍軍人手當金規則海軍軍人俸給及手當金支給細則中ノ手當金支給方 (逕)海軍第百八十六號(八) 四六三
- 採用職員ノ最上俸給額 (逕)海軍第百四十八號(四) 三二九
- 臨時雇員採用方及採用職員俸給支給額ニ達廢止 (逕)海軍第百八十五號(五) 三三三
- 海軍省所管職出ニ係ル判任文官俸給支給定日 (逕)海軍第百二十號(九) 五〇〇
- 補充、補任、補闕 (勅)第三十一號(三) 五八
- 陸軍現役縫工長靴工長補充條例 (勅)第百七十八號(八) 五八四
- 陸軍現役縫工長靴工長補充條例中改正 (勅)第百六十號(三) 八九
- 陸軍獸醫現役士官補充條例 (勅)第百六十號(三) 八九

- 志願軍吏生、同職醫生ヲ陸軍軍吏部、獸醫部豫備士官ニ補任方  
(勅)第百九十五號(九) 三六〇
- 陸軍軍樂部下士官補充條例  
(勅)第百三十八號(七) 三三三
- 陸軍各兵科現役士官補充條例中改正追加  
(勅)第百八十四號(八) 三七二
- 陸軍各兵科現役下士官補充條例中追加  
(勅)第百八十五號(八) 三七三
- 陸軍各兵科現役上等兵補充條例中追加  
(達)陸軍第百七十五號(九) 四九八
- 陸軍豫備後備將校補充條例中追加  
(勅)第百八十六號(八) 三七三
- 陸軍各兵科豫備後備下士官補充條例中追加  
(勅)第百八十七號(八) 三七三
- 陸軍砲兵監護同職工下士官補充條例  
(勅)第百七十三號(八) 三五八
- 陸軍砲兵監護補充手續  
(達)陸軍第百七十二號(八) 四八六
- 陸軍砲臺監守補充條例  
(勅)第百七十四號(八) 三五〇
- 陸軍砲臺監守補充手續  
(達)陸軍第百二十三號(三) 三七三
- 陸軍踏鐵工下長補充條例  
(勅)第百三十一號(二) 四七八
- 屯田兵士官下士官補充規則第十四條中刪除改正  
(達)陸軍第百六十八號(八) 四七八
- 下士官定員補充規則第七條中刪除  
(達)海軍第百三十八號(二) 五三三
- 木工鍛冶缺員中補充方  
(達)海軍第百二十七號(五) 三三三
- 兵器補充規則改正  
(達)海軍第百三十號(二) 五三二
- 明治二十三年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費目  
(勅)第百三十二號(七) 三〇三
- 貴族院伯爵議員補選選舉  
(詔)十二月九日(三) 七
- 補充スヘキ水兵火夫團員ノトキ補任方  
(達)海軍第百八十號(二) 五九九

〔補助〕

- 政府ヨリ補助金又ハ特約保證ヲ受クル各會社收入支出決算證明規程  
(達)會計検査院第三號(三) 三七六
- 政府ヨリ補助金ヲ受クル公共事業費決算證明規程  
(達)會計検査院第四號(三) 三七八

〔保存〕

- 官國幣社保存金配付年限更定  
(訓)内務第四十一號(二) 四六九
- 政府ニテ保管ノ義務ヲ有スル公有金私有金寄託方  
(勅)第百二號(一) 一
- 金庫ヲシテ大藏省預金局ノ保管ニ屬スヘキ金銭及證券ノ取扱ヲ爲サシムルヲ得  
(勅)第百七十三號(二) 六六六
- 保管金規則  
(法)第一號(一) 一
- 保管金取扱規程  
(省)大藏第八號(三) 四三
- 保管金取扱規程第二十一條第二十二條中改正  
(省)大藏第十五號(六) 九九
- 保管金取扱規程ニ據リ身元保證金ヲ寄託スルトキ拂  
(勅)第四號(二) 九
- 出納官吏身元保證金取扱規則  
(省)大藏第二號(二) 一三
- 出納官吏身元保證金取扱規則第七條期日延期  
(省)大藏第十一號(四) 八六
- 出納官吏身元保證金取扱規則中納付書以下書式  
(訓)大藏第三十六號(三) 一一三
- 出納官吏身元保證金納付書以下書式中追加  
(訓)大藏第百四十六號(二) 四六七
- 保管金取扱規程ニ據リ身元保證金ヲ寄託スルトキ拂込書式  
(訓)大藏第四十五號(三) 一四〇
- 身元保證金拂戻請求書式  
(訓)大藏第百三十號(九) 四二七
- 出納官吏身元保證金代用記名公債證書ヲ金庫ヘ保管預ケ入レ請求ノ預リ順序  
(訓)大藏第十六號(三) 五五
- 出納官吏身元保證金納付方  
(訓)大藏第百八號(六) 二八六
- 出納官吏ノ身元保證金過額納等ニ依リ拂戻ヲ要スルトキ取扱方  
(訓)大藏第百四十四號(二) 四六一
- 下検査官吏ト會計主務官ト所在離隔シ一般ノ規程ニ依リ離中トキ支出計算書ニ添付ノ保證書様式  
(訓)大藏第百二十三號(八) 四〇三
- 租稅收入證明規程中ノ保證書調製送付方  
(訓)大藏第百二十五號(八) 四〇八
- 印紙類會計官吏身元保證金取扱方  
(訓)大藏第九號(三) 三三
- 郵便爲替金及同時金出納官吏身元保證金ニ關スル件  
(勅)第百五號(六) 二二六

- 込書書式  
(訓)大藏第四十五號(三) 一四〇
- 保管金取扱規程ニ據リ寄託ノ書類調印方  
(訓)大藏第五十六號(四) 一五二
- 保管金取扱規程中拂戻證明書ヘ捺印セシムル場合  
(訓)大藏第九十四號(五) 二五七
- 保管金取扱規程中改正ニ由リ保管金利子ノ仕拂請求ノトキ取扱方  
(訓)大藏第百號(六) 二六八
- 保管金受渡事務順序  
(訓)大藏第四十四號(三) 一三三
- 保管金受渡事務順序中改正  
(訓)大藏第六十號(四) 一八三
- 出納官吏身元保證金代用記名公債證書ヲ金庫ヘ保管預ケ入レ請求ノトキ預リ順序  
(訓)大藏第十六號(三) 五五
- 各地金庫ニテ拂戻シタル保管金及即時拂戻シタル預金ノ元利金差出書式並ニ添附書類  
(訓)大藏第八十九號(五) 二五三
- 各地金庫ニテ拂戻シタル保管金及即時拂戻シタル預金證明方  
(訓)大藏第九十號(五) 二五五
- 預金本局、金庫ヨリ發シタル保管證書又ハ保管金額收證書ニ對シ他ノ金庫ニテ拂戻ヲナストキ取扱順序  
(訓)大藏第九十六號(五) 二五七
- 寄託金庫ヲ同クスル甲乙兩機關ニテ保管金ノ移送ヲ要スルトキ預金局ヘ届出方  
(訓)大藏第百三十八號(二) 四三三
- 預金保管金及供託物ニ關スル書類預金局ヘ差出方  
(訓)大藏第百五十一號(二) 四七五
- 出納官吏身元保證金  
(勅)第四號(二) 九
- 出納官吏身元保證金取扱規則  
(省)大藏第二號(二) 一三
- 出納官吏身元保證金取扱規則第七條期日延期  
(省)大藏第十一號(四) 八六
- 出納官吏身元保證金納付書以下書式中追加  
(訓)大藏第三十六號(三) 一一三
- 出納官吏身元保證金納付書以下書式  
(訓)大藏第百四十六號(二) 四六七
- 保管金取扱規程ニ據リ身元保證金ヲ寄託スルトキ拂込書式  
(訓)大藏第四十五號(三) 一四〇
- 身元保證金拂戻請求書式  
(訓)大藏第百三十號(九) 四二七
- 出納官吏身元保證金代用記名公債證書ヲ金庫ヘ保管預ケ入レ請求ノ預リ順序  
(訓)大藏第十六號(三) 五五
- 出納官吏身元保證金納付方  
(訓)大藏第百八號(六) 二八六
- 出納官吏ノ身元保證金過額納等ニ依リ拂戻ヲ要スルトキ取扱方  
(訓)大藏第百四十四號(二) 四六一
- 下検査官吏ト會計主務官ト所在離隔シ一般ノ規程ニ依リ離中トキ支出計算書ニ添付ノ保證書様式  
(訓)大藏第百二十三號(八) 四〇三
- 租稅收入證明規程中ノ保證書調製送付方  
(訓)大藏第百二十五號(八) 四〇八
- 印紙類會計官吏身元保證金取扱方  
(訓)大藏第九號(三) 三三
- 郵便爲替金及同時金出納官吏身元保證金ニ關スル件  
(勅)第百五號(六) 二二六

〔保證〕

○郵便爲替金及郵便貯金出納官吏身元保證金取扱規則  
(省)選信第十八號(二)六〇

○工事又ハ物品供給ノ競争者ハ契約者保證金制度  
(達)陸軍第三十三號(三)一一二

○政府ヨリ補助金又ハ特約保證ヲ受ケル各會社收入支  
出決算證明規程  
(達)會計検査院第三號(二)七六

○陸軍計算規程改正各隊會計帳簿規則陸軍會計經  
理部膠海及諸表樣式各隊簿記帳本陸軍計算規程  
及附屬簿記帳本廢止  
(達)陸軍第四十二號(三)一一五

○摺印 ○イノ部印章ニ載ス  
(達)陸軍第四十二號(三)一一五

○獨逸國太皇太后アケスタ陛下崩御ニ附キ宮中喪  
(告)宮内第一號(二) 三四

○獨逸國太皇太后アケスタ陛下崩御ニ附キ宮中喪  
祭内者喪服著用  
(告)宮内第二號(二) 三四

○朝鮮國大王大妃崩御ニ附キ宮中喪  
(告)宮内第十九號(六) 二〇八

○朝鮮國大王大妃崩御ニ附キ宮中喪祭内者喪服著用  
(告)宮内第二十號(六) 二〇八

○和蘭國皇帝ギエムヨーム三世陛下崩御ニ附キ宮中  
喪  
(告)宮内第二十三號(二)四八八

○和蘭國皇帝ギエムヨーム三世陛下崩御ニ附キ宮中  
喪  
(告)宮内第二十三號(二)四八八

○費用祭内者喪服著用  
(告)宮内第二十四號(二)四八八

○明治十九年訓令第三號(犯罪又ハ犯罪ニヨリ沒收シ  
タル物件取扱手續廢止  
(訓)大藏第十三號(二) 三二

○一等兵曹ヲ榮砲ノ職ニ充ツヘキ上等兵曹ニ進級方  
(達)海軍第二百九十六號(八) 四七四

○陸軍諸生徒ヲ常備兵籍ニ編入  
(省)陸軍第十九號(六) 九五

○陸軍兵籍規則附錄樣式改正  
(達)陸軍第九十三號(二)五五〇

○恩給ヲ受ケヘキ資格アル下士卒死没者クハ現役ヲ離  
レシトキ兵籍寫ヲ陸軍省ヘ送致  
(達)陸軍第九十四號(二)五五〇

○陸軍豫備後備將校同相當官及下士卒ニシテ寄留地  
師管又ハ大隊區兵籍ニ編入ノ者轉籍方  
(告)陸軍第二號(三) 五八

○海軍豫備後備兵兵籍編入方  
(省)海軍第一號(二) 一六

○軍樂手軍樂生本籍  
(達)海軍第一百六號(三) 一四五

○師團司令部副部衛生部及列外下士卒携帶兵器假定  
(達)陸軍第二十七號(三) 八五

○一年志願兵ハ貸渡兵器並ニ服藥支給取扱方  
(達)陸軍第二十七號(三) 八五

○兵備品通常物品出納命令官武庫主會計官吏ノ途中  
改正追加  
(達)海軍第四百六號(二)三七〇八

○兵備品出納命令官武庫主會計官吏中更正  
(達)海軍第四百十八號(二)三七〇二

○兵備品測器定數表  
(達)海軍第四百十六號(二)三七〇二

○陸軍編修官官制  
(勅)第八十九號(六) 二四

○海軍編修官官制  
(勅)第九十號(六) 二五

○海軍編修官附屬方  
(達)海軍第二百四十五號(六) 三七八

○郡制制定郡區町村編制法其他抵觸スル成規廢止  
(法)第三十六號(五) 八四

○戰時野戰砲兵一聯隊編制表及野戰砲兵補充中隊編制  
表  
(達)陸軍第二十五號(三) 八一

○平時野戰砲兵一聯隊編制表備考中改正追加  
(達)陸軍第二十六號(三) 八五

○平時近衛歩兵一聯隊編制同騎兵一大隊編制同砲兵一  
聯隊編制同工兵一大隊編制同騎重兵一大隊編制及近  
衛騎重隊編制表  
(達)陸軍第五十七號(三) 一八四

○平時近衛師團各隊編制表中追加  
(達)陸軍第三十二號(七) 三八八

○近衛歩兵一聯隊編制同砲兵一聯隊編制及同工兵一中  
隊編制表  
(達)陸軍第三十二號(七) 三八八

○兵備品出納命令官武庫主會計官吏中改正追加  
(達)海軍第二百五十七號(七) 四〇九

○兵備品通常物品出納命令官武庫主會計官吏ノ途中  
改正  
(達)海軍第九十九號(五) 三三三

○兵備品出納命令官武庫主會計官吏中改正追加  
(達)海軍第六十六號(四) 二九〇

○兵備品出納命令官武庫主會計官吏ノ途中  
改正  
(達)海軍第九十九號(五) 三三三

○兵備品出納命令官武庫主會計官吏中改正追加  
(達)海軍第二百五十七號(七) 四〇九

- 隊編制表廢止 (逓)陸軍第五十八號(三) 一九四
- 平時要需砲兵一聯隊編制表 (逓)陸軍第五十九號(三) 一九四
- 平時對馬警備隊編制表備考中削除 (逓)陸軍第百號(五) 三三一
- 平時輕重兵大隊編制表中改正 (逓)陸軍第百三十三號(七) 三九〇
- 陸軍軍樂隊編制表 (逓)陸軍第百八十七號(九) 五〇〇
- 平時屯田步兵一大隊編制同騎兵隊編制同砲兵隊編制 同工兵隊編制表 (逓)陸軍第百九十二號(九) 五〇四
- 辯護 (逓)司法第四號(二〇四) 二〇四
- 訴訟法中辯護士ノ執ルヘキ事務ハ姑ク代官人取扱ノ (逓)司法第四號(二〇四) 二〇四
- 辨當料 (逓)海軍第百二十三號(三) 一五三
- 判任官以下辨當料支給方 (逓)海軍第百二十三號(三) 一五三
- 辨當料 (逓)海軍第百二十三號(三) 一五三
- 辨當料提供規則 (勅)第百二十七號(二〇四) 二〇四
- 出納官吏ヨリ辨當料徵收ノトキ收入整理方 (勅)第百二十七號(二〇四) 二〇四
- 米穀、米麥 (法)第三十三號(五) 六五
- 中央備置儲蓄金ヲ米穀供給ニ運用 (法)第三十三號(五) 六五
- 米麥作柄農商務省ヘ報告方 (勅)農商務第六十二號(二〇四) 二〇四
- 標識 (勅)農商務第六十二號(二〇四) 二〇四
- 私設海路標識統計機式ノ訓令中追加更正
- (逓)逓信第一號(二) 三
- 七脚米野山砲用假標器及改正表尺照星制式假標器 著方ヲ定メ從來ノ伸縮尺廢止 (逓)陸軍第百二十七號(六) 三七九
- 平時 (逓)陸軍第百二十七號(六) 三七九
- 獨逸 (逓)陸軍第百二十七號(六) 三七九
- 獨逸國太皇太后アウグスタ陛下閣下御ニ附キ宮中要 (管)宮内第一號(二) 三
- 獨逸國太皇太后アウグスタ陛下閣下御ニ附キ宮中要 (管)宮内第一號(二) 三
- 獨逸國太皇太后アウグスタ陛下閣下御ニ附キ宮中要 (管)宮内第二號(二) 三
- 獨逸國太皇太后アウグスタ陛下閣下御ニ附キ宮中要 (管)宮内第五號(六) 三五五
- 市町村制及土地收用法ニ關スル訴訟取扱方 (法)第十號(三) 六
- 土地收用協議會規則 (法)第五十四號(七) 一七〇
- 屯田兵土地給與規則 (法)第七十九號(九) 二五二
- 北海道官有未開ノ土地拂下貸下方 (勅)第五十五號(三) 八四
- 北海道土地拂下規則第十二條廢止 (勅)第八號(三) 一七
- 東京市區改正條例東京市區改正土地建物處分規則及 東京府區內清酒輸入規則ニ關スル件 (法)第十號(三) 六

- 陸軍省所轄土地家屋賃渡規則廢止 (勅)第百七十號(八) 三五二
- 日本坑法ニ依リ試驗借區ノ取消及土地使用上ニ關スル 規定ヲ請求スル者出願手續 (省)農商務第十九號(二) 三六四
- 土木 (法)第三號(二) 二
- 地方稅經濟ニ於テ非常災害ノ爲メニ要スル土木費借 入ノ件 (法)第三號(二) 二
- 明治二十三年法律第三號地方稅經濟ニ於テ非常災害 ノタメニ要スル土木費借入ノ件ハ府縣制施行地ニ限 リ廢止 (法)第七十四號(八) 二四九
- 土木監督官制 (勅)第百五十七號(八) 三三七
- 土木監督官並派出所位置 (告)內務第二十五號(八) 二四四
- 屯田兵 (法)第七十九號(九) 二五二
- 屯田兵土地給與規則 (勅)第七十六號(五) 一九六
- 屯田兵移住給與規則 (勅)第八十五號(五) 三二二
- 屯田兵條例第十七條中追加 (勅)第八十一號(八) 三六五
- 屯田兵條例改正 (勅)第八十二號(八) 三六七
- 屯田兵司令部條例 (勅)第百八十三號(八) 三七〇
- 屯田兵監督部條例 (勅)第百二十一號(九) 三九五
- 屯田兵給與令 (逓)陸軍第百二十三號(二) 六四
- 屯田兵下士中服役及給與方 (勅)第百二十二號(九) 四〇〇
- 現役屯田下士兵卒食料給與方(勅)第百六十六號(二) 四四五
- 屯田兵召募規則廢止屯田兵徵募規則廢止 (省)陸軍第三十號(二) 三三五
- 兵庫外八縣下屯田兵志願者徵募 (告)陸軍第十號(二〇四) 二〇四
- 屯田兵會計部長ヲシテ會計主務官ノ任務ヲ掌ラシム (逓)陸軍第五十號(三) 一五二
- 司契部司契及屯田兵會計部長ノ會計主務官タルニ違 ヲ廢シ更正ス (逓)陸軍第六十一號(四) 二二三
- 陸軍隊附醫官服務規則屯田兵隊附醫官服務規則及陸 軍軍人傷疾疾病等差ノ邊中改正 (逓)陸軍第百四十六號(七) 四二九
- 屯田兵士官下士補充細則第十四條中刪除改正 (逓)陸軍第百六十八號(八) 四七八
- 平時屯田步兵一大隊編制同騎兵隊編制同砲兵隊編制 同工兵隊編制表 (逓)陸軍第百九十二號(九) 五〇四
- 燈臺、燈明、燈船 (告)逓信第九號(二) 四八
- 紀伊國普ヶ島燈臺改築中假燈明設置 (告)逓信第九號(二) 四八
- 紀伊國普ヶ島燈臺改築工事落成 (告)逓信第百四十八號(七) 二二六
- 攝津國和田町燈臺燈明變換 (告)逓信第百九號(六) 二二〇
- 長門國下ノ關海峽ノ東方金伏嶽上立標燈明點火從前 ノ浮標撤去 (告)逓信第百二十二號(二〇四) 二〇四
- 長門國下ノ關海峽關立標燈明ノ光色變更

- 肥後國三角港ニ燈臺建設燈明點火 (省) 逕信第二百二十七號(二〇四三)
- 渡島國島山崎燈臺建設燈明點火 (省) 逕信第二十號(三) 九八
- 根室國落石崎燈臺建設燈明點火 (省) 逕信第九十六號(九) 二六九
- 根室國落石崎燈臺建設燈明點火 (省) 逕信第七十九號(九) 二五九
- 根室國花咲港燈臺建設燈明點火 (省) 逕信第二百八號(二〇四八)
- 釧路國厚岸港大黒島燈臺建設燈明點火 (省) 逕信第二百五號(二〇四二)
- 後志國釧路燈臺建設燈明點火 (省) 逕信第二百二十八號(二〇四三)
- 天鹽國増毛港燈臺建設燈明點火 (省) 逕信第二百六十八號(二〇五〇)
- 横濱築港工事中燈船設置 (省) 逕信第十九號(三) 五七
- 〔徒歩刀〕〇タノ部刀劔ニ載ス
- 〔勝手〕
- 明治二十二年告示第一號(特許發明ノ明細書特許及商標公報ノ拂下代書類勝手本圖書調製手数料並ニ請求手續) 第三條第七條中改正 (省) 農商務第二號(三) 一五七
- 〔統計〕
- 明治十八年農商務省第六號達十九年逕信省令第二號
- 陸軍軍人傷疾疾病恩給等差例中加除 (省) 逕信第十二號(六) 九五
- 〔等級〕
- 海軍卒職名等級表中削除 (勅) 第二百五號(三) 三三
- 海軍卒職名等級表中改正 (勅) 第二百九十三號(二) 七二
- 陸軍省判任官等級區別表 (達) 陸達第五十二號(三) 一五五
- 師旅團並ニ屯田兵司令部出仕理事錄事等級區分表中錄事ノ部改正 (達) 陸達第八十五號(五) 三〇九
- 〔等差〕
- 陸軍隊附警官服務規則屯田兵隊附警官服務規則及陸軍軍人傷疾疾病等差ノ途中改正 (達) 陸達第四百四十六號(七) 四二五
- 陸軍軍人傷疾疾病恩給等差例 (達) 陸達第四百四十二號(七) 四〇三
- 陸軍軍人傷疾疾病恩給等差例中加除 (達) 陸達第二百二十一號(二) 七〇
- 海軍軍人傷疾疾病恩給等差例 (達) 海軍第二百六十四號(七) 四一五
- 海軍軍人傷疾疾病恩給等差例中加除 (達) 海軍第四百二十號(三) 七二
- 〔登用〕
- 執達吏登用規則 (省) 司法第二號(八) 二二七
- 〔登記・登録〕
- 登記法中改正加除 (法) 第七十八號(九) 二四九

- 登記法取扱規則設定十九年省令第五號登記請求手續(廢止) (省) 司法第七號(二〇三八)
- 商業及船舶ノ登記ニ關スル手数料 (勅) 第三百三十三號(七) 三〇六
- 商業船舶ノ登記及公告ニ關スル手数料中追加 (勅) 第二百七號(九) 四二四
- 商業及船舶ノ登記公告ニ關スル取扱規則 (省) 司法第八號(二〇三九)
- 第三回内國勸業博覽會出品ニ關スル章匠登録方 (勅) 第四十四號(三) 五四
- 農商務省特許局ニテ登録セル特許意匠及商標登記方 (省) 農商務第九號(二〇四二)
- 登記印紙登録三錢追加 (省) 大藏第二十六號(二〇三七)
- 登記印紙登録三錢見本 (省) 大藏第四十九號(二〇四六)
- 遠隔ノ地方ニ各金庫事務幅濶等ノタメ正式ニ登記シ能ハサルトキ特別取扱方 (訓) 大藏第四十二號(三) 一三三
- 札幌始審裁判所管内市來登記所管轄中追加 (省) 司法第一號(三) 六〇
- 札幌始審裁判所管内岩見澤及市來知登記所管轄中追加改正 (省) 司法第五號(九) 二六七
- 明治二十三年省令第五號(札幌地方裁判所管内登記所管轄中改正追加)改正 (省) 司法第十號(三) 三七五
- 登記所位置管轄區域表中改正 (省) 司法第九號(二〇三七)
- 大分治安裁判所市出張所保存ノ登記簿公證簿焼失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム (省) 司法第八號(三) 一四七
- 青森治安裁判所野邊地出張所保存ノ登記簿公證簿焼失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム (省) 司法第十六號(六) 二〇三
- 川越治安裁判所越生出張所保存ノ公證簿印簿紛失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム (省) 司法第二十號(七) 二二七
- 札幌始審裁判所管内登記所保存ノ公證簿焼失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム (省) 司法第三十五號(二〇四九)
- 區裁判所出張所管轄區域改正ニ附キ二日間登記事務取扱停止 (省) 司法第五十三號(二〇四三)
- 高知始審裁判所管内中村治安裁判所下山出張所流失ニ附キ同裁判所ニテ登記事務取扱ヲ (省) 司法第二十一號(九) 二六六
- 高知始審裁判所管内中村治安裁判所下山出張所ニ係ル登記事務取扱場所改正 (省) 司法第五十四號(二〇四三)
- 版權登録料同免許料登録費再渡下付手数料版權免許證明書下付手数料現金納付時間 (省) 内務第十一號(三) 一一九
- 〔特約〕
- 政府ヨリ補助金又ハ特約保證ヲ受クル各會社收入支出決算證明規程 (達) 會計検査院第三號(二) 七三六
- 〔特許〕
- 特許條例施行細則第三十八條中追加 (省) 農商務第五號(四) 七五

- 特許條例施行細則中加除改正 (省)農商務第十號(八) 二五九
- 明治二十二年告示第一號特許發明ノ明細書特許及商標公報ノ拂下代書類原本圖書調製手数料並ニ請求手續第三條第七條中改正 (省)農商務第二號(三) 一五七
- 農商務省特許局ニテ登録セル特許意匠及商標登記方 (省)農商務第九號(一〇)四二九
- 税關規則第九條第四十八條ノ特許手数料割合 (省)大藏第二十二號(九) 二六六
- 税關規則第九條第四十八條ノ特許手数料割合中追加 (省)大藏第四十號(二)三三八
- 外國通航ノ郵船下ノ關福江兩港へ廻船特許 (勅)第二百六十二號(一〇)五三七
- 特別會計ハクノ部會計ニ收ス [特別] (法)第百七號(二)三三二
- 特別輸出港規則中追加 (勅)第二百二十七號(一〇)四七六
- 府縣參事官典獄特別任用令 (省)農商務第四號(三) 三三
- 營林主事補及森林監守特別採用規則改正 (省)內務第三十九號(二)四三九
- 郡長ニ特別年俸ヲ支給スヘキ各郡指定 (勅)第三百三十五號(七) 三〇八
- 官有地特別處分規則 (勅)內務第三十七號(一〇)四五四
- 官有地特別處分規則ニ依リ官有地賣渡方 (勅)第六十九號(四) 一七八
- 官有森林原野及產物特別處分規則 (勅)農商務第六十五號(二)四六三
- 官有森林原野及產物特別處分規則中追加 (勅)第二百八十二號(二)六六四
- 官有森林原野及產物特別處分規則ニ據リ隨意契約ニテ原野ヲ賣渡ストキ準據條項 (勅)農商務第三十四號(七) 二八九
- 帝國博物館出品規則帝國博物館特別覽規則 (省)宮內第二十一號(六) 二二五
- 遠隔ノ地方へ金庫員派出シ出納事務取扱フトキ計算整理方並ニ各金庫事務補換ノタメ正式ニ登記シ能ハサルトキ特別取扱方 (勅)大藏第四十二號(三) 一三三
- 特別認可學校規則中改正追加 (省)文部第一號(三) 五三
- 金貨貯金特別預方廢止 (省)逓信第十六號(三) 五五
- 市町村徵收ノ國稅納期ヲ過キ督促令狀發付前ニ其滞納税金上納ノトキ取扱方 (勅)大藏第四十三號(三) 一三〇
- 納期後督促令狀發付前國稅ヲ上納セントスル者アルトキ取扱方 (勅)大藏第三號(六) 二七九
- 街路乘合馬車營業人力車宿屋取締規則標地廢止 (勅)內務第四十號(一〇)四五六
- 明治四年八月大藏省布達(屠牛取締ノ件)六年同省第百五十七號達(牝牛屠殺方法ヲ設ケ届出テシムル件)廢止 (勅)農商務第六十五號(二)四六三

〔屠牛〕

- 明治四年八月大藏省布達(屠牛取締ノ件)六年同省第百五十七號達(牝牛屠殺方法ヲ設ケ届出テシムル件)廢止 (勅)農商務第六十五號(二)四六三

チノ部

- 鎮守府 (鎮守府) ○ 鎮守府海兵團ハカノ部海兵團ニ載ス (法)第十九號(三) 四八
- 鎮守府造船材料資金會計法 (勅)第三十四號(三) 四六
- 鎮守府造船材料資金會計規則 (勅)第七號(三) 一一
- 第五海軍區鎮守府位置設定 (勅)第六十三號(三) 九四
- 鎮守府條例中改正 (勅)第二百三十六號(一〇)四九五
- 鎮守府條例第十四條第四十六條改正 (勅)第二百三十六號(一〇)四九五
- 吳鎮守府定員表中並ニ監護使丁給仕砲丁最上限定員及配置表中改正追加 (達)海軍第六號(一) 一九
- 橫須賀鎮守府定員表改正及監護用使給仕砲丁最上限定員及配置表中同府ノ部刪除 (達)海軍第四十三號(三) 六二
- 佐世保鎮守府定員表改正及鎮守府監護使丁給仕砲丁定員及配置表中佐世保ノ部刪除 (達)海軍第七十八號(三) 九五
- 吳鎮守府定員表改正及吳鎮守府監護使丁給仕砲丁最上限定員及配置表廢止 (達)海軍第三十三號(三) 一五八
- 橫須賀吳佐世保各鎮守府定員表備考中改正 (達)海軍第五號(三) 一三八
- 橫須賀鎮守府定員表改正 (達)海軍第二百二十七號(三) 一五九
- 吳鎮守府定員表改正 (達)海軍第二百二十八號(三) 一六〇
- 佐世保鎮守府定員表改正 (達)海軍第二百二十九號(三) 一六二
- 橫須賀吳佐世保鎮守府定員表中改正 (達)海軍第七十七號(四) 三〇七
- 吳鎮守府定員表中改正 (達)海軍第二百九十九號(五) 三三三
- 吳鎮守府定員表中改正 (達)海軍第二百七十八號(八) 四四七
- 橫須賀吳佐世保鎮守府定員表 (達)海軍第三百二十六號(九) 五〇九
- 鎮守府准士官下士官定員職別表 (達)海軍第四百八號(三)七〇九
- 鎮守府艦隊司令官官旗艦增加定員表 (勅)第二百三十九號(一〇)五〇一
- 鎮守府艦隊司令官官旗艦增加定員職別表 (達)海軍第三百九十二號(二)六二二
- 海軍中央衛生會議鎮守府衛生會議海軍病院定員表 (勅)第二百四十三號(一〇)五〇四
- 各鎮守府衛生會議海軍病院定員表中改正 (達)海軍第九十三號(三) 九二
- 各鎮守府衛生會議海軍病院定員表吳鎮守府中改正 (達)海軍第九十九號(三) 一三四
- 各鎮守府衛生會議海軍病院定員表中改正 (達)海軍第二百二十一號(五) 三四六

- 鎮守府衛生會議議長櫻岡校蔵軍醫長軍醫服務通則表 及本文中改正加除 (達)海軍第三百七十二號(一)五八三
- 吳鎮守府造船部小野濱分工場設置及工事會計等整理 方 (達)海軍第八十四號(三) 二二三
- 吳鎮守府造船部小野濱分工場設置及工事會計等整理 方ノ達中改正加除 (達)海軍第三百三十號(三) 一六四
- 吳鎮守府造船部小野濱分工場設置 (告)海軍第七號(三) 八七
- 吳鎮守府造船部小野濱分工場倉庫主管ニ定員外屬一 人附屬 (達)海軍第六十九號(四) 二九八
- 吳鎮守府造船部小野濱分工場倉庫主管ニ定員外屬一 人附屬ノ達廢止 (達)海軍第三百四十六號(二)五九七
- 鎮守府造船部工場ニテ造船外工事ヲ行フ得 (達)海軍第二百二十九號(六) 三五六
- 吳佐世保兩鎮守府及江田島海軍兵學校ノ行幸 (告)宮内第十二號(四) 一六一
- 吳佐世保兩鎮守府及江田島海軍兵學校ノ行幸京都御 發給期日 (告)宮内第十三號(四) 一六四
- 吳鎮守府技工徵募 (告)海軍第十九號(七) 二二六
- 〔陣營〕
- 近衛師團監督部條例並附錄司製部條例續存條例被服 廠條例陸軍經理部條例廢止 (達)陸軍第五十三號(三) 一五六
- 〔地方〕○ 地方税ハソノ部租税ニ載ス (法)第三十七號(五) 一〇一
- 沖繩縣及小笠原島地方費支辨方 (法)第三十七號(五) 一〇一
- 地方學事通則 (法)第八十九號(一)〇三八
- 地方官御料地管理 (勅)第八十八號(六) 二二四
- 地方官官制改正 (勅)第二百二十五號(一)〇四六七
- 地方官官俸給令改正 (勅)第二百二十六號(一)〇四七四
- 明治二十四年度地方聯合共進會ノ褒賞下付停止 (勅)農商務第二十四號(四) 三三〇
- 〔地租〕○ ソノ部租税ニ載ス (勅)第三百三號(六) 二三四
- 〔地質〕
- 地質調査所官制 (勅)第三百三號(六) 二三四
- 〔地金〕
- 貨幣鑄造地金買入方 (勅)第四百號(六) 二三五
- 〔町村〕
- 北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收方 (法)第四號(三) 五
- 郡制制定郡區町村編制法其他抵觸スル成規總テ廢止 (法)第三十六號(五) 八四
- 市町村名及市役所町村役場ノ位置變更方 (法)第七十七號(八) 二四八
- 〔勅語〕
- 教育ニ關スル勅語及大臣ノ訓示道廳府縣ヘ交付 (勅)文部第八號(一)〇四九八
- 教育ニ關スル勅語及大臣ノ訓示直轄學校ヘ交付 (勅)文部十月三十一日(一)〇四九八

- 〔勅任〕
- 錦織間祇候ハ勅任待遇トス (達)宮内第二十一號(一)五七二
- 〔勅令〕
- 省令廳令府縣令及警察令ニ關スル規則 (勅)第二百八號(九) 四四
- 〔徵兵、徵集、徵募〕
- 徵兵検査規則第三條及第四條中改正 (省)陸軍第一號(一) 一一
- 徵兵検査手續中改正加除 (達)陸軍第六十四號(四) 三三九
- 明治二十二年以前ノ徵兵及豫備後備兵失踪逃亡者搜 査通報方 (勅)陸軍甲第四號(三) 一三〇
- 明治十七年以前ノ徵兵失踪逃亡者ニシテ其踪跡不明 ノ者ハ毎年調査ヲ要セス (勅)陸軍甲第五號(三) 一三〇
- 徵兵令ニ依リ六週間陸軍現役兵ノ徵集及服役方 (勅)第二百二十二號(三) 二九
- 徵兵令ニ依リ六週間陸軍現役ニ服スル者取扱方 (勅)陸軍甲第二號(三) 九九
- 明治二十三年徵集新兵員數表 (勅)第八十七號(六) 二二三
- 海軍志願兵徵募規則中改正加除 (勅)第二百九十四號(二)七二一
- 海軍志願兵徵募細則中加除改正 (省)海軍第二號(三) 二七
- 海軍志願兵徵募細則中改正加除 (省)海軍第十三號(八) 一三四
- 明治二十三年海軍志願兵徵募員數表(告)海軍第三號(二) 四九
- 明治二十三年海軍志願兵徵募員數表(告)海軍第三號(二) 四九
- 明治二十三年海軍志願兵徵募員數表(告)海軍第三號(二) 四九
- 海軍志願兵徵募規則中改正加除 (勅)第二百九十四號(二)七二一
- 海軍志願兵徵募細則中加除改正 (省)海軍第二號(三) 二七
- 海軍志願兵徵募細則中改正加除 (省)海軍第十三號(八) 一三四
- 明治二十三年海軍志願兵徵募員數表(告)海軍第三號(二) 四九
- 徵發事務條例中徵發物件表取調送付方 (勅)第四百九十六號(九) 三八一
- 海軍志願兵徵募規則中改正加除 (勅)第二百九十四號(二)七二一
- 海軍志願兵徵募細則中加除改正 (省)海軍第二號(三) 二七
- 海軍志願兵徵募細則中改正加除 (省)海軍第十三號(八) 一三四
- 明治二十三年海軍志願兵徵募員數表(告)海軍第三號(二) 四九
- 徵發事務條例中徵發物件表取調送付方 (勅)第四百九十六號(九) 三八一
- 兵庫外八縣下屯田兵志願者徵募 (省)陸軍第十號(一)〇四九
- 水路部工夫徵募 (省)海軍第四號(三) 九六
- 吳鎮守府技工徵募 (省)海軍第十九號(七) 二二六
- 海軍水雷夫徵募細則 (省)海軍第五號(三) 九九
- 橫須賀佐世保對馬水雷隊水雷夫徵募人員及徵募區域 (省)海軍第十一號(四) 一六六
- 橫須賀佐世保對馬水雷隊水雷夫徵募區域改正 (省)海軍第二十號(七) 二二三
- 佐世保水雷隊所要水雷夫徵募 (省)海軍第十七號(六) 二〇七
- 〔徵發〕
- 徵發事務條例中徵發物件表取調送付方 (勅)第四百九十六號(九) 三八一
- 海軍志願兵徵募規則中改正加除 (勅)第二百九十四號(二)七二一
- 海軍志願兵徵募細則中加除改正 (省)海軍第二號(三) 二七
- 海軍志願兵徵募細則中改正加除 (省)海軍第十三號(八) 一三四
- 明治二十三年海軍志願兵徵募員數表(告)海軍第三號(二) 四九
- 徵發事務條例中徵發物件表取調送付方 (勅)第四百九十六號(九) 三八一
- 海軍志願兵徵募規則中改正加除 (勅)第二百九十四號(二)七二一
- 海軍志願兵徵募細則中加除改正 (省)海軍第二號(三) 二七
- 海軍志願兵徵募細則中改正加除 (省)海軍第十三號(八) 一三四
- 明治二十三年海軍志願兵徵募員數表(告)海軍第三號(二) 四九
- 徵發事務條例中徵發物件表取調送付方 (勅)第四百九十六號(九) 三八一

- 徵收事務條例附錄第三號ノ一表式中記載心得 (訓)陸軍第十五號(九) 四一八
- 徵收、徵稅 ○ 內國稅徵收費ハソノ部租稅ニ載ス (訓)陸軍第十六號(二)四四五
- 北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收方 (法)第四號(三) 五
- 北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收取扱手續 (訓)大藏第二十號(三) 七七
- 國稅徵收法施行細則改正 (省)大藏第三號(三) 一八
- 國稅徵收法施行細則附屬徵稅令書及納付書格式中記名心得方 (訓)大藏第六十五號(四) 三九
- 國稅收入官吏二名ヲ置キタルトキ徵稅令書納付書及現金拂込書ニ記名方 (訓)大藏第六十七號(四) 三〇
- 明治二十二年勅令第三十三號(市町村ヲシテ徵收セシムル國稅ノ件)中追加 (勅)第十七號(三) 二六
- 市町村徵收ノ國稅納期ヲ過キ督促令狀發付前其滞納税金上納ノトキ取扱方 (訓)大藏第四十三號(三) 一三〇
- 船稅徵收手續設定十七年第三十八號(船稅徵收ノ噸數及積石數定方)廢止 (省)大藏第三十五號(二)三六六
- 乘馬飼養令ニ依リ飼養スル馬匹ノ調査及飼養料徵收區分表並ニ取扱方 (訓)陸軍第十一號(五) 二五二
- 乘馬飼養令ニ依リ飼養スル馬匹ノ調査及飼養料徵收區分表並ニ取扱方(訓)陸軍第十四號(九) 四一〇
- 農商務省所管免許料手数料續山借區稅徵收順序 (訓)農商務第六號(三) 一七
- 明治二十一年勅令第十三號(森林收入ニ關スル辨償金違約金等徵收方)中削除 (訓)農商務第二十二號(四) 一八二
- 明治二十二年度所屬徵稅令書納領告知書收入未了ノ分取扱方 (訓)大藏第二十一號(三) 八四
- 從前大藏省所管諸貸付金徵收取扱方 (訓)大藏第四十七號(三) 一四二
- 府縣稅徵收法 (法)第八十八號(二)三八三
- 府縣稅徵收法 [府夫] (訓)大藏第二十三號(六) 三九九
- 五等府夫教育規則中追加 (達)海軍第二百三十六號(六) 三九九
- 五等府夫教育規則第三條第六條中追加改正 (達)海軍第三百一十一號(八) 四八七
- [帳簿] 作業及鐵道會計規則ニ據リ要スル諸報告書諸表諸帳簿書式 (省)大藏第九號(三) 六一
- 作業及鐵道會計規則ニ據リ要スル諸報告書諸表諸帳簿書式中記入心得 (訓)大藏第七號(六) 二六六
- 官立學校及圖書館會計規則ニ據リ要スル諸報告書諸表諸帳簿書式 (省)大藏第十四號(五) 九二
- 明治二十二年省令第十一號諸計算書仕拂命令領收證及諸帳簿格式中追加 (省)大藏第十二號(五) 八七
- 明治二十二年省令第十一號諸計算書仕拂命令領收證及諸帳簿格式中改正及心得 (訓)大藏第二十八號(三) 九四
- 中央金庫及本支金庫ノ金櫃帳簿銀行本業部ト混同セ

- サラシムル注意 (訓)大藏第六號(三) 一七
- 明治十九年第八十九號通地租ニ關スル諸帳簿格式更正 (訓)大藏第十號(三) 二二
- 陸軍計算部簿規程改正各隊會計帳簿概則陸軍會計經理部應簿及諸表格式各隊簿記模本陸軍計算部規程及附屬簿記模本廢止 (達)陸軍第四十二號(三) 一三三
- 計算帳簿規程 (達)海軍第五十七號(三) 七四
- 糧食品計算帳簿報告書格式中改正削除 (達)海軍第八十六號(五) 三三
- [茶業] 茶業組合規則第九條第十一號中追加 (省)農商務第一號(二) 三
- 茶業組合規則第七條中改正 (省)農商務第三號(三) 三〇
- [貯金、貯蓄] ○ 郵便貯金預所ハソノ部郵便ニ載ス (法)第六十三號(八) 三三
- 郵便貯金條例 (省)逓信第二十三號(二)三六六
- 郵便貯金條例施行細則 (勅)第二百七十八號(二)六六三
- 中央儲蓄貯蓄金預金局預金郵便貯金預所貯金郵便爲替金特別會計 (法)第二十一號(三) 五
- 郵便爲替金及同貯金出納官更身元保證金ニ關スル件 (勅)第二百五號(六) 三三六
- 攝津國大阪長門國赤松關ニ郵便爲替貯金分局設置並ニ其受持區域 (省)逓信第十五號(七) 七
- 金貨貯金特別預方廢止 (省)逓信第十六號(三) 五九
- 沖繩縣下ノ貯金預ケ人等貯金ニ關スル諸帳簿書式 (省)逓信第三十六號(三) 八〇
- 貯蓄銀行條例 (法)第七十三號(八) 二四三
- 商事非訟事件印紙法、銀行條例、貯蓄銀行條例及有罪破產者處斷方法施行期限 (法)第九號(三)三三
- [築港] 橫濱築港工事中燈塔設置 (省)逓信第十九號(三) 五七
- [直稅] 府縣直稅分署開稅分署位置管轄區域表 (省)大藏第二十九號(二)三〇一
- 府縣直稅分署開稅分署位置管轄區域表中改正 (省)大藏第三十七號(二)三七五
- [治療] 馬療器械定數ヲ定メ獸醫部治療器械調劑器械定數表廢止 (達)陸軍第二百二十號(六) 三五八
- 衛生部治療器械並調劑器械定數表改正 (達)陸軍第三百三十號(七) 三八七
- 治療品出納規程 (達)海軍第三百七十六號(二)五八五
- 治療品出納規程第七條第十六條中追加 (達)海軍第四百四號(二)七〇七
- [治罪] (達)海軍第四百四號(二)七〇七



- 刑事訴訟法制定治罪法廢止 (法)第九十六號(二〇)號外
- 海軍治罪法執行規則第五十五條削除 (達)海軍第六十四號(三) 八六
- 海軍治罪法執行規則第四十八條中追加 (達)海軍第五十六號(四) 二四二
- 海軍治罪法執行規則第五十二條中刪除 (達)海軍第五十八號(四) 二四八
- 海軍治罪法執行規則中加除 (達)海軍第三百五十九號(二〇)五六四
- 〔重罪〕
- 重罪控訴豫納金規則 (法)第七號(三) 三四
- 〔懲戒〕
- 判事懲戒法 (法)第六十八號(八) 二二三
- 華族懲戒例廢止 (勅)第六十號(八) 三四六
- 〔除喪〕
- 皇太后陛下御誕辰當日除喪 (告)宮內第三號(一) 三九
- 皇太后陛下御誕辰當日除喪 (告)宮內第六號(一) 四九
- 後桃園院天皇御例祭 光格天皇五十年御式祭當日除喪 (告)宮內第二十八號(二)四九九
- リノ部
- 〔領事〕
- 日本帝國領事規則 (勅)第八十號(五) 二〇四
- 日本帝國領事規則中改正 (勅)第三百三十四號(七) 三〇七
- 領事手數料及出入費ハ外國貨幣ニテ納入スルヲ得 (勅)第二百五十八號(二〇)五二四
- 外交官及領事官官制制定交際官及領事官制廢止 (勅)第二百五十七號(一〇)五二三
- 外交官及領事官俸給旅費支給方 (勅)第二百八十一號(二)六六四
- 外交官領事官及書記生定員 (勅)第二百八十三號(二)六六五
- 〔領收〕 ○ 領收證書ハシノ部證書ニ載ス (理事)
- 師族團並ニ屯田兵司令部出仕理事等職區分表中 錄事ノ部改正 (達)陸軍第八十五號(五) 三〇九
- 〔陸軍〕 ○ 陸軍諸學校ハカノ部學校ニ載ス
- 陸軍武官官等表中追加 (勅)第十二號(三) 三二
- 陸軍武官官等表中追加 (勅)第一百十號(六) 二五〇
- 陸軍武官官等表中改正ニ就キ心得 (達)陸軍第二百二十九號(七) 三八七
- 陸軍省官制改正 (勅)第五十一號(三) 六八
- 陸軍省職務細則改正 (達)陸軍第六十八號(四) 二三四
- 陸軍編修官官制 (勅)第八十九號(六) 二二四
- 陸軍定員令 (勅)第二百六十七號(二)五〇六
- 陸軍軍人現役年限令 (勅)第九十九號(六) 三三四
- 陸軍軍將校及同相當官退後ノ際名譽進級方 (勅)第二十四號(三) 三一
- 陸軍軍人休職規則改正 (達)陸軍第二百二十八號(六) 三七九
- 陸軍軍人休職規則改正ニ附キ下士兵卒ニ係ル取扱方 及出願手續 (達)陸軍第二十一號(七) 九七
- 陸軍軍人傷病疾病ニ罹リ服役及在職ニ堪ヘサル者取 扱手續中追加 (達)陸軍第十四號(三) 五八
- 陸軍官服用船旗章 (達)陸軍第三十一號(三) 一〇〇
- 陸軍管區表中改正 (勅)第八十二號(五) 二〇八
- 陸軍管區表中改正ノ處第六師管中服役方 (省)陸軍第十六號(五) 九三
- 陸軍里程表 (達)陸軍第八十九號(五) 三二
- 陸軍里程表中廢止 (達)陸軍第十四號(六) 三四八
- 陸軍現役縫工長靴工長補充條例 (勅)第三十一號(三) 五八
- 陸軍教導團條例 (勅)第四十七號(三) 五七
- 陸軍教導團條例陸軍教導團定員表廢止 (省)陸軍第八號(三) 五八
- 陸軍教導團生徒召募規則 (省)陸軍第七號(三) 五三
- 陸軍軍樂部下士兵卒補充條例 (勅)第三百三十八號(七) 三三三
- 陸軍軍樂隊條例廢止 (省)陸軍第二十七號(九) 二七六
- 陸軍軍樂基本隊條例廢止 (省)陸軍第二十八號(九) 二七七
- 陸軍醫部現役士官補充條例 (勅)第六十號(三) 八九
- 陸軍豫備後備下士兵卒服役條例第三條中追加 (勅)第二十一號(三) 二九
- 徵兵令ニ依リ六週間陸軍現役兵ノ徵集及服役方

- 陸軍武官進級令第十七條改正 (勅)第二十九號(三) 三三
- 陸軍武官進級令第十七條改正 (勅)第三百三十六號(七) 三〇九
- 陸軍武官進級取扱規則及陸軍武官考科表規則別表中 改正 (達)陸軍第十八號(三) 六八
- 陸軍軍人恩給取扱手續 (省)陸軍第二十二號(七) 一〇九
- 陸軍善行證書付與規則 (達)陸軍第七號(五) 三四一
- 陸軍下士文官採用規則中改正追加 (勅)第八十六號(五) 二二一
- 陸軍下士文官採用規則第一條書式中追加改正 (省)陸軍第二十五號(八) 二六〇
- 陸軍將校服制中改正 (勅)第二百八十七號(二)七〇八
- 陸軍下士以下服制中改正 (勅)第二百八十九號(二)七〇九
- 陸軍將校馬具制中改正 (勅)第九十四號(六) 二二九
- 陸軍將校馬具制中改正 (勅)第二百九十二號(二)七二〇
- 陸軍將校服制及馬具制中改正ノ處符制ノ分著用期限 (達)陸軍第二百二十八號(二)七二五
- 陸軍服裝規則中追加 (達)陸軍第十六號(三) 六〇
- 陸軍服裝規則中追加 (達)陸軍第五十五號(五) 三三六
- 陸軍服裝規則中改正追加 (達)陸軍第七十號(八) 四八二
- 陸軍乘馬飼養條例中改正追加 (勅)第九十六號(六) 三三〇
- 陸軍乘馬飼養條例中改正ニ就キ心得 (達)陸軍第二百二十二號(六) 三九九
- 陸軍諸生徒ヲ常備兵籍ニ編入 (省)陸軍第十九號(六) 九五
- 陸軍兵籍規則附錄格式改正 (達)陸軍第九十三號(二〇)五五〇
- 陸軍軍人休職規則改正 (達)陸軍第二百二十八號(六) 三七九
- 陸軍軍人休職規則改正ニ附キ下士兵卒ニ係ル取扱方 及出願手續 (達)陸軍第二十一號(七) 九七
- 陸軍軍人傷病疾病ニ罹リ服役及在職ニ堪ヘサル者取 扱手續中追加 (達)陸軍第十四號(三) 五八
- 陸軍官服用船旗章 (達)陸軍第三十一號(三) 一〇〇
- 陸軍管區表中改正 (勅)第八十二號(五) 二〇八
- 陸軍管區表中改正ノ處第六師管中服役方 (省)陸軍第十六號(五) 九三
- 陸軍里程表 (達)陸軍第八十九號(五) 三二
- 陸軍里程表中廢止 (達)陸軍第十四號(六) 三四八
- 陸軍現役縫工長靴工長補充條例 (勅)第三十一號(三) 五八
- 陸軍教導團條例 (勅)第四十七號(三) 五七
- 陸軍教導團條例陸軍教導團定員表廢止 (省)陸軍第八號(三) 五八
- 陸軍教導團生徒召募規則 (省)陸軍第七號(三) 五三
- 陸軍軍樂部下士兵卒補充條例 (勅)第三百三十八號(七) 三三三
- 陸軍軍樂隊條例廢止 (省)陸軍第二十七號(九) 二七六
- 陸軍軍樂基本隊條例廢止 (省)陸軍第二十八號(九) 二七七
- 陸軍醫部現役士官補充條例 (勅)第六十號(三) 八九
- 陸軍豫備後備下士兵卒服役條例第三條中追加 (勅)第二十一號(三) 二九
- 徵兵令ニ依リ六週間陸軍現役兵ノ徵集及服役方

○ 徵兵令ニ依リ六週間陸軍現役ニ服スル者取扱方 (勅)第二十二號(三) 二九	○ 陸軍給與令第二章實施ニ附キ條給支給方 (達)陸達第二百八號(二)六〇二
○ 陸軍病院條例第二條第四條中加除 (勅)陸軍甲第二號(三) 九九	○ 陸軍給與令細則第九章 (省)陸軍第十號(四) 六七
○ 陸軍司令部條例 (勅)第五十七號(三) 八六	○ 陸軍給與令細則第三章第七條第八章第十條第十一條 (達)陸達第七十六號(四) 二四九
○ 陸軍被服廠條例 (勅)第五十八號(三) 八七	○ 陸軍給與令細則第五章第四條中改正 (達)陸達第七十七號(四) 二五〇
○ 陸軍經警部條例 (勅)第五十九號(三) 八八	○ 陸軍給與令細則第四章第六條 (達)陸達第七十八號(四) 二八五
○ 陸軍作樂會計法 (法)第十八號(三) 四七	○ 陸軍給與令制定ニ附キ水雷術、砲道工事、電信術各條 習員分遣假規則中手當廢止 (達)陸達第六十七號(四) 二四四
○ 陸軍軍出師準備ニ關スル物品ハ會計檢査院法ヲ適用 (法)第七十號(八) 二四〇	○ 陸軍臨時召集旅費支給方更定 (省)陸軍第五號(三) 三三
○ 陸軍物品會計規程中追加 (達)陸達第七十七號(三) 六一	○ 陸軍召集條例第六條ノ事故ニ由リ召集ニ應ジ難キ 者届出及召集令狀返付方 (省)陸軍第六號(三) 三三
○ 陸軍給與令ニ關スル委任經理 (法)第二十七號(三) 六〇	○ 陸軍召集條例第六十五條第六十六條ノ召集旅費 概算表二十三年度取扱方 (勅)陸軍甲第七號(四) 一五二
○ 陸軍給與令中改正追加 (勅)第六十七號(三) 一〇六	○ 陸軍臨時召集旅費支給方 (省)陸軍第十一號(四) 七四
○ 陸軍給與令中改正追加 (勅)第九十四號(九) 三七九	○ 陸軍臨時召集旅費金庫支出取扱順序 (勅)大藏第五百十號(二)四七一
○ 陸軍給與令第二章條給ヲ除ク外該則總ヲ廢止 (達)陸達第六十五號(四) 二二三	○ 北海道廳及府縣ニテ陸軍省所管收入ノ收納ヲ取扱フ (勅)陸軍甲第十號(五) 二四六
○ 陸軍給與令第二章第七表改正 (達)陸達第六十六號(四) 二二三	○ 陸軍計算記簿規程第三章第一號書式中改正加除 (達)陸達第七十二號(四) 二四三
○ 陸軍給與令細則第二章廢止 (達)陸達第二百六號(二)五九二	

○ 陸軍計算記簿規程改正各條會計帳簿規則 陸軍會計 經理部帳簿及諸表様式各條簿記帳本 陸軍計算記簿 規程及附屬簿記帳本廢止 (達)陸達第四十二號(三) 二二五	○ 帝國議會議長副議長議員議員及旅費支給規則 (勅)第二百六十三號(一〇)五五八
○ 陸軍文具料支給細則第三條中改正 (達)陸達第一百七號(六) 三五五	○ 外國旅費規則第十三條中追加 (勅)第二百五十九號(一〇)五九五
○ 陸軍省火藥類拂下取扱場所改定 (勅)陸軍甲第九號(四) 一六二	○ 外交官及領事官條給旅費支給方 (勅)第二百八十一號(三)六六四
○ 陸軍省所轄土地家屋賃渡規則廢止 (省)陸軍第二十三號(八) 一四〇	○ 市町村吏國庫支辨ノ用務ニ附キ旅費支給方 (勅)內務第十八號(四) 一八二
○ 陸軍刑法中改正追加 (法)第十五號(三) 四四	○ 監獄官練習所受業生徒旅費滞在日當等支辨區分 (勅)內務第三十三號(八) 四〇二
○ 第三師管下ニ於テ陸海軍聯合大演習御施行ヲ京都府 行幸 (省)宮内第九號(三) 八〇	○ 明治二十二年勅令第二十九號(租稅檢査員旅費支給 方)中改正追加 (勅)大藏第六十六號(四) 二二九
○ 第三師管下ニテ陸海軍聯合大演習施行ニ附キ所要兵 員充足ノタメ歸休兵及豫備兵召集 (省)陸軍第四號(三) 三三	○ 府縣間稅檢査員月額旅費支給方 (勅)大藏第四百十七號(二)四六九
○ 第三師管下ニテ陸海軍聯合大演習施行ニ附キ所要ノ 兵員充足ノタメ歸休兵及豫備兵召集方 (勅)陸軍甲第一號(三) 七四	○ 陸軍臨時召集旅費金庫支出取扱順序 (勅)大藏第五百十號(二)四七一
○ 陸軍甲第一號(三) 七四	○ 陸軍臨時召集旅費支給方更定 (省)陸軍第五號(三) 三三
○ 明治十八年農商務省第六號通十九年通信省令第二號 (陸運統計材料様式)廢止 (省)通信第十二號(六) 九九	○ 陸軍臨時召集旅費支給方 (省)陸軍第十一號(四) 七四
○ 陸地測量ハソノ部測量ニ載ス (陸地) (陸地測量ハソノ部測量ニ載ス) 九九	○ 陸軍臨時召集旅費支給方第五項中追加 (省)陸軍第十四號(五) 九二
○ 海外旅券ヲ下付ストキ其手数料收入取扱順序 (勅)外務第一號(三) 一八	○ 對馬警備隊在籍豫備後備下士演習召集旅費支 給方 (省)陸軍第二十號(六) 九六
	○ 召集旅費金受領ノタメ出頭スヘキ者一日間ニ往復シ 能ハサルトキ出張及通知方 (勅)陸軍甲第三號(三) 二一九

○陸軍召集條例第六十五條第六十六條ノ召集旅費概算表二十三年度取扱方 (訓)陸軍第七號(四) 一五二	○海軍內國旅費規則第十一條第十三條改正追加 (達)海軍第三百三十二號(一〇)五三三
○明治二十三年第二次召集旅費概算表取扱送付方 (訓)陸軍第六號(四) 一五二	○海軍內國旅費規則中改正追加 (達)海軍第三百五十五號(一〇)五六一
○軍人軍屬旅行行程規則 (達)陸軍第十三號(六) 三四七	○林區署管内旅費規則改正シ大林區署管内旅費規則トス (訓)農商務第十號(三) 五二
○武文官公務旅行手續第一項中改正 (達)海軍第二百五十六號(七) 四〇九	○大林區署管内旅費規則中加除 (訓)農商務第三十一號(六) 二七九
○海軍外國旅費定額表附則中改正追加 (達)海軍第四十號(三) 五七	○大林區署管内旅費規則第八條中追加 (訓)農商務第五十四號(一〇)四三二
○海軍外國旅費定額表附則中追加 (達)海軍第六十三號(三) 八一	○官林巡邏旅費規則中則表更正 (訓)農商務第二十五號(五) 二四五
○海軍內國旅費規則中改正追加 (達)海軍第十七號(二) 三五	[林區署] ○大小林區署官制改正 (勅)第百二十七號(七) 二九〇
○海軍內國旅費規則第三十二條ノ改正施行期日 (達)海軍第二十八號(二) 四九	○大小林區署判任官俸給 (勅)第百二十八號(七) 三〇〇
○海軍內國旅費規則第二十六條中改正 (達)海軍第一號(三) 一五	○大小林區署判任官俸給改正ニ附キ其官等及進級年限 (訓)內閣第七號(七) 二九六
○海軍內國旅費規則第二十二條中追加 (達)海軍第八十號(五) 三二〇	○大林區署判任官俸給支給定額 (訓)農商務第四十六號(九) 四一四
○海軍內國旅費規則第二十三條中改正 (達)海軍第二百五十三號(七) 三六七	○林區署管内旅費規則ヲ改正シ大林區署管内旅費規則トス (訓)農商務第十號(三) 五二
○海軍內國旅費規則第二號表中加除 (達)海軍第二百六十二號(七) 四二二	○大林區署管内旅費規則中加除 (訓)農商務第三十一號(六) 二七九
○海軍內國旅費規則中追加改正 (達)海軍第二百七十號(七) 四二八	○大林區署管内旅費規則第八條中追加

○會計規則物品會計規則中ノ検査員其他ノ官吏ハ大林區署長之ヲ命ス (訓)農商務第三十五號(七) 二九二	○糧食經理規程ニ依リ購買ノ食品二十三年度代價表改正 (達)海軍第二百三十八號(六) 三六八
○小林區署用品支給規則改正 (訓)農商務第五十一號(九) 四一八	○糧食品計算帳簿報告書様式中改正削除 (達)海軍第八十六號(五) 三三二
○小林區署及派出所所屬ノ財産保管及責任 (訓)農商務第五十三號(九) 四一九	[略曆] ○一枚摺略曆出版方 (告)文部第二號(一〇) 二九八
○大小林區署員給與順序 (訓)農商務第六十七號(三)四七二	[履歷] ○七間米野山砲壘履歷表編纂規則改正 (達)陸軍第八十四號(九) 五〇六
[林産物] ○林産物公安規程 (告)農商務第四號(五) 一八一	○官吏遺族扶助法及軍人恩給法施行規則ニ據リ履歷書下付力 (達)海軍第二百五十九號(七) 四〇九
[糧食、糧食] ○近衛師團監督部條例並附録司契部條例糧倉條例被服廠條例隨營經理部條例廢止 (達)陸軍第五十三號(三) 一五六	○軍人恩給法施行規則ニ依リ死没者遺族へ下付ノ履歷添書様形 (達)海軍第四百十四號(三)七一九
○海軍糧食條例 (勅)第十四號(三) 三二	[立標] ○長門國下ノ關海峽與治兵衛及組立標修繕 (告)遞信第四百九號(七) 二二七
○明治二十三年度糧食條例ニ依リ支給ノ金額及糧食經理規則ニ依リ購買ノ食料代價表 (達)海軍第四百三十三號(三) 二〇八	○長門國下ノ關海峽與治兵衛及組立標修繕工事落成 (告)遞信第四百四十四號(二)四六九
○糧食經理規程 (達)海軍第三百三十一號(三) 一六四	○長門國下ノ關海峽ノ東方金伏礁上立標燈明點火從前ノ浮標撤去 (告)遞信第二百二十二號(一〇)四一五
○糧食經理規程第三條中追加 (達)海軍第五百五十五號(四) 二四三	○長門國下ノ關海峽獨立標燈明ノ光色變更 (告)遞信第二百二十七號(一〇)四三一
○糧食經理規程第十一條中改正 (達)海軍第八十七號(五) 三二二	
○糧食經理規程中改正追加 (達)海軍第二百三十七號(六) 三九九	
○糧食經理規程中改正追加 (達)海軍第二百八十號(八) 四〇九	
○糧食經理規程中改正追加 (達)海軍第三百五十三號(一〇)五九九	

〔里程〕

- 陸軍里程表 (達)陸軍第八十九號(五) 三三
- 陸軍里程表申願止 (達)陸軍第九十四號(六) 四八
- 各軍管里程表廢止 (達)陸軍第九十號(五) 三三
- 教導團生徒志願者ノ里程調査開製方 (勅)陸軍甲第十二號(六) 二六八
- 教導團生徒志願者ノ里程調査送付方 (勅)陸軍甲第八號(四) 一五

〔臨時〕

- 臨時建築局ヲ廢シ其事務ヲ内務省ニ屬ス (勅)第四百九號(三) 六二
- 臨時帝國議會事務局廢止 (勅)第四百八號(三) 三六九
- 海軍省ニテ仕拂フヘキ軍事實臨時費費目 (達)海軍第二百六號(五) 三三三
- 海軍省ニテ仕拂フヘキ軍事實臨時費費目中追加 (達)海軍第三百五十一號(二)五八

ヲノ部

- 和蘭國皇帝ギヨルギヨル三世陛下崩御ニ附キ宮中喪 (告)宮内第二十三號(二)四八八
- 和蘭國皇帝ギヨルギヨル三世陛下崩御ニ附キ宮中喪問答内者喪服着用 (告)宮内第二十四號(二)四八八

(神戶) (小笠原島)

- 沖繩縣及小笠原島地方費支辨方 (法)第三十七號(五) 一〇一
- 沖繩縣ニ商法施行延期 (法)第三百三號(二)三〇八

〔大藏〕

- 大藏省官制改正 (勅)第四百六號(六) 二二六

〔帶正草〕

- 徒歩刀及同帶草制式 (達)陸軍第八十五號(九) 五二〇

〔恩給〕

- 官吏恩給法 (法)第四十三號(六) 一一〇
- 官吏恩給法施行規則 (勅)第三號(七) 三
- 官吏恩給法施行規則官吏遺族扶助法施行規則ニ依リ差出スヘキ在官年數及恩給扶助料ノ年額計算書式 (勅)内閣第八號(七) 三〇八
- 恩給及扶助料受領ノトキ生存證書添付 (告)大藏第二十四號(二)三七九
- 宮内省官吏遺族恩給條例同遺族扶助料ヲ定メ二十年達第二號三十二年達第二十四號廢止 (達)宮内第十六號(八) 四六五
- 宮内省官吏遺族恩給施行規則同遺族扶助料施行規則 (達)宮内第二十號(二)五二六
- 軍人恩給法 (法)第四十五號(六) 一一八
- 軍人恩給法施行規則 (勅)第五號(七) 九
- 陸軍軍人恩給取扱手續 (告)陸軍第二十二號(七) 一〇九
- 恩給資格アル下士卒死後若クハ現役ノ離レシトキハ (勅)大藏第十一號(三) 二二
- 明治二十二年度會計特別整理ニ該當スル恩給諸取扱方 (勅)大藏第三十三號(三) 一〇四
- 恩給諸取扱方順序ヲ定メ其任拂命令ヲ委任ス (勅)大藏第十二號(三) 二四
- 恩給諸取扱方順序中改正前除 (勅)大藏第十七號(八) 三三三

カノ部

- 海軍省官制改正 (勅)第五十二號(三) 七四
- 海軍省職務細則中改正前除 (達)海軍第六十八號(四) 二九三
- 海軍省職務細則中改正追加 (達)海軍第九十六號(五) 三三〇
- 海軍省職務細則第五條中加除 (達)海軍第三百四十二號(二)五三六
- 海軍各廳職務通則第二十二條中刪除 (達)海軍第三十八號(二) 五五
- 海軍各廳職務通則第二十二條改正 (達)海軍第三百九十八號(二)六六三
- 海軍省判任官配置表 (達)海軍第三百三十二號(三) 一七八
- 海軍省定員表改正海軍省監護使了給任定員及配置表廢止 (達)海軍第六十七號(三) 八七
- 陸軍軍人現役年限年齡 (勅)第九十九號 (六) 三三四
- 海軍武官官等表中追加 (勅)第二百六號(九) 四二二

- 兵籍寫ヲ陸軍省ヘ送致 (達)陸軍第九十四號(二)五五〇
- 陸軍軍人傷疾疾病恩給等差例 (達)陸軍第四百四十二號(七) 四〇三
- 陸軍軍人傷疾疾病恩給等差例中加除 (達)陸軍第二百二十一號(二)七二〇
- 官吏遺族扶助法及軍人恩給法施行規則ニ據リ履歷書下付方 (達)海軍第二百五十九號(七) 四〇九
- 軍人恩給法ニ據リ恩給出願書式 (達)海軍第二百六十七號(七) 四二二
- 軍人恩給法施行規則ニ依リ死後遺族ヘ下付ノ履歷書添書雛形 (達)海軍第四百十四號(二)七一九
- 海軍軍人傷疾疾病恩給等差例 (達)海軍第二百六十四號(七) 四二二
- 海軍軍人傷疾疾病恩給等差例中加除 (達)海軍第四百二十號(二)七二二
- 佐賀ノ役軍艦東龍副及大坂丸乗員ノ被勳員ノ恩給服管年加算方 (達)海軍第三百二十九號(一〇)五二二
- 明治二十一年訓令第三十一號(浪職及浪職恩給願書進達方)中改正 (達)海軍第十三號(二) 二六
- 明治二十一年訓令第三十一號(浪職及浪職恩給願書進達方)中改正 (達)海軍第二百三十四號(六) 三五六
- 會計規則第三十三條但書集合仕拂命令ニ添付スヘキ各債主ノ金額氏名表書式恩賞諸取扱ノ仕拂ニ係ルモノ

- 海軍本職名等級表中削除 (勅)第二十五號(三) 三
- 海軍本職名等級表中改正 (勅)第二百九十三號(三)七二
- 海軍軍人俸給令中追加改正 (勅)第四百四十八號(七) 三三
- 海軍軍人手當金規則中改正 (勅)第四百四十九號(七) 三三
- 海軍軍人俸給及手當金支給細則中追加 (達)海軍第八十二號(三) 一一三
- 海軍軍人俸給及手當金支給細則中改正刪除 (達)海軍第二百五十四號(七) 八八
- 海軍在外國學生學費金規則 (勅)第十五號(三) 二四
- 陸海軍將校及同相當官退役ノ際名譽進級力 (勅)第二十四號(三) 三三
- 海軍高等武官進級條例中改正追加(勅)第六十六號(八) 三九
- 海軍進級條例 (達)海軍第二百八十四號(八) 四一
- 海軍下士以下各官條例中改正刪除 (達)海軍第七十五號(四) 三〇六
- 第五海軍區鎮守府位置設定 (勅)第七號(三) 二
- 海軍糧食條例 (勅)第十四號(三) 三三
- 海軍軍樂練習所官制廢止 (勅)第四十一號(三) 三三
- 海軍軍樂員條例廢止 (達)海軍第四百十五號(三) 一四
- 海軍軍樂練習生規則 (達)海軍第四百九號(三) 一四
- 海軍軍樂生徵募細則中改正 (省)海軍第四號(三) 五九
- 海軍被服條例 (勅)第六十五號(三) 九七
- 海軍制服表中改正 (勅)第七十號(四) 一七九
- 海軍制服中加除 (勅)第二百六十八號(二)六〇八
- 海軍編修官官制 (勅)第九十號(六) 二二五
- 海軍編修官附屬力 (達)海軍第二百四十五號(六) 五七八
- 海軍檢閱條例改正 (勅)第四百四十七號(七) 三三〇
- 海軍檢閱細則 (達)海軍第二百八十一號(八) 四九〇
- 海軍機關試驗規則 (達)海軍第四號(二) 八
- 海軍學術檢査規則第五條第七條中追加 (達)海軍第七十八號(四) 三〇七
- 海軍高等武官候補生學術檢査規則第六條中追加 (達)海軍第二百七十五號(七) 四四三
- 海軍火藥工廠官制廢止 (勅)第六十七號(八) 三九九
- 海軍造兵廠官制改正 (勅)第六十八號(八) 三九〇
- 海軍公債擔保條例第八條中刪除 (勅)第七十六號(八) 三六三
- 明治二十年省令第三號(海軍公債利子拂渡期限及取扱増據力)中刪除 (省)大藏第十九號(八) 一四〇
- 海軍參謀部條例中改正追加 (勅)第二百四十號(一〇)五〇三
- 海軍參謀部定員表改正 (達)海軍第二百四十三號(六) 三七七
- 海軍技術會購條例第七條改正 (勅)第二百四十二號(一〇)五〇四
- 海軍中央衛生會議鎮守府衛生會議海軍病院定員表 (勅)第二百四十三號(一〇)五〇四
- 海軍志願兵徵募細則中加除改正 (省)海軍第二號(三) 一七
- 海軍志願兵身體檢査格例第二條中改正刪除 (達)海軍第三十九號(二) 五五
- 明治二十三年海軍志願兵徵募員表 (省)海軍第三號(二) 四九
- 海軍兵器出納規程 (達)海軍第七十三號(四) 三〇三
- 海軍外國旅費定額表附則中改正追加 (達)海軍第四十號(二) 五七
- 海軍外國旅費定額表附則中追加 (達)海軍第六十三號(二) 八一
- 海軍內國旅費規則中改正追加 (達)海軍第十七號(二) 三五
- 海軍內國旅費規則第二十六條中改正 (達)海軍第一號(三) 一三五
- 海軍內國旅費規則第二十二條中追加 (達)海軍第八十號(五) 三三〇
- 海軍內國旅費規則第二十三條中改正 (達)海軍第二百五十三號(七) 三八七
- 海軍內國旅費規則第二號表中加除 (達)海軍第二百六十二號(七) 四三三
- 海軍內國旅費規則中追加改正 (達)海軍第二百七十號(七) 四八
- 海軍內國旅費規則第十一條第十三條中改正追加 (達)海軍第三百三十二號(一〇)五三三
- 海軍內國旅費規則中改正追加 (達)海軍第三百五十五號(一〇)五六一
- 海軍各工場服業時間表中追加改正 (達)海軍第九號(三) 一四三
- 海軍各工場服業時間表中追加改正 (達)海軍第九號(三) 一四三

- 明治二十三年海軍志願兵徵募員表改正 (省)海軍第十三號(五) 一九〇
- 明治二十三年近衛及海軍新兵配賦表 (省)陸軍第七號(六) 二〇三
- 海軍水雷夫徵募細則 (省)海軍第五號(三) 五九
- 私費海軍軍醫生徒召募 (省)海軍第二號(二) 三八
- 海軍技工臨時採用規則 (省)海軍第十號(四) 一六二
- 海軍志願兵家族扶助金支給規則中改正追加 (省)海軍第三號(三) 二九
- 海軍志願兵家族扶助金支給規則第八條改正 (省)海軍第六號(四) 六六
- 海軍志願兵家族扶助金支給規則第九條第十條刪除 (省)海軍第七號(四) 八六
- 海軍生徒下士卒死亡者取扱規則第四十二條刪除 (省)海軍第八號(四) 八六
- 海軍軍人虎列刺病ニ罹ル者取扱手續中改正 (省)海軍第九號(五) 九三
- 海軍病院條例第十六條中改正 (達)海軍第二百三號(五) 三三一
- 海軍艦船籍條例 (達)海軍第二百九十一號(八) 四七一
- 陸海軍出師準備ニ關スル物品ノ會計檢査院法ヲ適用セス (法)第七十號(八) 二四〇
- 海軍收入監督官吏 (達)海軍第二百三號(二) 四九
- 海軍軍人軍屬乘車物品搭載手續 (達)海軍第八十七號(三) 一四
- 海軍兵器出納規程 (達)海軍第七十三號(四) 三〇三
- 海軍外國旅費定額表附則中改正追加 (達)海軍第四十號(二) 五七
- 海軍外國旅費規則中改正追加 (達)海軍第六十三號(二) 八一
- 海軍內國旅費規則中改正追加 (達)海軍第十七號(二) 三五
- 海軍內國旅費規則第二十六條中改正 (達)海軍第一號(三) 一三五
- 海軍內國旅費規則第二十二條中追加 (達)海軍第八十號(五) 三三〇
- 海軍內國旅費規則第二十三條中改正 (達)海軍第二百五十三號(七) 三八七
- 海軍內國旅費規則第二號表中加除 (達)海軍第二百六十二號(七) 四三三
- 海軍內國旅費規則中追加改正 (達)海軍第二百七十號(七) 四八
- 海軍內國旅費規則第十一條第十三條中改正追加 (達)海軍第三百三十二號(一〇)五三三
- 海軍內國旅費規則中改正追加 (達)海軍第三百五十五號(一〇)五六一
- 海軍各工場服業時間表中追加改正 (達)海軍第九號(三) 一四三
- 海軍各工場服業時間表中追加改正 (達)海軍第九號(三) 一四三

- 海軍省ニテ仕拂フヘキ軍事費臨時費目 (達)海軍第二百四十七號(三) 六八四
- 海軍省ニテ仕拂フヘキ軍事費臨時費目追加 (達)海軍第二百六號(五) 三三三
- 海軍刑法中改正追加 (達)海軍第三百五十一號(二) 五五八
- 海軍刑法執行規則第五十五條削除 (法)第十二號(三) 四〇
- 海軍刑法執行規則第四十八條中追加 (達)海軍第六十四號(三) 八六
- 海軍刑法執行規則第五十二條中追加 (達)海軍第五十六號(四) 二四二
- 海軍刑法執行規則第五十二條中刪除 (達)海軍第五十八號(四) 二四八
- 海軍治罪法執行規則中追加 (達)海軍第三百五十九號(一) 五六四
- 海軍監獄則改正 (勅)第百十五號(七) 二六七
- 海軍監獄則施行細則 (省)海軍第十四號(九) 二六八
- 海軍監獄ノ囚人假出獄許可具申方 (達)海軍第三百二十八號(九) 五〇六
- 海軍監獄囚人ニ課スヘキ事業 (達)海軍第三百五十六號(一) 五六三
- 海軍囚人服役時限表 (達)海軍第三百五十八號(二) 五六三
- 第三師管下ニテ陸海軍聯合大演習施行細則ヲ訂定 (省)宮内第九號(三) 八〇
- 第三師管下ニテ陸海軍聯合大演習施行ニ附キ所要ノ
- 兵員充足ノタメ歸休兵及豫備兵召集 (省)陸軍第四號(三) 三三
- 第三師管下ニテ陸海軍聯合大演習施行ニ附キ所要ノ兵員充足ノタメ歸休兵及豫備兵召集方 (訓)陸軍甲第一號(三) 七四
- [海兵團]**
- 海兵團條例中改正追加 (勅)第十六號(三) 二五
- 海兵團規則第二十七條改正 (達)海軍第七十五號(三) 九五
- 海兵團規則第五條第三十五條中追加 (達)海軍第十七號(三) 一四九
- 海兵團徵募官服務規則中追加 (達)海軍第三十四號(二) 五四
- 海兵團徵募官服務規則中刪除 (達)海軍第七十六號(四) 三〇七
- 海兵團徵募官服務規則第十一條中追加 (達)海軍第二百六十一號(七) 四一〇
- 艦隊長部下尉官ノ才能試驗方 (達)海軍第五十三號(三) 七〇
- 在艦隊尉官勤務日誌記載事項 (達)海軍第五十五號(三) 七二
- 艦隊員及海兵團員ヲ在艦在營セシムル能ハサルトキ取計方 (達)海軍第二百十七號(五) 三四〇
- 舊條數ヲ橫須賀鎮守府海兵團附屬トス (達)海軍第三百十六號(八) 四九六
- 橫須賀鎮守府海兵團定員表中改正

- 橫須賀鎮守府海兵團定員表中追加 (達)海軍第六十八號(三) 八九
- 橫須賀鎮守府海兵團定員表中改正 (達)海軍第二百二十號(三) 一四八
- 吳鎮守府海兵團定員表改正 (達)海軍第三百三號(八) 四八一
- 吳佐世保鎮守府海兵團定員表中追加 (達)海軍第二百二十五號(三) 一五四
- 佐世保鎮守府海兵團定員表中改正 (達)海軍第六十九號(三) 九〇
- 軍艦團隊定員表 (勅)第二百三十五號(一) 四九二
- 橫須賀鎮守府海兵團定員職別表 (達)海軍第三百八十四號(二) 六〇八
- 吳鎮守府海兵團定員職別表 (達)海軍第三百九十六號(二) 六五九
- 佐世保鎮守府海兵團定員職別表 (達)海軍第三百九十七號(二) 六六一
- 艦隊金錢出納規程 (達)海軍第八十一號(三) 一〇八
- 艦隊金錢出納規程第七號書式中追加 (達)海軍第九十三號(三) 一一九
- 艦隊普通圖書出納整理方 (達)海軍第六十五號(四) 二九〇
- 艦隊隊主計長交替ノトキ事務引繼期限 (達)海軍第四百二號(三) 七〇七
- [海關]**
- 小包郵便ニテ外國ヘ輸出スル物品關稅免除 (法)第八十二號(九) 二六〇
- 關稅及稅關諸收入收納取扱順序 (訓)大藏第四號(二) 九
- 海關稅及稅關雜收入證明規程 (達)會計檢査院第二號(三) 六八七
- [海圖]**
- 秘密圖書測器海圖出納規程 (達)海軍第六十七號(四) 二九一
- 秘密圖書測器海圖出納規程第一條第三條中追加 (達)海軍第七十二號(四) 二九八
- 秘密圖書測器海圖出納規程中更正追加 (達)海軍第二百六十三號(七) 四二二
- 秘密圖書測器海圖出納規程第一條中追加 (達)海軍第四百十五號(二) 七一九
- 海圖水路誌供給規程第二十條追加 (達)海軍第二百五十二號(七) 三八七
- 海圖水路誌供給規程第一條第八條中追加 (達)海軍第二百七十三號(七) 四四三
- [海路]**
- 私設海路標識統計樣式ノ訓令中追加更正 (訓)逓信第一號(二) 三
- [海外]**
- クノ部外國ニ載ス
- [海底]**
- 海底電信ハテノ部電信ニ載ス
- [艦船]**
- 艦船定員ハテノ部定員ニ載ス

- 艦船乗員ノ俸給及糧食料前渡力 (勅)第百五十號(七) 三四
- 艦船修理規則改定 (達)海軍第二十四號(一) 四五
- 艦船修理規則中改正加除 (達)海軍第九十七號(三) 一一一
- 艦船乗員上陸規則第一條第五條中改正加除 (達)海軍第七十四號(四) 三〇六
- 艦船乗員上陸規則廢止 (達)海軍第二百七十六號(八) 四四七
- 艦船檢査規則第一條第九條中改正追加 (達)海軍第三百五十七號(一〇)五六三
- 海軍艦船軍艦旗揚揚規則第十條中追加 (達)海軍第四百十七號(二)七二二
- 暴風標ノ設置ナキ港灣ニ在ル艦船警報告知方 (達)海軍第三十三號(一) 五四
- 艦船航海中當刺直士官正午ノ經緯度測定 (達)海軍第五十四號(三) 七〇
- 艦船員及海兵團員ヲ在艦在營セシムル能ハサルトキ取計方 (達)海軍第二百十七號(五) 三四〇
- 艦團隊長部下尉官ノ才能試驗方 (達)海軍第五十三號(三) 七〇
- 在艦團隊長官勤務日誌記載事項 (達)海軍第五十五號(三) 七一
- 艦團隊長出納規程 (達)海軍第八十一號(三) 一〇八
- 艦團隊長出納規程第七號式追加 (達)海軍第九十三號(三) 一一九
- 艦團隊長普通圖書出納整理方 (達)海軍第九十三號(三) 一一九
- 艦團隊長計長交替ノトキ事務引繼期限 (達)海軍第六十五號(四) 二九〇
- 高等水兵練習艦規則 (達)海軍第四百二號(二)七〇七
- 高等水兵練習艦規則中改正追加 (達)海軍第十二號(一) 二四
- 高等水兵練習艦及水兵火夫練習艦教員充用方 (達)海軍第三百十八號(九) 四九七
- 水雷術練習艦規則 (達)海軍第九十八號(五) 三三三
- 水雷術練習艦規則中加除改正 (達)海軍第二十號(一) 四一
- 水雷術練習艦乙種教程及教員教程設定水雷術練習艦教則廢止 (達)海軍第三百六十一號(二〇)五六五
- 砲術練習艦規則 (達)海軍第五號(一) 一五
- 砲術練習艦規則中追加 (達)海軍第二百二十四號(五) 三四六
- 砲術練習艦規則中加除 (達)海軍第三百六十號(二〇)五六五
- 砲術練習艦乙種教程及教員教程 (達)海軍第九十九號(二) 三八
- 商船學校生徒砲術練習艦乘組中取扱方 (達)海軍第七十九號(四) 三〇八
- 海軍少尉候補生實地練習艦艦長施行條件 (達)海軍第八十一號(五) 三二一
- 砲術練習艦武裝附屬トス (達)海軍第二號(一) 七
- 砲術練習艦武裝附屬トス (達)海軍第三百十六號(八) 四九六

- 軍艦航波ヲ練習艦トス (達)海軍第三號(一) 七
- 測量艦警備ヲ警備艦トス (達)海軍第五十二號(三) 七〇
- 警備艦警備ヲ測量艦トス (達)海軍第二百二十五號(六) 三四七
- 砲術練習艦淺間ノ役務ヲ解キ龍驤ヲ砲術練習艦トス (達)海軍第九十三號(五) 三二八
- 淺間ヲ武蔵附屬トス (達)海軍第三百五號(八) 四八三
- 航海練習艦金剛外八艦ノ役務ヲ解キ更ニ練習艦トス (達)海軍第二百十五號(五) 三三六
- 海門ヲ佐世保鎮守府所管練習艦トス (達)海軍第二百九十二號(八) 四七三
- 天城ヲ練習艦トス (達)海軍第二百九十三號(八) 四七三
- 常備艦愛宕及同春日ノ役務ヲ解キ更ニ警備艦トス (達)海軍第三百十九號(九) 五〇〇
- 佐賀ノ役軍艦東、龍驤及大阪丸乗員ノ被服給付加算方 (達)海軍第三百二十九號(二〇)五三三
- 海軍艦船八重山外七艦ニ信號符字點附及從前艦船中改稱並ニ艦籍除却 (達)海軍第二百五號(三) 七三
- 艦營、艦隊、艦籍、艦長
- 艦營用品出納規程 (達)海軍第二百八十三號(八) 四五六
- 艦營用品出納規程貸與品表中加除 (達)海軍第三百十七號(八) 四九六
- 艦隊司令長官及將保定員表 (勅)第二百三十八號(二〇)五〇〇
- 鎮守府、艦隊司令長官旗幟增加定員表 (勅)第二百三十九號(二〇)五〇一
- 鎮守府艦隊司令長官旗幟增加定員職別表 (達)海軍第三百九十二號(二六)三二
- 海軍艦船船籍條例 (達)海軍第二百九十一號(八) 四七一
- 海軍艦船八重山外七艦ニ信號符字點附及從前艦船中改稱並ニ艦籍除却 (達)海軍第二百五號(三) 七三
- 艦長轉換交代ノトキ艦渡赴任方 (達)海軍第三十七號(一) 五五
- 海軍少尉候補生實地練習艦艦長施行條件 (達)海軍第八十一號(五) 三二一
- 航海、航行、航泊
- 艦船航海中當刺直士官正午ノ經緯度測定 (達)海軍第五十四號(三) 七〇
- 航行練習艦用油準備時務方 (達)海軍第二百十二號(五) 三四四
- 航泊日誌改正 (達)海軍第三百十三號(八) 四八八
- 航泊日誌中加除 (達)海軍第三百六十六號(二)五七三
- 航泊日誌取扱及記載心得 (達)海軍第三百十四號(八) 四八八
- 陸軍下士以下制服中改正 (勅)第十三號(三) 三二
- 陸軍下士以下制服改正 (勅)第七十五號(八) 三六二
- 陸軍下士以下制服中改正 (勅)第二百八十九號(二)七〇九
- 陸軍後備各隊下士兵卒被服配給 (勅)第七十三號(五) 一九四
- 輜重輸卒ノ被服對馬警備隊砲兵助卒ノ被服制 (達)陸軍第十二號(三) 五七

明治二十三年 索引 力 (艦船)

- 下副官及下士以下被服地質中改正 (達)陸達第百八十一號九 五〇九
- 陸軍被服工長學會附下士以下定員中追加 (達)陸達第百六十五號八 四七八
- 陸軍豫備後備下士兵卒簡閱點呼施行規則 (達)陸達第百八號二 三三
- 北海道徵兵令未行地ニ轉籍スル陸軍豫備後備下士兵卒ハ勤務演習簡閱點呼ニ召集セス十四年達甲第二十號達廢止 (省)陸軍第百二十九號二〇三八三
- 下士ノ豫備後備軍服員ニ轉スルトキ記載方達中改正及下士任免辭令書式達中刪除 (達)陸達第百三十三號三 五八
- 明治二十年陸達第百五十七號(現役將校下士中豫備後備軍服員ニ轉役相當者ノ官職姓名等取調通報方)達廢止 (達)陸達第百十九號三 六九
- 陸軍豫備後備將校同相當官及下士兵卒ニシテ寄留地師管又ハ大隊區兵籍ニ編入ノ者轉籍方 (省)陸軍第百二號三 五八
- 陸軍下士文官採用規則中改正追加 (勅)第百八十六號五 三二一
- 陸軍下士文官採用規則第一條ノ資格アル者奉職簡閱期限 (省)陸軍第百十八號六 九八
- 陸軍下士文官採用規則第一條書式中追加改正 (省)陸軍第百二十五號八 二六〇
- 陸軍下士文官簡閱者使備證明書附與規則 (達)陸達第百九號五 四四
- 陸軍軍樂部下士兵卒補充條例 (勅)第百三十八號七 三三二
- 陸軍砲兵監護同職工下士補充條例 (勅)第百七十三號八 三五八
- 陸軍各兵科現役下士補充條例中追加 (勅)第百八十五號八 三七二
- 陸軍各兵科豫備後備下士補充條例中追加 (勅)第百八十七號八 三七三
- 陸軍豫備後備下士兵卒服役條例第三條中追加 (勅)第百二十一號三 二九
- 陸軍豫備後備下士兵卒服役條例中改正追加 (勅)第百九十號八 三七九
- 陸軍現役下士上等兵再服役條例中改正刪除 (勅)第百八十八號八 三七四
- 衛生部下士看護手再服役許可人員 (達)陸達第百九十八號五 三三八
- 明治二十四年現役滿期ノ軍吏部下士再服役許可 (達)陸達第百一號五 三三三
- 明治二十四年現役滿期ノ下士上等兵再服役許可人員 (達)陸達第百二十一號六 三三八
- 現役屯田下士兵卒食料給與方 (勅)第百二十六號二 三九五
- 屯田兵士官下士補充細則第十四條中刪除改正 (達)陸達第百六十八號八 四六八
- 明治二十二年省令第七號(警備隊兵卒入營前取扱方)

- 中追加改正 (省)陸軍第百十五號五 九二
- 對馬警備隊區在籍豫備後備下士ヲ演習召集並ニ旅費支給方 (省)陸軍第百二十號六 九六
- 陸軍軍人休暇規則改正ニ附キ下士兵卒ニ係ル取扱方及出願手續 (省)陸軍第百二十一號七 九七
- 陸軍隊附下士卒埋葬規則中追加改正 (省)陸軍第百二十四號八 二五六
- 下士卒及陸軍衛生徒ヨリ出身ノ士官候補生取扱方 (達)陸達第一號二 一
- 師團司令部副衛生部及列外下士卒攜帶兵器假定 (達)陸達第百二十七號三 八五
- 各隊下士以下積金規則廢止 (達)陸達第百三十八號三 一二三
- 會計卒廢止 (達)陸達第百五十四號三 一五七
- 陸軍軍吏部下士刑法又ハ懲罰令ニ依リ官職ヲ失ヒ若クハ免シタルトキ復科服役方 (達)陸達第百三十號三 八九
- 隊外各兵科及諸學校教練團等ノ隊附下士刑法又ハ懲罰令ニ依リ官職ヲ失ヒ若クハ免シタル者編入服役方ヲ定メ明治九年達第百十七號同十六年達乙第百號廢止 (達)陸達第百九十三號五 三三四
- 陸軍衛生部下士刑法又ハ懲罰令ニ依リ官職ヲ失ヒ若クハ免シタルトキ編入服役方 (達)陸達第百九十四號五 三四
- 恩給資格アル下士卒死若クハ現役ヲ離レントキ兵籍寫ヲ陸軍省ヘ送致 (達)陸達第百九十四號二〇五五〇
- 海軍下士服役條例中改正刪除 (勅)第百六號三 一一
- 海軍下士卒再服役許可手續中追加 (達)海軍第百六十五號三 八六
- 海軍下士卒再服役許可手續中追加 (達)海軍第百九十一號二一六三
- 海軍卒職名等級表中刪除 (勅)第百二十五號三 三二
- 海軍卒職名等級表中改正 (勅)第百九十三號二七一
- 海軍下士卒進級條例中改正 (達)海軍第百八十九號三 二一六
- 海軍下士卒進級條例第十六條中追加 (達)海軍第百三十號六 三五六
- 海軍卒進級條例 (達)海軍第百八十四號八 四六一
- 海軍下士任用進級條例 (勅)第百五十二號七 三三五
- 海軍卒進級條例第二條中追加 (達)海軍第百四十九號二〇五九八
- 海軍下士任用進級決定候補名簿進達期限 (達)海軍第百三十九號二一六六四
- 海軍下士以下移行章條例中改正刪除 (達)海軍第百七十五號四 三〇六
- 海軍五等水兵五等火夫五等木工五等鍛冶優等章規則ヲ海軍五等卒優等章規則トシ條項中改正 (達)海軍第百九十五號八 四七三
- 海軍衛生徒下士卒死亡者取扱規則第四十二條刪除 (省)海軍第百八號四 八六
- 各職勤務下士卒及練習員被服給與方ノ達廢止 (達)海軍第百九號二 三三



- 下士卒ノ被服物品點檢交換方 (達)海軍第六十三號(四) 二四九
- 准士官下士教員タルヲ得ヘキ證書狀指定及不足ノトキ充用方達中改正 (達)海軍第二十六號(二) 四九
- 明治二十二年達第九十四號證書狀證書ヲ有スル下士卒處刑ノトキ稟奪送付方達中追加 (達)海軍第八十六號(三) 二四
- 海軍准士官下士増修規則第一條改正 (達)海軍第二百三十五號(六) 三九九
- 海軍下士卒學術檢査規則第三條第四條中改正追加 (達)海軍第七十七號(三) 九九
- 海軍下士卒學術檢査規則第一條中追加 (達)海軍第二百二十八號(六) 三三三
- 海軍下士卒學術檢査規則第三條第四條中追加 (達)海軍第三百四十八號(二)五五七
- 下士卒學術檢査規則ニ據リ轉勤轉業セシムルトキ戒鞭表調製方 (達)海軍第二百六十六號(七) 四二〇
- 下士卒學術檢査規格中追加 (達)海軍第三百四十四號(二)五九五
- 拳銃携帶ノ下士卒拳銃射擊施行方 (達)海軍第二百八十五號(八) 四六二
- 准士官ノ職務心得ヲ命スル下士ノ外下士卒ニ職課ノ辭令書ヲ下付セス (達)海軍第二百八十七號(八) 四六五
- 明治二十二年達第四百十五號鎮守府學校制院練習所勤務ノ下士卒通勤及宿泊方中改正
- 下士卒定員補充規則第七條中刪除 (達)海軍第四百一號(三)四〇六
- 海軍大學校下士卒定員職別表 (達)海軍第三百三十八號(二)五五三
- 海軍機關學校准士官下士卒定員職別表 (達)海軍第三百八十八號(二)六二二
- 海軍主計學校准士官下士卒定員職別表 (達)海軍第三百八十九號(二)六二二
- 海軍兵學校准士官下士卒定員職別表 (達)海軍第三百九十號(二)六一三
- 鎮守府准士官下士卒定員職別表 (達)海軍第三百九十三號(二)六一五
- 鎮守府准士官下士卒定員職別表 (達)海軍第四百八號(三)七〇九
- 高等 ○ 高等武官ハフノ部武官ニ職ス (勅)第三十六號(三) 四八
- 高等官等俸給令中改正追加 (勅)第三十六號(三) 四八
- 文官俸給細則設定高等官俸給支給細則附則判任官俸給支給細則廢止 (省)大藏第十號(四) 六五
- 幹事 ○ 侍從職ニ除事ヲ置キ官制ヲ定ム (達)宮内第十八號(二)五三三
- 侍從職俸給 (達)宮内第十九號(二)五三三
- 外交官及領事官官制制定交際官及領事官制廢止 (勅)第二百五十七號(二)五三三

〔交換〕

- 紙幣交換基金特別會計法 (法)第二十四號(三) 五七
- 紙幣交換基金特別會計法第二條中追加 (法)第五十六號(七) 一七四
- 銀行銀行紙幣交換基金特別會計法 (法)第二十五號(三) 五八
- 電話交換規則 (省)逓信第七號(四) 八二
- 電話交換規則中東京市内電話使用料及電話料金額 (省)逓信第八號(四) 八五
- 交替、交代 ○ 收入官吏交替ノトキ證明計算書書式 (訓)內務第二十二號(六) 二六二
- 出納官吏交替ノトキ事務引継手續 (訓)大藏第五十四號(四) 一四七
- 出納官吏交替ノトキ事務引継手續中改正刪除 (訓)大藏第五十三號(三)四七六
- 收入官吏交替ノトキ金庫ニ通知方及金庫計算方取扱手續 (訓)大藏第九十二號(五) 二五五
- 收入官吏交替ノトキ證明書式 (訓)大藏第九十二號(六) 二六九
- 艦隊隊長長交替ノトキ事務引継期限 (達)海軍第四百二號(二)七〇七
- 收入官吏交代ノ際事務引継ヲ會計檢査院へ通知方 (訓)司法第五號(二)四六八
- 收入官吏交替ノトキ證明計算書書式
- 收入官吏交代ノ際事務引継ヲ會計檢査院へ通知方 (訓)文部第九號(二)四六八
- 收入官吏交替ノトキ證明計算書書式 (訓)農商務第三十三號(六) 二八〇
- 收入官吏交代ノ際事務引継ヲ會計檢査院へ通知方 (訓)農商務第六十一號(二)四六一
- 出納官吏交替ノ際在職中支出金、收入金ナキトキ會計檢査院へ報告方 (訓)逓信第七號(二)四六八
- 學士會院 ○ 東京學士會院規程 (勅)第二百六十四號(二)五三九
- 學習院學校、學舍 ○ 學習院官制第一條第四條第七條中改正追加 (達)宮内第十號(六) 三七一
- 學習院學則ヲ定メ學習院規則及學科課定廢止 (達)宮内第十五號(七) 四三〇
- 華族女學校官制第八條第十一條中改正追加 (達)宮内第十一號(六) 三七一
- 陸軍被服工長學舍條例 (勅)第三十號(三) 三四
- 陸軍被服工長學舍條例中加除 (勅)第七十七號(八) 三六三
- 明治二十三年陸軍被服工長學舍學生召募定則 (達)陸軍第三十九號(三) 二二二
- 陸軍被服工長學舍ニテ施行業務 (達)陸軍第四十號(三) 二二四

- 陸軍被服工場學會附下士以下定員 (達)陸達第四十一號(三) 二三四
- 陸軍被服工場學會附下士以下定員中追加 (達)陸達第六十五號(八) 四七八
- 陸軍砲兵工科學會條例 (勅)第百二十號(七) 二七九
- 陸軍砲兵工科學會定員表 (達)陸達第百三十六號(七) 三九九
- 陸軍砲兵工科學會生徒召募規則 (達)陸達第百三十八號(七) 四〇一
- 明治二十三年砲兵工科學會銃工木工生徒召募 (達)陸達第百三十九號(七) 四〇三
- 砲兵工科學會生徒召募人員及試驗書類送達期日 (達)陸達第百四十號(七) 四〇八
- 砲兵工科學會附屬官樂馬ハ副官ノ外側發セシメス (達)陸達第百八十二號(九) 五〇五
- 諸規則諸表中東京砲兵工廠生徒學會トアルヲ砲兵工科學會ト改ム (達)陸達第百三十七號(七) 四〇〇
- 陸軍砲兵射的學校定員表改正 (達)陸達第百四十一號(七) 四〇二
- 陸軍軍樂學會條例 (勅)第百三十七號(七) 三二〇
- 陸軍軍樂學會生徒服制 (勅)第百九十九號(三)七〇九
- 軍樂隊軍樂學會生徒隊ハ衛成地内ニ限リ奏樂請求ニ應スルヲ得 (達)陸達第百八十八號(九) 五二一
- 陸軍砲工學校條例第四條第十五條中改正 (勅)第百二十二號(九) 四二八
- 砲工學校學生演習服及著用法 (達)陸達第百十八號(三)七二
- 陸軍騎鐵學會條例第六條第十四條改正 (勅)第百三十號(一〇)四七八
- 陸軍經理學校定員表改正 (達)陸達第百九十九號(一〇)五五六
- 陸軍經理學校條例 (勅)第百六十五號(一)五四三
- 陸軍經理學校學生召募規則 (達)陸達第百二十二號(二)五七六
- 陸軍戶山學校教官補服制 (勅)第百八十八號(三)七〇八
- 明治二十三年陸軍大學校入學始審並ニ再審檢査期日 (達)陸達第百十五號(三) 四八
- 陸軍士官學校定員表中改正 (達)陸達第百三十五號(七) 三九四
- 陸軍軍吏學會條例中刪除改正 (達)陸達第百十號(五) 三四四
- 陸軍軍吏學會條例廢止 (達)陸達第百一號(一)五七二
- 陸軍乘馬學校騎馬手増員廢止 (達)陸達第百九號(一)二六〇
- 要務砲兵幹部練習所及砲兵工廠生徒學會生徒ハ士官候補生ヲ志願スルヲ得 (達)陸達第百二號(一) 一
- 明治二十三年士官候補生幼年學校生徒一年志願兵志願者心得取扱手續第二十三條但書追加 (告)陸軍第一號(三) 吳
- 明治二十四年陸軍各兵科現役士官候補生及陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗格例同一年志願兵志願者學科試驗及格格例士官候補生幼年學校生徒一年志願兵志願者心得取扱手續ニ取扱手續 (告)陸軍第十一號(一)四四一
- 海軍大學校條例制定同校官制廢止 (告)海軍第二十六號(一)四七六
- 明治二十三年海軍兵學校機關生徒志願者心得 (告)海軍第二十八號(一)四七七
- 明治二十三年海軍兵學校機關生徒志願者心得第八條中改正 (告)海軍第二十九號(一)四八六
- 海軍兵學校准士官下士卒定員職別表 (達)海軍第百九十三號(一)六一五
- 海軍兵學校生徒召募 (告)海軍第一號(一) 一七
- 吳佐世保兩鎮守府及江田島海軍兵學校ハ行幸 (告)宮内第十二號(四) 一六一
- 吳佐世保兩鎮守府及江田島海軍兵學校ハ行幸京都御發登期日 (達)宮内第十三號(四) 一六四
- 海軍造船工學校官制第一條改正 (勅)第百二十六號(三) 三三
- 海軍造船工學校條例中改正刪除 (達)海軍第百號(三) 一三四
- 海軍造船工學校條例改正 (達)海軍第百號(五) 三三三
- 海軍造船工學校生徒手當金支給規則 (達)海軍第九十六號(三) 三三〇
- 海軍造船工學校生徒手當金支給規則改正 (達)海軍第百二十三號(五) 三三四
- 海軍造船工學校生徒ニ手當金給與 (勅)第百二十七號(三) 三三三
- 海軍造船工學校生徒服制 (達)海軍第百四十四號(六) 三七五
- 海軍造船工學校生徒服制表中追加 (達)海軍第百二十七號(九) 五〇六

- 海軍大學校條例中改正追加 (勅)第百四十九號(一〇)五二〇
- 海軍大學校條例第八條第九條改正 (達)海軍第四十五號(三) 六六
- 海軍大學校條例第十二條中追加 (達)海軍第百十八號(五) 三四四
- 海軍大學校規則 (達)海軍第百二十三號(九) 五〇三
- 海軍大學校學生志願者心得中改正追加 (達)海軍第百六十九號(一)五七九
- 海軍大學校入學者心得及同附則廢止 (達)海軍第百二十四號(九) 五〇三
- 海軍大學校定員表中改正追加同校監護制ヲ使テ給仕定員表廢止 (達)海軍第百十八號(一) 三七
- 海軍大學校定員表中追加 (達)海軍第百三十五號(一) 五〇四
- 海軍大學校下士卒定員職別表 (達)海軍第百八十八號(一)六二二
- 海軍兵學校條例制定同校官制廢止 (勅)第百二十五號(一〇)五二二
- 海軍兵學校條例第十二條中追加 (達)海軍第百四十二號(三) 五八
- 海軍兵學校生徒志願者ノ體格檢査合格者ニテ機關生徒志願ノ者ハ願書ヲ要セス受驗場所及宿所費差出方 (告)海軍第百二十七號(一)四七六
- 海軍兵學校機關生徒召募並ニ願書差出方 (告)海軍第百二十七號(一)四七六
- 明治二十三年海軍兵學校機關生徒志願者心得 (告)海軍第百二十六號(一)四七六
- 明治二十三年海軍兵學校機關生徒志願者心得第八條中改正 (告)海軍第百二十九號(一)四八六
- 海軍兵學校准士官下士卒定員職別表 (達)海軍第百九十三號(一)六一五
- 海軍兵學校生徒召募 (告)海軍第一號(一) 一七
- 吳佐世保兩鎮守府及江田島海軍兵學校ハ行幸京都御發登期日 (達)宮内第十三號(四) 一六四
- 海軍造船工學校官制第一條改正 (勅)第百二十六號(三) 三三
- 海軍造船工學校條例中改正刪除 (達)海軍第百號(三) 一三四
- 海軍造船工學校條例改正 (達)海軍第百號(五) 三三三
- 海軍造船工學校生徒手當金支給規則 (達)海軍第九十六號(三) 三三〇
- 海軍造船工學校生徒手當金支給規則改正 (達)海軍第百二十三號(五) 三三四
- 海軍造船工學校生徒ニ手當金給與 (勅)第百二十七號(三) 三三三
- 海軍造船工學校生徒服制 (達)海軍第百四十四號(六) 三七五
- 海軍造船工學校生徒服制表中追加 (達)海軍第百二十七號(九) 五〇六

- 海軍造船工學校生徒志願者心得方 (告)海軍第十八號六 二〇七
- 海軍軍醫學校條例制定同校官制廢止 (勅)第二百五十一號(一〇)五二六
- 海軍軍醫學校規則 (達)海軍第三百六十八號(一)五七三
- 海軍主計學校條例制定同校官制廢止 (勅)第二百五十二號(二〇)五二八
- 海軍主計學校條例中改正加除 (達)海軍第二百十九號(五)三四五
- 海軍主計學校規則 (達)海軍第三百七十九號(一)五九六
- 海軍主計學校練習生規則 (達)海軍第三百六十二號(二〇)五六六
- 主計學校通學生學科目改定 (達)海軍第一號(一) 七
- 海軍主計學校進士官下士卒定員職別表 (達)海軍第三百九十號(一)六一三
- 海軍機關學校條例制定同校官制廢止 (勅)第二百五十三號(一〇)五二〇
- 海軍機關學校規則 (達)海軍第三百八十三號(一)六一三
- 海軍機關學校教則第三條第四條備考中追加 (達)海軍第二百五十二號(四) 二二三
- 海軍機關學校定員表中削除 (達)海軍第七十號(四) 二九八
- 海軍機關學校進士官下士卒定員職別表 (達)海軍第三百八十九號(一)六一二
- 商船學校生徒砲術練習乘組中取扱方
- (達)海軍第七十九號(四) 三〇八
- (達)海軍第四百九號(三)七二五
- (法)第二十六號(三) 五九
- (勅)第五十三號(三) 七七
- (訓)大藏第六十九號(四) 三二二
- (省)大藏第十四號(五) 九二
- (達)三月二十七日(三) 四
- (達)四月四日(四) 五四
- (達)九月二十九日(九) 九二
- (法)第九十號(一〇)三六七
- (法)第九十一號(一〇)三九一
- (勅)第四十三號(三) 五五
- (勅)第四十二號(三) 五五
- (勅)第九十七號(九) 三九〇
- (達)海軍第七十九號(四) 三〇八
- (達)海軍第四百九號(三)七二五
- (法)第二十六號(三) 五九
- (勅)第五十三號(三) 七七
- (訓)大藏第六十九號(四) 三二二
- (省)大藏第十四號(五) 九二
- (達)三月二十七日(三) 四
- (達)四月四日(四) 五四
- (達)九月二十九日(九) 九二
- (法)第九十號(一〇)三六七
- (法)第九十一號(一〇)三九一
- (勅)第四十三號(三) 五五
- (勅)第四十二號(三) 五五
- (勅)第九十七號(九) 三九〇

- 東京電信學校官制廢止東京郵便電信學校官制制定 (勅)第二十三號(三) 三〇
- 東京郵便電信學校官制中加除 (勅)第九十一號(八) 三六六
- 東京郵便電信學校設置 (告)遞信第五十一號(三) 九七
- 東京郵便電信學校規則 (告)遞信第五十八號(三) 一一二
- 東京商船學校大阪分校規則 (告)遞信第八號(一) 四一
- 東京商船學校規則各第四條改正 (告)遞信第十五號(三) 五五
- 東京商船學校規則中改正加除 (告)遞信第二百八十三號(二)五二〇
- 東京農林學校ヲ帝國大學ノ分科大學トシ同校官制廢止 (勅)第九十二號(六) 二二七
- 帝國大學令第十條中改正追加 (勅)第九十三號(六) 二二八
- 東京農林學校規則中改正削除 (告)農商務第五號(五) 一八九
- 帝國大學令中改正削除 (勅)第二百六十九號(二)六一〇
- 帝國大學職員官等改正及定員 (勅)第二百七十號(二)六一二
- 文部省直轄諸學校官制改正 (勅)第二百三十三號(二〇)百八〇
- 會計ヲ異ニセル學校ノ數官ヲ兼メル者俸給支給方 (勅)第二百五號(九) 四一〇
- 小學校令制定從前ノ同令及抵觸スル成規廢止 (勅)第二百五十五號(一〇)四三五
- 特別認可學校規則中改正追加 (省)文部第一號(三) 五三
- 高等中學校法學部ノ學科及其程度第一條第四條中改正追加 (省)文部第三號(二)三二一
- 第一高等中學校醫學部ニ藥學科附設高等中學校生徒定員中追加改正 (告)文部第八號(七) 三三五
- 第二高等中學校醫學部ニ藥學科附設高等中學校生徒定員中追加改正 (告)文部第九號(八) 二四七
- 第三高等中學校醫學部ニ藥學科附設高等中學校生徒定員中追加 (告)文部第一號(三) 五五
- 第五高等中學校醫學部ニ藥學科附設高等中學校生徒定員中追加改正 (告)文部第七號(六) 二二二
- 學校教員集會條例ニ依リ罰金處分ヲ受ケ又ハ政黨ニ關係スル者與中差止方ノ省令中普通學校及教員ノ心得 (訓)文部第一號(一) 三
- 道廳府縣立諸學校ニ於テ外國人僱入尙需及離備報告 (訓)文部第六號(八) 三二二
- 明治二十年訓令第十一號(學校生徒ニ其學力人物並定證書授與)廢止 (訓)文部第七號(八) 三三三
- 教育ニ關スル勅語及大臣ノ訓示直轄學校ヘ交付 (訓)文部十月三十一日(一〇)四八八
- 市立大阪商業學校ヲ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認ム (省)文部第二號(三) 五六
- 北海道廳立南館南館學校ヲ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認ム (省)文部第三號(三) 一三〇
- 鳥取縣立農學校ヲ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認ム (省)文部第四號(四) 一五九
- 市立名古屋商業學校ヲ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認ム

ト認ム  
市立京都府立學校ノ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認

皇族職員官等中親王宗諸王家家扶家從ノ定員制除  
(達) 宮内第二十四號(三)二七八

〔學生〕 ○セノ部生徒ニ載ス  
(告) 文部第六號(五) 一九六

〔家族〕  
文官族籍及家族人名等届出書式  
(達) 海軍第三百九十五號(二)六二七

〔學事〕  
地方學事通則  
(法) 第八十九號(一〇)三八五

海軍志願兵家族扶助金支給規則中改正追加  
(省) 海軍第三號(三) 二九

〔學費〕  
海軍在外國學生學費資金規則  
(勅) 第十五號(二) 二四

海軍志願兵家族扶助金支給規則第八條改正  
(省) 海軍第六號(四) 六六

〔學術〕  
在外國學生學費資金支給細則  
(達) 海軍第六十二號(三) 八〇

海軍志願兵家族扶助金支給規則第九條第十條削除  
(省) 海軍第七號(四) 八六

〔考課〕  
陸軍武官進級取扱規則及陸軍武官考課表規則表中改正  
(達) 陸軍第十八號(三) 六八

〔家資〕  
家資分散法  
(法) 第六十九號(八) 二九九

陸軍武官進級取扱規則及陸軍武官考課表規則表中改正  
(達) 陸軍第十八號(三) 六八

陸軍省所轄土地家屋賃渡規則廢止  
(省) 陸軍第二十三號(八) 一四〇

陸軍武官進級取扱規則及陸軍武官考課表規則表中改正  
(達) 陸軍第十八號(三) 六八

〔家扶〕  
家扶  
(法) 第六十九號(八) 二九九

陸軍武官進級取扱規則及陸軍武官考課表規則表中改正  
(達) 陸軍第十八號(三) 六八

〔抗法〕  
抗法、抗業  
(法) 第五十五號(七) 一七二

陸軍武官進級取扱規則及陸軍武官考課表規則表中改正  
(達) 陸軍第十八號(三) 六八

日本抗法中改正  
(法) 第五十五號(七) 一七二

陸軍武官進級取扱規則及陸軍武官考課表規則表中改正  
(達) 陸軍第十八號(三) 六八

日本抗法ニ依リ試掘借區ノ取消及土地使用上ニ關  
スル鑑定ヲ請求スル者出願手續  
(省) 農商務第十九號(二)三六四

陸軍武官進級取扱規則及陸軍武官考課表規則表中改正  
(達) 陸軍第十八號(三) 六八

日本抗法中改正實施前接受ノ續業ニ關スル諸願書進  
手手續  
(訓) 農商務第四十號(七) 三九

陸軍武官進級取扱規則及陸軍武官考課表規則表中改正  
(達) 陸軍第十八號(三) 六八

〔間接間稅〕  
間接間稅犯則者處分法  
(法) 第八十六號(九) 二六三

陸軍武官進級取扱規則及陸軍武官考課表規則表中改正  
(達) 陸軍第十八號(三) 六八

間接間稅犯則者處分ニ關スル書類送達方  
(勅) 第二百三十二號(二〇)四七九

陸軍武官進級取扱規則及陸軍武官考課表規則表中改正  
(達) 陸軍第十八號(三) 六八

間接間稅犯則者處分法施行細則  
(省) 大藏第三十一號(二)三九九

陸軍武官進級取扱規則及陸軍武官考課表規則表中改正  
(達) 陸軍第十八號(三) 六八

府縣直稅分署間稅分署位置管轄區域表  
(省) 大藏第二十九號(二)三〇一

陸軍武官進級取扱規則及陸軍武官考課表規則表中改正  
(達) 陸軍第十八號(三) 六八

府縣間稅檢査員月額旅費支給方  
(省) 大藏第三十七號(二)三三七

陸軍武官進級取扱規則及陸軍武官考課表規則表中改正  
(達) 陸軍第十八號(三) 六八

〔加給〕  
海軍工場定時間外服業者及潛水者加給規則第二條中  
刪除  
(達) 海軍第九十四號(三) 二一九

陸軍武官進級取扱規則及陸軍武官考課表規則表中改正  
(達) 陸軍第十八號(三) 六八

〔貸付、貸渡、貸下〕  
貸付、貸渡、貸下  
(省) 大藏第九十四號(三) 二一九

陸軍武官進級取扱規則及陸軍武官考課表規則表中改正  
(達) 陸軍第十八號(三) 六八

〔借入〕  
借入  
(省) 大藏第九十四號(三) 二一九

- 爲替 ○ 郵便爲替ハイノ部郵便ニ載ス  
○ 電信爲替ハテノ部電信ニ載ス
- 爲替納金取扱順序 (訓) 大藏第三百三十四號(一)四三三
- 爲替納金取扱順序設定ニ附キ納入ニ對シ注意方 (訓) 大藏第三百三十五號(一)四三三
- 富岡製絲所製絲ニ係ル荷爲換金處分方 (勅) 第三百二十四號(七) 二九七
- [監軍]
- 監軍部條例中改正 (勅) 第七十八號(五) 二〇二
- 監軍部條例第六條中改正 (勅) 第六十三號(八) 一四七
- 監軍部條例中改正追加 (勅) 第二百十號(九) 四二七
- 監軍部條例第二條改正 (勅) 第二百八十號(三)六六三
- [監吏、監守、監護]
- 稅關監吏補給 (勅) 第四百四十三號(七) 三三八
- 稅關監吏監吏補任用方 (勅) 第四百四十四號(七) 三三八
- 稅關監吏及監吏補服制改正 (勅) 第二百十四號(九) 四一九
- 稅關監吏補給規則 (勅) 第二百十八號(一)四九三
- 陸軍砲臺監守補充條例 (勅) 第七十四號(八) 三六〇
- 陸軍砲臺監守補充手續 (達) 陸軍第二百二十三號(二)七三三
- 陸軍砲臺監守採用中出期服 (達) 陸軍第二百二十四號(二)七三三
- 營林主事補及森林監守特別採用規則改正 (省) 農商務第四號(三) 三三三
- 招魂社へ受持神官軍幕へ監守者ヲ置ク
- 出納官吏現金取扱規則第十七條ニ據リ監守贈送付金 (訓) 內務第八號(三) 一〇八
- 砲兵監護一等給定員 (訓) 大藏第四百十八號(三) 一四二
- 陸軍砲兵監護同階工下士補充條例 (達) 陸軍第六十四號(八) 四七七
- 陸軍砲兵監護補充手續 (勅) 第七十三號(八) 三三八
- 陸軍工兵監護補充トシテ學術檢査施行及志願者人名送付方 (達) 陸軍第七十二號(八) 四八六
- 明治二十四年陸軍工兵監護志願者學術檢査格例及檢査方法 (達) 陸軍第九十八號(一)五九五
- 監護及傭人被服規則及服制表中改正 (達) 陸軍第九十八號(一)五九五
- 監護及傭人被服規則及服制表中追加 (達) 海軍第二百十號(五) 三三四
- 監護及傭人被服規則第一條及服制表並ニ圖中追加 (達) 海軍第三百四十五號(一)五五〇
- [監督、監察] ○ 監察章及監督官吏章ハイノ部印 (勅) 第五百五十七號(八) 三三七
- 土木監督署官制 (告) 內務第二百五號(八) 二四四
- 土木監督署派出所位置 (勅) 第五百五十六號(三) 八四
- 近衛師團監督部條例 (勅) 第五百八十三號(八) 三七〇
- 近衛師團監督部條例附錄司契部條例補修條例被服

- 廢條例陸軍經理部條例廢止 (達) 陸軍第五百十三號(三) 一五六
- 近衛監督部師團監督部陸軍中央司令部陸軍被服陸軍經理部各定員表 (達) 陸軍第五十六號(三) 一五七
- 明治二十三年度經費中會計檢査院ノ委託ニ係ル計算ノ檢査及責任解除ヲ近衛各師團監督部ニ委託ス (達) 陸軍第五百五十五號(八) 四七〇
- 仕拂命令官職入監督官下檢査官所管區分表 (達) 陸軍第六十二號(四) 二二四
- 仕拂命令官職入監督官下檢査官所管區分表中追加 (達) 陸軍第八十三號(五) 三〇九
- 仕拂命令官職入監督官下檢査官所管區分表中追加 (達) 陸軍第六十二號(四) 二二四
- 仕拂命令官職入監督官下檢査官所管區分表中追加 (達) 陸軍第八十三號(五) 三〇九
- 仕拂命令官職入監督官下檢査官所管區分表中追加 (達) 陸軍第六十二號(四) 二二四
- 仕拂命令官職入監督官下檢査官所管區分表中追加 (達) 陸軍第八十三號(五) 三〇九
- 仕拂命令官職入監督官下檢査官所管區分表中追加 (達) 陸軍第六十二號(四) 二二四
- 仕拂命令官職入監督官下檢査官所管區分表中追加 (達) 陸軍第八十三號(五) 三〇九
- 造船造兵監督官條例 (勅) 第二百四十八號(一)五〇九
- 海軍會計監督部條例中改正追加 (勅) 第二百四十五號(一)五〇六
- 海軍會計監督規則中改正刪除 (達) 海軍第二百二十六號(三) 一五四
- 海軍會計監督規則第二條中追加 (達) 海軍第三百三十一號(一)五二二
- 海軍收入監督官吏 (達) 海軍第二百二十三號(一) 四五
- 經費仕拂命令委任官會計主務官收入官吏及收入監督官吏中各追加 (達) 海軍第八十五號(三) 一四
- 經費仕拂命令委任官會計主務官及收入官吏收入監督官吏中追加 (達) 海軍第三百十二號(三) 一四四
- 委任仕拂命令官會計主務官收入官吏收入監督官吏中追加 (達) 海軍第三百三十三號(三) 一七九
- 札帳及鹿兒島郵便電信監督區中編入替 (告) 遞信第二百三十六號(一)四四一
- [監獄]
- 明治十九年省令第三號(戶籍表)同第七號(警察及監獄報告表調製必得)廢止 (省) 內務第四號(八) 二五四
- 監獄懸惠用貨物ノ地方稅ニ編入及其金額支辨方 (訓) 內務第二十三號(六) 二七九
- 監獄官練習所受業生徒費滞在日當等支辨區分 (訓) 內務第三十三號(八) 四〇二
- 衛戍條例監獄職官表中改正 (勅) 第六十四號(八) 三三八
- 海軍監獄則改正 (勅) 第一百十五號(七) 二六七
- 海軍監獄則施行細則 (省) 海軍第十四號(九) 二六八
- 海軍監獄ノ囚人假出獄許可具申方 (達) 海軍第三百二十八號(九) 五〇六
- 海軍監獄囚人ニ課スヘキ事業 (達) 海軍第三百五十六號(一)五六三
- 海軍囚人服役時限表 (達) 海軍第三百五十八號(一)五六三

〔看守看護看病〕

- 看守ヲ看守長看守副長ニ任用方 (勅)第百四十六號(七) 三一九
- 集治監假留監看守人員及俸給 (勅)第百二十八號(一〇)四七六
- 廳府縣看守ノ俸給及休職 (勅)第百二十九號(一〇)四七七
- 巡查看守俸給支給規則第一條改正 (省)內務省第二號(五) 八七
- 警部消防司令看守長消防機關士警部消防司令補看守副長官等俸給改正 (勅)第七十四號(五) 一九五
- 警部消防司令看守長消防機關士警部消防司令補看守副長及收稅關官等及進級年限規程 (訓)內閣第五號(五) 二四九
- 陸軍看護學修業兵教科書 (達)陸達第九十二號(五) 三三三
- 衛生部下士看護手再服役許可人員 (達)陸達第九十八號(五) 三三八
- 看護調劑學教程 (達)陸達第百一十一號(六) 三四七
- 上等看護手上等主報現役年額 (達)海軍第三百四十一號(一〇)五三六
- 陸軍看護病人磨工召集準則第六條中改正 (第)陸達第百四號(五) 三三五
- 陸軍看護病人教科書 (達)陸達第百五十六號(八) 四七〇
- 看護病人磨工並病院病室廚夫定員表中追加 (達)陸達第百六十七號(八) 四七八
- 看護病人磨工並病院病室廚夫定員表中改正追加 (達)陸達第百四十四號(三)七〇六

〔假留監〕

- 五等看護夫教育規則 (達)海軍第三十一號(二) 一九〇
- 五等看護夫教育規則第八條改正 (達)海軍第三百十號(八) 四八七
- 五等看護夫教育規則中追加 (達)海軍第三百七十四號(二)五八五
- 七彌米野山砲用假標器及改正表尺照星制式並假標製著方ヲ定メ從來ノ伸縮尺廢止 (達)陸達第百二十七號(六) 三七九

〔假納〕

- 各控訴院裁判所ヨリ寄托ノ豫納金及假納金取扱方 (訓)大藏第九十五號(五) 二五七

〔假留監〕

- 集治監假留監官制改正 (勅)第百五十三號(八) 三三二
- 集治監假留監看守人員及俸給 (勅)第百二十八號(一〇)四七六

〔用紙〕

- 寶上證書用紙 (達)海軍第四百十九號(三)七二二
- 諸計算用紙及調製方 (訓)農商務第六十四號(二)四六三

〔預金〕

- 中央儲蓄儲蓄金預金局預金郵便貯金所貯金郵便爲替金特別會計 (法)第百二十一號(三) 五二
- 預金ニ制限ヲ置キ整理公債證書ニ交換方

○軍馬預託規則

(省)陸軍第九號(九) 二五五

〔豫算豫定〕

- 府縣制郡制施行ニ際シ衆議院議員並ニ府縣會議員ノ選舉區域地方稅收支豫算地方稅財產備荒儲蓄金處分方郡費支辨方法及府縣ノ急應事業ニ關スル諸件 (法)第八十五號(九) 二六二
- 明治二十三年度歳入歳出總豫算 (豫)三月三日(三) 一
- 明治二十三年度歳入歳出總豫算追加 (豫)三月二十七日(三) 四一
- 明治二十三年度歳入歳出總豫算追加 (豫)四月四日(四) 五四
- 明治二十三年度歳入歳出總豫算中削除 (豫)四月四日(四) 五三
- 明治二十三年度歳入歳出總豫算追加 (豫)六月三日(六) 七七
- 明治二十三年度歳入歳出總豫算追加及歳出豫算削除 (豫)九月十二日(九) 八三
- 明治二十三年度東京郵便電信學校經費豫算 (豫)三月二十七日(三) 四六
- 明治二十三年度大藏省陸軍省海軍省農商務省所管特別會計各歳入歳出豫算 (豫)三月二十七日(三) 四六
- 明治二十三年度文部省所管特別會計各歳入歳出豫算 (豫)四月四日(四) 五七
- 明治二十三年度大藏省所管特別會計各歳入歳出豫算及追加 (豫)六月三日(六) 七八
- 明治二十三年度大藏省文部省所管特別會計歳入歳出

○金庫ヲシテ大藏省預金局ノ保管ニ屬スヘキ金銀及證

券ノ取扱ヲ爲サシムルヲ得 (勅)第百七十三號(二)六六

○預金取扱規程設定預金取扱手續廢止

(省)大藏第三十三號(二)三四七 (告)大藏第十四號(三) 六六

○各地金庫ノ預金局金貨預リ廢止

(告)大藏第二十一號(四) 一六六 (訓)大藏第五十八號(四) 一六二

○各金庫預金報告順序

(訓)大藏第五十九號(四) 一七九 (訓)大藏第七十八號(五) 二四八

○預金局寄託金ニ就キ心得方

(訓)大藏第七十八號(五) 二四八

○各地金庫ニテ拂戻シタル保管金及即時拂戻シタル預金ノ元利金對照表差出書式並ニ添附書類

(訓)大藏第八十九號(五) 二五三 (訓)大藏第九十號(五) 二五九

○各地金庫ニテ拂戻シタル保管金及即時拂戻シタル預金證明方

(訓)大藏第九十六號(五) 二五七 (訓)大藏第九十七號(五) 二五七

○預金本局、金庫ヨリ發シタル保管證書又ハ保管金領收證書ニ對シ他ノ金庫ニテ拂戻ヲナストキ取扱順序

(訓)大藏第九十六號(五) 二五七 (訓)大藏第九十七號(五) 二五七

○寄託金庫ヲ同クスル甲乙兩機關ニテ保管金ノ移送ヲ要スルトキ預金局ヘ届出方

(訓)大藏第九十七號(五) 二五七 (訓)大藏第九十八號(五) 二五七

○預金保管金及供託物ニ關スル書類預金局ヘ差出方

(訓)大藏第九十八號(五) 二五七 (訓)大藏第九十九號(五) 二五七

〔預託〕

- 豫算追加 (預)九月二十九日(九) 三二
- 明治二十三年度内務省所管歳出豫算調製方 (訓)内務第四號(三) 二六
- 明治二十三年度歳出豫算 (訓)内務第十一號(三) 二〇
- 明治二十三年度内務省所管歳入豫算 (訓)内務第十四號(三) 二二
- 二十二年内ニ收入未了歳入豫算金額ヲ二十三年度ニ於テ收納整理取扱方 (省)大藏第四號(三) 三
- 二十二年内ニ收入未了歳入豫算金額ヲ二十三年度ニ於テ收納整理取扱方省令中第一條第二條刪除 (省)大藏第五號(三) 三
- 大藏省所管内國稅徵收費仕拂豫算整理方 (訓)大藏第三十一號(三) 一〇〇
- 大藏省所管内國稅徵收費仕拂豫算整理方中刪除 (訓)大藏第三十九號(三) 一三
- 歳出仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令委任經費ノ仕拂命令額及精算報告書調製様式 (訓)大藏第五十一號(三) 一四五
- 仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任セシ諸拂戻及缺損補填金非職俸給ノ仕拂命令額報告書調製様式 (訓)大藏第五十二號(三) 一四五
- 大藏省所管經費中仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令委任中過誤拂戻爲シタルトキ取扱手續 (訓)大藏第五十五號(三) 二八〇
- 陸軍省所管歳入歳出各局課擔任區分表設定二十二年度乙第一三四二號豫算調製擔任區分廢止

- 歳入歳出豫算調理規程 (達)陸軍第六號(五) 三六
- 歳入歳出豫算調理規程中收入經費豫算分擔表改正 (達)海軍第二百二十六號(六) 四八
- 明治二十四年度歳出豫算書調製方 (訓)農商務第七號(三) 二
- 内務省所管豫定經費要求書各目明細書編成方 (訓)内務第十九號(四) 三〇
- [豫納豫約]
- 重罪控訴豫納金規則 (法)第七號(三) 三四
- 各控訴院裁判所ヨリ寄托ノ豫納金及假納金取扱方 (訓)大藏第九十五號(五) 二五七
- 行政裁判所ヨリ各金庫ヘ寄托スヘキ豫納金取扱方 (訓)大藏第三十七號(二)四三四
- 行政裁判所豫納金手續 (告)行政裁判所第二號(二)四八七
- 官有山林原野ヲ貸下ク成功後拂下ク豫約届出雛形 (訓)農商務第九號(三) 三七
- [豫備]
- 明治二十三年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費目 (勅)第三百三十二號(七) 三〇三
- 陸軍豫備後備將校補充條例中追加 (勅)第三百八十六號(八) 三七三
- 陸軍各兵科豫備後備下士補充條例中加除 (勅)第三百八十七號(八) 三七三

- 陸軍豫備後備將校服條例中追加 (勅)第三百八十九號(八) 三七五
- 陸軍豫備後備下士兵卒服條例第三條中追加 (勅)第二十一號(三) 二九
- 陸軍豫備後備下士兵卒服條例中改正追加 (勅)第三百九十號(八) 三七五
- 志願軍吏生、同職學生ヲ陸軍軍吏部、歐醫部豫備士官ニ補任方 (勅)第三百九十五號(九) 三八〇
- 陸軍豫備後備兵簡點呼執行方改正 (省)陸軍第三號(二) 二
- 陸軍豫備後備下士兵卒簡點呼施行規則 (達)陸軍第八號(二) 二二
- 北海道徵兵令未行地ニ轉籍スル陸軍豫備後備下士兵卒ハ勤務演習簡點呼ニ召集セス十四年達甲第二十號達廢止 (省)陸軍第二十九號(二)三八三
- 陸軍豫備兵定時演習召集方改正 (省)陸軍第二號(二) 三
- 陸軍豫備兵定時演習召集旅費支給方更定 (省)陸軍第五號(三) 三
- 陸軍豫備後備將校同相當官及下士兵卒並歸休兵寄留中召集ニ關スル取扱ヲ定メ明治二十年訓令甲第一號廢止 (訓)陸軍甲第十三號(七) 三〇七
- 第三師管下ニテ陸海軍聯合大演習施行ニ附キ歸休兵及豫備兵召集 (省)陸軍第四號(三) 三
- 第三師管下ニテ陸海軍聯合大演習施行ニ附キ歸休兵

- 及豫備兵召集方 (訓)陸軍甲第一號(二) 七四
- 陸軍豫備後備將校同相當官及下士兵卒ニシテ寄留地師管又ハ大隊區兵籍ニ編入ノ者轉籍方 (省)陸軍第二號(三) 二八
- 明治二十一年陸軍第三百五十五號(豫備後備兵教練復習教令第三條復習ノタメ心得方)廢止 (達)陸軍第七號(二) 二二
- 下士ノ豫備後備軍醫員ニ轉スルトキ配賦方達中改正及下士任免辭令書式中刪除 (達)陸軍第十三號(三) 二八
- 明治二十年陸軍第三百五十七號(現役將校下士中豫備後備軍醫員ニ轉役相當者ノ官職姓名等取調通報方)廢止 (達)陸軍第十九號(三) 六九
- 豫備後備及休職停職者ノ考科表送付並ニ保存方 (達)陸軍第二百七號(二)五九五
- 七洲米野山砲豫備充用方 (達)陸軍第四十三號(七) 四〇八
- 明治二十二年以前ノ徵兵及豫備後備兵失踪逃亡者捜査通報方 (訓)陸軍甲第四號(三) 一三〇
- 海軍豫備後備兵兵籍編入方 (省)海軍第一號(二) 一六
- 明治二十一年省令第六號(海軍豫備後備兵身上ノ異動願届及取扱方)中追加 (省)海軍第十五號(五) 二七七
- 海軍准士官及徵兵ノ後備後志願兵ノ豫備後備期ノトキ並ニ豫備ヨリ後備ニ入ル者ハ辭令ヲ用ヒス (省)海軍第八號(三) 一〇九
- 豫備後備出開坑委員廢止 (達)海軍第十號(三) 一四

〔陸防〕

○明治十三年乙第三十六號達(傳染病預防心得書)廢止

(訓)內務第三十四號(一)四三三

夕ノ部

〔島嶼、島司〕

○北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收方

(法)第四號(三) 五

○北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收取扱手

(訓)大陸第二十號(三) 七七

○內國稅徵收費ニ係ル計算書下檢査ヲ知事島司ニ委任

(訓)大陸百三十九號(二)四三三

〔炭山炭庫〕

○肥前國杵島郡東松浦兩郡內炭山賦課區ノ出願ヲ許ス

(告)農商務第十號(二)四九六

○豫備炭山開坑委員廢止

(達)海軍百十號(三) 一四四

○長崎外七所ノ炭庫ニ領守府ヨリ主報ヲ派出在勤セシム

(達)海軍百二十七號(八) 四四七

〔隊附、隊外〕

○陸軍隊附下士卒埋葬規則中加除改正

(省)陸軍第二十四號(八) 二五六

○陸軍隊附警官服務規則、屯田兵隊附警官服務規則及陸軍軍人傷疾疾病等達ノ達中改正

(達)陸軍百四十六號(七) 四二五

○隊外各兵科及諸學校教導團等ノ隊附下士卒職ヲ失ヒ若クハ免シタル者編入服役方ヲ定メ明治九年達百十七號同十六年達乙第百號廢止

(達)陸軍第九十三號(五) 三二四

〔大隊區〕

○大隊區司令部條例第六條中改正

(勅)第八十一號(五) 二〇八

○大隊區司令部服務規則第二十條以下改正追加

(達)陸軍第三號(一) 一

○明治二十二年省令第十一號聯合大隊區中改正

(省)陸軍第十七號(五) 九四

〔大學〕

○帝國大學及陸海軍大學校ハカノ部學校ニ載ス

○大砲中檢査規程

(達)海軍百六號(三) 一五九

○大砲放發年報中改正

(達)海軍百二十二號(三) 一五二

○大砲射擊建前場設置並ニ射擊心得

(達)海軍百二十九號(八) 四七九

○七洲米野山砲螺製式ヲ定メ野戰砲兵聯隊營內備付

(達)陸軍第二十一號(三) 六九

○七洲米野山砲螺製式圖中更正

(達)陸軍百五十一號(八) 四四七

○七洲米野山砲用假標器及改正表尺照星制式假標器

(達)陸軍百二十七號(六) 三七九

○七洲米野山砲螺備充用方

(達)陸軍百四十三號(七) 四〇八

○野戰砲兵一聯隊一箇年演習用彈藥火具支給表

(達)陸軍第八十號(四) 三〇六

○村田銃彈藥填器器械用品增加

(達)陸軍第八十一號(五) 三〇九

○兵器彈藥及轉隊用刀劍管理方

(達)陸軍第九十五號(五) 三三三

○曹長用刀新製品ト交換

(達)陸軍百四十九號(七) 四四四

○兵器彈藥及轉隊用刀劍管理方

(達)陸軍百六十三號(八) 四七七

○徒參刀及同部軍制式

(達)陸軍百八十五號(九) 五二〇

○鞍鞍、鞍馬

(達)陸軍第六號(一) 一五

○輜重鞍鞍及屬品制式中小綱追加

(達)陸軍第六號(一) 一五

○平時輜重兵一大隊鞍鞍及屬品定數表中綱追加

(達)陸軍第九號(一) 三四

○兵站電信隊電信材料鞍馬配賦表同分配表及圖解中加除改正

(達)陸軍百九十五號(一〇)五五二

○判任以上文官退官賜金給與方

(勅)第九十八號(六) 二三三

○三等郵便及電信局長手當金並退官死亡賜金給與方

(勅)第六十二號(八) 三四七

○退職及退職恩給ノ願書進達方ノ訓令中改正

(達)海軍第十三號(一) 二六

○七洲米野山砲螺履歷表編纂規則改正

(達)陸軍百八十四號(九) 五〇六

○山砲用輜索廢止

(達)陸軍百三號(五) 三三二

○木工鍛冶員中補充方

(達)海軍百二十七號(五) 三三三

○海軍五等水兵五等火夫五等木工五等鍛冶優等規則

ヲ海軍五等卒優等規則トシ條項中改正

(達)海軍百九十五號(八) 四七三

○信號練習生規則及五等水兵火夫木工鍛冶各教育規則中改正

(達)海軍百三十九號(八) 四八七

○五等水兵火夫木工鍛冶各教育規則中追加

(達)海軍百四十三號(三)二七九

○海軍水雷練習工廠則ニ依リ卒業セル鍛冶手機關手ニ轉職方

(達)海軍百三十七號(二)五七三

○騎兵砲重兵鞍工卒砲兵鞍工卒鞍工卒教育規則

(達)陸軍百二十三號(六) 三七二

○騎兵砲重兵野戰鍛冶工具及鞍重兵野戰鞍木工具制式

(達)陸軍百二十六號(三)二七九

〔彈藥〕

○彈藥檢列用小銃彈藥配備替

(達)陸軍第十號(一) 四九

○一年志願兵へ貸渡兵器並ニ彈藥支給取扱方

(達)陸軍第四十四號(三) 一三六

○對馬警備隊兵器彈藥備附並演習用彈藥支給表



- 明治二十一年勅令第三十一號(退職及退職恩給願書進達期日)中改正 (達)海軍第二百三十四號(六) 三五八
- 年終滿期ノ退職者事務引繼届出方 (達)海軍第二百五十號(六) 三八四
- 陸海軍將校及同相當官退役ノ際名譽進級方 (勅)第二十四號(三) 三二
- 海軍軍人ノ定限年齡計算及退現役届書出方 (達)海軍第三百二十二號(九) 五〇一
- 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法 (法)第九十號(一〇)三八七
- 府縣立師範學校長俸給及公立學校職員退職料及遺族扶助料法 (法)第九十一號(一〇)三六一
- 〔代官〕
- 代官試験志願者ノ寫眞ヲ檢事手元ニ置キ防奸用ニ供ス (勅)司法第一號(七) 二九一
- 代官試験志願者寫眞送出方 (管)司法第十八號(七) 三三八
- 訴訟法中辯護士ノ事務ハ姑ク代官人取扱フ (勅)司法第四號(一〇)四九二
- 〔代位代理〕
- 裁判上代位法 (法)第九十三號(一〇)三九八
- 執達吏代理鑑札調製方 (勅)司法第三號(九) 四二六
- 〔誕生〕
- 皇女御誕生 (管)宮内第七號(一) 五二
- 能久親王王女誕生 (管)宮内第十八號(五) 一九九
- 〔建物〕
- 東京市區改正條例東京市區改正土地建物處分規則及東京府區内清酒輸入規則ニ關スル件 (勅)第七十號(八) 三五二
- 〔賃帳〕
- 明治二十三年度大藏省所管内國稅徵收費及土地產稅調製費科目 (勅)大藏第十四號(二) 三三
- 〔煙草〕
- 煙草稅則第十一條但書ノ場合取扱心得 (勅)大藏第八十七號(五) 二五二
- 〔賃借〕
- 政府ノ工事又ハ物件ノ賃買賃借ニ關スル隨意契約方 (勅)第九十三號(九) 三七九
- 鐵道運ニテ物件ノ賃買賃借ハ隨意契約ニ依ルヲ得 (勅)第二百七十七號(二)六六二
- 練習少尉候補生乘艦中貸與品目追加 (達)海軍第三百二十五號(九) 五〇五
- 賭貸付金整理順序廢止 (勅)大藏第四十六號(三) 一四二
- 賭貸付金取扱順序 (勅)大藏第四百十五號(七) 三三三
- 從前大藏省所管賭貸付金徵收取扱方 (勅)大藏第四百七號(三) 一四二
- 賭貸付金徵收納整理ノタメ臨時部雜收入申科目設置 (管)大藏第四十七號(三) 一四二

- 明治二十二年度賭貸付金増減報告書送出方 (勅)大藏第四十九號(三) 一四三
- 官有地特別處分規則ニ依リ官有地賣渡方 (勅)大藏第五十七號(四) 一五五
- 陸軍省所轄土地家屋賃貸規則廢止 (勅)內務第三十七號(一〇)四五四
- 北海道官有未開ノ土地拂下貸下方 (勅)第五十五號(三) 八四
- 官有山林原野ヲ貸下ケ成功後拂下ケ豫約届出態形 (勅)農商務第九號(三) 三七
- 地方稅經濟ニ於テ非常災害ノ爲メニ要スル土木費借入ノ件 (法)第三號(一) 二
- 明治二十三年法律第三號(地方稅經濟ニ於テ非常災害ノタメニ要スル土木費借入ノ件)ハ府縣制施行地ニ限リ廢止 (法)第七十四號(八) 二四五
- 内國稅徵收費所屬物件ノ借入及不用物品賣却契約ハ府縣知事適宜締結スルヲ得 (勅)大藏第七十四號(五) 二四六
- 〔滞納〕
- 國稅滞納處分法施行細則 (管)大藏第一號(二) 一
- 國稅滞納處分法施行細則第四第五號様式納付書記入方 (勅)大藏第七號(三) 一八
- 國稅滞納處分法第八條中ノ諸費支出方 (勅)大藏第二號(二) 八
- 逃亡失踪ノタメ諸營業稅及船車稅滞納處分ヲ了セシム (勅)大藏第二號(二) 八
- 市町村徵收ノ國稅納期ヲ過キ督促令狀發付前ニ其滞納税金上納ノトキ取扱方 (勅)大藏第四十三號(三) 一三〇
- 〔冷鐵〕
- 野戰砲兵及輜重兵職用冷鐵製器具制式 (達)陸軍第七十七號(九) 五〇一
- 〔療用〕
- 藥品療用品購買手續廢止 (達)海軍第三百七十五號(二)五八五
- 監獄官練習所受業生徒費滞在口當等支辨區分 (勅)內務第三十三號(八) 四〇三
- 要塞砲兵幹部練習所及砲兵工廠生徒學舍生徒ハ士官候補生ヲ志願スルヲ得 (達)陸軍第二號(二) 一
- 各總勤務下士卒及練習員被服給與方ノ途廢止 (達)海軍第九號(二) 三三
- 練習生帽章附著方 (達)海軍第十號(二) 三三
- 海軍軍樂練習所官制廢止 (勅)第四十一號(三) 五二
- 海軍軍樂練習生規則 (達)海軍第九十九號(三) 一四六
- 海軍軍樂練習生規則中改正追加 (達)海軍第三百三十九號(一〇)五三三
- 信號練習生規則第三條第五條中刪除 (達)海軍第三百三十九號(一〇)五三三

- 信濃練習生規則第三條第十六條追加改正 (達)海軍第五十一號(三) 七〇
- 信濃練習生規則及五等水兵火夫木工鍛冶各教育規則 (達)海軍第二百十六號(五) 三四〇
- 會計練習生規則第八條表中改正 (達)海軍第三百九號(八) 四八七
- 會計練習生規則第五條第十二條追加改正 (達)海軍第二十七號(二) 四九
- 海軍主計學校練習生規則 (達)海軍第三百六十二號(二〇) 五六六
- 海軍水雷練習工廠規則ニ依リ卒業セル鍛冶手機關手ニ轉職方 (達)海軍第三百六十七號(二) 五七三

ソノ部

〔委任〕

- 委任文官每等定員 (達)海軍第三百六十四號(二) 五七一
- 會長 (達)陸軍第四百九號(二) 四四四
- 陸軍火工曹長同軍曹一等給定員 (達)陸軍第二百十五號(二) 三〇八

〔租稅〕

- 北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收方 (法)第四號(三) 五
- 北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收取扱方 (勅)第二百三十二號(二〇) 四七九

- 明治二十二年勅令第三十三號(市町村徵收國稅ノ件) (勅)第十七號(三) 二六
- 國稅徵收法施行細則改正 (達)大藏第三號(三) 一八
- 國稅徵收法施行細則附屬徵稅令書及納付書格式中記名心得方 (勅)大藏第六十五號(四) 三九
- 國稅收入官吏二名ノ罷キタルトキ徵稅令書納付書及現金拂込書ニ記名方 (勅)大藏第六十七號(四) 三三〇
- 國稅徵收法中徵稅令書ヲ受ケタル納稅就金分納取扱方 (勅)大藏第八十四號(五) 二五〇
- 船稅徵收手續設定十七年第三十八號(船稅徵收ノ噸數及積石數定方) 廢止 (達)大藏第三十五號(二) 三六六
- 國稅滯納處分法施行細則 (達)大藏第一號(二) 一
- 國稅滯納處分法第八條中ノ諸費支出方 (勅)大藏第二號(二) 八
- 國稅滯納處分法施行細則第四第五號格式納付書二十年三年度以降記入方 (勅)大藏第七號(三) 一八
- 國稅納期內皆納ニ至ラサルトキ主稅局ヘ送付スヘキ其實況及處分報告表書式 (勅)大藏第八號(三) 一八
- 逃亡失踪ノタメ諸營業稅及船車稅滯納處分ヲ了セシ者次納期ニ至リ尙ホ所在不明ノトキ取扱方 (勅)大藏第三十七號(三) 二一九
- 市町村徵收ノ國稅納期後督促令狀發付前其滯納稅金上納ノトキ取扱方 (勅)大藏第四十三號(三) 一三〇

- 直ニ徵收ノ國稅納期後督促令狀發付前其稅金上納ノトキ取扱方 (勅)大藏第三百三號(六) 二七九
- 間接國稅犯則者處分法 (法)第八十六號(九) 二六三
- 間接國稅犯則者處分書類送達方 (勅)第二百三十二號(二〇) 四七九
- 間接國稅犯則者處分法施行細則 (達)大藏第三十一號(二) 三九
- 內國稅徵收費科目追加 (勅)大藏第一號(一) 七
- 內國稅徵收費科目中一節追加 (勅)大藏第四號(六) 二七九
- 內國稅徵收費在拂豫算整理方 (勅)大藏第三十一號(三) 一〇〇
- 內國稅徵收費在拂豫算整理方中刪除 (勅)大藏第三十九號(三) 一三三
- 內國稅徵收費所屬物品會計規程中追加 (勅)大藏第三十五號(三) 一一一
- 內國稅徵收費所屬經費ニ係ル會計規則第六十七條第百條中官吏任命方 (勅)大藏第五十五號(四) 一五二
- 內國稅徵收費所屬物件ノ借入及不用物品賣却契約ハ府縣知事適宜締結スルヲ得 (勅)大藏第七十四號(五) 二四六
- 內國稅徵收費ニ係ル計算書下検査ヲ知事島司ニ委任 (勅)大藏第三百三十九號(二〇) 四三三
- 明治二十二年度ヨリ繰越スヘキ內國稅徵收費所屬經費整理方 (勅)大藏第四十號(三) 一三三
- 明治二十二年度內國稅徵收費所屬經費整理方 (勅)大藏第五十三號(四) 一四七

- 明治二十三年度內國稅徵收費取扱順序 (勅)大藏第二十五號(三) 九〇
- 明治二十三年度內國稅徵收費取扱順序第四條中改正 (勅)大藏第七十九號(五) 二四九
- 明治二十三年度內國稅徵收費取扱順序追加 (勅)大藏第一百一十一號(七) 二九六
- 明治二十三年度內國稅徵收費取扱順序第一條第二條中追加 (勅)大藏第一百六號(八) 三三三
- 明治二十三年度內國稅徵收費取扱順序第二條中追加 (勅)大藏第二百二十九號(九) 四一五
- 明治二十三年度內國稅徵收費取扱順序中土地検査費仕拂金額明細書報告手續 (勅)大藏第二百二十六號(九) 四〇九
- 明治二十三年度內國稅徵收費及土地課稅調整費科目 (勅)大藏第十四號(三) 三三
- 明治二十三年度內國稅徵收費科目中一日追加 (勅)大藏第一百十號(七) 二九六
- 租稅概算書送付期限更正並ニ月額金庫區分表書式及送付方 (勅)大藏第三號(二) 八
- 明治十九年第八十九號(地租ニ關スル諸規程格式) 更正 (勅)大藏第十號(三) 三三
- 國稅ニ關スル會計特別整理取扱方 (勅)大藏第十九號(三) 七九
- 毎年度國稅賦課計算書調整手續設定租稅計算整理順序及地租延納年賦異動報告ノ二勅令廢止

- 明治二十二年訓令第二十九號 (租稅検査員旅費支給方) 中改定追加 (訓) 大蔵第六十六號(四) 二二九
- 租稅收入證明規程租稅測定ニ關スル證據書類調理順序 (訓) 大蔵第百二十四號(八) 四〇三
- 租稅收入證明規程中ノ保證書調製交付方 (訓) 大蔵第百二十五號(八) 四〇八
- 地租條例第十條變換地取扱方 (訓) 大蔵第百四十三號(二) 四六一
- 商業會議所條例中所得稅等級 (省) 農商務第十七號(一〇) 二九九
- 地租改正ノ際官有ニ關入ノモノニシテ民有タルヘキ證左ニ據リ引戻請求ノトキハ調査何山テシム (訓) 農商務第二十三號(四) 一八二
- 地方稅經濟ニ於テ非常災害ノ爲メニ要スル土木費借入ノ件 (法) 第三號(二) 二
- 明治二十三年法律第三號(地方稅經濟土木費借入ノ件)ハ府縣制施行地ニ限リ廢止 (法) 第七十四號(八) 二四四
- 府縣制郡制施行ニ際シ衆議院議員並ニ府縣會議員ノ選舉區域地方稅收支豫算地方稅財產儲蓄金處分方郡費支辨方法及府縣ノ急務事業ニ關スル附件 (法) 第八十五號(九) 二六二
- 府縣委託金ヲ地方稅經濟ニ移ス (勅) 第六十六號(三) 一〇五
- 監獄慈善用貨物ヲ地方稅ニ編入及其金額支辨方 (訓) 內務第二十三號(六) 二七九
- 府縣稅徵收法 (法) 第八十八號(一〇) 三八三
- 陸地測量標條例 (法) 第二十三號(三) 五五
- 陸地測量標條例施行細則 (省) 陸軍第十二號(四) 七五
- 陸地測量標條例施行細則第九條改正 (省) 陸軍第三十一號(三) 三八四
- 陸地測量部修技所生徒採用規則 (省) 陸軍第十三號(五) 八七
- 陸地測量部修技所生徒二十三年募集セス (省) 陸軍第八號(六) 二〇三
- 水路測量標條例 (法) 第三十八號(五) 一〇二
- 水路測量標條例中基點標測標及測量官職票 (省) 海軍第十六號(六) 二〇三
- 秘密圖書測器海圖出納規程 (海) 海軍第百六十七號(四) 二九二
- 秘密圖書測器海圖出納規程第一條第三條追加 (海) 海軍第百七十二號(四) 二九八
- 秘密圖書測器海圖出納規程中更正追加 (海) 海軍第百六十三號(七) 四二二
- 秘密圖書測器海圖出納規程第一條追加 (海) 海軍第百四十五號(三) 二七九
- 兵備品測器定數表 (海) 海軍第百四十六號(三) 二七〇
- 増價 (增) 〇ホノ部係給ニ載ス (法) 第九十二號(一〇) 三九六
- 増價附賣法 (法) 第九十二號(一〇) 三九六

- 東京市區改正委員會組織規程中改正 (訓) 第六號(八) 一三
- 〔訴訟〕
- 訴訟法制定前廢止 (法) 第百五號(一〇) 三二五
- 市町村制及土地收用法ニ關スル訴訟取扱方 (法) 第十號(三) 三六
- 民事訴訟法 (法) 第二十九號(四) 四〇外
- 民事訴訟法施行條例 (法) 第五十號(七) 一五九
- 民事訴訟費用法 (法) 第六十四號(八) 三三四
- 民事訴訟用印紙法 (法) 第六十五號(八) 三三六
- 婚姻事件養子縁組事件及養育事件ニ關スル訴訟規則 (法) 第百四號(一〇) 三〇九
- 刑事訴訟法制定前廢止 (法) 第九十六號(一〇) 號外
- 訴訟法中辯護士ノ事務ハ姑ク代官人取扱フ (訓) 司法第四號(一〇) 四九二
- 行政訴訟豫納金手續 (告) 行政裁判所第二號(二) 四八七
- ツノ部
- 〔對馬〕
- 對馬警備隊區在籍豫備後備下士ヲ演習ノタメ召集並ニ旅費支給方 (省) 陸軍第二十號(六) 九六
- 糧食輸卒ノ被服對馬警備隊砲兵助卒ノ被服制 (海) 陸軍第十二號(三) 五七
- 對馬警備隊兵器彈藥備附並演習用彈藥支給表
- 平時對馬警備隊編制表備考中削除 (海) 陸軍第八十號(四) 三〇六
- 〔圖書〕
- 東京圖書館官制第五條改正 (勅) 第二百三十四號(一〇) 四九二
- 官立學校及圖書館會計法 (法) 第二十六號(三) 五九
- 官立學校及圖書館會計規則 (勅) 第五十三號(三) 七七
- 官立學校及圖書館會計規則ニ據リ要スル附報告書諸表諸報簿表式 (省) 大蔵第十四號(五) 九二
- 官立學校及圖書館會計金庫出納事務規程 (訓) 大蔵第六十九號(四) 三三二
- 文部省主管教科用圖書檢定學校教員學力試驗及同免許狀授與ノ各手續料收納事務委任並ニ其取扱及報告書差出方 (訓) 文部第三號(三) 二
- 艦隊渡邊普通圖書出納整理方 (海) 海軍第百六十五號(四) 二九〇
- 秘密圖書測器海圖出納規程 (海) 海軍第百六十七號(四) 二九二
- 秘密圖書測器海圖出納規程第一條第三條追加 (海) 海軍第百七十二號(四) 二九八
- 秘密圖書測器海圖出納規程中更正追加 (海) 海軍第百六十三號(七) 四二二
- 秘密圖書測器海圖出納規程第一條追加 (海) 海軍第百四十五號(三) 二七九
- 〔圖面、圖案、圖解〕
- 試圖願書ニ添付スル圖面記載方 (省) 農商務第六號(八) 二四二

○大小架橋樑列器具材料員數表及配賦表(同圖)並圖解  
工兵中隊賦載器具表、野戰電信材料圖解、同員數表、兵  
站電信隊材料隊馬配賦表同分配表及圖解中加除改正

〔積金〕

○各隊下士以下積金規則廢止 (達)陸達第三十八號(三) 一三三

〔通風扇〕

○通風扇使用規則 (達)海軍第八號(三) 一四二

〔通漁〕

○日本朝鮮兩國通漁規則 (勅)一月八日(二) 二

ネノ部

〔年賦〕

○每年度國稅賦課計算書調製手續設定租稅計算整理順  
序及地租延納年賦異動報告ノ二訓令廢止 (訓)大藏第二十九號(三) 九七

〔年報〕

○大砲放發年報中改正 (達)海軍第二百二十二號(三) 一五二

〔年報〕

○陸海軍軍人現役年限年報 (勅)第九十九號(三) 三三四

○海軍軍人ノ年限年報計算及退現役屆出方 (達)海軍第三百二十二號(九) 五〇一

○海軍軍人ノ年限年報計算及退現役屆出方(達)中道 (達)海軍第四百三號(三)七〇七

○國稅滯留分法施行細則第四第五號式納付書記入  
方 (訓)大藏第七號(三) 一八

○國稅徵收法施行細則附屬徵稅令書及納付書樣式中記  
名心得方 (訓)大藏第六十五號(四) 三九

○國稅收入官吏二名ヲ置キタルトキ徵稅令書納付書及  
現金拂込書ニ記名方 (訓)大藏第六十七號(四) 三三〇

〔納稅、納金〕

○貴族院令並ニ貴族院伯子男爵議員選舉規則及貴族院  
多額納稅者議員互選規則施行ノ詔 (詔)二月二十七日(三) 一

○貴族院多額納稅者議員互選規則取扱方 (訓)内務第七號(三) 九八

○北海道水産營業者納稅方 (省)大藏第二十五號(一〇)三七九

○官吏遺族扶助法納金收入規則 (勅)第二百二十五號(七) 二九七

○爲替納金取扱順序 (訓)大藏第六十四號(一〇)四三三

○爲替納金取扱順序設定ニ附キ納入ニ對シ注意方 (訓)大藏第六十五號(一〇)四三三

ヲノ部

〔螺鈔〕

○七册米野山砲螺鈔制式ヲ定メ野戰砲兵聯隊營内備付  
鍛工器具中ニ追加 (達)陸達第二十一號(三) 六九

○七册米野山砲螺鈔制式圖中更正 (達)陸達第五百五十一號(八) 四四七

ナノ部

〔内閣〕

○内閣所屬職員官制 (勅)第一百十四號(七) 二六四

〔内務〕

○内務省官制改正 (勅)第八號(六) 二四三

○内務報告例更正 (訓)内務第三十號(八) 三三七

〔内國〕

○内國旅費ハリノ部旅費ニ載ス (訓)内務第三十號(八) 三三七

〔長鞭〕

○長鞭樣式 (達)陸達第七十五號(四) 二四四

〔納額、納入、納付〕

○明治二十二年度所屬徵稅令書納額告知書收入未了ノ  
分取扱方 (訓)大藏第二十一號(三) 八四

○納入告知書現金拂込書ニ二名以上ノ收入官吏署名ノ  
トキ取扱方 (訓)大藏第九十一號(五) 二五五

○納入告知書ニ依リ金庫へ現金納付ノ上納入ニ於テ收  
入官吏へ領收證ヲ檢印ヲ請ハサル者アルトキ取扱方 (訓)大藏第九十八號(六) 二六二

○納入告知書ニ記入方 (訓)農商務第十四號(三) 一二二

○森林收入納入告知書ニ在勤署名記入 (訓)農商務第二十七號(五) 二五九

○森林收入取扱順序ニ據リ納入告知書ヲ發スルトキ取  
扱方 (訓)農商務第四十一號(八) 三二二

ムノ部

〔村口銃〕

○村口銃彈藥填裝器構造品增加 (達)陸達第九十五號(五) 三三三

ウノ部

〔請負〕

○工事請負規則 (省)海軍第九號(三) 一四八

○工事請負規則中改正 (省)海軍第十五號(五) 一九三

○工事請負規則第十五條第十八條中改正加除 (省)海軍第二十三號(九) 二五三

○會計監督部ノ調査ヲ經タル物品購買賣却及工事請負  
ニ係ル契約ノ改廢ニ關スル事項通知方 (達)海軍第三百二十一號(九) 五〇〇

○鐵道工事請負規則 (達)鐵道第一號(一〇)四二六

〔受渡〕

○保管金受渡事務順序 (訓)大藏第四十四號(三) 一三三

○保管金受渡事務順序中改正 (訓)大藏第六十號(四) 一八三

○預金受渡事務順序修正 (訓)大藏第五十九號(四) 一七九

〔賣上、賣下、賣捌〕

○賣上證書ハシノ部證書ニ載ス (訓)大藏第五十九號(四) 一七九

○印紙知照賣下賣捌ハシノ部印紙ニ載ス (訓)大藏第五十九號(四) 一七九

○郵便切手賣下ハシノ部郵便ニ載ス (訓)大藏第五十九號(四) 一七九

〔運轉〕

○運轉手免狀ハメノ部免狀ニ載ス (訓)大藏第五十九號(四) 一七九

〔埋立〕

○官ニ屬スル公有水面埋立ノ出願免許方 (訓)大藏第五十九號(四) 一七九

ノノ部

○農商務省官制改正

(勅)第百二號(六) 三三〇

〔乘合、乘組〕

○街路、乘合馬車、營業人力車、宿屋取締規則標準廢止

(訓)内務第四十號(一〇)四五六

○商船學校生徒砲術練習艇乘組中取扱手續

(達)海軍第百七十九號(四) 三〇八

ノノ部

〔皇族、皇女〕

○皇族職員職制

(達)宮内第一號(一) 三〇四

○皇族職員官等中改正

(達)宮内第七號(六) 三五五

○皇族職員官等中家扶家從ノ定員刪除

(達)宮内第二十四號(三)二七八

○皇女御誕生

(告)宮内第七號(一) 三〇三

○皇女御命名

(告)宮内第八號(三) 三五五

〔宮内〕

○宮内省官制中改正

(達)宮内第四號(六) 三五四

○宮内省官制第三十四條中改正

(達)宮内第八號(六) 三五七〇

○宮内省官制中改正

(達)宮内第十三號(七) 四一〇

○宮内省官制第三十四條中改正

(達)宮内第十七號(九) 五二〇

○宮内省官制第四十二條中追加

(達)宮内第二十二號(二)五九六

(訓)内務第三十六號(二〇)四五一

○宮内省判任官階級年限 (達)宮内第六號(六) 三五五

○宮内省官吏准官吏恩給例同遺族扶助例ヲ定メ二十年

達第二號及二十二年達第二十四號廢止

○宮内省官吏准官吏恩給例施行規則同遺族扶助例施行

規則 (達)宮内第二十號(一〇)五三六

〔外務〕

○外務省官制改正

(勅)第百九號(六) 二四六

○外交官及領事官官制制定實際官及領事官制廢止

(勅)第百五十七號(一〇)五三三

○外交官及領事官俸給旅費支給方

(勅)第百八十一號(三)二六六四

○外交官領事官及書記生定員

(勅)第百八十三號(三)二六六五

〔外國〕

○海軍在外國學生學費金規則

(勅)第百五十五號 (三) 二四

○在外國學生學費金支給細則

(達)海軍第六十二號(三) 八〇

○外國旅費規則第十三條中追加

(勅)第百五十九號(一〇)五三九

○海軍外國旅費定額表附則中改正追加

(達)海軍第四十號(三) 五七

○海軍外國旅費定額表附則中追加

(達)海軍第六十三號(三) 八一

○支那朝鮮及亞細亞沿海州派遣野學校給與規則及海軍

武文官外國出張手續費金支給內規廢止

○金鵝勳章ノ等級型式及佩用式

(訓)二月十一日(三) 一四

〔官制〕

○内閣所屬職員官制

(勅)第百十四號(七) 二六四

○賞勳局官制

(勅)第百九號(九) 四二五

○法制局官制

(勅)第百九十一號(六) 二二六

○文官試験委員官制改正

(勅)第百四十八號(三) 六〇

○樞密院官制及事務規程中改正

(勅)第百二十六號(一〇)四五一

○宮内省官制中改正

(達)宮内第四號(六) 三五四

○宮内省官制第三十四條中改正

(達)宮内第八號(六) 三七〇

○宮内省官制中改正

(達)宮内第十三號(七) 四一〇

○宮内省官制第三十四條中改正

(達)宮内第十七號(九) 五二〇

○東宮職官制中改正

(達)宮内第二十二號(二)五九六

○侍從職ニ幹事ヲ置キ官制ヲ定ム

(達)宮内第五號(六) 三五五

○宮中ニ文書秘書局ヲ置キ官制ヲ定ム

(達)宮内第十八號(一〇)五三三

○明治二十二年達第十三號(帝國博物館官制中追加)廢止

(達)宮内第三號(六) 三五〇

○學習院官制第一條第四條第七條中改正追加

(達)宮内第十號(六) 三七二

○華族女學校官制第八條第十一條中改正追加

(達)宮内第十一號(六) 三七七

○各省官制通則改正

(勅)第百五十九號(三) 六二

(達)海軍第五十號(三) 七〇

○領事手数料及出張入費ハ外國貨幣ニテ納入スルヲ得

(勅)第百五十八號(一〇)五三四

○外國通航ノ郵船下ノ關福江兩港(廻船特許

(勅)第百六十二號(一〇)五三七

○海軍艦船用石炭ヲ外國軍艦ニ讓渡ヲ得

(勅)第百九十五號(三)二七三

○明治二十二年達第二百二十六號(艦隊司令官軍艦長

外國人獎勵接待ノトキ處辨金額)中刪除

(達)海軍第二百三十九號(六) 三七五

○明治六年工部省第五號(賭博業ニ附キ外國人雇入方

注意ノ件)達廢止

(省)農商務第二號(三) 三〇

○明治十六年太政官第三十二號達(外國人雇入禁止及

給料削減ノトキ何届方)廢止

(訓)内閣第四號(四) 三三〇

○道廳、府縣立諸學校ニ於テ外國人雇入備員及解備報

告 (訓)文部第六號(六) 三三二

○海外旅券ヲ下付スルトキ其手数料收入取扱順序

(訓)外務第一號(三) 一八

○歐文電報略號常用料金額及其納付手續設定二十年者

令第三號(海外電報ノ受信人略號常用方)廢止

(省)逓信第三號(三) 三九

○華族遺戒例廢止

(勅)第百六十號(八) 三〇六

〔勳章〕

○華族遺戒例廢止

(勅)第百六十號(八) 三〇六

- 外務省官制改正 (勅)第九九號(六) 二四六
- 外交官及領事官官制制定交際官及領事官制廢止 (勅)第二百五十七號(一〇)五三三
- 內務省官制改正 (勅)第九八號(六) 二四三
- 土木監督官官制 (勅)第五百五十七號(八) 三三七
- 衛生試驗所官制改正 (勅)第五百五十五號(八) 三三四
- 中央氣象臺官制 (勅)第五百五十六號(八) 三三五
- 集治監留置官制改正 (勅)第五百五十三號(八) 三三二
- 中央衛生會官制改正 (勅)第五百五十四號(八) 三三三
- 大藏省官制改正 (勅)第九百六號(六) 二二六
- 造幣局官制改正 (勅)第四百四十一號(七) 三二五
- 印刷局官制改正 (勅)第四百四十二號(七) 三二六
- 稅關官制改正 (勅)第五百一十一號(三) 二六八
- 陸軍省官制改正 (勅)第六十一號(三) 九二
- 軍馬育成所官制改正 (勅)第二百二十三號(一〇)四六五
- 千住製鐵所官制改正 (勅)第八十九號(六) 二二四
- 陸軍編修官官制 (勅)第五十二號(三) 七四
- 海軍大學校條例制定同校官制廢止 (勅)第二百四十九號(一〇)五二〇
- 海軍兵學校條例制定同校官制廢止 (勅)第二百五十號(一〇)五二二
- 海軍造兵廠官制改正 (勅)第六十八號(八) 三五〇
- 海軍編修官官制 (勅)第九十號(六) 二二五
- 海軍軍醫學校條例制定同校官制廢止 (勅)第二百五十一號(一〇)五二六
- 海軍主計學校條例制定同校官制廢止 (勅)第二百五十二號(一〇)五二八
- 海軍中央文庫官制第五條改正 (勅)第二百四十七號(一〇)五〇八
- 海軍機關學校條例制定同校官制廢止 (勅)第二百五十三號(一〇)五二〇
- 海軍造船工學校官制第一條改正 (勅)第二十六號(三) 三三
- 海軍火藥工廠官制廢止 (勅)第六十七號(八) 三三九
- 海軍軍樂練習所官制廢止 (勅)第四十一號(三) 五一
- 小野濱造船所官制廢止 (勅)第四十號(三) 五一
- 新原探炭所官制 (勅)第九號(三) 二二七
- 司法省官制第五條中追加 (勅)第二百二十二號(一〇)四六五
- 司法省官制改正 (勅)第一號(六) 二二六
- 文部省官制改正 止 (勅)第九十二號(六) 二二七
- 東京農林學校ヲ帝國大學ノ分科大學トシ同校官制廢止 (勅)第九十二號(六) 二二七
- 高等師範學校高等中學校高等商業學校東京職工學校 東京高等女學校東京美術學校東京音樂學校東京音樂學校東京音樂學校東京音樂學校 學校官制中追加 (勅)第四十三號(三) 五三
- 文部省直轄諸學校官制改正 (勅)第二百三十三號(一〇)四八〇
- 東京圖書館官制第五條改正 (勅)第二百三十四號(一〇)四九一
- 農商務省官制改正 (勅)第二百二號(六) 二二〇
- 地質調査所官制 (勅)第九十三號(六) 二二四

- 富岡製絲所官制改正 (勅)第九十六號(七) 二七三
- 大小林區署官制改正 (勅)第二百二十七號(七) 二九九
- 遞信省官制改正 (勅)第九十二號(七) 二六一
- 商船學校官制改正 (勅)第九十七號(九) 二九〇
- 東京電信學校官制廢止東京郵便電信學校官制制定 (勅)第二十三號(三) 三〇
- 東京郵便電信學校官制中追加 (勅)第九十一號(八) 二七六
- 郵便爲替貯金局官制 (勅)第九十三號(七) 二六三
- 郵便及電信局官制中追加改正 (勅)第九十九號(七) 三〇一
- 第三回內閣勸業博覽會事務局官制中改正 (勅)第十八號(三) 二七
- 鐵道廳官制 (勅)第九十九號(九) 三九二
- 北海道廳官制改正 (勅)第九十九號(七) 二七三
- 地方官官制改正 (勅)第二百二十五號(一〇)四六七
- 貴族院事務局官制 (勅)第二百二十一號(七) 二八一
- 衆議院事務局官制 (勅)第二百二十二號(七) 二八一
- [官等]
- 高等官官等俸給令中改正追加 (勅)第三十六號(三) 四八
- 判任官官等俸給令中改正追加 (勅)第三十七號(三) 五〇
- 判任官官等俸給令第二條改正 (勅)第六十五號(八) 三三八
- 判任官官等俸給令中改正ニ附キ其官等及進級年限規程 (訓)內閣第一號(三) 一四〇
- 特ニ官等俸給ノ規定アル判任官ハ仍ホ其規定ニ依ル (勅)第三十八號(三) 五一
- 技手官等俸給改正 (勅)第九十六號(六) 二四二
- 技手官等俸給改正ニ附キ其官等及進級年限 (訓)內閣第六號(六) 二八六
- 皇族職員官等中改正 (達)宮内第七號(六) 三五五
- 皇族職員官等中追加 (達)宮内第二十四號(三)七二八
- 博物館書記ノ官等俸給 (達)宮内第九號(六) 三七〇
- 博物館技手ノ官等俸給 (達)宮内第十四號(七) 四二二
- 神宮職員官等表中追加 (勅)第一號(二) 一
- 神宮職員官等表中改正 (勅)第二百八十五號(三)七〇七
- 陸軍武官官等表中追加 (勅)第十二號(三) 二二
- 陸軍武官官等表中下士ノ部改正 (勅)第十號(六) 二五〇
- 陸軍武官官等表中改正ニ就キ心得 (達)陸軍第二百二十九號(七) 三八七
- 海軍武官官等表中追加 (勅)第二百六號(九) 四三〇
- 新原探炭所屬技手官等 (達)海軍第一百十一號(三) 一四四
- 判事檢事官等俸給令 (勅)第五百五十八號(八) 三三九
- 裁判所書記長書記官等俸給 (勅)第五百五十九號(八) 三四四
- 帝國大學職員官等改正及定員 (勅)第二百七十號(二)六一
- 大小林區署判任官俸給 (勅)第二百二十八號(七) 三〇〇
- 大小林區署判任官俸給改正ニ附キ其官等及進級年限 (訓)內閣第七號(七) 二六六
- 警部消防司令看守長消防機關士警部消防司令看守 守副長官等俸給改正 (勅)第七十四號(五) 一九五

- 警備消防司令守長消防機關士警備消防司令補守副長及收稅局官等俸給改正ニ附キ其官等及進級年限規程 (訓)内閣第五號(五) 二四五
- 收稅局官等俸給改正 (勅)第七十五號(五) 一九五
- 地方官官等俸給令改正 (勅)第二百二十六號(一〇)四七四
- 官吏、官具 ○監察官吏印章ハイノ部印章ニ載ス (法)第四十三號(六) 一一〇
- 官吏恩給法 (法)第四十三號(六) 一一〇
- 官吏恩給法施行規則 (法)第四十三號(七) 一一三
- 官吏恩給法施行規則 (法)第四十四號(六) 一一四
- 官吏遺族扶助法 (勅)第二百二十五號(七) 二九七
- 官吏遺族扶助法納金收入規則取振順序 (訓)大藏第一百十三號(七) 三〇三
- 官吏遺族扶助法施行規則 (訓)第四號(七) 六
- 官吏恩給法施行規則官吏遺族扶助法施行規則ニ依リ差出スヘキ在官年數及恩給扶助料ノ年額計算書書式 (訓)内閣第八號(七) 三〇八
- 官吏遺族扶助法及軍人恩給法施行規則ニ據リ廢止下付方 (達)海軍第二百五十九號(七) 四〇九
- 宮内省官吏恩給例同遺族扶助例ヲ定メ二十年達第二號二十二年達第二十四號廢止 (達)宮内第十六號(八) 四六五
- 宮内省官吏恩給例施行規則同遺族扶助例施行規則 (達)宮内第二十號(一〇)五三六
- 官吏非職條例中改正削除 (勅)第三百十九號(七) 三三三
- 唐澤山神社ヲ別格官幣社ニ列ス (告)内務第四十一號(二)四九六
- 月隠神社ヲ國幣小社ニ列ス (告)内務第六號(三) 五九
- 官國幣社保存金配付年限更定 (訓)内務第四十一號(二)四六九
- 官馬 ○陸軍乘馬本分ノ將校ヘ官馬拂下方 (勅)第一百十八號(七) 二七三
- 陸軍將校官馬拂下方手續中改正追加 (達)陸達第八十號(九) 五〇三
- 官林 ○官林巡邏旅費規則中別表更正 (訓)農商務第二十五號(五) 二四五
- 官林巡邏給料支給規則改正 (訓)農商務第四十九號(九) 四一六
- 官林巡邏給料支給規則追加 (訓)農商務第六十六號(二)四六八
- 官林巡邏手當金支給方訓令廢止 (訓)農商務第四十七號(九) 四一五
- 官有 ○官有森林原野及產物特別處分規則 (勅)第六十九號(四) 一七八
- 官有森林原野及產物特別處分規則追加 (勅)第二百八十二號(二)三六四
- 官有森林原野及產物特別處分規則ニ據リ隨意契約ニテ原野ヲ賣渡ストキ地價條件
- 非職官吏府縣郡市町村及公共組合ノ吏員ト爲リ給料ヲ受クル者ハ非職俸ヲ給セス (勅)第六十一號(八) 三四六
- 官報購讀義務アル官吏官報代價納付方改正 (訓)内閣第三號(三) 一四三
- 刑法中官廳官署及官吏等ヲ公署公吏等ニ適用 (法)第一百號(一〇)三〇七
- 諸官員昇中休暇 (達)内閣七月二日(七) 三六七
- 武庫官員服務概則廢止 (達)陸達第一百六十號(八) 四七六
- 官報購讀義務アル官吏官報代價納付方改正 (訓)内閣第三號(三) 一四三
- 官廳、官廳 ○刑法中官廳官署及官吏等ヲ公署公吏等ニ適用 (法)第一百號(一〇)三〇七
- 諸官廳職務時間改正 (訓)内閣第二號(三) 一四〇
- 陸軍官廳用船旗章 (達)陸達第三十一號(三) 一〇〇
- 官國幣社 ○官幣大社熱田神社宮神職増置 (勅)第二十八號(三) 三三
- 官幣大社出雲大社神職増置 (勅)第一百十七號(七) 二七三
- 櫻原神宮ヲ官幣大社ニ列ス (告)内務第十號(三) 一一九
- 阿蘇神社ヲ官幣中社ニ昇格 (告)内務第十三號(四) 一六一
- 金崎宮創立官幣中社ニ列ス (告)内務第三十三號(九) 二五八
- 波上宮ヲ官幣小社ニ列ス (告)内務第四號(二) 五五
- 英彦山神社ヲ官幣小社ニ列ス (告)内務第四十號(二)四五六
- 官有山林原野ヲ貸下ケ成功後拂下ケ豫約届出情形 (訓)農商務第三十四號(七) 二八九
- 官有地特別處分規則 (訓)農務第九號(三) 二七
- 官有地特別處分規則ニ依リ官有地賣渡方 (勅)第三百十五號(七) 三〇八
- 官有財產管理規則 (訓)内務第三十七號(一〇)四五四
- 官有地取扱規則 (勅)第二百七十五號(二)六五六
- 北海道官有未開ノ土地拂下貸下方 (勅)第二百七十六號(二)六六〇
- 地租改正ノ際官有ニ編入ノモノニシテ民有タルヘキ體左ニ據リ引戻請求ノトキハ調査伺出テシム (訓)農務第二十三號(四) 一八三
- 管區 ○陸軍管區表中改正 (勅)第八十二號(五) 二〇八
- 陸軍管區表中改正ノ處第六師管中服役方 (告)陸軍第十六號(五) 九三
- 軍法 ○陸海軍軍法會議私訴裁判強制執行法 (法)第六十七號(八) 二二三
- 海軍各軍法會議主理事務定員表 (勅)第二百四十六號(二)五〇七
- 第一局軍法會議長各軍法會議上席主理ノ巡回視察及會同審議方 (達)海軍第三十號(二) 四九

- 唐澤山神社ヲ別格官幣社ニ列ス (告)内務第四十一號(二)四九六
- 月隠神社ヲ國幣小社ニ列ス (告)内務第六號(三) 五九
- 官國幣社保存金配付年限更定 (訓)内務第四十一號(二)四六九
- 官馬 ○陸軍乘馬本分ノ將校ヘ官馬拂下方 (勅)第一百十八號(七) 二七三
- 陸軍將校官馬拂下方手續中改正追加 (達)陸達第八十號(九) 五〇三
- 官林 ○官林巡邏旅費規則中別表更正 (訓)農商務第二十五號(五) 二四五
- 官林巡邏給料支給規則改正 (訓)農商務第四十九號(九) 四一六
- 官林巡邏給料支給規則追加 (訓)農商務第六十六號(二)四六八
- 官林巡邏手當金支給方訓令廢止 (訓)農商務第四十七號(九) 四一五
- 官有 ○官有森林原野及產物特別處分規則 (勅)第六十九號(四) 一七八
- 官有森林原野及產物特別處分規則追加 (勅)第二百八十二號(二)三六四
- 官有森林原野及產物特別處分規則ニ據リ隨意契約ニテ原野ヲ賣渡ストキ地價條件
- 非職官吏府縣郡市町村及公共組合ノ吏員ト爲リ給料ヲ受クル者ハ非職俸ヲ給セス (勅)第六十一號(八) 三四六
- 官報購讀義務アル官吏官報代價納付方改正 (訓)内閣第三號(三) 一四三
- 刑法中官廳官署及官吏等ヲ公署公吏等ニ適用 (法)第一百號(一〇)三〇七
- 諸官員昇中休暇 (達)内閣七月二日(七) 三六七
- 武庫官員服務概則廢止 (達)陸達第一百六十號(八) 四七六
- 官報購讀義務アル官吏官報代價納付方改正 (訓)内閣第三號(三) 一四三
- 官廳、官廳 ○刑法中官廳官署及官吏等ヲ公署公吏等ニ適用 (法)第一百號(一〇)三〇七
- 諸官廳職務時間改正 (訓)内閣第二號(三) 一四〇
- 陸軍官廳用船旗章 (達)陸達第三十一號(三) 一〇〇
- 官國幣社 ○官幣大社熱田神社宮神職増置 (勅)第二十八號(三) 三三
- 官幣大社出雲大社神職増置 (勅)第一百十七號(七) 二七三
- 櫻原神宮ヲ官幣大社ニ列ス (告)内務第十號(三) 一一九
- 阿蘇神社ヲ官幣中社ニ昇格 (告)内務第十三號(四) 一六一
- 金崎宮創立官幣中社ニ列ス (告)内務第三十三號(九) 二五八
- 波上宮ヲ官幣小社ニ列ス (告)内務第四號(二) 五五
- 英彦山神社ヲ官幣小社ニ列ス (告)内務第四十號(二)四五六
- 官有山林原野ヲ貸下ケ成功後拂下ケ豫約届出情形 (訓)農商務第三十四號(七) 二八九
- 官有地特別處分規則 (訓)農務第九號(三) 二七
- 官有地特別處分規則ニ依リ官有地賣渡方 (勅)第三百十五號(七) 三〇八
- 官有財產管理規則 (訓)内務第三十七號(一〇)四五四
- 官有地取扱規則 (勅)第二百七十五號(二)六五六
- 北海道官有未開ノ土地拂下貸下方 (勅)第二百七十六號(二)六六〇
- 地租改正ノ際官有ニ編入ノモノニシテ民有タルヘキ體左ニ據リ引戻請求ノトキハ調査伺出テシム (訓)農務第二十三號(四) 一八三
- 管區 ○陸軍管區表中改正 (勅)第八十二號(五) 二〇八
- 陸軍管區表中改正ノ處第六師管中服役方 (告)陸軍第十六號(五) 九三
- 軍法 ○陸海軍軍法會議私訴裁判強制執行法 (法)第六十七號(八) 二二三
- 海軍各軍法會議主理事務定員表 (勅)第二百四十六號(二)五〇七
- 第一局軍法會議長各軍法會議上席主理ノ巡回視察及會同審議方 (達)海軍第三十號(二) 四九

- 東京軍法會議ノ錄事第一局軍法課ヲ兼務 (省)海軍第三十五號(三) 一八三
- 明治二十二年達第二百六十七號(東京軍法會議ニテ東京海軍監督管理等ノ件)中削除 (達)海軍第二百六十號(七) 四〇九
- 〔軍管〕
- 各軍管里程表廢止 (達)陸達第九十號(五) 三三二
- 陸軍軍隊機動演習教令中改正 (達)陸達第四百七十七號(七) 四二七
- 軍隊教育順次教令中追加改正 (達)陸達第九百九十六號(二〇)五五二
- 〔軍艦〕
- 軍艦條例第十條中追加 (勅)第二百六十一號(二〇)五三七
- 軍艦隨隊定員表 (勅)第二百三十五號(二〇)四九三
- 軍艦職員條例中追加 (達)海軍第三百四十八號(八) 四八三
- 海軍艦船軍艦旗揚揚規則第十條中追加 (達)海軍第四百七十七號(二)七三二
- 〔軍港〕
- 軍港要港ニ關スル件 (法)第二號(二) 二
- 軍港要港規則違犯者處分方 (法)第八十三號(九) 二六二
- 吳軍港境域 (勅)第九十七號(六) 三三二
- 吳軍港規則 (省)海軍第十一號(八) 一三〇
- 佐世保軍港境域 (勅)第八十四號(五) 二二〇
- 佐世保軍港規則 (省)海軍第十號(七) 六六
- 〔軍樂〕
- 軍樂學會ハカノ部學會ニ載ス (達)陸達第二百三十八號(三) 三三二
- 陸軍軍樂部下士兵卒補充條例 (勅)第三百三十八號(三) 三三二
- 陸軍軍樂隊條例廢止 (省)陸軍第二十七號(九) 二七六
- 陸軍軍樂基本隊條例廢止 (省)陸軍第二十八號(九) 二七七
- 軍樂部准士官以下進級取扱方 (達)陸達第十一號(三) 五七
- 陸軍軍樂編制表 (達)陸達第八十七號(九) 五二〇
- 軍樂隊軍樂學會生徒隊ハ衛戍地内ニ限リ奏樂請求ニ應スルヲ得 (達)陸達第八十八號(九) 五二一
- 軍樂部樂手補以上ハ營外、樂生ハ營内居住トス (達)陸達第八十九號(九) 五二一
- 五等軍樂生教育規則 (達)海軍第五十一號(四) 二五二
- 五等軍樂生教育規則第三條第八條改正 (達)海軍第三十四號(二〇)五五五
- 海軍軍樂生徵募細則中改正 (省)海軍第四號(三) 九九
- 海軍軍樂生徵募細則廢止 (省)海軍第十二號(八) 一三四
- 海軍軍樂員條例廢止 (達)海軍第十五號(三) 一四五
- 海軍軍樂練習所官制廢止 (勅)第四十一號(三) 五三
- 海軍軍樂練習生規則 (達)海軍第十九號(三) 一四六
- 海軍軍樂練習生規則中改正追加 (達)海軍第三十九號(二〇)五三三
- 軍樂手軍樂生本籍 (達)海軍第十六號(三) 一四五

- 軍樂生徵募 (省)海軍第二十二號(八) 二四四
- 海軍軍樂隊借用請求場所 (省)海軍第二十五號(二〇)三七四
- 軍樂器取扱手續改正 (達)海軍第三百三十八號(三) 一九七
- 〔軍醫〕
- 軍醫學校ハカノ部學校ニ載ス
- 各鎮守府衛生會議海軍病院陸軍醫部員定員表中改正 (達)海軍第七十三號(三) 九二
- 各鎮守府衛生會議海軍病院陸軍醫部員定員表吳鎮守府中改正 (達)海軍第九十九號(三) 一三四
- 各鎮守府衛生會議海軍病院陸軍醫部員定員表中改正 (達)海軍第二百二十一號(五) 三六六
- 鎮守府衛生會議議長總團校廠軍醫長軍醫服務通則表題及本文中改正追加 (達)海軍第三百七十二號(二)五八三
- 海軍病院軍醫部員服務通則中改正刪除 (達)海軍第三百七十三號(二)五八五
- 私費海軍軍醫生徒召募 (省)海軍第二號(二) 一八
- 〔軍吏〕
- 軍吏學會ハカノ部學會ニ載ス
- 志願軍吏生、同職醫學生ヲ陸軍軍吏部、歐醫部操備士官ニ補任方 (勅)第九十五號(九) 三八〇
- 明治二十四年現役滿期ノ軍吏部下士再服役許可 (達)陸達第一百號(五) 三三三
- 陸軍軍吏部下士刑法又ハ懲罰令ニ依リ官職ヲ失ヒ若クハ免シタルトキ復科服役方 (達)陸達第三十號(三) 八九
- 〔軍人、軍屬〕
- 軍人恩給法 (法)第四十五號(六) 一一八
- 軍人恩給法施行規則 (關)第五號(七) 九
- 陸軍軍人恩給取扱手續 (省)陸軍第二十二號(七) 一〇九
- 陸軍軍人現役年限年齡 (勅)第九十九號(六) 三三四
- 陸軍軍人傷疾疾病ニ罹リ服役及在職ニ堪ヘサル者取扱手續中追加 (達)陸達第十四號(三) 五八
- 陸軍軍人傷疾疾病ニ罹リ服役及在職ニ堪ヘサル者取扱手續中追加改正 (達)陸達第七十三號(九) 四九七
- 陸軍軍人傷疾疾病恩給等差例 (達)陸達第四百四十二號(七) 四〇三
- 陸軍軍人傷疾疾病恩給等差例中追加 (達)陸達第二百二十一號(七)七二〇
- 陸軍隊附醫官服務規則、屯田兵隊附醫官服務規則及陸軍軍人傷疾疾病等差ノ達中改正 (達)陸達第四百四十六號(七) 四一五
- 陸軍軍人休暇規則改正 (達)陸達第二百二十八號(六) 三七九
- 陸軍軍人休暇規則改正ニ附キ下士兵卒ニ係ル取扱方及出願手續 (省)陸軍第二十一號(七) 九七
- 軍人軍屬旅行行程規則 (達)陸達第一百十三號(六) 三四七
- 海軍軍人休給令中追加改正 (勅)第四百四十八號(七) 三三三
- 海軍軍人手當金規則中改正 (勅)第四百四十九號(七) 三三三
- 海軍軍人手當金及手當金支給細則中追加 (達)海軍第八十二號(三) 一一三
- 海軍軍人休給手續當金支給細則中刪除改正



- 海軍軍人俸給及手當金支給細則中改正刪除 (達)海軍第五百十號(四) 三三九
- 海軍軍人手當金規則海軍軍人俸給及手當金支給細則 (達)海軍第二百五十四號(七) 三八八
- 海軍軍人手當金支給令 (達)海軍第二百八十六號(八) 四六三
- 海軍軍人俸給及手當金支給細則中改正加除 (達)海軍第二百七十九號(八) 四四八
- 海軍軍人俸給及手當金支給細則第三十六條中加除 (達)海軍第三百五十二號(一〇)五九九
- 官吏遺族扶助法及軍人恩給法施行規則ニ據リ廢除 (達)海軍第二百五十九號(七) 四〇九
- 軍人恩給法ニ據リ恩給出願書式 (達)海軍第二百六十七號(七) 四二二
- 軍人恩給法施行規則ニ依リ死没者遺族へ下付ノ恩給添書雛形 (達)海軍第四百十四號(三)七一九
- 海軍軍人傷疾疾病恩給等條例 (達)海軍第二百六十四號(七) 四一五
- 海軍軍人傷疾疾病恩給等條例中加除 (達)海軍第四百二十號(三)七三二
- 海軍軍人ノ年限年齡計算及退現役屆書差出方 (達)海軍第三百二十二號(九) 五〇二
- 海軍軍人ノ年限年齡計算及退現役屆書差出方途中追加 (達)海軍第四百三號(三)七〇七
- 海軍軍人軍屬所轄變換ノトキ甲乙兩團間給與通牒書

式

- 海軍軍人軍屬乘車物品搭載手續 (達)海軍第二百二十四號(三) 一五三
- 軍人軍屬ニ付與スヘキ私設鐵道乘車證券及物品輸送證券雛形 (達)海軍第八十七號(三) 一一四
- 海軍軍人虎列刺刺洞ニ罹ル者取扱手續中改正 (達)海軍第六號(三) 八五

(軍馬)

- 軍馬育成所官制改正 (勅)第六十一號(三) 九三
- 軍馬育成所定員表改正 (達)陸軍第六十號(四) 二二二
- 福元軍馬育成所知覽支所設置 (達)陸軍第五十四號(八) 四六五

- 軍馬輸送規則ヲ定メ十八年陸軍甲第二十六號(軍馬輸送ノ途中發病等ノ節其地方ニテ取扱方)廢止 (達)陸軍第九號(三) 六一
- 軍馬預託規則 (達)陸軍第九號(三) 六一

(軍事)

- 海軍省ニテ仕拂フヘキ軍事費臨時費費目 (達)海軍第二百六號(五) 三三三
- 海軍省ニテ仕拂フヘキ軍事費臨時費費目中追加 (達)海軍第三百五十一號(一〇)五五八

(郡制郡區區郡)

- 郡制制定郡區町村編制法其他抵觸スル成規廢止

- 府縣制定府縣會規則區郡部會規則府縣會議員選舉規則其他抵觸スル成規廢止 (法)第三十五號(五) 六六
- 府縣制郡制施行ニ際シ衆議院議員及ニ府縣會議員ノ選舉區域地方稅收支豫算地方稅財源備荒儲蓄金處分方郡費支辨方法及府縣ノ急務事業ニ關スル諸件 (法)第八十五號(九) 二六二

(郡區長)

- 郡區長任用方 (勅)第九號(三) 一一
- 郡長ニ特別年俸ヲ支給スヘキ各郡指定 (省)內務第三十九號(一)四三二

- 商業會議所會員ノ選舉ヲ終リタルトキ郡長市長執行手續 (訓)農商務第六十八號(三)四七四

(訓示)

- 教育ニ關スル勅語及大臣ノ訓示道府縣縣へ交付 (訓)文部第八號(一〇)四五八
- 教育ニ關スル勅語及大臣ノ訓示直轄學校へ交付 (訓)文部十月三十一日(一〇)四五八

(鑛業鑛山)

- 鑛業條例制定日本坑法廢止 (法)第八十七號(九) 二六七
- 鑛業ニ關スル出願等手續 (省)農商務第七號(七) 二一九
- 鑛業ニ關スル出願等手續中刪除

- 明治六年工部省第五號(鑛業ニ附キ外國人雇入方注意ノ件)達十七年同第五號(無資力者等ノ諸嶺山試掘並借區開坑出願却下ノ件)達十八年同第三號(諸嶺山借區運帶輸入中除名出願者アルトキ鑛坑業人身元取調方)廢止 (省)農商務第二號(三) 五〇
- 日本坑法中改正實施前接受ノ鑛業ニ關スル諸嶺山試掘手續 (訓)農商務第四十號(七) 三二九
- 北海道鑛管內ニ於ケル試掘借區其他鑛業ニ關スル諸嶺山試掘手續 (省)農商務第八號(一〇)四一八
- 明治五年太政官第百號(鑛山心得)廢止 (省)農商務第十六號(一〇)三九八
- 農商務省所管免許料手数料鑛山借區稅徵收順序 (訓)農商務第六號(三) 一七

(會社)

- 商法ニ依リ株式會社債券發行方 (法)第六十號(八) 一八八
- 銀行會社等ノ請願ニ依リ配置スル巡查充用及費用徵收並ニ支出方 (訓)內務第三十八號(一〇)四九五
- 政府ヨリ補助金又ハ特約保證ヲ受ケル各會社收入支出決算證明規程 (達)會計檢査院第三號(三)七二六
- 商會條例 (法)第八十一號(九) 二五七
- 商業會議所條例 (省)農商務第十二號(九) 二六七
- 商業會議所條例施行規則 (省)農商務第十二號(九) 二六七

- 商業會議所條例中所得稅等級 (省)農商務第十七號(三)九九九
- 商業會議所會員ノ選舉ヲ終リタルトキ郡市長執行手續 (勅)農商務第六十八號(三)四七四
- 砲兵會議條例第一條中改正 (勅)第二百一十一號(九) 四二七
- 工兵會議條例第五條中刪除 (勅)第三十九號(三) 五二
- 工兵會議定員表中改正刪除 (達)陸軍第四十五號(三) 一四三
- 海軍技術會議條例第七條改正 (勅)第二百四十二號(二)五〇四
- 陸海軍軍法會議私訴裁判強制執行法 (法)第六十七號(八) 二五三
- 海軍各軍法會議主理事務並ニ定員表 (勅)第二百四十六號(二)五〇七
- 第一局軍法課長各軍法會議上席主理ノ巡回視察及會同審議方 (達)海軍第三十號(一) 四九
- 東京軍法會議ノ錄事第一局軍法課業務 (達)海軍第百三十五號(三) 一八三
- 明治二十二年達第二百六十七號(東京軍法會議ニテ東京海軍監督管理等ノ件)中刪除 (達)海軍第二百六十號(七) 四〇九
- 海軍中央衛生會議鎮守府衛生會議海軍病院定員表 (勅)第二百四十三號(二)五〇四
- 海軍衛生會議條例中刪除 (勅)第二百四十四號(二)五〇六
- 各鎮守府衛生會議海軍病院軍醫部員定員表中改正 (達)海軍第七十三號(三) 九三
- 各鎮守府衛生會議海軍病院軍醫部員定員表及鎮守府

- 各鎮守府衛生會議海軍病院軍醫部員定員表中改正 (達)海軍第九十九號(三) 一三四
- 各鎮守府衛生會議海軍病院軍醫部員定員表改正 (達)海軍第二百二十一號(五) 三六六
- 中改正 [會計] ○特別會計ノ歲入歳出豫算ハヨリ部豫算ニ載ス
- 明治二十二年會計特別整理 (法)第十一號(三) 一六
- 整理公債ニ關スル特別會計設置 (法)第十四號(三) 四三
- 作業會計法 (法)第十七號(三) 四九
- 陸軍作業會計法 (法)第十八號(三) 四七
- 鎮守府造船材料資金會計法 (法)第十九號(三) 四八
- 官設鐵道會計法 (法)第二十號(三) 五〇
- 中央儲蓄儲蓄金預金局預金郵便貯金預貯金郵便爲替金特別會計 (法)第二十一號(三) 五一
- 紙幣交換基金特別會計法 (法)第二十四號(三) 五七
- 紙幣交換基金特別會計法第二條中追加 (法)第五十六號(七) 一七四
- 鎮守府銀行紙幣交換基金特別會計法 (法)第二十五號(三) 五八
- 官立學校及圖書館會計法 (法)第二十六號(三) 五九
- 會計法補則 (法)第五十七號(八) 一七七
- 陸海軍出師準備ニ關スル物品ハ會計検査院法ヲ適用セス (法)第七十號(八) 二四〇
- 作業及鐵道會計規則 (勅)第三十三號(三) 三七
- 鎮守府造船材料資金會計規則 (勅)第三十四號(三) 四六
- 官立學校及圖書館會計規則 (勅)第五十三號(三) 七七

- 海軍兵備品會計規則 (勅)第六十四號(三) 九六
- 整理公債條例ニ依リ募集又ハ償還スル公債金政府紙幣交換基金鎮守府銀行紙幣交換基金特別會計 (勅)第六十八號(四) 一七七
- 中央儲蓄儲蓄金會計規則 (勅)第七十七號(五) 二〇〇
- 會計検査院試補定員 (勅)第二百二十四號(二)四六七
- 海軍會計監督部條例中改正追加 (勅)第二百四十五號(二)五〇六
- 會計規則第三十三條但書集合仕拂命令ニ添付スヘキ各債主ノ金額氏名表書式恩賞諸條ノ仕拂ニ係ルモノ心得方 (勅)大藏第十一號(三) 三三
- 内國稅徵收費所屬經費ニ係ル會計規則第六十七條第百條中官吏任命方 (勅)大藏第五十五號(四) 一五二
- 會計規則中検査員ノ任命並ニ本國大臣及管理廳ノ職務ハ北海道廳長官府縣知事執行 (勅)大藏第百二十號(八) 三三四
- 國稅ニ關スル會計特別整理取扱方 (勅)大藏第十九號(三) 七五
- 明治二十二年會計特別整理ニ該當スル恩賞諸條取扱方 (勅)大藏第三十三號(三) 一〇四
- 特別會計ノ歲入歳出金月計對照表ノ送付ヲ受ケタルトキ取扱増減 (勅)大藏第八十八號(五) 二五二
- 作業及鐵道會計規則ニ據リ要スル諸報告書諸表諸帳簿書式 (省)大藏第九號(三) 六一

- 作業及鐵道會計規則ニ據リ要スル諸報告書諸表諸帳簿書式中記入心得方 (勅)大藏第七十七號(六) 二八六
- 作業及鐵道會計金庫出納事務規程 (勅)大藏第六十三號(四) 一八四
- 作業及鐵道會計金庫出納事務規程項及書式中改正 (勅)大藏第百四十八號(二)四六九
- 會計主務官心得 (勅)大藏第十八號(三) 六一
- 會計主務官心得中證券印紙ヲ貼用スヘキ領收證書ニ記入捺印方 (勅)大藏第六十八號(四) 三三〇
- 會計主務官心得第二十三條中領收證書ニ就キ心得方 (勅)大藏第七十號(四) 二四四
- 會計主務官ヨリ金庫ニ送付セル仕拂命令同請求書ニシテ受取人へ現金交付前誤拂過渡發見ノトキ整理手續 (省)大藏第二十七號(二)三三九
- 會計主務官ヨリ金庫へ送付スル案内仕拂命令同請求書へ記入方支出簿支出報告書へ登記方及仕拂命令交付方心得 (勅)大藏第七十五號(五) 二四七
- 大藏省所管經費仕拂内譯書ヲ會計主務官ヨリ發送期限 (勅)大藏第七十七號(五) 二四八
- 會計主務官本年四五兩月分月計對照表へ附發證明方 (勅)大藏第八十號(五) 二四九
- 下検査官吏ト會計主務官ト所在離隔シ一般ノ規程ニ依リ離キトキ支出計算書ニ添付ノ保證書樣式 (勅)大藏第百二十三號(八) 四〇二

- 印紙類會計官吏身元保証金取扱方 (訓) 大藏第九號三 三三
- 内國稅徵收費所屬物品會計規程中追加 (訓) 大藏第三十五號三 一一一
- 官立學校及圖書館會計金庫當納事務規程 (訓) 大藏第六十九號四 三三二
- 官立學校及圖書館會計規則ニ據リ要スル諸報告書格式 (省) 大藏第十四號五 九二
- 會計規則實施ニ附キ内務省所管ニ係ルモノノ取扱方 (訓) 内務第十號三 一〇九
- 會計規則取扱方訓令中追加 (訓) 内務第三十一號八 四〇三
- 會計規則中ノ検査員其他ノ官吏ハ北海道廳長官府縣知事之ヲ命ス (訓) 文部第四號五 二五八
- 會計規則第三十三條ノ集合仕拂命令ニ添付スル各債主ノ金額氏名表書式 (訓) 農商務第四號二 七
- 會計規則物品會計規則中ノ検査員其他ノ官吏ハ大林区署長之ヲ命ス (訓) 農商務第三十五號七 二九一
- 農商務省所管收入ニ關シ會計規則ニ據リ検査スヘキ事項ハ北海道廳長官府縣知事取扱フ (訓) 農商務第二十九號六 二六二
- 陸軍物品會計規程中追加 (達) 陸軍第十七號三 六一
- 陸軍物品會計規程中追加 (達) 陸軍第六十三號四 二二九
- 各司契部司契ニ會計主務官ノ任務ヲ掌ラシム (達) 陸軍第三十四號三 一一三
- 屯田兵會計部長ヲシテ會計主務官ノ任務ヲ掌ラシム (達) 陸軍第四十四號三 二一一
- 海軍通常物品會計規程中改正追加 (達) 海軍第三百七十七號(一) 五九〇
- 兵備品通常物品出納命令官武庫主管會計官吏ヲ定メ海軍通常物品會計規則第七條削除 (達) 海軍第三百三十九號(三) 一九六
- 兵備品出納命令官武庫主管會計官吏ノ途中改正 (達) 海軍第六十六號(四) 二九〇
- 兵備品出納命令官武庫主管會計官吏表中改正追加 (達) 海軍第九十九號(五) 三三三
- 通常物品出納命令官會計官吏表中改正 (達) 海軍第二百四十二號(六) 三七七
- 兵備品通常物品出納命令官武庫主管會計官吏ノ途中改正 (達) 海軍第二百五十七號(七) 四〇九
- 兵備品出納命令官武庫主管會計官吏中改正削除 (達) 海軍第三百十二號(八) 四八八
- 通常物品出納命令官會計官吏表中改正追加 (達) 海軍第三百五十九號(一〇) 五九八
- 兵備品通常物品出納命令官武庫主管會計官吏ノ途中改正追加 (達) 海軍第四百六號(一二) 七〇八
- 兵備品出納命令官武庫主管會計官吏表中改正 (達) 海軍第四百十八號(一三) 七二二
- 各總會計主務官及收入官吏 (達) 海軍第二十二號(一) 四五
- 經費仕拂命令委任會計主務官收入官吏及收入監督官吏ノ三途中追加 (達) 海軍第八十五號(三) 一一四
- 司契部司契及屯田兵會計部長ノ會計主務官タルニ違フヲ廢シ更定ス (達) 陸軍第六十一號(四) 二二三
- 會計準廢止 (達) 陸軍第五十四號(三) 一九七
- 諸官立學校等ノ會計事務監視ヲ定ム (達) 陸軍第五十五號(三) 一九七
- 各所管長官會計上ニ關シ陸軍大臣ヘ申請等ノトキ取扱方 (達) 陸軍第十八號(六) 三五三
- 明治二十三年度經費中會計検査院ノ委託ニ係ル計算ノ検査及責任解除ヲ近衛各師團監督部ニ委託ス (達) 陸軍第五十五號(八) 四七〇
- 陸軍計算記簿規程改正各隊會計帳簿規則陸軍會計經理部膠簿及諸表樣式各隊簿記帳本陸軍計算記簿規程及附屬簿記帳本廢止 (達) 陸軍第四十二號(三) 二二五
- 海軍會計監督規則中改正削除(達) 海軍第二百六號(三) 一五四
- 海軍會計監督規則第二條中追加 (達) 海軍第三百三十一號(二〇) 五二二
- 會計監督部ノ調査ヲ經タル物品購買賣却及工事請負ニ係ル契約ノ改廢等ニ關スル事項通知方 (達) 海軍第三百二十一號(九) 五〇〇
- 海軍通常物品會計規程第一條及書式中追加 (達) 海軍第四十九號(三) 六八
- 海軍通常物品會計規程中追加改正 (達) 海軍第四百四號(三) 二一一
- 經費仕拂命令委任會計主務官及收入官吏收入監督官吏ノ三途中追加 (達) 海軍第一百十二號(三) 一四四
- 委任仕拂命令官會計主務官收入官吏收入監督官吏ノ途中追加 (達) 海軍第三百三十三號(三) 一七九
- 會計練習生規則第八條表中改正 (達) 海軍第三百四十七號(一〇) 五九七
- 會計練習生規則第五條第十二條追加改正 (達) 海軍第二十七號(一) 四九
- 吳鎮守府造船部小野濱分工場設置及工事會計等掌理方ノ途中改正追加 (達) 海軍第八十四號(三) 一一二
- 造船材料資金會計規則方 (達) 海軍第二百六十九號(七) 四二八
- 通用禁止貨物紙幣引換請求期限 (法) 第十三號(三) 四三
- 貨幣鑄造地金買入方 (勅) 第四百四號(六) 二五五
- 輸入從價稅品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (省) 大藏第十二號(三) 七九
- 輸入從價稅品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (省) 大藏第二十八號(六) 二〇一
- 輸入從價稅品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (省) 大藏第四十號(九) 二五二

- 海軍通常物品會計規程中改正追加 (達) 海軍第三百七十七號(一) 五九〇
- 兵備品通常物品出納命令官武庫主管會計官吏ヲ定メ海軍通常物品會計規則第七條削除 (達) 海軍第三百三十九號(三) 一九六
- 兵備品出納命令官武庫主管會計官吏ノ途中改正 (達) 海軍第六十六號(四) 二九〇
- 兵備品出納命令官武庫主管會計官吏表中改正追加 (達) 海軍第九十九號(五) 三三三
- 通常物品出納命令官會計官吏表中改正 (達) 海軍第二百四十二號(六) 三七七
- 兵備品通常物品出納命令官武庫主管會計官吏ノ途中改正 (達) 海軍第二百五十七號(七) 四〇九
- 兵備品出納命令官武庫主管會計官吏中改正削除 (達) 海軍第三百十二號(八) 四八八
- 通常物品出納命令官會計官吏表中改正追加 (達) 海軍第三百五十九號(一〇) 五九八
- 兵備品通常物品出納命令官武庫主管會計官吏ノ途中改正追加 (達) 海軍第四百六號(一二) 七〇八
- 兵備品出納命令官武庫主管會計官吏表中改正 (達) 海軍第四百十八號(一三) 七二二
- 各總會計主務官及收入官吏 (達) 海軍第二十二號(一) 四五
- 經費仕拂命令委任會計主務官收入官吏及收入監督官吏ノ三途中追加 (達) 海軍第八十五號(三) 一一四
- 司契部司契及屯田兵會計部長ノ會計主務官タルニ違フヲ廢シ更定ス (達) 陸軍第六十一號(四) 二二三
- 會計準廢止 (達) 陸軍第五十四號(三) 一九七
- 諸官立學校等ノ會計事務監視ヲ定ム (達) 陸軍第五十五號(三) 一九七
- 各所管長官會計上ニ關シ陸軍大臣ヘ申請等ノトキ取扱方 (達) 陸軍第十八號(六) 三五三
- 明治二十三年度經費中會計検査院ノ委託ニ係ル計算ノ検査及責任解除ヲ近衛各師團監督部ニ委託ス (達) 陸軍第五十五號(八) 四七〇
- 陸軍計算記簿規程改正各隊會計帳簿規則陸軍會計經理部膠簿及諸表樣式各隊簿記帳本陸軍計算記簿規程及附屬簿記帳本廢止 (達) 陸軍第四十二號(三) 二二五
- 海軍會計監督規則中改正削除(達) 海軍第二百六號(三) 一五四
- 海軍會計監督規則第二條中追加 (達) 海軍第三百三十一號(二〇) 五二二
- 會計監督部ノ調査ヲ經タル物品購買賣却及工事請負ニ係ル契約ノ改廢等ニ關スル事項通知方 (達) 海軍第三百二十一號(九) 五〇〇
- 海軍通常物品會計規程第一條及書式中追加 (達) 海軍第四十九號(三) 六八
- 海軍通常物品會計規程中追加改正 (達) 海軍第四百四號(三) 二一一
- 經費仕拂命令委任會計主務官及收入官吏收入監督官吏ノ三途中追加 (達) 海軍第一百十二號(三) 一四四
- 委任仕拂命令官會計主務官收入官吏收入監督官吏ノ途中追加 (達) 海軍第三百三十三號(三) 一七九
- 會計練習生規則第八條表中改正 (達) 海軍第三百四十七號(一〇) 五九七
- 會計練習生規則第五條第十二條追加改正 (達) 海軍第二十七號(一) 四九
- 吳鎮守府造船部小野濱分工場設置及工事會計等掌理方ノ途中改正追加 (達) 海軍第八十四號(三) 一一二
- 造船材料資金會計規則方 (達) 海軍第二百六十九號(七) 四二八
- 通用禁止貨物紙幣引換請求期限 (法) 第十三號(三) 四三
- 貨幣鑄造地金買入方 (勅) 第四百四號(六) 二五五
- 輸入從價稅品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (省) 大藏第十二號(三) 七九
- 輸入從價稅品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (省) 大藏第二十八號(六) 二〇一
- 輸入從價稅品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (省) 大藏第四十號(九) 二五二

- 輸入従價税品元假換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (省)大藏第五十四號(三)四九七
- 各地金庫ノ預金局金貨預リ廢止 (省)大藏第二十一號(四) 一六六
- 金貨貯金特別預方廢止 (省)逓信第十六號(三) 五五
- 計算出納ニ關スル諸證書ニ記載スル金貨ノ用字ヲ定ム (省)大藏第二十一號(九) 二六四
- 艦隊隊金銀出納規程 (達)海軍第八十一號(三) 一〇八
- 艦隊隊金銀出納規程第七號舊式追加 (達)海軍第九十三號(三) 二一九
- [貨物]
- 税關法制定商船規則中一項及國內通商規則外國形日本船輸出入税未納内外貨物週轉規則西洋形日本船各開港場出入規則並ニ露西亞國領神太島貿易出入港手數料物品稅免除ノ布告廢止 (法)第八十號(九) 二五三
- 朝鮮國貿易ニ關スル船舶出入及貨物積卸許可港 (勅)第五十四號(三) 八三
- 監獄懲罰用貨物ヲ地方稅ニ購入及其金額支辨方 (訓)內務第二十三號(六) 二七九
- [科目、課目]
- 明治二十二年內務省所管農出科目中一節設置 (訓)內務第六號(三) 五五
- 明治二十三年內務省所管農出科目 (訓)內務第三號(三) 一六
- 明治二十三年內務省所管農出科目中改正 (訓)內務第十五號(三) 一四一
- 明治二十三年度經營農出科目表一節設置 (訓)內務第十七號(三) 一四四
- 明治二十三年度內務省所管農出科目中一節設置 (訓)內務第二十號(五) 二五五
- 明治二十三年度內務省所管農出科目中二目新設 (訓)內務第二十五號(七) 二九六
- 明治二十三年度經營農出科目中二目新設 (訓)內務第三十九號(一〇)四九五
- 農出中毎月仕拂內譯ノ證明ヲ要セサル科目 (訓)內務第二十一號(六) 二六一
- 大藏省所管內國稅徵收費科目中追加 (訓)大藏第一號(二) 七
- 大藏省所管內國稅徵收費科目中一節追加 (訓)大藏第四號(六) 二七九
- 明治二十三年度內國稅徵收費科目中一節追加 (訓)大藏第十號(七) 二九六
- 明治二十三年度大藏省所管內國稅徵收費及土地產稅課費科目 (訓)大藏第十四號(三) 三三
- 明治二十三年度大藏省所管農出經營部諸拂戻及缺損補填金科目 (訓)大藏第二十三號(三) 八八

- 明治二十三年度大藏省所管農出經營部諸拂戻科目 (訓)大藏第二十四號(三) 八九
- 明治二十三年度大藏省所管農出中毎月仕拂內譯ノ證明ヲ要セサル科目 (訓)大藏第九十七號(六) 二六一
- 大藏省所管農出經營部諸拂戻科目中一節設置 (訓)大藏第一百十四號(七) 三三三
- 農出經營部恩賞諸課科目中削除 (訓)大藏第一百四十二號(一)四六一
- 諸貸付金收納整理ノタメ臨時部雜收入中科目設置 (訓)大藏第四十九號(三) 一四三
- 明治十九年二十年二十一年度農入農出科目其他ノ課 (訓)大藏第六十二號(四) 一八三
- 農商務省所管二十三年度森林收入科目 (訓)農商務第十六號(三) 一一三
- 明治二十三年度森林經費科目表 (訓)農商務第八號(三) 三三
- 森林經費科目中一節増設 (訓)農商務第二十八號(六) 二六一
- 明治二十三年度森林經費科目表中一目設置 (訓)農商務第三十七號(七) 三〇二
- 明治二十三年度森林經費科目中一節増設 (訓)農商務第五十九號(一〇)四五六
- 明治二十三年度森林經費科目中更正 (訓)農商務第六十號(一〇)四五六
- 明治二十三年度森林經費科目表中更正 (訓)農商務第六十九號(一二)四七五
- 農商務省所管二十三年度道廳府縣農入科目表中追加 (訓)農商務第三十二號(六) 二八〇
- 農商務省所管二十三年度道廳府縣農入科目表改正及二十四年度農入概算書調製方 (訓)農商務第十二號(三) 一〇六
- 農商務省所管二十三年度大林區署農入科目表改正及二十四年度農入概算書調製方 (訓)農商務第十三號(三) 一〇六
- 明治二十三年陸軍大學校入學始業並ニ再審檢査課目表 (達)陸軍第十五號(三) 五八
- [火工、火夫]
- 陸軍火工曹長同軍曹一等給定員 (達)陸軍第二百十五號(三)四〇八
- 五等火夫教育規則改正 (達)海軍第十四號(二) 二六
- 五等火夫教育規則中改正 (達)海軍第七十六號(三) 九五
- 信號練習生規則及五等水兵火夫木工鍛冶各教育規則中改正 (達)海軍第三百九號(八) 四八七
- 五等水兵火夫木工鍛冶各教育規則中追加 (達)海軍第四百十三號(二)七一九
- 海軍五等水兵五等火夫五等木工五等鍛冶優等章規則ヲ海軍五等優等章規則トシ條項中改正 (達)海軍第二百九十五號(八) 四七三
- 海軍五等火夫教科機關書改正 (達)海軍第二百五十八號(七) 四〇九

○高等水兵練習水兵及火夫練習教員充用方 (達)海軍第九十八號(五) 三三	○補充スヘキ水兵火夫缺員ノトキ補缺方 (達)海軍第三百八十號(二)五九九	○水利組合條例 (法)第四十六號(六) 一三四
(火具、火藥)	○野戰砲兵一聯隊一箇年演習用彈藥火具支給表 (達)陸軍第八十一號(五) 三〇九	○茶業組合規則第九條第十一條中追加 (省)農商務第一號(一) 一一
○陸軍省火藥類拂下取扱場所改定 (訓)陸軍第九號(四) 一六二	○海軍火藥工廠官制廢止 (勅)第六十七號(八) 三四九	○茶業組合規則第七條中改正 (省)農商務第三號(三) 三〇
○海軍火藥工廠廢務細則改定 (達)海軍第四百一十一號(三) 二〇一	○海軍火藥工廠定員表改定 (達)海軍第四百四十一號(三) 二〇〇	○勸業 ○内閣勸業博覽會ハハノ部博覽會ニ載ス (訓)農商務第二號(二) 七
○火藥工廠定員表中追加 (達)海軍第二百二十號(五) 三四五	○造兵廠火藥工廠水路部在籍技工ノ兵役免役方 (達)海軍第二百六十八號(七) 四一八	○患者費用規則第六條中改正 (達)海軍第六十一號(三) 八〇
○造火藥科技官學術検査規格 (達)海軍第五十九號(三) 七八	○演習ノタメ擲藥使用方 (達)海軍第二百二號(三) 一三六	○患者費用規則第五條中追加 (達)海軍第三百八十七號(二)六一
(靴工)	○陸軍現役縫工長靴工長補充條例 (勅)第三十一號(三) 三六	ヤノ部
○陸軍現役縫工長靴工長補充條例中改正 (勅)第七十八號(八) 五六四	(菓子)	○市町村名及市役所町村役場ノ位置變更方 (法)第七十七號(八) 二四八
○菓子營業取扱心得第三項中追加 (訓)大藏第三十二號(三) 一〇三	○菓子營業取扱心得第三項中追加 (訓)大藏第三十二號(三) 一〇三	○稅關管轄區域制定ニ附キ沿海開港外役場ヨリ所管稅關ニ通報スヘキ場合 (訓)大藏第二百二十八號(九) 四一五

一年陸軍第六十一號(月給雇傭支給方)廢止 (達)陸軍第二百十九號(二)七三三	○僱員以下給料支給規則中追加 (達)陸軍第二百二十五號(二)七三三	○採用雇員ノ最上限度額 (達)海軍第四百八十八號(四) 二二九
○雇員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	○雇員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	○臨時雇員採用方及採用雇員俸給額ノ二達廢止 (達)海軍第八十五號(五) 三二二
○僱員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	○僱員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	○監護及備人被服規則及服制表中追加 (達)海軍第二百三十三號(三) 一四四
○僱員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	○僱員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	○監護及備人被服規則第一條及服制表中追加 (達)海軍第三百四十五號(二) 五九〇
○僱員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	○僱員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	○監護使了給付定員表ヲ廢シ諸定員表中雇員備人及雇員備人ニ關スル文字刪除 (達)海軍第四百四號(三) 一三八
○僱員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	○僱員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	○明治十六年太政官第三十二號達外國人備人補止及給料増減何居方廢止 (訓)内閣第四號(四) 二二〇
○僱員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	○僱員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	○道廳、府縣立諸學校ニ於テ外國人備人補給及解備報告 (訓)文部第六號(八) 三三二
○僱員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	○僱員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	○明治六年工部省第五號諸續業ニ附キ外國人雇入方注意ノ件達廢止 (省)農商務第二號(三) 三〇
○僱員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	○僱員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	(養子)
○僱員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	○僱員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	○婚姻事件養子縁組事件及禁治產事件ニ關スル訴訟規則 (法)第四百號(二)三〇九
○僱員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	○僱員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	(宿屋)
○僱員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	○僱員備人採用規則第二條中改正 (達)海軍第二百五號(二) 四八	○街路、乘合馬車、營業人力車、宿屋取締規則達廢止 (訓)內務第四十號(二)四九八

〔野戰〕 ○野戰砲兵ハノ部砲兵ニ載ス

○第一師團工兵第一大隊所屬野戰電信隊廢止

(達)陸達第九十號(九) 五二

○野戰電信材料圖說同員數表中改正

(達)陸達第九十五號(一〇)五五二

○騎兵輜重兵野戰鍛工具及輜重兵野戰鞍木工具制式

(達)陸達第二百十六號(二二)七〇九

〔洋銀〕

○第二國立銀行發行ノ洋銀券引替延期

(告)大藏第二十九號(六) 三三

〔藥劑藥品藥用〕

○藥劑師試驗受験人心得

(告)內務第七號(三) 六〇

○明治二十三年第一回藥劑師試驗舉行地及期日

(告)內務第三號(二) 五二

○明治二十三年第二回醫術開業試驗並藥劑師試驗舉行地及期日

(告)內務第十八號(五) 一九七

○明治二十四年第一回醫術開業試驗及藥劑師試驗舉行地及期日

(告)內務第三十七號(二〇)四一四

○衛生試驗所ニテ検査印紙ヲ貼付スル藥品種別

(告)內務第九號(三) 九六

○禁内藥室常用藥品改正

(達)陸達第五百十號(七) 四四四

○藥品療用品購買手續廢止 (達)海軍第三百七十五號(二二)五八五

○藥用阿片受拂手續追加及說明 (訓)內務第一號(一) 一一

〔滿期〕

○明治二十四年現役滿期ノ軍吏部下士再服役許可

(達)陸達第九十一號(五) 三三

○明治二十四年現役滿期ノ下士上等兵等再服役許可人員

(達)陸達第九十一號(六) 三五八

○年滿滿期ノ退職者事務引繼ヲ了セシトキ届出方

(達)海軍第二百五十號(六) 六四

○海軍准士官及徴兵ノ後備役志願兵ノ後備役滿期ノトキ並ニ豫備ヨリ後備ニ入ル者ハ辭令ヲ用ヒス

(告)海軍第八號(三) 一〇九

〔前金前渡〕

○在外公館經費中前金拂費目

(勅)第三十二號(三) 三七

○艦船乗員ノ俸給及糧食料前渡方

(勅)第五十號(七) 三三〇

○常時現金前渡ヲ受クヘキ資格アル官吏

(達)陸達第四十六號(三) 一四七

○常時現金前渡ヲ受クヘキ資格アル官吏ノ途中追加

(達)陸達第九十七號(五) 三三八

○常時現金前渡ヲ受クヘキ資格アル官吏ノ途中追加

(達)陸達第二百二十六號(六) 三七六

○常時現金前渡ヲ受クヘキ資格アル官吏ノ途中追加

(達)陸達第四百四十五號(七) 四二二

○常時現金前渡ヲ受クヘキ資格アル官吏ノ途中追加

○藥用阿片受拂手續追加 (訓)內務第五號(三) 三三

○藥用阿片受拂手續中更正刪除 (訓)內務第十二號(三) 三三

〔藥學〕

○第一高等中學校醫學部ニ藥學科附設、高等中學校生徒定員中追加改正

(告)文部第八號(七) 三三五

○第二高等中學校醫學部ニ藥學科附設、高等中學校生徒定員中追加改正

(告)文部第九號(八) 三四七

○第三高等中學校醫學部ニ藥學科附設、高等中學校生徒定員中追加

(告)文部第一號(三) 三六

○第五高等中學校醫學部ニ藥學科附設、高等中學校生徒定員中追加改正

(告)文部第七號(六) 三二

〔約定〕

○日本遞信省ト加那太郵政廳ノ間ニ郵便ヲ以テ閉鎖小包ノ交換ニ關スル約定書

(勅)九月九日(九) 四三

○日本加那太間ニ交換スル小包郵便規則

(告)遞信第十九號(九) 二六四

○日本加那太間ニ交換スル小包郵便規則令

(告)遞信第七十六號(九) 二五八

○獨逸政府保護所屬地高國郵政爲約定ニ加入

(告)遞信第七十七號(六) 二〇九

マノ部

○陸軍省海人磨工召募準則第六條中改正

〔磨工〕

○委任仕拂命令官臨時現金前渡ヲ要スルトキ届出方 (達)陸達第六十六號(八) 四七八

○陸軍隊附下士卒埋葬規則中追加改正 (達)海軍第四百十四號(三) 一四四

〔埋葬〕

○陸軍隊附下士卒埋葬規則中追加改正 (告)陸軍第二十四號(八) 二五六

ケノ部

○元老院附院其勞務表明 (詔)十月二十日(一〇) 三

○元老院廢止 (勅)第二百五十五號(一〇)五三三

○元老院議長副議長諸官特別賞與 (勅)第二百五十六號(一〇)五三三

〔縣廳〕

○埼玉縣廳位置改定 (勅)第二百十三號(九) 四二八

○慶島縣管下ニ憲兵隊設置 (告)陸軍第四號(三) 八八

○熊本縣管下ニ憲兵隊設置 (告)陸軍第五號(三) 八八

〔警察警部〕

○警察官及消防官制服改正 (勅)第二百二十三號(七) 二八二

○警察官及消防官制服規則 (訓)內務第二十七號(七) 三二五

○省令廳令府縣令及警察令ニ關スル罰則 (勅)第二百八號(九) 四三四

○明治十九年省令第三號(戶籍表)同第七號(警察及監

○ 鐵報告表調製心得(廢止)	(省)內務第四號(八) 二五九	○ 陸軍戸山學校教員補服制	(勅)第二百八十八號(二)七〇八
○ 巡查ヲ警部警部補ニ任用方	(勅)第十號(三) 一四	○ 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法	(法)第九十號(二)二八七
○ 警部消防司令看守長消防機關士警部消防司令補看守副長官等俸給改正	(勅)第七十四號(五) 一九五	○ 學校教員集會條例ニ依リ罰金處分ヲ受ケ又ハ政黨ニ關係スル者或申差止方ノ省令中普通學校及教員ノ字ニ就キ說明	(訓)文部第一號(二) 三
○ 警部消防司令看守長消防機關士警部消防司令補看守副長及收稅屬官等及進級年限規程	(訓)內閣第五號(五) 二四五	○ 文部省主管教科用圖書檢定學校教員學力試驗及同免許狀授與ノ各手續料收納事務委任並ニ其取扱及報告費差出方	(訓)文部第三號(三) 二
○ 警備隊區司令部那務規則	(省)陸軍第二十號(六) 九六	○ 砲術練習艦乙種教程及教員教程並ニ實地射擊演習表	(達)海軍第十九號(二) 三六
○ 對馬警備隊區在籍豫備後備士ノ演習召集並ニ旅費支給方	(達)陸軍第四號(二) 三	○ 准士官下士教員タルヲ得ヘキ證書指指定及不足ノトキ充用方達中改正	(達)海軍第二十六號(二) 四九
○ 對馬警備隊區司令部那務規則	(達)陸軍第十二號(三) 九七	○ 高等水兵練習艦及水兵火夫練習艦教員充用方	(達)海軍第九十八號(五) 三三
○ 對馬警備隊區兵器彈藥備用演習用彈藥支給表	(達)陸軍第八十號(四) 三〇六	○ 水雷術練習艦乙種教程及教員教程並ニ水雷術練習艦教則廢止	(達)海軍第三十六號(二) 五九
○ 平時對馬警備隊編制表備考中削除	(達)陸軍第百號(五) 三三二	○ 陸軍教導團條例	(勅)第四十七號(三) 五七
○ 暴風標ノ設置ナキ港灣ニ在ル艦船警報知方	(達)海軍第三十三號(二) 五四	○ 陸軍教導團定員表	(達)陸軍第四十八號(三) 一五〇
○ 會計ヲ與ニセル學校ノ教育ヲ兼メル者俸給支給方		○ 陸軍教導團生徒召集規則	(省)陸軍第七號(三) 五三
○ 教導團生徒志願者ノ住所ヨリ同團ヲ入ル者調査費付方	(訓)陸軍第八號(四) 一五五		
○ 教導團生徒志願者ノ住所ヨリ同團マテノ里程調査調製方	(訓)陸軍第十二號(六) 二六八		
○ 騎兵砲兵輕騎兵工卒砲兵輕重兵木工卒鐵工卒教育規則	(達)陸軍第百二十三號(六) 三三二		
○ 軍隊教育順次教令中追加改正	(達)陸軍第百九十六號(二) 五五二		
○ 五等火夫教育規則改正	(達)海軍第十四號(二) 二六		
○ 五等火夫教育規則中改正	(達)海軍第七十六號(三) 九五		
○ 五等水兵教育規則改正	(達)海軍第四十四號(三) 六三		
○ 五等水兵教育規則第三條中追加	(達)海軍第二百八十八號(八) 四六五		
○ 信號練習生規則及五等水兵火夫木工鍛冶各教育規則中追加	(達)海軍第四百十三號(二) 七一九		
○ 五等看病夫教育規則	(達)海軍第三十一號(二) 五〇		
○ 五等看病夫教育規則第八條改正	(達)海軍第三百十號(八) 四八七		
○ 五等看病夫教育規則中追加	(達)海軍第三百七十四號(二) 五八五		
○ 五等軍樂生教育規則	(達)海軍第百五十一號(四) 三三		

○ 陸軍教導團條例	(勅)第四十七號(三) 五七	○ 海軍五等軍樂生教育規則第三條第八條改正	(達)海軍第三百四十號(二) 五五五
○ 陸軍教導團定員表	(達)陸軍第四十八號(三) 一五〇	○ 五等看病夫教育規則中追加	(達)海軍第二百三十六號(六) 三五九
○ 陸軍教導團生徒召集規則	(省)陸軍第七號(三) 五三	○ 水雷術練習艦乙種教程及教員教程並ニ水雷術練習艦教則廢止	(達)海軍第三十一號(八) 四八七
		○ 教育ニ關スル勅諭及大臣ノ訓示直轄府縣へ交付	(訓)文部第十號(二) 四八八
		○ 教育ニ關スル勅諭及大臣ノ訓示直轄府縣へ交付	(訓)文部第十號(二) 四八八
		○ 教科教程教令(教範)	
		○ 陸軍看護學修業兵教科書	(達)陸軍第九十二號(五) 三三三
		○ 陸軍看護病人教科書	(達)陸軍第百五十六號(八) 四七〇
		○ 海軍五等火夫教科機關書改正	(達)海軍第二百五十八號(七) 四〇九
		○ 看護調劑學教科書	(達)陸軍第百一十一號(六) 三九七
		○ 砲術練習艦乙種教程及教員教程並ニ實地射擊演習表	(達)海軍第十九號(二) 三八
		○ 水雷術練習艦乙種教程及教員教程並ニ水雷術練習艦教則廢止	(達)海軍第三百六十三號(二) 五九
		○ 明治二十一年陸軍第百五十五號達(豫備役諸兵教練復習教令第三條復習心得方)廢止	(達)陸軍第七號(二) 三三

- 陸軍軍隊獎勵演習指令改正 (達)陸達第四百七十七號(七) 四二七
- 騎兵射擊演習指令改正 (達)陸達第四百七十一號(二)六九九
- 工兵射擊演習指令改正 (達)陸達第四百七十二號(二)六九九
- 小銃射法教範第五編中改正 (達)海軍第四百四十八號(六) 三六四
- 步兵工作教範 (達)陸達第四百四十八號(七) 四四三
- 步兵射擊教範第一部改正 (達)陸達第四百四十二號(二)五七二
- 〔檢事、檢察〕
- 判事檢察官等俸給令 (勅)第五百五十八號(八) 三三九
- 判事檢察官所書記及執達吏制服 (勅)第五百六十號(二)五二五
- 裁判官檢察官裁判所書記ノ官名及裁判官休職ニ係ル規定 (勅)第五百五十四號(二)五二二
- 〔檢定〕
- 文部省主管教科用圖書檢定學校教員學力試驗及同免許狀授與ノ各手數料收納事務委任並ニ其取扱及報告書差出方 (勅)文部第三號(三) 二二
- 〔檢閲、検査〕
- 船檢査證書ハシノ部證書ニ載ス (勅)第四百七十七號(七) 三三〇
- 海軍恒例檢閲細則 (達)海軍第四百八十一號(八) 四五〇
- 陸海軍出師準備ニ關スル物品ハ會計檢査院法ヲ適用 (法)第七十號(八) 二四〇
- 會計檢査院試補定員 (勅)第二百二十四號(二)四六七
- 衛生試驗所ニテ検査印紙ヲ貼付スル藥品種類 (告)內務第九號(三) 九六
- 明治二十二年訓令第二十九號(租稅檢査員旅費支給力)中改正追加 (勅)大藏第六十六號(四) 二二九
- 府縣間稅檢査員月額旅費支給方 (勅)大藏第四百七十七號(二)四八九
- 會計規則中檢査員ノ任命並ニ本屬大臣及管理廳ノ職務ハ北海道廳長官府縣知事執行 (勅)大藏第四百二十號(八) 三三四
- 下檢査官吏ト會計主務官ト所在離隔シ一般ノ規程ニ依リ雖キトキ支出計算書ニ添付ノ保證書格式 (勅)大藏第四百二十三號(八) 四〇二
- 租稅外儲收入ニ係ル檢査員ノ任命並ニ本屬大臣及事務管理廳ノ職務ハ道廳長官府縣知事執行 (勅)大藏第四百三十三號(二)四三二
- 內國稅徵收費ニ係ル計算書下檢査員知事島司ニ委任 (勅)大藏第四百三十九號(二)四三二
- 徵兵檢査規則第三條及第四條中改正 (告)陸軍第一號(二) 一一
- 徵兵檢査手續中改正追加 (達)陸達第六十四號(四) 三三九
- 明治二十三年陸軍大學校入學檢査課目表 (達)陸達第十五號(三) 九八
- 仕拂命令官下檢査官及其所管區分表
- 仕拂命令官下檢査官及其所管區分表中追加 (達)陸達第三十五號(三) 一一七
- 仕拂命令官下檢査官及其所管區分表 (達)陸達第五十一號(三) 一二二
- 仕拂命令官下檢査官及其所管區分表 (達)陸達第六十二號(四) 二二四
- 仕拂命令官下檢査官及其所管區分表中追加 (達)陸達第八十三號(五) 三〇九
- 仕拂命令官下檢査官及其所管區分表中追加 (達)陸達第九十四號(六) 三七六
- 仕拂命令官下檢査官及其所管區分表中追加 (達)陸達第一百一十號(七) 三九八
- 明治二十三年度經費中會計檢査院ノ委託ニ係ル計算ノ檢査及責任解除ヲ近衛各師團監督部ニ委託ス (達)陸達第一百五十五號(八) 四七〇
- 陸軍工兵監護補缺トシテ學術檢査施行及志願者入名送付方 (達)陸達第一百九十七號(二)五五五
- 明治二十四年陸軍工兵監護志願者學術檢査格例及檢査方法 (達)陸達第一百九十八號(二)五五五
- 海軍高等武官候補生學術檢査執行方ノ途中追加 (達)海軍第十一號(二) 二二五
- 海軍高等武官候補生學術檢査規則第六條中追加 (達)海軍第二百七十五號(七) 四四四
- 海軍高等武官候補生學術檢査規則第六條中追加 (達)海軍第四百六十六號(三) 六七

- 會計檢査院試補定員 (勅)第二百二十四號(二)四六七
- 衛生試驗所ニテ検査印紙ヲ貼付スル藥品種類 (告)內務第九號(三) 九六
- 明治二十二年訓令第二十九號(租稅檢査員旅費支給力)中改正追加 (勅)大藏第六十六號(四) 二二九
- 府縣間稅檢査員月額旅費支給方 (勅)大藏第四百七十七號(二)四八九
- 會計規則中檢査員ノ任命並ニ本屬大臣及管理廳ノ職務ハ北海道廳長官府縣知事執行 (勅)大藏第四百二十號(八) 三三四
- 下檢査官吏ト會計主務官ト所在離隔シ一般ノ規程ニ依リ雖キトキ支出計算書ニ添付ノ保證書格式 (勅)大藏第四百二十三號(八) 四〇二
- 租稅外儲收入ニ係ル檢査員ノ任命並ニ本屬大臣及事務管理廳ノ職務ハ道廳長官府縣知事執行 (勅)大藏第四百三十三號(二)四三二
- 內國稅徵收費ニ係ル計算書下檢査員知事島司ニ委任 (勅)大藏第四百三十九號(二)四三二
- 徵兵檢査規則第三條及第四條中改正 (告)陸軍第一號(二) 一一
- 徵兵檢査手續中改正追加 (達)陸達第六十四號(四) 三三九
- 明治二十三年陸軍大學校入學檢査課目表 (達)陸達第十五號(三) 九八
- 仕拂命令官下檢査官及其所管區分表
- 仕拂命令官下檢査官及其所管區分表中追加 (達)陸達第三十五號(三) 一一七
- 仕拂命令官下檢査官及其所管區分表 (達)陸達第五十一號(三) 一二二
- 仕拂命令官下檢査官及其所管區分表 (達)陸達第六十二號(四) 二二四
- 仕拂命令官下檢査官及其所管區分表中追加 (達)陸達第八十三號(五) 三〇九
- 仕拂命令官下檢査官及其所管區分表中追加 (達)陸達第九十四號(六) 三七六
- 仕拂命令官下檢査官及其所管區分表中追加 (達)陸達第一百一十號(七) 三九八
- 明治二十三年度經費中會計檢査院ノ委託ニ係ル計算ノ檢査及責任解除ヲ近衛各師團監督部ニ委託ス (達)陸達第一百五十五號(八) 四七〇
- 陸軍工兵監護補缺トシテ學術檢査施行及志願者入名送付方 (達)陸達第一百九十七號(二)五五五
- 明治二十四年陸軍工兵監護志願者學術檢査格例及檢査方法 (達)陸達第一百九十八號(二)五五五
- 海軍高等武官候補生學術檢査執行方ノ途中追加 (達)海軍第十一號(二) 二二五
- 海軍高等武官候補生學術檢査規則第六條中追加 (達)海軍第二百七十五號(七) 四四四
- 海軍高等武官候補生學術檢査規則第六條中追加 (達)海軍第四百六十六號(三) 六七
- 會計規則中ノ檢査員其他ノ官吏ハ北海道廳長官府縣
- 會計規則中ノ檢査員其他ノ官吏ハ北海道廳長官府縣



知事之ヲ命ス (訓) 文部第四號(五) 二五八  
農商務省所管收入ニ關シ會計規則ニ據リ検査スヘキ事項ハ北海道廳長官府縣知事取扱フ (訓) 農商務第二十九號(六) 二六二  
會計規則物品會計規則中ノ検査員其他ノ官吏ハ大林區署長之ヲ命ス (訓) 農商務第三十五號(七) 二六一  
明治九年大藏省乙第五十一號達(舊新尺度及斗量検査格印破損ノ分返納並ニ換器請求方)廢止 (訓) 農商務第四十五號(九) 四二〇

〔刑法、刑事〕  
刑法中官廳、官署及官吏等ヲ公署公吏等ニ適用 (法) 第百號(一〇) 三〇七  
刑法附則第四十九條改正追加 (法) 第百二號(一〇) 三〇八  
刑事訴訟法制定治罪法廢止 (法) 第九十六號(一〇) 號外  
陸軍刑法中改正追加 (法) 第十五號(三) 四四  
海軍刑法中改正追加 (法) 第十二號(三) 四〇  
〔懲罪〕  
懲罪ニ係ル控訴規則中改正削除 (法) 第四十七號(六) 一四四  
〔拳銃〕  
拳銃携帯ノ下士卒拳銃射擊施行方 (達) 海軍第二百八十五號(八) 四六二  
〔劍術〕

各兵隊劍術器具數表 (達) 陸軍第八十七號(五) 三二〇  
〔現役〕  
六週間陸軍現役兵ノ徵集及服役方 (勅) 第二十二號(三) 二九  
六週間陸軍現役ニ服スル者取扱方 (訓) 陸軍甲第二號(三) 九  
陸軍現役縫工長靴工長補充條例 (勅) 第三十一號(三) 吳  
陸軍現役縫工長靴工長補充條例中改正 (勅) 第七十八號(八) 吳四  
陸軍獸醫部現役士官補充條例 (勅) 第六十號(三) 八九  
陸軍各兵科現役士官補充條例中改正追加 (勅) 第八十四號(八) 三七  
陸軍各兵科現役下士補充條例中追加 (勅) 第八十五號(八) 三七  
陸軍各兵科現役上等兵補充條例中追加 (達) 陸軍第七十五號(九) 四九八  
陸軍現役下士上等兵再服役條例中改正削除 (勅) 第八十八號(八) 三七四  
明治二十四年現役滿期ノ軍吏部下士再服役許可 (達) 陸軍第一百號(五) 三三  
陸軍軍人現役年限年令 (勅) 第九十九號(六) 三三四  
上等看護手上等主飯退現役年令 (達) 海軍第三百四十一號(一〇) 五五

加  
現役屯田下士卒卒食料給與方 (勅) 第二百六十六號(一) 五九四  
明治二十年陸軍第五百五十七號(現役將校下士中豫備役後備軍艦員ニ轉役相當者ノ官職姓名等取調通報方)廢止 (達) 陸軍第十九號(三) 六九  
〔現金〕  
政府ニ屬スル出入歳出外ノ現金ヲ取扱フ出納官吏ニ關スル規則通達方 (勅) 第三十五號(三) 四八  
歳入歳出外現金出納官吏取調計算書調製通達 (訓) 內務第二十四號(六) 二六六  
出納官吏現金取扱規則第十六條修正 (省) 大藏第十三號(五) 九二  
出納官吏現金取扱規則中改正 (省) 大藏第四十一號(二) 三六三  
出納官吏現金取扱規則第十七條ニ據リ監守贈送付金庫 (訓) 大藏第四十八號(三) 一四二  
出納官吏現金取扱規則第十六條ノ租稅其他收入拂込方 (訓) 大藏第六十一號(四) 一八三  
國稅收入官吏二名ヲ匿キタルトキ徵稅令書納付書及現金拂込書ニ記名方 (訓) 大藏第六十七號(四) 三三〇  
納入告知書現金拂込書ニ二名以上ノ收入官吏署名ノトキ取扱方 (訓) 大藏第九十一號(五) 二五五  
金庫ニテ引繼ヲ受ケタル雜部金ノ内二十二年三月迄ニ發行セシ仕拂切符ニ對シ現金支拂ニ係ル月計對照表取扱方 (訓) 大藏第八十六號(五) 二五二

加  
常時現金前渡ヲ受ケヘキ資格アル官吏指定 (達) 陸軍第四十六號(三) 一四七  
常時現金前渡ヲ受ケヘキ資格アル官吏指定ノ途中追加改正 (達) 陸軍第九十七號(五) 三三八  
常時現金前渡ヲ受ケヘキ資格アル官吏指定ノ途中追加 (達) 陸軍第二百二十六號(六) 三七六  
常時現金前渡ヲ受ケヘキ資格アル官吏指定ノ途中追加改正 (達) 陸軍第四百四十五號(七) 四二二  
常時現金前渡ヲ受ケヘキ資格アル官吏指定ノ途中追加 (達) 陸軍第六十六號(八) 四七六  
委任仕拂命令官臨時現金前渡ヲ要スルトキ届出方 (達) 海軍第一百十四號(三) 一四四  
森林收入現金拂込書記載方 (訓) 農商務第四十二號(八) 三三二  
〔經緯度〕  
艦船航海中當朝直士官正午ノ經緯度測定 (達) 海軍第五十四號(三) 七〇  
〔經營〕  
陸軍經營部條例 (勅) 第五十九號(三) 八八  
近衛監督部師團監督部陸軍中央司令部陸軍被服廠陸軍經營部各定員表 (達) 陸軍第五十六號(三) 一五七  
陸軍經營部定員表中刪除 (達) 陸軍第七十四號(四) 二四四  
〔經理〕  
陸軍經理學校ハカノ部學校ニ載ス  
糧食經理ハリノ部糧食ニ載ス  
被服經理ハリノ部被服ニ載ス

- 陸軍給與ニ關スル委任經理 (法)第二十七號(三) 六〇
- 近衛師團監督部條例並附録司製部條例補倉條例廢止 (達)陸達第五十三號(三) 一五六
- 〔經費〕** ○森林經費科目ハクノ部科目ニ載ス
- 在外公館經費中前金拂費目 (勅)第三十二號(三) 三七
- 内務省所管豫定經費要求書各目明細書編成方 (訓)内務第十九號(四) 三三〇
- 森林收入取扱順序及森林經費取扱順序改定 (訓)農商務第十一號(三) 七七
- 森林經費取扱順序第四條中更正 (訓)農商務第五十五號(一〇)四三三
- 森林事業案及森林收入經費概算調製順序改正 (訓)農商務第六十三號(一)四六二
- 〔計算〕**
- 官吏恩給法施行規則官吏遺族扶助法施行規則ニ依リ  
差出スヘキ在官年數及恩給扶助料ノ年額計算書書式 (訓)内閣第八號(七) 三〇八
- 收入官吏交替ノトキ證明計算書書式 (訓)内務第二十二號(六) 二六二
- 歳入歳出外現金出納官吏證明計算書調製準據 (訓)内務第二十四號(六) 二六六
- 明治二十二年省令第十一號(諸計算書仕拂命令)領收  
證及諸帳簿様式)中改正及心得 (訓)大藏第二十八號(三) 九四

- 明治二十二年省令第十一號諸計算書仕拂命令領收證  
及諸帳簿様式)中追加 (省)大藏第十二號(五) 八七
- 計算出納ニ關スル諸證書ニ記載スル金員ノ用字ヲ定  
ム (省)大藏第二十一號(九) 二六四
- 過年度支出計算書及定額戻入要求書中改正 (省)大藏第二十八號(一〇)三六二
- 毎年度國稅賦課計算書調製手續股定租稅計算整理順  
序及地租延納年賦異動報告ノ二訓令廢止 (訓)大藏第二十九號(三) 九七
- 遼隔ノ地方へ金庫員派出ノ出納事務取扱フトキ計算  
整理方並ニ各金庫事務輔導ノメ正式ニ登記シ能ハ  
サルトキ特別取扱方 (訓)大藏第四十二號(三) 一三三
- 收入官吏交替ノトキ金庫へ通知方及金庫計算方取扱  
手續 (訓)大藏第九十二號(五) 二五五
- 下検査官吏ト會計主務官ト所在離隔シ一般ノ規程ニ  
依リ難キトキ支出計算書ニ添付ノ保證書様式 (訓)大藏百二十三號(八) 四〇二
- 内國稅徵收費ニ係ル計算書下検査ヲ知事島司ニ委任 (訓)大藏百三十九號(一〇)四三三
- 陸軍計算部規程改正各隊會計帳簿惟則陸軍會計經  
理部帳簿及諸表様式各隊簿記帳本陸軍計算部規程  
及附屬簿記帳本廢止 (達)陸達第四十二號(三) 一三五
- 陸軍計算部規程第三條第一號書式中改正加除 (達)陸達第七十二號(四) 二四四

- 計算部規程 (達)海軍第五十七號(三) 七四
- 糧食品計算帳簿報告書様式中改正加除 (達)海軍第八十六號(五) 三三二
- 停年計算停年名簿規則第一條第十條改正加除 (達)海軍第五十八號(三) 七七
- 停年計算停年名簿規則ヲ停年計算例トシ條項中改正  
加除 (達)海軍第三百二號(八) 四八一
- 收入官吏交替ノトキ證明計算書書式 (訓)文部第五號(七) 二九七
- 收入官吏交替ノトキ證明計算書書式 (訓)農商務第三十三號(六) 二八〇
- 森林收入計算書附屬仕拂書書式 (訓)農商務第三十六號(七) 二九一
- 諸計算書用紙及調製方 (訓)農商務第六十四號(一)四六三
- 〔決算〕**
- 國債ニ關スル仕拂及收入金決算方 (勅)第二十號(三) 二八
- 明治十九年度歳入歳出總決算 (勅)第二百七十四號(一)六二六
- 明治二十二年度森林費内前金渡概算渡繰替拂等精算  
未済ノモノ決算方 (訓)農商務第二十號(三) 一四四
- 政府ヨリ補助金又ハ特約保證ヲ受クル各會社收入支  
出決算證明規程 (達)會計検査院第三號(二)三七六
- 政府ヨリ補助金ヲ受クル公共事業費決算證明規程 (達)會計検査院第四號(二)三七六
- 〔原野〕**

- 官有森林原野及產物特別處分規則 (勅)第六十九號(四) 一七六
- 官有森林原野及產物特別處分規則中追加 (勅)第二百八十二號(二)六六四
- 官有森林原野及產物特別處分規則ニ據リ隨意契約ニ  
テ原野ヲ賣渡ストキ準據條項 (訓)農商務第三十四號(七) 二八九
- 〔建的〕**
- 大砲射擊建的場設置並ニ射擊心得 (達)海軍第二百九十九號(八) 四七九
- 〔建設・建築〕** ○電信建築區ハテノ部電信ニ載ス (法)第五十八號 (八) 一七九
- 電信線電線建設條例 (法)第五十八號 (八) 一七九
- 臨時建築局ノ廢シ其事務ヲ内務省ニ屬ス (勅)第四十九號(三) 六三
- 元軍用電信隊建築卒後備服役中ノ者ハ演習召集簡閱  
點呼ヲ施行セス (達)陸達第二百四號(一)五八三
- 電信建築官吏證票確形 (告)逓信第二百五十三號(一)四九〇
- 〔協議〕**
- 土地收用協議會規則 (法)第五十四號(七) 一七〇
- 〔契約〕**
- 政府ノ工事又ハ物件ノ賣買貸借ニ關スル隨意契約方 (勅)第九十三號(九) 三七九
- 鐵道關ニテ物件ノ賣買貸借ハ隨意契約ニ依ルヲ得

○ 工事又ハ物品購買ニ關スル契約締結方 (勅)第二百七十七號(二)六六二	○ 内國稅徵收費所屬物件ノ借入及不用物品賣却契約ハ 府縣知事適宜締結スルヲ得 (訓)大藏第七十四號(五) 二四六	○ 工事又ハ物品供給ノ競争者クハ契約者保證金制限 (達)陸軍第三十三號(三) 一一三	○ 會計監督部ノ調査ヲ經タル物品購買賣却及工事請負 ニ係ル契約ノ改廢等ニ關スル事項通知方 (達)海軍第三百二十一號(九) 五〇〇	○ 官有森林原野及産物特別處分規則ニ據リ隨意契約ニ テ原野ヲ賣渡ストキ地價條項 (訓)農商務第三十四號(七) 二八九	○ 工事及物件買入札手續、同契約心得隨意契約心得 設定 (訓)農商務第五十八號(二)四四五	○ 府縣制定府縣會規則區郡部會規則府縣會議員選舉 規則其他抵觸スル成規總テ廢止 (法)第三十五號(五) 六六	○ 明治二十三年法律第三號(地方稅經濟土木費借入ノ 件)ハ府縣制施行地ニ限リ廢止 (法)第七十四號(八) 二四五	○ 府縣制施行ニ際シ衆議院議員及ニ府縣會議員ノ 選舉區域地方稅支豫算地方稅財產備産儲蓄金處分	方部費支辨方法及府縣ノ急務事業ニ關スル附件 (法)第八十五號(九) 二六二	○ 府縣會議員選舉規則適用方 (法)第四十一號(五) 一〇七	○ 府縣委託金ヲ地方稅經濟ニ移ス (勅)第六十六號(三) 一〇五	○ 省令縣令府縣令及警察令ニ關スル附則 (勅)第二百八號(九) 四二四	○ 府縣委任官典獄特別任用令 (勅)第二百二十七號(二)四七六	○ 臨府縣看守ノ俸給及休職 (勅)第二百二十九號(二)四七七	○ 府縣直稅分署間稅分署位置管轄區域表 (省)大藏第二十九號(二)三〇一	○ 府縣直稅分署間稅分署位置管轄區域表中改正 (省)大藏第三十七號(二)三七五	○ 府縣間稅檢査員月額旅費支給方 (訓)大藏第四百四十七號(二)四六九	○ 會計規則中檢査員ノ任命並ニ本屬大臣及管理廳ノ職 務ハ北海道廳長官府縣知事執行 (訓)大藏第四百二十號(八) 三三四	○ 租稅外諸收入ニ係ル檢査員ノ任命並ニ本屬大臣及事 務管理廳ノ職務ハ北海道廳長官府縣知事執行 (訓)大藏第四百三十三號(一〇)三三三	○ 内國稅徵收費所屬物件ノ借入及不用物品賣却契約ハ 府縣知事適宜締結スルヲ得 (訓)大藏第七十四號(五) 二四六	○ 内國稅徵收費ニ係ル計算書下檢査ヲ知事島司ニ委任 (訓)大藏第四百三十九號(二)四三五
---	---	---	--	--	--	---	---	---	--	-----------------------------------	-------------------------------------	--	------------------------------------	-----------------------------------	---	--	--	---	--	---	---

○ 北海道廳及府縣ニテ陸軍省所管歳入ノ收納ヲ取扱フ ヘキ場合 (訓)陸軍甲第十號(五) 二四六	○ 會計規則中ノ檢査員其他ノ官吏ハ北海道廳長官府縣 知事之ヲ命ス (訓)文部第四號(五) 二五八	○ 教育ニ關スル勅諭及大臣ノ訓示北海道廳府縣ヘ交付 (訓)文部第八號(二)四九八	○ 農商務省所管歳入ニ關シ會計規則ニ據リ檢査スヘキ 事項ハ北海道廳長官府縣知事取扱フ (訓)農商務第二十九號(六) 二六二	○ 農商務省所管明治二十三年度道廳府縣歳入科目表中 追加 (訓)農商務第三十二號(六) 二八〇	○ 明治十九年訓令第八號(府縣事務整理ヲ要セス處分 後報告條件)第二十二項第二十二項處分方 (訓)農商務第三十九號(七) 三一九	○ 電柱敷地手當金ノ誤拂過渡金收納ヲ北海道廳長官府 縣知事ニ委任及其取扱手續 (訓)逓信第三號(九) 四一九	○ 電信柱敷地手當金ニ係ル本屬大臣ノ職務ハ北海道廳 長官府縣知事執行 (訓)逓信第五號(二)四九五	○ 船籍規則第七條ノ手敬料收納ヲ北海道廳長官府縣知 事ニ委任及其取扱手續 (訓)逓信第八號(二)四七四	○ 文官試驗方 (勅)第八號(三) 一一	○ 文官試驗委員官制改正 (勅)第四十八號(三) 六〇	○ 判任以上文官退官賜金給與方 (勅)第九十八號(六) 三三三	○ 文官俸給支給細則設定高等官俸給支給細則同附則判 任官俸給支給細則廢止 (省)大藏第十號(四) 六五	○ 判任以上文官ノ俸給支給ニ係ル仕拂命令仕拂請求書 及金額氏名表書式 (省)大藏第十七號(七) 一〇一	○ 陸軍下士文官採用規則中改正追加 (勅)第八十六號(五) 三二一	○ 陸軍下士文官採用規則第一條ノ資格アル者奉職請願 期限 (省)陸軍第十八號(六) 九五	○ 陸軍下士文官採用規則第一條書式中追加改正 (省)陸軍第二十五號(八) 二六〇	○ 陸軍下士文官請願者伎倆證明書附與規則 (達)陸軍第九號(五) 四四三	○ 委任文官每等定員 (達)海軍第三百六十四號(二)五七二	○ 判任文官每等定員表中改正追加 (達)海軍第二百四十六號(六) 五七八	○ 判任文官每等定員表中改正 (達)海軍第二百四十九號(六) 五八四	○ 判任文官通等具申及增俸ニ關スル規程第三項廢止 (達)海軍第三百六十五號(二)五七一	○ 文官族籍及家族人名等届出書式 (達)海軍第三百五十四號(二)五六一	○ 陸軍武官官等表中追加 (達)海軍第三百九十五號(二)六一七	○ 陸軍武官官等表中下士ノ部改正 (勅)第十二號(三) 三三	○ 陸軍武官官等表中改正ニ就キ心得 (勅)第十號(六) 二五〇
--	---	---	---	--	--	---	--	--	----------------------	-----------------------------	---------------------------------	--	--	-----------------------------------	---	---	---	-------------------------------	---	---------------------------------------	--	--	---------------------------------	--------------------------------	---------------------------------

陸軍武官進級令第十七條改正 (勅)第二百二十九號(七) 三六七	支那朝鮮及西亞細亞沿海州派遣將校給與規則及海軍武官外國出張手当金支給内規廢止 (達)海軍第五十號(三) 七〇
陸軍武官進級令第十七條改正 (勅)第三百三十六號(七) 三〇九	
陸軍武官進級取扱規則及陸軍武官考科表規則別表改正 (達)陸軍第十八號(三) 六八	
海軍高等武官進級條例中改正追加 (勅)第六十六號(八) 三〇九 (勅)第二百六號(九) 四二〇	
海軍武官等表中追加 (達)海軍第二百七十五號(七) 四四三	
海軍高等武官候補生學術檢査規則第六條中追加 (達)海軍第十一號(一) 二二	
海軍高等武官候補生學術檢査執行方ノ達中追加 (達)海軍第六十號(三) 九七 (達)海軍第七十九號(三) 九七	
海軍高等武官任用條例中候補生試用報告表様式 (達)海軍第九十七號(五) 三三一	
武官考課表規則 (達)海軍第二百一十一號(五) 三三〇	
武官考課表規則第一條中加除改正 (達)海軍第三百九十四號(二) 六一五	
武官考課表規則第五條中追加 (達)海軍第二百五十六號(七) 四〇九 (達)海軍第三百八十六號(二) 六一一	
武官考課表規則改正 (達)海軍第二百五十六號(七) 四〇九	
武官公務旅行手續第一項中改正 (達)海軍第二百五十六號(七) 四〇九	
明治十三年丙第六十一號文武官入院届出ノ件廢止 (達)海軍第二百五十六號(七) 四〇九	
支那朝鮮及西亞細亞沿海州派遣將校給與規則及海軍武官外國出張手当金支給内規廢止 (達)海軍第五十號(三) 七〇	
海軍中央文庫官制第五條改正 (勅)第二百四十七號(一〇) 五〇八	
武庫官員服務概則廢止 (達)陸軍第六十號(八) 四七六	
砲兵方面武庫設置地方 (達)陸軍第六十一號(八) 四七六	
兵備品通常物品出納命令官武庫主管會計官吏ノ定メ 海軍通常物品會計規則第七條刪除 (達)海軍第三十九號(三) 一九八	
兵備品出納命令官武庫主管會計官吏ノ達中改正 (達)海軍第六十六號(四) 二九〇	
兵備品出納命令官武庫主管會計官吏中改正追加 (達)海軍第九十九號(五) 三三三	
兵備品通常物品出納命令官武庫主管會計官吏ノ達中改正 (達)海軍第二百五十七號(七) 四〇九	
兵備品通常物品出納命令官武庫主管會計官吏ノ達中改正追加 (達)海軍第三百十二號(八) 四八八	
兵備品出納命令官武庫主管會計官吏中更正 (達)海軍第四百十八號(三) 七二二	

〔文具〕

陸軍文具料支給細則第三條中改正 (達)陸軍第七十七號(六) 三三三	府縣知事通官制結スルヲ得 (勅)大藏第七十四號(五) 二四六
文具料支給規則第四條改正追加 (達)海軍第九十一號(三) 二一六	陸軍物品會計規程中追加 (達)陸軍第七十七號(三) 六一
文具料支給法第一條第二條中改正 (勅)農商務第四十八號(九) 四一五	陸軍物品會計規程中追加 (達)陸軍第六十三號(四) 三三九
〔副本〕 歸職工免狀同假免狀下付願書及免許試驗願書ハ副本ヲ要セス (勅)農商務第五十二號(九) 四一九	工事又ハ物品供給ノ般等若クハ契約者保證金制限 (達)陸軍第三十三號(三) 一一三
〔物品、物件〕 陸軍軍出師準備ニ屬スル物品ハ會計檢査院法ヲ適用セシ (法)第七十號(八) 二四〇	明治二十二年陸軍第七十二號(不用物票及封印)廢止 (達)陸軍第一百十二號(六) 三四七
稅關法制定前船規則中一項及國內運漕規則外國形日本船輸出入稅未納内外貨物廻漕規則、西洋形日本船各開港場出入規則並ニ露西亞國領樺太島貿易出入港手續料物品稅免除ノ布告廢止 (法)第八十號(九) 二五三	海軍通常物品會計規程中加除改正 (達)海軍第四十九號(三) 六八
小包郵便ニテ外國へ輸出スル物品關稅免除 (法)第八十二號(九) 二六〇	海軍通常物品會計規程中改正追加 (達)海軍第三百七十七號(二) 五九〇
物品出納規程第四條中改正 (勅)內務第三十五號(一〇) 四三四	兵備品通常物品出納命令官武庫主管會計官吏ノ達中改正 (達)海軍第二百四十二號(六) 三七七
內國稅徵收所屬物品會計規程中追加 (勅)大藏第三十五號(三) 一一一	兵備品通常物品出納命令官會計官吏中改正追加 (達)海軍第二百五十七號(七) 四〇九
工事又ハ物品購買ニ關スル購契約締結方 (勅)大藏第四十一號(三) 一三三	兵備品通常物品出納命令官會計官吏中改正追加 (達)海軍第三百十二號(八) 四八八
內國稅徵收所屬物件ノ借入及不用物品賣却契約ハ	通常物品出納命令官會計官吏中改正追加 (達)海軍第三百五十五號(一〇) 五五八

- 兵備品通常物品出納命令官武庫主任官更ノ達中改正追加 (達)海軍第四百六號(二七〇八)
- 各屬物品購買規則 (達)海軍第五百六號(三七一)
- 各屬物品購買規則第十六條削除 (達)海軍第六百六十四號(四二九〇)
- 各屬物品購買規則第十二條改正 (達)海軍第二百五號(五三三)
- 各屬物品購買規則第三條中改正 (達)海軍第二百九十九號(四七七一)
- 物品購買規則 (告)海軍第五號(三六三)
- 物品購買規則中加除 (告)海軍第十二號(四一七)
- 物品購買規則第五條及第六條中改正 (告)海軍第十四號(五一九)
- 物品購買規則第十九條中追加 (告)海軍第二十四號(二五七)
- 會計監督部ノ調査ヲ經タル物品購買規則及工事購買ニ係ル契約ノ改廢等ニ關スル事項通知方 (達)海軍第三百二十一號(五〇〇)
- 造船材料ノ物品ニテ兵器修繕用品等ノ製作ニ適當ノモノハ相當經費ニテ買受使用スルヲ得 (達)海軍第二百三十三號(五五八)
- 下士卒ノ被服物品點檢交換方 (達)海軍第六百六十三號(四二四九)
- 海軍軍人軍馬乘車並物品掛載手續

- 軍人軍屬ニ付與スヘキ私設鐵道乘車證券及物品輸送證券雛形 (達)海軍第六號(三八五)
- 經營品出納規程 (達)海軍第二百八十三號(四四六)
- 經營品出納規程貸與品表中加除 (達)海軍第三百七十七號(四九六)
- 會計規則物品會計規則中ノ檢査員其他ノ官吏ハ大林區署長之ヲ命ス (訓)農商務第三十五號(二九一)
- 小林區署用品支給規則改正 (訓)農商務第五十一號(四一八)
- 鐵道總物品購買規則 (告)鐵道總第二號(〇四三〇)
- 鐵道總ニテ物件ノ賣買貸借ハ隨意契約ニ依ルヲ得 (勅)第二百七十七號(二六六二)
- 政府ノ工事又ハ物件ノ賣買貸借ニ關スル隨意契約方 (勅)第九十三號(九三七九)
- 明治十九年訓令第三號(犯罪又ハ犯罪ニヨリ沒收シタル物件取扱手續)廢止 (訓)大藏第十三號(三三)
- 徵發事務條例中徵發物件表取調送付方 (訓)陸軍第十五號(四一八)
- 師團戰時物件定數表中改正 (達)陸軍第八十八號(五三二)
- 工事及物件買入札手續同契約心得隨意契約心得規定 (訓)農商務第五十八號(二〇四四五)
- 稅關監吏及監吏補服制改正 (勅)第二百十四號(九四九)
- 警察官及消防官服制改正 (勅)第二百二十三號(七二八二)

- 陸軍將校服制中改正 (勅)第二百八十七號(二七〇八)
- 陸軍將校服制及馬具制中改正ノ廢舊制ノ分著用期限 (達)陸軍第二百二十八號(三三三五)
- 陸軍下士以下服制中改正 (勅)第十三號(三三)
- 陸軍下士以下服制中改正 (勅)第七十五號(八三六三)
- 陸軍下士以下服制中改正 (勅)第二百八十九號(三三七〇)
- 騎砲重兵隊鐵工長同工下長服制改正ニ附キ警章附著方 (達)陸軍第二十四號(三三八〇)
- 要塞砲兵服制 (勅)第八十三號(五三二〇)
- 陸軍戸山學校教官補服制 (勅)第二百八十八號(三三七〇八)
- 陸軍軍樂學舍生徒服制 (勅)第二百九十號(三三七〇九)
- 陸軍軍吏部衛生部獸醫部一年志願兵服制中加除 (勅)第二百九十一號(三三七一〇)
- 海軍服制表中改正 (勅)第七十號(四一七九)
- 海軍服制表中加除 (勅)第二百六十八號(二二六〇八)
- 海軍造船工學校生徒服制 (達)海軍第二百四十號(三三七五)
- 海軍造船工學校生徒服制表中追加 (達)海軍第三百二十七號(五〇六)
- 監護及傭人被服規則及服制表中改正 (達)海軍第一百十三號(三一四)
- 監護及傭人被服規則及服制表中追加 (達)海軍第二百十號(三三四)
- 監護及傭人被服規則第一條及服制表並ニ圖中追加 (達)海軍第三百四十五號(二〇五〇)

- 判事檢事裁判所書記及執達吏服制 (勅)第二百六十號(二〇五二五)
- 警察官及消防官服制規則 (訓)內務第二十七號(七三二五)
- 陸軍服制規則中追加 (達)陸軍第十六號(三六〇)
- 陸軍服制規則中追加 (達)陸軍第五十五號(五三三六)
- 陸軍服制規則中改正追加 (達)陸軍第七十號(八四二)
- 陸軍豫備後備將校服條例中追加 (勅)第八十九號(八三七五)
- 陸軍豫備後備下士兵卒服條例第三條中追加 (勅)第二十一號(三二九)
- 陸軍豫備後備下士兵卒服條例中改正追加 (勅)第九十號(八三七五)
- 六週間陸軍現役兵ノ徵集及服役方 (勅)第二十二號(三二九)
- 試補及判任官見習並非職休職官吏ノ一年志願兵服役方 (勅)第六十二號(三九四)
- 屯田兵下士中服役及給與方 (勅)第二百二號(九四〇)
- 陸軍管區表中改正ノ場第六師管中服役方 (告)陸軍第十六號(五九三)
- 陸軍軍人傷病疾病ニ罹リ服役及在職ニ堪ヘサル者取扱手續中追加 (達)陸軍第十四號(三三八)
- 陸軍軍人傷病疾病ニ罹リ服役及在職ニ堪ヘサル者取扱 (達)陸軍第十四號(三三八)

○ 援手帳中加除改正 (逕)陸軍第七十三號(九) 四九七	○ 陸軍軍吏部下士刑法又ハ懲罰令ニ依リ官職ヲ失ヒ若クハ免シタルトキ復科服役方 (逕)陸軍第三十號(三) 八九	○ 隊外各兵科及諸學校教練團等ノ隊附下士刑法又ハ懲罰令ニ依リ官職ヲ失ヒ若クハ免シタル者編入服役方ヲ定メ明治九年達第百十七號同十六年達乙第百號廢止 (逕)陸軍第九十三號(五) 三二四	○ 陸軍衛生部下士刑法又ハ懲罰令ニ依リ官職ヲ失ヒ若クハ免シタルトキ編入服役方 (逕)陸軍第九十四號(五) 三二四	○ 海軍下士服役條例中改正刪除 (勅)第六號(三) 一一	○ 佐賀ノ役軍艦東龍丸及大阪丸乗員ノ勲勵位ニ恩給 (逕)海軍第三百二十九號(二)〇五三	○ 海軍囚人服役時限表 (逕)海軍第三百五十八號(二)〇五六	○ 大隊區司令部服務規則第二十條以下改正追加 (逕)陸軍第三號(一) 一	○ 警備隊區司令部服務規則 (逕)陸軍第四號(二) 三	○ 陸軍隊附醫官服務規則、屯田兵隊附醫官服務規則及陸軍軍人傷疾疾病等差ノ途中改正 (逕)陸軍第四百六十六號(七) 四二五	○ 武庫官自服務規則廢止 (逕)陸軍第六十號(八) 四七六	○ 海兵團徵募官服務規則中加除 (逕)海軍第三十四號(二) 五四	○ 海兵團徵募官服務規則中加除 (逕)海軍第三十四號(二) 五四	○ 海兵團徵募官服務規則第十一條中追加 (逕)海軍第二百六十一號(七) 二一〇	○ 鎮守府衛生會議議長艦隊校級軍醫長軍醫服務通則表 (逕)海軍第三百七十二號(二)〇八三	○ 海軍病院軍醫部員服務通則中改正刪除 (逕)海軍第三百七十三號(二)〇八五	○ 海軍工場定時間外服業者及潜水者加給規則第二條中刪除 (逕)海軍第九十四號(三) 一一九	○ 海軍各工場服業時間表 (逕)海軍第九十五號(三) 一二〇	○ 海軍各工場服業時間表中追加改正 (逕)海軍第九號(三) 一四三	○ 海軍各工場服業時間表中改正追加 (逕)海軍第二百四十七號(六) 三八四	○ 長門國下ノ關海峽ノ東方金伏礁上立標燈明點火從前ノ浮標撤去 (告)逕信第二百二十二號(二)〇四一五	○ 長門國下ノ關海峽門司ノ洲浮標位置變更 (告)逕信第二百七十一號(三)〇五七	○ 招魂社ノ受持神官墳墓ハ監守者ヲ置ク (勅)丙務第八號(三) 一〇八
---------------------------------	---	---	---	---------------------------------	--	-----------------------------------	---	--------------------------------	---	----------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	--	---	---	--	-----------------------------------	--------------------------------------	--	---	--	--

○ 招魂社墳墓其修繕等處分方 (勅)丙務第二十九號(八) 三二四	○ 官吏遺族扶助法 (法)第四十四號(六) 二二四	○ 官吏遺族扶助法納金收入規則 (勅)第二百二十五號(七) 二九七	○ 官吏遺族扶助法施行規則 (勅)第四百號(七) 六	○ 官吏恩給法施行規則官吏遺族扶助法施行規則ニ依リ差出スヘキ在官年數及恩給扶助料ノ年額計算書格式 (勅)丙關第八號(七) 三〇八	○ 官吏遺族扶助法納金收入規則取扱順序 (勅)大藏第一百十三號(七) 三〇一	○ 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法 (法)第九十號(二)〇二八七	○ 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法 (法)第九十一號(二)〇二九	○ 恩給及扶助料受領ノトキハ生存證書ヲ添付 (省)大藏第二十四號(二)〇二七九	○ 宮内省官吏恩給例同遺族扶助例ヲ定メ二十年達第二號二十二年達第二十四號廢止 (逕)宮内第十六號(八) 四六五	○ 宮内省官吏恩給例施行規則同遺族扶助例施行規則 (逕)宮内第二十號(二)〇五三六	○ 海軍志願兵家族扶助金支給規則中改正追加 (省)海軍第三號(二) 二九	○ 海軍志願兵家族扶助金支給規則第八條改正 (省)海軍第三號(二) 二九	○ 海軍志願兵家族扶助金支給規則第九條刪除 (省)海軍第七號(四) 六六	○ 官吏遺族扶助法及軍人恩給法施行規則ニ據リ履歷書下付方 (逕)海軍第二百五十九號(七) 四〇九	○ 金庫相互間回送金振換金取扱順序 (勅)大藏第十五號(三) 三八	○ 大阪水金庫ト各本金庫間ニ於ケル振替金取扱順序 (勅)大藏第二百二十七號(九) 四一〇	○ 水留術鐵道工事、電信術傳習員分遣假規則中手當廢止 (逕)陸軍第六十七號(四) 二三四	○ 税金分納ノトキ手續 (勅)大藏第八十四號(五) 二五〇	○ 家賃分散法 (法)第六十九號(八) 二二九	○ 工兵大隊作業器具表、工兵一中隊下士以下携帶器具分賦表大小架橋機列器具材料員數表及配賦表、同圖並圖解、工兵中隊賦載器具表、野戰電信材料圖解、同員數表、兵站電信隊電信材料隊馬配賦表同分派表及圖解中加除改正 (逕)陸軍第九十五號(二)〇五三
-------------------------------------	------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------	---	---	---	---	--	--	--	---	---	---	---	--------------------------------------	---	---	----------------------------------	----------------------------	--

コノ部

〔近衛〕

- 近衛條例廢止近衛司令部條例制定 (勅)第四十六號(三) 一九〇
  - 近衛師團監督部條例 (勅)第五十六號(三) 一八四
  - 近衛師團監督部條例附錄司契部條例檢査條例被服廠條例師團經理部條例廢止 (達)陸軍第五十三號(三) 一八六
  - 近衛監督部師團監督部陸軍中央計部陸軍被服廠陸軍經營部各定員表 (達)陸軍第五十六號(三) 一八七
  - 平時近衛步兵一聯隊編制同騎兵一大隊編制同砲兵一聯隊編制同工兵一大隊編制同騎重兵一大隊編制及近衛師團重砲編制表 (達)陸軍第五十七號(三) 一八四
  - 近衛步兵一聯隊編制同砲兵一聯隊編制及同工兵一中隊編制表廢止 (達)陸軍第五十八號(三) 一九四
  - 平時近衛師團各隊編制表追加 (達)陸軍第三十二號(七) 一八八
  - 近衛步騎砲工輜重兵隊增設著手順序 (達)陸軍第三百二十四號(七) 一九〇
  - 近衛各師團騎兵隊增設人員員數表改正 (達)陸軍第二百二十六號(三)七三
  - 明治二十三年近衛及海軍新兵配賦表 (告)陸軍第七號(六) 二〇二
- 〔御料〕
- 世傳御料 (告)宮内第二十七號(二)四九三
- 地方官御料地管理 (勅)第八十八號(六) 二二四
- 御料地ニ租入ノ官林等ニテ掛官吏ニ有害ノ鳥獸銃獵許可此ニ巡視銃札確形 (訓)農商務第十九號(三) 一四三
- 北海道廳三重縣宮崎縣御料地内ニテ掛官吏ニ有害ノ鳥獸銃獵許可 (訓)農商務第四十三號(六) 三三四
- 〔國道〕
- 國道表第七號路線中挿入 (告)内務第二號(二) 四九
  - 國道表第三十七號路線中削除 (告)内務第二十四號(八) 二四二
- 〔國庫〕
- 國庫金出納所ハスノ部出納ニ載ス
- 〔國稅〕
- ソノ部租稅ニ載ス
- 〔國債〕
- 國債ニ關スル仕拂及收入金決算方 (勅)第二十號(三) 二八
- 〔工廠、工場〕
- 砲兵工廠條例 (勅)第七十二號(八) 一九六
  - 砲兵工廠定員表 (達)陸軍第五十八號(八) 一四七
  - 砲兵方面支器所在地砲兵工廠派出所派出方 (達)陸軍第七十四號(九) 四九七
  - 要塞砲兵隊部練習所及砲兵工廠生徒學會生徒ハ士官候補生ヲ志願スルヲ得 (達)陸軍第二號(二) 一
  - 海軍火藥工廠官制廢止 (勅)第六十七號(八) 三四九
  - 海軍火藥工廠處務細則改正 (達)海軍第四百一十一號(三) 二〇一
  - 海軍火藥工廠定員表改正 (達)海軍第四百十號(三) 二〇〇
  - 海軍火藥工廠定員表中追加 (達)海軍第二百二十號(五) 三四五

- 吳鎮守府造船部小野濱分工場設置 (達)海軍第七號(三) 八七
  - 吳鎮守府造船部小野濱分工場設置及工事會計等管理方 (達)海軍第八十四號(三) 一一三
  - 吳鎮守府造船部小野濱分工場倉庫主管ニ定員外屬一人附屬 (達)海軍第三百三十號(三) 一六四
  - 吳鎮守府造船部小野濱分工場倉庫主管ニ定員外屬一人附屬ノ達廢止 (達)海軍第六十九號(四) 二九六
  - 鎮守府造船部工場ニテ造船外工事ヲ行フヲ得 (達)海軍第三百四十六號(三)五九七
  - 海軍工場定時間外服業者及治水者加給規則第二條中刪除 (達)海軍第二百二十九號(六) 五五六
  - 海軍各工場服業時間表 (達)海軍第九十四號(三) 一一九
  - 海軍各工場服業時間表中追加改正 (達)海軍第九十五號(三) 一二〇
  - 海軍各工場服業時間表中追加改正 (達)海軍第九十九號(三) 一四四
  - 製鋼工場ヲ設キ造兵廠ニ屬ス (達)海軍第二百四十七號(六) 三六四
- 〔工兵、工夫〕
- 工兵方面條例中改正追加 (勅)第二百七十二號(二)六五
  - 工兵方面要務勅務規則 (達)陸軍第七十九號(四) 二九九
- 觀音崎下ノ關及對馬工兵方面支器定員ノ達中改正 (告)陸軍第六號(三) 一一九

○觀音崎下ノ關及對馬工兵方面支器定員ノ達中改正 (達)陸軍第二十二號(三) 七七

○工兵會議條例第五條中刪除 (達)陸軍第四十三號(三) 一六八

○工兵會議定員表中改正刪除 (達)陸軍第四十五號(三) 一四三

○陸軍工兵檢驗補缺トシテ學術檢査施行及志願者人名送付方 (達)陸軍第九十七號(二)五五五

○明治二十四年陸軍工兵檢驗志願者學術檢査格例及檢査方法 (達)陸軍第九十八號(二)五五五

○平時近衛步兵一聯隊編制同騎兵一大隊編制同砲兵一聯隊編制同工兵一大隊編制及近衛師團重砲編制表 (達)陸軍第五十七號(三) 一八四

○近衛步兵一聯隊編制同砲兵一聯隊編制及同工兵一中隊編制表廢止 (達)陸軍第五十八號(三) 一九四

○近衛步騎砲工輜重兵隊增設著手順序 (達)陸軍第三百二十四號(七) 一九〇

○平時屯田步兵一大隊編制同騎兵隊編制同砲兵隊編制同工兵隊編制表 (達)陸軍第九十二號(九) 五二四

○工兵大隊作業器具表、工兵一中隊下士以下携帶器具

- 分賦表、大小架橋、列器具材料、及配賦表、同圖
- 鑿解、工兵中隊、隊器具表中、加除改正
  - (達)陸軍第九十五號(一〇)五五二
- 工兵射擊演習、命令改正
  - (達)陸軍第二百十二號(二)六九九
- 上級技工、工及工夫、手當金、給與方ノ途中改正
  - (達)海軍第十五號(一) 二八
- 水路部工夫、概算
  - (告)海軍第四號(三) 五六
- 〔工事、工作〕
- 政府ノ工事又ハ物件ノ買貸貸借ニ關スル、隨意契約方
  - (勅)第九十三號(九) 三七九
- 工事又ハ物品購買ニ關スル、隨意契約方
  - (訓)大藏第四十一號(三) 一三三
- 工事又ハ物品供給ノ競争者、ハ契約者、保證金制度
  - (達)陸軍第三十三號(三) 一一三
- 工事施行通則
  - (達)海軍第三百三十四號(三) 一七九
- 工事施行通則第五條第六條及第二十一條中改正
  - (達)海軍第五百五十七號(四) 二四二
- 工事施行通則第二十條中改正
  - (達)海軍第六十二號(四) 二四九
- 工事施行通則第五條中改正
  - (達)海軍第二百八十九號(八) 四七〇
- 工事施行通則第十三條改正
  - (達)海軍第三百三十三號(一〇)五三三
- 工事請負規則
  - (告)海軍第九號(三) 一四八
- 工事請負規則中改正
  - (告)海軍第十五號(五) 一九三
- 工事請負規則第十五條第十八條中改正、加除
  - (告)海軍第二十三號(九) 二五三
- 會計監督部ノ調査ヲ經タル物品購買、卸及工事請負ニ係ル契約ノ收廢等ニ關スル事項通知方
  - (達)海軍第三百二十一號(九) 五〇〇
- 吳鎮守府造船部小野濱分工場、設置及工事會計等、整理方
  - (達)海軍第八十四號(三) 一一三
- 吳鎮守府造船部小野濱分工場、設置及工事會計等、整理方ノ途中改正、加除
  - (達)海軍第三百十號(三) 一六四
- 工事及物件買貸入札手續、同契約心得、隨意契約心得、設定
  - (訓)農商務第五十八號(一〇)四四四
- 私設電信電話、其他電機ニ係ル工事ヲ、選信省ハ委託手續
  - (告)遞信第八十七號(五) 一九〇
- 鐵道工事請負規則
  - (告)鐵道第一號(一〇)四一六
- 歩兵工作教範
  - (達)陸軍第四百四十八號(七) 四四三
- 〔公館、公署、公吏〕
- 在外公館、經費中前金拂目
  - (勅)第三十二號(三) 三七
- 刑法中官廳、官署及官吏等ヲ公署公吏等ニ適用
  - (法)第百號(一〇)三〇七
- 〔公有、公共〕
- 政府ニテ保管ノ義務ヲ有スル公有金、私有金、寄託方
  - (勅)第二號(一) 一
- 政府ヨリ補助金ヲ受ケル公共事業、決算證明規則

- 〔公告、公報〕
- 商業、船舶ノ登記及公告ニ關スル手續料
  - (達)會計検査院第四號(二)三七八
- 商業、船舶ノ登記及公告ニ關スル手續料追加
  - (勅)第三百三十三號(七) 三〇六
- 商業及船舶ノ登記公告ニ關スル取扱規則
  - (勅)第二百七號(九) 四三四
- 明治二十二年告示第一號(特許發明ノ明細書特許及商標公報ノ拂下代書類、贈本圖書、調製手續料、取請求手續)第三條第七條中改正
  - (告)農商務第二號(三) 一五七
- 〔公賣〕
- 林產物公賣規程
  - (告)農商務第四號(五) 一八一
- 〔公證〕
- 大分治安裁判所市出張所保存ノ登記簿、簿籍、遺失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム
  - (告)司法第八號(三) 一四七
- 青森治安裁判所野邊地出張所保存ノ登記簿、簿籍、遺失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム
  - (告)司法第十六號(六) 二〇三
- 川越治安裁判所越生出張所保存ノ公證簿、簿籍、遺失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム
  - (告)司法第二十號(七) 二二七
- 札幌治安裁判所岩内登記所保管ノ公證簿、簿籍、遺失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム
  - (告)司法第三十五號(一〇)四〇九
- 〔公債〕
- 整理公債ニ關スル特別會計設置
  - (法)第十四號(三) 四三
- 整理公債條例ニ依リ募集又ハ償還スル公債、金政府紙幣交換基金、銀行紙幣交換基金、特別會計
  - (勅)第六十八號(四) 一七七
- 預金ニ制限ヲ置キ整理公債證書ニ交換方
  - (法)第七十五號(八) 二四九
- 整理公債取扱順序第十五條中、加除
  - (告)大藏第十六號(六) 九六
- 整理公債取扱順序第十五條中、加除
  - (告)大藏第三十號(二)三二一
- 明治二十年二十一年二十二年整理公債證書發行金額
  - (告)大藏第十號(三) 七四
- 整理公債證書發行金額
  - (告)大藏第三十八號(八) 二四五
- 整理公債證書ト引換ヘタル金札引換金、公債證書金額
  - (告)大藏第三十七號(八) 二四九
- 起業及六七分利付金、公債證書整理公債證書ト引換金額
  - (告)大藏第九號(三) 七四
- 六七分利付金、公債證書整理公債證書ト引換金額、及二十年乃至二十三年整理公債證書發行金額
  - (告)大藏第五十九號(二)三三三
- 製造簿整理公債證書ハ記録局長ノ印面ニ消印ヲ捺シテ發行ス
  - (告)大藏第三十四號(七) 二三八



- 海軍公債償還條例第八條中削除 (勅)第百七十六號八 三五
- 明治二十年省令第三號(海軍公債利子拂渡期限及取扱準則)中削除 (省)大藏第十九號八 一四〇
- 出納官吏身元保證金代用記名公債償還金庫(保管預ケ入)請求ノトキ預リ順序 (訓)大藏第十六號三 五
- 明治二十四年度以降起業公債償還ノ利札ハ第一國立銀行三井銀行ニ下渡ス (省)大藏第十九號四 一六一
- 明治二十年省令七十九號(金庫公債償還書)中取消 (省)大藏第五十號二〇四七
- 七分利付金庫公債元金償還抽籤金額 (省)大藏第五號三 六
- 各種公債元金償還抽籤金額 (省)大藏第十五號三 六
- 七分利付金庫公債元金償還抽籤金額 (省)大藏第二十四號四 一七一
- 七分利付金庫公債元金償還抽籤金額 (省)大藏第三十六號八 二四三

〔候補〕

- 下士卒及陸軍衛生徒ヨリ出身ノ士官候補生取扱方 (達)陸達第一號(一) 一
- 要塞砲兵幹部練習所及砲兵工廠生徒學令生徒ハ士官候補生ヲ志願スルヨリ得 (達)陸達第二號(一) 一
- 明治二十年、二十一年第一師團騎兵隊へ入隊ノ士官候補生將校試験ニ及第シ陸隊セシ者配賦方

- 陸軍預備後備將校服役條例中追加 (勅)第百八十九號八 三七五
- 陸軍預備後備下士卒兵役條例第三條中追加 (勅)第二十一號三 二九
- 陸軍預備後備下士卒兵役條例中改正追加 (勅)第百九十號八 三七五
- 陸軍預備後備將校補充條例中追加 (勅)第百八十六號八 三七三
- 陸軍各兵科預備後備下士卒補充條例中追加 (勅)第百八十七號八 三七三
- 陸軍預備各陸下士卒兵役服記號 (勅)第七十三號五 一九四
- 陸軍預備後備兵簡閱點呼執行方改定 (省)陸軍第三號(一) 二
- 北海道徵兵令未行地ニ轉籍スル陸軍預備後備下士卒卒ハ勤務演習簡閱點呼ニ召集セス十四年途甲第二十三號廢止 (省)陸軍第二十九號二〇三八三
- 陸軍預備後備下士卒卒簡閱點呼施行規則 (達)陸達第八號(一) 二二
- 元軍用電信隊建築卒後備服役中ノ者ハ演習召集簡閱點呼ヲ施行セス (達)陸達第二百四號(一)一五八三
- 對馬警備隊區在籍預備後備下士卒演習ノタメ召集點ニ旅費支給方 (省)陸軍第二十號六 六
- 陸軍預備後備將校同相當官及下士卒卒並陸隊兵寄留中召集ニ關スル取扱ヲ定メ明治二十年訓令甲第一號

- 陸軍衛生徒ノ退學者及士官候補生ヲ免セラレタル者被服付與方 (達)陸達第五百十三號八 一六五
- 明治二十三年士官候補生幼年學校生徒一年志願兵志願者心得取扱手續第二十三條但書追加 (省)陸軍第一號(三) 六
- 明治二十四年陸軍各兵科現役士官候補生及陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗合格例(同一)年志願兵志願者學科試驗及合格例、士官候補生幼年學校生徒一年志願兵志願者心得取扱手續ニ取扱手續 (省)陸軍第十一號(一)四一
- 海軍高等武官候補生學術檢査執行方ノ達中追加 (達)海軍第十一號(一) 三
- 海軍高等武官候補生學術檢査規則第六條中追加 (達)海軍第二百七十五號七 四三
- 海軍高等武官任用條例中候補生試用報告表格式 (達)海軍第六十號(三) 七
- 海軍少尉候補生實地練習艦艇長施行條件 (達)海軍第八十一號五 二一
- 練習少尉候補生乘艦中食糧自中追加 (達)海軍第三百二十五號九 五〇五
- 海軍下士任用進級決定候補者簡達期限 (達)海軍第三百九十九號(一)六六四

〔後備〕

- 下士ノ預備後備軍職員ニ轉スルトキ配賦方達中改正及下士任免辭令書式達中削除 (達)陸達第十三號(三) 八
- 明治二十年陸達第五百五十七號(現役將校下士卒預備後備軍職員ニ轉後相當者ノ官職姓名等取調通報方)廢止 (達)陸達第十九號(三) 六
- 預備後備及休職停職ト爲リタル者ノ考科表送付並ニ保存方 (達)陸達第二百七號(一)一九九五
- 明治二十二年以前ノ徵兵及預備後備兵失踪逃亡者取調通報方 (訓)陸軍甲第四號(三) 一三〇
- 陸軍預備後備將校同相當官及下士卒卒ニシテ寄留地師管又ハ大隊區兵籍ニ歸入ノ者轉籍方 (省)陸軍第二號(三) 六
- 海軍預備後備兵兵籍編入方 (省)海軍第一號(一) 一六
- 明治二十一年省令第六號(海軍預備後備兵身上ノ異動願届及取扱方)中追加 (省)海軍第十五號九 二七七
- 海軍准士官及徵兵ノ後備役志願兵ノ預備後備期ノトキ並ニ預備ヨリ後備ニ入ル者ハ辭令ヲ用ヒス (省)海軍第八號(三) 一〇九

〔戸籍〕

- 明治十九年省令第三號(戸籍表)同第七號(轉籍及監獄報告表)制定(廢止) (省)內務第四號八 二五
- 婚姻
- 婚姻事件父子縁組事件及禁治産事件ニ關スル訴訟規則

則

〔五選〕

- 貴族院令館ニ貴族院伯爵男爵議員選舉規則及貴族院多額納稅者議員互選規則施行 (詔)二月二十七日(三)
- 貴族院多額納稅者議員互選規則取扱方 (訓)内務第七號(三) 九六

〔紅茶〕

- 紅茶製方傳習規則廢止 (省)農商務第十五號(二〇三八)

〔購買〕

- 物品購買ハフノ部物品ニ載ス (法)第六號(三) 七

〔裁判所構成法〕

- 裁判所構成法施行條例 (法)第二十二號(三) 五三

〔控訴〕

- 重罪控訴納金規則 (法)第七號(三) 三四
- 輕罪ニ係ル控訴規則中改正削除 (法)第四十七號(六) 一四四
- 重罪輕罪ノ公訴ノ判決ニ對シ控訴アリタル場合、上告ニ由リ他ノ裁判所ニ移スノ官渡アリタル場合ニ被
- 各控訴院裁判所ヨリ寄托ノ豫納金及假納金取扱方 (省)内務第五號(二〇三九)

〔喪去〕

- 伊太利國皇帝ゲユック、ダリスト殿下喪去ニ附キ宮中喪 (省)宮内第四號(二) 四〇

〔虎列刺〕

- 海軍軍人虎列刺病ニ罹ル者取扱手續中改正 (省)海軍第九號(五) 九三
- 長崎縣下ニテ虎列刺病發生ニ附キ虎列刺病流行地方ヨリ來ル船舶検査規則實施諸港 (省)内務第二十二號(七) 三三七

- 虎列刺病流行地方ヨリ來ル船舶検査規則ニ依リ検査ヲ受ケヘキ船舶寄停場所 (省)内務第二十三號(七) 三三七

- 赤間關外二港ニ於テ虎列刺病流行地方ヨリ來ル船舶検査規則施行停止 (省)内務第二十八號(八) 二四九

- 北海道函館ニ於テ神戶港ヨリ來ル船舶ニ對シ虎列刺病流行地方ヨリ來ル船舶検査規則實施 (省)内務第二十九號(八) 二四九

- 函館港ニ於テ虎列刺病流行地方ヨリ來ル船舶検査規則施行停止 (省)内務第三十八號(一〇) 四三二

エノ部

- 衛生條例監獄職官表中改正 (勅)第六十四號(八) 三四八

〔衛生〕

- 中央衛生會官制改正 (勅)第五百四十四號(八) 三三三
- 衛生試驗所官制改正 (勅)第五百五十五號(八) 三三四
- 衛生試驗所ニテ検査印紙ヲ貼付スル藥品種別 (省)内務第九號(三) 九六

- 師團司令官部衛生部及列外下士軍醫帶兵器假定 (達)陸達第二十七號(三) 八五

- 陸軍衛生部下士官職ヲ失ヒ若クハ免シタルトキ編入服役方 (達)陸達第九十四號(五) 三四

- 衛生部下士看護手再服役許可人員 (達)陸達第九十八號(五) 三三八

- 衛生部治療器械調劑器械定數表改正 (達)陸達第三百三十號(七) 三八七

- 海軍衛生會議條例中削除 (勅)第二百四十四號(一〇) 五〇六

- 海軍中央衛生會議領守府衛生會議海軍病院定員表 (勅)第二百四十三號(一〇) 五〇四

- 各領守府衛生會議海軍病院軍醫部員定員表中改正 (達)海軍第七十三號(三) 九三

- 各領守府衛生會議海軍病院軍醫部員定員表與領守府中改正 (達)海軍第九十九號(三) 一三四

- 各領守府衛生會議海軍病院軍醫部員定員表中改正 (達)海軍第二百二十一號(五) 三六六

- 領守府衛生會議議長繼嗣校級軍醫長軍醫職務通則表題及本文中改正加除 (達)海軍第三百七十二號(二) 五八三

〔營林〕

- 營林主任補及森林監守特別採用規則改正 (省)農商務第四號(三) 三三

〔營內營外〕

- 營內藥室常用藥品改正 (達)陸達第五百五十號(七) 四四四

- 軍樂部樂手補以上ハ營外樂生ハ營內居住トス (達)陸達第八十九號(九) 五二一

- 外泊竝ニ營外ニ居住セシムヘキ者指定 (達)陸達第七十號(四) 二四一

〔營繕〕

- 招魂社費招魂社營繕費取扱順序中追加 (訓)内務第二十六號(七) 三三二

- 招魂社費招魂社營繕費取扱順序 (訓)内務第九號(三) 一〇八

- 菓子營業取扱心得第三項中加除 (訓)大藏第三十二號(三) 一〇三

- 要港 (法)第二號(二) 二

- 軍港要港ニ關スル件 (法)第八十三號(九) 二六一

- 要港 ○要港砲兵ハハノ部砲兵ニ載ス (達)陸達第七十九號(四) 二九九

- 工兵方面要港勤務規則 (勅)第二百號(九) 三九五

- 鐵道廳長任用方 (勅)第二百號(九) 三九五

〔縁組〕

- 婚姻事件養子縁組事件及養育事件ニ關スル訴訟規則 (法)第四百四號(一〇) 三〇九

- 陸軍預備兵定時演習召集方改正 (省)陸軍第二號(二) 三三

- 陸軍預備兵定時演習召集旅費支給方更定 (省)陸軍第五號(三) 三三
- 對馬警備隊區在露糧備後備下士演習召集旅費支給方 (省)陸軍第二十號(六) 九六
- 砲兵射擊演習教令廢止 (達)陸軍第七十三號(四) 二四三
- 野戰砲兵一聯隊一箇年演習用彈藥火具支給表 (達)陸軍第八十一號(五) 三〇九
- 野戰砲兵各中隊演習用備附更定 (達)陸軍第三十一號(七) 八八八
- 騎兵射擊演習教令改正 (達)陸軍第二百一十一號(二) 六九九
- 工兵射擊演習教令改正 (達)陸軍第二百一十二號(二) 六九九
- 陸軍軍隊機動演習教令中改正(達)陸軍第四百四十七號(七) 四七
- 元軍用電信隊建築學後備服役中ノ者ハ演習召集前四點呼ヲ施行セス (達)陸軍第二百四號(二) 二九八
- 砲工學校學生演習服及其著用法 (達)陸軍第二百十八號(三) 七三
- 砲術練習總乙種教程及教員教程並ニ實地射擊演習表 (達)海軍第十九號(一) 一八
- 演習ノタメ擲藥機使用方 (達)海軍第二百二號(三) 一五
- 第三師管下ニ於テ陸海軍聯合大演習御施行ヲ京都ハ行幸 (省)宮内第九號(三) 八〇
- 第三師管下ニテ陸海軍聯合大演習施行ニ附キ歸休兵及預備兵召集 (省)陸軍第四號(三) 三
- 第三師管下ニテ陸海軍聯合大演習施行ニ附キ歸休兵 (省)陸軍第四號(三) 三

及預備兵召集方 (訓)陸軍第一號(三) 七四

〔延納〕

○每年度國稅賦課計算書調製手續設定租稅計算整理順序及地租延納年賦異動報告ノ二訓令廢止 (訓)大藏第二十九號(三) 九七

テノ部

〔朝鮮〕

○日本朝鮮兩國通商規則 (勅)一月八日(二) 二

○朝鮮國貿易ニ關スル船舶出入及貨物積卸許可港 (勅)第五十四號(三) 八三

○支那朝鮮及亞細亞沿海州派遣將校給與規則及海軍武文官外國出張手當金支給内規廢止 (達)海軍第五十號(三) 七〇

○在清國及朝鮮國本邦郵便電信局郵便局等級 (省)遞信第三百三十八號(七) 二三〇

○朝鮮國大正天皇崩御ニ附キ宮中喪 (省)宮内第十九號(六) 二〇八

○朝鮮國大正天皇崩御ニ附キ宮中喪間參内ノ軍服服用 (省)宮内第二十號(六) 二〇八

〔遞信〕○遞信監察印章ハイノ部印章ニ服ス (勅)第三百十二號(七) 二六一

○私設電信電話線其他電機ニ係ル工事ヲ遞信省ヘ委託手續 (省)遞信第八十七號(五) 一九〇

- 〔鐵道〕
- 鐵道停車場電氣取扱ハテノ部電信ニ載 (省)海軍第六號(三) 八五
- 鐵道局改稱並ニ管轄營 (勅)第三百九十九號(九) 三九三
- 鐵道總局長任用方 (勅)第三百九十八號(九) 三九二
- 鐵道總局ニテ物件ノ賣買貸借ハ隨意契約ニ依ルヲ得 (勅)第二百七十七號(二) 六六二
- 鐵道總局工事請負規則 (省)鐵道第一號(〇)四一六
- 官設鐵道會計法 (法)第二十號(三) 九〇
- 作業及鐵道會計規則 (勅)第三百三十三號(三) 三七
- 作業及鐵道會計規則ニ據リ要スル諸報告書諸表諸帳簿書式 (省)大藏第九號(三) 六二
- 作業及鐵道會計規則ニ據リ要スル諸報告書諸表諸帳簿書式中記入心得 (訓)大藏第七號(六) 二八六
- 作業及鐵道出入金ヲ提出仕拂命令官據置資本持越額又ハ作業ヘヨ金庫ヘ請求方 (訓)大藏第六十四號(四) 二二八
- 作業及鐵道會計金庫出納事務規程 (訓)大藏第六十三號(四) 一八四
- 作業及鐵道會計金庫出納事務規程條項及書式中改正 (訓)大藏第四百四十八號(二) 四六九
- 海軍新兵入營ノトキ私設鐵道乘車證券付與方 (訓)海軍第一號(三) 一〇〇
- 軍人軍屬ニ付與スヘキ私設鐵道乘車證券及物品輸送

〔電報、電報、電話〕

○明治二十年開令第十四號私設鐵道條例中政府トアル場合ハ内閣ト心得廢止 (訓)第七號(〇)一五

○郵便及電信局官制中追加改正 (勅)第三百二十九號(七) 三〇一

○郵便及電信局郵便局爲替貯金局書記補任用方 (勅)第三百三十號(七) 三〇一

○郵便及電信局郵便局爲替貯金局書記補俸給 (勅)第三百三十一號(七) 三〇一

○郵便及電信局郵便局爲替貯金局書記補試驗規則 (省)遞信第十六號(八) 一三九

○三等郵便及電信局長手當金並遺言死亡賜金給與方 (勅)第三百六十二號(八) 三三七

○三等郵便及電信局長手當金額表改正 (省)遞信第六號(三) 六一

○電信線電話線建設條例 (法)第五十八號(八) 一七九

○電信取扱規則中改正加除 (省)遞信第二號(三) 三九

○電信取扱規則第三十七條中刪除 (省)遞信第四號(三) 四一

○電信爲替料改正 (省)遞信第四十二號(三) 八四

○札幌及鹿兒島郵便電信監督局中閣入替 (省)遞信第二百三十六號(二) 四四一

○電信建築官更證票雛形 (省)遞信第二百五十三號(二) 四九〇

○東京電信建築區第十部中線路編入 (省)遞信第七十號(四) 一六〇

- 東京電信建築區第九部中線路編入 (告) 遞信第百十六號(六) 二二三
- 東京電信建築區第十部中線路編入 (告) 遞信第百五十九號(七) 二二七
- 東京電信建築區第四部中線路編入 (告) 遞信第百五十九號(八) 二四三
- 大阪電信建築區第二部中線路編入 (告) 遞信第百四十七號(二) 二四五
- 名古屋電信建築區第四第五第六部改正 (告) 遞信第七十四號(四) 一六六
- 名古屋電信建築區第一部中線路編入 (告) 遞信第百六號(一〇四〇) 二〇八
- 廣島電信建築區第二部中線路編入 (告) 遞信第二號(一) 二〇五
- 仙臺電信建築區第五部中線路編入 (告) 遞信第百五十八號(八) 二四三
- 仙臺電信建築區第一部中線路編入 (告) 遞信第百六十一號(八) 二四四
- 仙臺電信建築區第三部中線路編入 (告) 遞信第百八十一號(九) 二六〇
- 仙臺電信建築區第三部中線路編入 (告) 遞信第百八十四號(三三五三) 二六〇
- 青森、函館電信建築區中線路編入 (告) 遞信第百二十九號(一〇四三) 二六〇
- 函館電信建築區第三部第五部中線路編入 (告) 遞信第百五十五號(二) 二四六
- 函館電信建築區第三部改正第六部更設 (告) 遞信第百八十號(二) 二五九
- 松山電信建築區第一部中線路編入 (告) 遞信第百一號(二〇三七) 二七四
- 電信柱敷地手當仕拂取扱順序 (訓) 遞信第百二號(四) 一五五
- 電信柱敷地手當仕拂取扱順序第九條追加 (訓) 遞信第百四號(二〇四二) 二七四
- 電信柱敷地手當金ノ賸拂過渡金收納ノ道廳長官府縣知事ニ委任及其取扱手續 (訓) 遞信第百三號(九) 四一九
- 電信柱敷地手當金ニ係ル本廳大臣ノ職務ノ道廳長官府縣知事執行 (訓) 遞信第百五號(二〇四五) 四一九
- 民有地建設電信柱敷地手當金請求申出期日及様式 (告) 遞信第百六十八號(四) 一五九
- 渡島陸奥兩國間ニ海底電信線流布 (告) 遞信第百四十六號(二) 四七四
- 樺室國厚別村港古澤村間遠太河ニ海底電信線流布 (告) 遞信第百七十四號(三三五〇) 二七〇
- 許入電信器機室證紛失 (告) 遞信第百七號(二) 二五九
- 許入電信器機室證紛失 (告) 遞信第百二十四號(七) 二五三
- 許入電信器機室證紛失 (告) 遞信第百七十七號(九) 二五八
- 電信器機室許入證及遞信監察官吏之章紛失 (告) 遞信第百十四號(一〇四二) 二六一

- 山城國京都郵便電信局ニテ至急私報表夜ノ別ナク受付發送 (告) 遞信第百七十三號(二五〇八) 二六〇
- 山城國伏見電信局ヲ三等トシ郵便局ト合併 (告) 遞信第百六十三號(三) 二四七
- 山城國伏見郵便電信局電信爲替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六三
- 攝津國大阪郵便電信局ニテ至急私報表夜ノ別ナク受付發送 (告) 遞信第百七十三號(二五〇八) 二六〇
- 攝津國大阪郵便電信局川口郵便支局同電信支局合併 (告) 遞信第百二十四號(二〇四二) 二四七
- 攝津國大阪郵便電信局澁町電信支局設置 (告) 遞信第百十二號(六) 二二二
- 攝津國大阪市西區川口、南區島ノ内郵便支局電信爲替開設 (告) 遞信第百六十二號(三) 一四七
- 攝津國有馬郵便電信局ニテ歐文電報數字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱 (告) 遞信第百六號(六) 二〇八
- 攝津國有馬郵便電信局ニテ歐文電報數字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱 (告) 遞信第百六號(六) 二〇八
- 攝津國神戸郵便電信局兵庫郵便支局同電信支局合併 (告) 遞信第百三十三號(二) 四四〇
- 攝津國神戸郵便電信局ニテ至急私報表夜ノ別ナク受付發送 (告) 遞信第百四十八號(三) 八九
- 攝津國神戸市兵庫郵便電信支局電信爲替開設 (告) 遞信第百七十三號(二五〇八) 二六〇
- 攝津國湯山郵便電信局改稱 (告) 遞信第百八十三號(四) 一七〇
- 攝津國御影郵便電信局電信爲替開設 (告) 遞信第百五十四號(三) 九七
- 伊勢國松阪電信局ヲ三等トシ郵便局ト合併 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六三
- 伊勢國松阪郵便電信局ニテ歐文電報數字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱 (告) 遞信第百八十八號(五) 一九一
- 伊勢國神戸郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百十九號(六) 二二四
- 志摩國鳥羽電信局ヲ三等トシ郵便局ト合併 (告) 遞信第百五十一號(二) 四九〇
- 尾張國名古屋郵便電信局ニテ至急私報表夜ノ別ナク受付發送 (告) 遞信第百八十八號(五) 一九一
- 尾張國常滑郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百七十三號(二五〇八) 二六〇
- 三河國西尾電信局ヲ三等トシ郵便局ト合併 (告) 遞信第百二十六號(一〇四八) 二四八
- 甲斐國猿橋郵便電信局電信爲替開設 (告) 遞信第百七十七號(四) 一六七
- 相模國宮ノ下電信局開局二十年告示第百十九號(伊香保宮ノ下電信局開局期限) 中同局ノ部廢止 (告) 遞信第百七十五號(三) 八九
- 相模國宮ノ下郵便局同電信局合併 (告) 遞信第百四十五號(三) 八九
- 武藏國東京郵便電信局ニテ至急私報表夜ノ別ナク受付發送 (告) 遞信第百七十二號(三) 五〇八
- 武藏國東京市麹町、下谷、神田郵便支局ヲ郵便電信支局トス (告) 遞信第百七十三號(二五〇八) 二六〇
- 武藏國東京市麹町、下谷、神田郵便支局ヲ郵便電信支局トス (告) 遞信第百四號(二) 二六

- 武藏國東京市麹町郵便電信支局電信為替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六三
- 武藏國東京市神田郵便電信支局電信為替開設 (告) 遞信第百八十七號(九) 二六四
- 武藏國東京市郵便電信局四ツ谷郵便支局同電信支局合併 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六三
- 武藏國東京市郵便電信局牛込電信支局開設 (告) 遞信第六號(二) 一六
- 武藏國東京市牛込郵便支局同電信支局合併 (告) 遞信第百二十號(六) 二三四
- 武藏國東京市牛込郵便電信支局電信為替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六三
- 武藏國東京市本郷郵便支局同電信支局合併 (告) 遞信第百二號(五) 二〇〇
- 武藏國東京市本郷郵便電信支局電信為替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六三
- 武藏國東京市淺草郵便電信支局電信為替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六三
- 武藏國横濱郵便電信局ニテ至急私報夜ノ別ナク受付發送ス (告) 遞信第百八十五號(九) 二六三
- 武藏國川越郵便電信局ニテ至急私報夜ノ別ナク受付發送ス (告) 遞信第百七十三號(三) 二五〇
- 武藏國川越郵便電信局ニテ至急私報夜ノ別ナク受付發送ス (告) 遞信第百八十九號(五) 一九一
- 武藏國川越郵便電信局ニテ歐文電報歐字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱フ (告) 遞信第百十九號(六) 二二四
- 武藏國熊ヶ谷郵便電信局電信為替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六三
- 下總國佐倉郵便局同電信局合併 (告) 遞信第百八十八號(六) 二三四
- 下總國佐原郵便電信局ニテ歐文電報歐字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱フ (告) 遞信第百十九號(六) 二二四
- 下總國佐倉外二郵便電信局電信為替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六三
- 常陸國土浦郵便局同電信局合併 (告) 遞信第百二十五號(二) 四二二
- 美濃國笠松郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百八十二號(二) 二五九
- 飛騨國高田郵便電信局電信為替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六三
- 信濃國須賀郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百五十二號(三) 九七
- 信濃國上諏訪郵便局同電信局合併 (告) 遞信第百九十七號(五) 一九七
- 信濃國飯田郵便局ヲ三等トシ郵便局ト合併 (告) 遞信第百八十九號(五) 一九一
- 信濃國飯田郵便電信局ニテ歐文電報歐字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱フ (告) 遞信第百十九號(六) 二二四
- 信濃國飯田郵便電信局電信為替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六三
- 信濃國岡谷郵便電信局設置 (告) 遞信第百十三號(六) 二二二
- 信濃國赤穂郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百十七號(六) 二二三
- 信濃國中野郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百十七號(六) 二二三

- 上野國大田郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百四十四號(七) 二三三
- 上野國桐生郵便電信局ニテ歐文電報歐字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱フ (告) 遞信第百六十七號(八) 二四八
- 上野國桐生外二郵便電信局電信為替開設 (告) 遞信第百十九號(六) 二二四
- 上野國伊香保電信局閉局延期 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六三
- 下野國栃木、佐野郵便電信局電信為替開設 (告) 遞信第百九十八號(九) 二七〇
- 下野國栃木、佐野郵便電信局電信為替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六三
- 下野國日光電信局閉局延期 (告) 遞信第百九十七號(九) 二六九
- 磐城國三春電信局ヲ三等トシ郵便局ト合併 (告) 遞信第百七十七號(四) 一六七
- 磐城國平郵便電信局電信為替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六三
- 岩代國二本松郵便電信局ニテ歐文電報歐字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱フ (告) 遞信第百十九號(六) 二二四
- 岩代國須賀川郵便電信局電信為替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六三
- 岩代國原郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百九十九號(九) 二六五
- 岩代國桑折郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百七十五號(三) 二五一
- 岩代國坂下郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百七十八號(三) 二五八
- 陸前國仙臺郵便電信局ニテ至急私報夜ノ別ナク受付發送ス (告) 遞信第百七十三號(三) 二五〇
- 陸前國青森郵便電信局ニテ至急私報夜ノ別ナク受付發送ス (告) 遞信第百七十三號(三) 二五〇
- 羽前國酒田郵便電信局ニテ至急私報夜ノ別ナク受付發送ス (告) 遞信第百七十三號(三) 二五〇
- 羽前國大山及加茂郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百五十四號(八) 二四一
- 羽前國宮内郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百六十四號(八) 二四七
- 羽後國土崎郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百四十二號(二) 四九八
- 羽後國大曲郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百六十五號(三) 五〇三
- 羽後國湯澤郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百八十五號(九) 二六三
- 羽後國横手郵便電信局電信為替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六三
- 若狹國小濱電信局ヲ三等トシ郵便局ト合併 (告) 遞信第百六十三號(三) 一四七
- 若狹國小濱郵便電信局電信為替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六三
- 越前國坂井港電信局改稱 (告) 遞信第百八十二號(四) 一七〇
- 加賀國金澤郵便電信局ニテ至急私報ハ夜ノ別ナク受付發送ス (告) 遞信第百七十三號(三) 二五〇
- 越中國魚津電信局ヲ三等トシ郵便局ト合併 (告) 遞信第百七十三號(三) 二五〇

- 越中國高岡郵便局同電信局合併 (告) 遞信第六十三號(三) 一四七
- 越中國高岡郵便電信局ニテ歐文電報數字及亞刺比亞數字配入ノ和文電報取扱ヲ (告) 遞信第百五十五號(八) 二四二
- 越中國高岡外二郵便電信局電信局爲替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 越後國新潟郵便電信局ニテ至急私報夜ノ別ナク受付發送ス (告) 遞信第百七十三號(二) 二五〇
- 越後國直江津郵便電信局ニ電信爲替開設 (告) 遞信第八十六號(五) 一八九
- 伯耆國倉吉電信局ヲ三等トシ郵便局ト合併 (告) 遞信第七十七號(四) 一六七
- 伯耆國米子郵便局同電信局合併 (告) 遞信第百三十九號(七) 二二二
- 伯耆國米子、倉吉郵便電信局電信爲替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 石見國津和野郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第一號(一) 一
- 石見國津和野郵便電信局電信爲替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 播磨國明石郵便電信局電信爲替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 美作國津山郵便電信局電信爲替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 備前國岡山郵便電信局ニテ至急私報夜ノ別ナク受付發送ス (告) 遞信第百七十三號(二) 二五〇
- 備後國福山郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第一號(一) 一
- 備後國福山郵便電信局電信爲替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 安藝國廣島郵便電信局ニテ至急私報夜ノ別ナク受付發送ス (告) 遞信第百七十三號(二) 二五〇
- 周防國柳井津郵便電信局改稱 (告) 遞信第百五十四號(三) 九七
- 周防國柳井津郵便電信局電信爲替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 長門國赤間關郵便電信局ニテ至急私報夜ノ別ナク受付發送ス (告) 遞信第百七十三號(二) 二五〇
- 紀伊國日方郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百三十三號(一) 〇三三
- 紀伊國串本郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百四十五號(二) 〇四七
- 紀伊國新宮郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百六十一號(三) 〇六一
- 紀伊國田邊郵便電信局電信爲替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 讃岐國志度郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百七十五號(二) 〇五二
- 伊豫國三津濱郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百八十一號(三) 〇五九
- 土佐國伊野郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二

- 土佐國中村、須崎郵便電信局電信爲替開設 (告) 遞信第百九十二號(九) 二六六
- 豐前國大橋郵便電信局改稱 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 肥前國長崎郵便電信局ニテ至急私報夜ノ別ナク受付發送ス (告) 遞信第百五十四號(三) 九七
- 肥前國崎郵便電信局改稱 (告) 遞信第百七十三號(二) 二五〇
- 肥前國武雄郵便電信局ニテ歐文電報數字及亞刺比亞數字配入ノ和文電報取扱ヲ (告) 遞信第百九十九號(一) 〇四九
- 肥後國熊本郵便電信局ニテ至急私報夜ノ別ナク受付發送ス (告) 遞信第百七十三號(二) 二五〇
- 肥後國三角郵便電信局郵便爲替事務開設 (告) 遞信第百四十二號(七) 二二二
- 日向國都城、延岡郵便電信局ニテ歐文並ニ歐字及亞刺比亞數字配入ノ和文電報取扱ヲ (告) 遞信第百十九號(六) 二二四
- 日向國延岡外二郵便電信局電信爲替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 壹岐國郷ノ浦郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第七十一號(四) 一六〇
- 渡島國函館郵便電信局ニテ至急私報夜ノ別ナク受付發送ス (告) 遞信第百七十三號(二) 二五〇
- 渡島國熊石郵便電信局及木古内郵便局郵便爲替事務開始 (告) 遞信第六十七號(三) 一五八
- 後志國小樽郵便局電信爲替事務開始 (告) 遞信第百號(五) 一九九
- 備前國岡山郵便電信局ニテ至急私報夜ノ別ナク受付發送ス (告) 遞信第百七十三號(二) 二五〇
- 備後國福山郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第一號(一) 一
- 備後國福山郵便電信局電信爲替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 安藝國廣島郵便電信局ニテ至急私報夜ノ別ナク受付發送ス (告) 遞信第百七十三號(二) 二五〇
- 周防國柳井津郵便電信局改稱 (告) 遞信第百五十四號(三) 九七
- 周防國柳井津郵便電信局電信爲替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 長門國赤間關郵便電信局ニテ至急私報夜ノ別ナク受付發送ス (告) 遞信第百七十三號(二) 二五〇
- 紀伊國日方郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百三十三號(一) 〇三三
- 紀伊國串本郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百四十五號(二) 〇四七
- 紀伊國新宮郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百六十一號(三) 〇六一
- 紀伊國田邊郵便電信局電信爲替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 讃岐國志度郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百七十五號(二) 〇五二
- 伊豫國三津濱郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百八十一號(三) 〇五九
- 土佐國伊野郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 後志國古平郵便電信局郵便爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第百二十八號(七) 三三四
- 石狩國濱益、厚田郵便電信局郵便爲替及貯金事務開始 (告) 遞信第百二十八號(七) 三三四
- 天鹽國留萌、丸鹿、音前郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百七十五號(二) 〇五二
- 天鹽國増毛郵便電信局電信爲替開設 (告) 遞信第百八十五號(九) 二六二
- 膽振國四紋郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百六十號(三) 〇五〇
- 北見國稚内郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百七十五號(二) 〇五二
- 根室國標津、野村郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第百四十一號(二) 〇四八
- 樺津國四ノ宮、神崎鐵道停車場電信取扱所ニテ尋問電報及別電報及別便電報取扱ヲ (告) 遞信第百八十號(四) 一六九
- 尾張國鶴橋鐵道停車場電信取扱所ニテ尋問電報及別便電報取扱ヲ (告) 遞信第百八十號(四) 一六九
- 遠江國袋井鐵道停車場電信取扱所ニテ尋問電報及別便電報取扱ヲ (告) 遞信第百八十號(四) 一六九
- 遠江國中泉鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 遞信第百九十五號(五) 一九七
- 告示第百九十五號(鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始) 中追加 (告) 遞信第百四號(六) 二〇六

- 駿河國興津界淵島田鐵道停車場電信取扱所ニテ尋問電報及別使配達電報取扱ヲ (告) 遞信第八十號(四) 一六九
- 駿河國御殿場鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 遞信第九十五號(五) 一九七
- 駿河國鈴川鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 遞信第九十一號(六) 二二一
- 相模國藤澤外五鐵道停車場電信取扱所ニテ尋問電報及別使配達電報取扱ヲ (告) 遞信第八十號(四) 一六九
- 武藏國神奈川鐵道停車場電信取扱所ニテ尋問電報及別使配達電報取扱ヲ (告) 遞信第八十號(四) 一六九
- 武藏國川崎鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 遞信第九十五號(五) 一九七
- 武藏國深谷鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 遞信第九十四號(六) 二二三
- 下總國結城鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 遞信第九十四號(五) 一九六
- 常陸國下館鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 遞信第九十四號(五) 一九六
- 近江國米原鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 遞信第九十五號(五) 一九七
- 信濃國輕井澤鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 遞信第七十四號(九) 二五四
- 信濃國輕井澤鐵道停車場電信取扱所ニテ歐文電報取扱ヲ (告) 遞信第八十九號(九) 二六五
- 上野國磯部、横川鐵道停車場電信取扱所ニテ尋問電報及別使配達電報取扱ヲ (告) 遞信第八十號(四) 一六九
- 下野國矢板岩代國本宮鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 遞信第九十六號(五) 一九七
- 駿波國翠平鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 遞信第三十三號(三) 七六
- 在清國及朝鮮國本邦郵便電信局郵便局等級 (告) 遞信第三十八號(七) 二三〇
- キュハ外二國萬國電信條約ニ加入 (告) 遞信第八十八號(六) 二二〇
- 第一師團工兵第一大隊所屬野戰電信隊廢止 (達) 陸達第九十號(九) 五二二
- 元軍用電信隊建築卒後備服役中ノ者ハ演習召集簡閱點呼ヲ施行セヌ (達) 陸達第二百四號(二) 五八三
- 野戰電信材料圖表、同員數表、兵站電信隊電信材料表馬配賦表及圖解中加除改正 (達) 陸達第九十五號(五) 一九七
- 壹波野馬發著電報料 (法) 第十六號(三) 一四五
- 電報局渡規規則 (告) 遞信第十七號(八) 二五四
- 電報差出方ヲ配達人ニ依托スル規程 (告) 遞信第二十一號(二) 二三四
- 萬國電信條約書ニ據リ發送スル電報料ハ郵便切手ヲ貼附シテ納メシム (告) 遞信第一號(三) 一六
- 歐文電報略號常用料金額及其納付手續設定二十年者令第三號(海外電報ノ受信人略號常用料方廢止 (告) 遞信第三號(三) 一四

- 歐羅巴及其以四各國へ發着スル電報ノ釜山長崎間經行料金額 (告) 遞信第五號(三) 一四
- 電話交換規則 (告) 遞信第七號(四) 一八
- 電話交換規則中改正 (告) 遞信第二十二號(二) 三六
- 電話交換規則中東京市内電話使用料及電話料金額 (告) 遞信第八號(四) 一八
- 東京市内電話使用料金額改正 (告) 遞信第十號(五) 一九
- 横濱市内電話使用料及電話料金額 (告) 遞信第十三號(六) 一九
- 東京横濱間電話料金額 (告) 遞信第十四號(六) 一九
- 東京及横濱ニ電話交換局設置 (告) 遞信第二百六十二號(三) 五〇一
- 東京及横濱電話所設置場所 (告) 遞信第二百六十三號(三) 五〇二
- 電話通信時間 (告) 遞信第二百六十四號(三) 五〇三
- 私設電信電話線其他電機ニ係ル工事ヲ遞信省へ委託手續 (告) 遞信第八十七號(五) 一九〇
- 府縣參事官典獄特別任用令 (勅) 第二百二十七號(一〇) 四七六
- 帝國通信省卜親列頭郵政院卜ノ間ニ締結セル改正郵便爲替定約 (勅) 六月三十日(六) 二五三
- 萬國電信條約書ニ據リ發送スル電報料ハ郵便切手ヲ貼附シテ納メシム (告) 遞信第一號(三) 一六
- キュハ外二國萬國電信條約ニ加入 (告) 遞信第八十八號(六) 二二〇
- 萬國郵便聯合條約實施細目規則第三十二條第八節修正 (告) 遞信第九十一號(五) 一九三
- 萬國郵便聯合條約實施細目規則第四條貨幣比例表中修正 (告) 遞信第九十六號(五) 一九八
- 萬國郵便聯合條約實施細目規則第二十八條第五項中追加 (告) 遞信第二百二號(一〇) 三七五
- 萬國郵便聯合條約實施細目規則第三十二條第一項修正 (告) 遞信第二百五十四號(二) 四九二
- 行政裁判所評定官及書記官定員並ニ職務 (勅) 第一百十一號(六) 二五二
- 會計検査院試補定員 (勅) 第二百二十四號(一〇) 四六七
- 集治監留置看守人員及俸給 (勅) 第二百二十八號(一〇) 四七六
- 外交官領事官及書記官定員 (勅) 第二百八十三號(二) 六六五
- 帝國大學職員官等改正及定員 (勅) 第二百七十號(二) 六一一
- 第一高等中學校醫學部ニ藥學科附設、高等中學校生徒定員中追加改正 (告) 文部第八號(七) 三三五
- 第二高等中學校醫學部ニ藥學科附設、高等中學校生徒定員中追加改正 (告) 文部第九號(八) 二四七
- 第三高等中學校醫學部ニ藥學科附設及高等中學校生徒定員中追加 (告) 文部第一號(三) 一六
- 第五高等中學校醫學部ニ藥學科附設、高等中學校生徒

- 定員中追加改正 (省)文部第七號(六) 三二一
- 皇族職員官等中家扶家從ノ定員削除 (達)宮内第二十四號(二)七二八
- 陸軍教導團定員表 (達)陸軍第四十八號(三)一五〇
- 陸軍教導團條例陸軍教導團定員表廢止 (省)陸軍第七號(三) 五九
- 工兵會議定員表中改正削除 (達)陸軍第四十五號(三) 一四三
- 近衛監督部師團監督部陸軍中央司令部陸軍被服廠陸軍經警部各定員表 (達)陸軍第五十六號(三) 一五七
- 陸軍經警部定員表中刪除 (達)陸軍第七十四號(四) 二四四
- 軍馬育成所定員表改正 (達)陸軍第六十號(四) 二二三
- 砲兵工廠定員表 (達)陸軍第五十八號(八) 四七四
- 砲兵方面定員表 (達)陸軍第五十九號(八) 四七六
- 觀音崎下ノ關及對馬工兵方面支隊定員表 (達)陸軍第二十二號(三) 七七
- 工兵方面支隊定員ノ達中改正 (達)陸軍第四十三號(三) 一三八
- 陸軍士官學校定員表中改正 (達)陸軍第三十五號(七) 三九四
- 陸軍砲兵工科學會定員表 (達)陸軍第三十六號(七) 三九九
- 陸軍砲兵射的學校定員表改正 (達)陸軍第四十一號(七) 四〇二
- 陸軍師團學會定員表改正 (達)陸軍第九十九號(一〇)五九六
- 陸軍被服工具學會附下士以下定員 (達)陸軍第四十一號(三) 二二四
- 陸軍被服工具學會附下士以下定員中追加 (達)陸軍第六十五號(八) 四七八
- 陸軍定員令 (勅)第二百六十七號(二)五〇六
- 明治二十三年徵集新兵員數表 (勅)第八十七號(六) 二二三
- 陸軍省判任官等級區別定員表 (達)陸軍第五十二號(三) 一五五
- 砲兵監護一符給定員 (達)陸軍第六十四號(八) 四七七
- 陸軍火工曹長同軍曹一符給定員 (達)陸軍第二百五十五號(三)七〇八
- 衛生部下士看護手再服役許可人員 (達)陸軍第九十八號(五) 三三八
- 近衛各師團騎兵隊增設人員員數表改正 (達)陸軍第二百二十六號(三)七三三
- 看病人磨工並病院病室廚夫定員表中改正 (達)陸軍第七十一號(四) 二四二
- 看病人磨工並病院病室廚夫定員表中追加 (達)陸軍第六十七號(八) 四七八
- 看病人磨工並病院病室廚夫定員表中改正追加 (達)陸軍第二百十四號(三)七〇六
- 支關番以下定員表中改正追加 (達)陸軍第二十八號(三) 八八
- 支關番以下定員表中改正 (達)陸軍第四十七號(三) 一四九
- 支關番以下定員表中改正 (達)陸軍第六十九號(四) 二四一
- 支關番以下定員表中改正 (達)陸軍第八十六號(五) 三二〇
- 支關番以下定員表中改正 (達)陸軍第二百五十五號(三) 七〇六
- 支關番以下定員表中追加改正 (達)陸軍第四百十號(七) 四〇二

- 支關番以下定員表中改正 (達)陸軍第四百十四號(七) 四二〇
- 支關番以下定員表中改正 (達)陸軍第五百十七號(八) 四七一
- 支關番以下定員表中追加 (達)陸軍第六十二號(八) 四七七
- 海軍省定員表改正海軍省監護使了給仕定員及配置表廢止 (達)海軍第六十七號(三) 八七
- 奏任文官每等定員 (達)海軍第三百六十四號(二)五七一
- 判任文官每等定員表改正 (達)海軍第三百三十六號(三) 一八三
- 判任文官每等定員表中改正 (達)海軍第二百四十六號(六) 三七八
- 判任文官每等定員 (達)海軍第二百四十九號(六) 三八四
- 吳鎮守府定員表中追加三監護使了給仕砲丁最上限定員及配置表中改正追加 (達)海軍第三百六十五號(二)五七二
- 橫須賀鎮守府定員表改正及監護用使給仕砲丁最上限定員及配置表中追加 (達)海軍第六號(二) 一九
- 定員及配置表中同府ノ部刪除 (達)海軍第四十三號(三) 六一
- 佐世保鎮守府定員表改正及鎮守府監護使了給仕砲丁定員及配置表中佐世保ノ部刪除 (達)海軍第七十八號(三) 九五
- 吳鎮守府定員表改正二十二年達第七十一號(吳鎮守府監護使了給仕砲丁最上限定員及配置表)廢止 (達)海軍第三百三號(三) 一三六
- 監護使了給仕定員表ヲ廢シ附定員表中附員備入及履員備入ニ關スル文字刪除 (達)海軍第四百四號(三) 一三八
- 橫須賀吳佐世保各鎮守府定員表備考中改正 (達)海軍第五百五號(三) 一三八
- 橫須賀鎮守府定員表改正 (達)海軍第二百七十七號(三) 一五九
- 吳鎮守府定員表改正 (達)海軍第二百二十八號(三) 一六〇
- 佐世保鎮守府定員表改正 (達)海軍第二百二十九號(三) 一六二
- 橫須賀吳佐世保鎮守府定員表中改正 (達)海軍第七十七號(四) 三〇七
- 吳鎮守府定員表中改正 (達)海軍第二百九號(五) 三三三
- 吳鎮守府定員表中改正 (達)海軍第二百七十八號(八) 四四七
- 吳佐世保鎮守府定員表中改正 (達)海軍第三百二十六號(九) 五〇五
- 各鎮守府衛生會議海軍病院軍醫部員定員表中改正 (達)海軍第二百二十一號(五) 三四六
- 吳鎮守府造船部小野濱分工場倉庫主管理定員外周一人附屬 (達)海軍第六十九號(四) 二九八
- 吳鎮守府造船部小野濱分工場倉庫主管理定員外周一人附屬ノ總廢止 (達)海軍第三百四十六號(一〇)五九七
- 橫須賀吳佐世保鎮守府定員表(勅)第二百三十七號(一〇)四九六
- 鎮守府准士官下士定員職別表 (達)海軍第四百八號(二)七〇九
- 扶養定員表中改正 (達)海軍第二百八十二號(八) 四五六
- 金剛定員表改正 (達)海軍第九十號(五) 三三四
- 比叟定員表改正 (達)海軍第九十一號(五) 三三六



○筑波定員表改正 (逕)海軍第八號(一) 三三	○佐世保鎮守府海兵團定員表中改正 (逕)海軍第六十九號(三) 九〇
○筑波定員表中改正 (逕)海軍第八十九號(五) 三三	○橫須賀水雷隊敷設部定員列外中改正 (逕)海軍第四十一號(三) 五七
○高雄定員表中改正 (逕)海軍第七十一號(三) 九一	○橫須賀水雷隊敷設部定員列外中改正 (逕)海軍第四十八號(三) 六八
○武藏定員表改正 (逕)海軍第七號(一) 一九	○佐世保水雷隊敷設部設置及其定員表 (逕)海軍第九十二號(三) 二一八
○武藏定員表改正 (逕)海軍第三百八號(八) 四八	○軍艦團定員表 (勅)第二百三十五號(一〇)四九三
○大和及葛城定員表中改正 (逕)海軍第七十號(三) 九一	○殿島定員職別表 (逕)海軍第三百八十一號(二)五五九
○筑紫定員表中改正 (逕)海軍第七十二號(三) 九二	○松島定員職別表 (逕)海軍第三百八十二號(二)六〇〇
○筑紫非役艦タル間常置人員 (逕)海軍第二百四十一號(六) 三七六	○八重山定員職別表 (逕)海軍第三百八十五號(二)六二〇
○龍驤定員表改正 (逕)海軍第九十五號(五) 三一九	○迅願定員職別表 (逕)海軍第四百十一號(二)七二六
○迅願定員表中改正 (逕)海軍第二百十四號(五) 三三三	○橫須賀鎮守府海兵團定員職別表 (逕)海軍第三百八十四號(二)六〇八
○迅願定員表中改正 (逕)海軍第二百七十一號(七) 四三九	○吳鎮守府海兵團定員職別表 (逕)海軍第三百九十六號(二)六五九
○滿珠干珠各定員表中改正 (逕)海軍第八十八號(三) 二二五	○佐世保鎮守府海兵團定員職別表 (逕)海軍第三百九十七號(二)六六一
○淺間非役艦タル間常置人員 (逕)海軍第九十四號(五) 三三八	○橫須賀佐世保對馬水雷隊水雷夫徵募人員及徵募區域 (告)海軍第十一號(四) 一六六
○池間定員表廢止 (逕)海軍第三百七號(八) 四八四	○司令長官司令官乘艇中增員定員ノ途改正 (逕)海軍第二百一十一號(三) 一四八
○橫須賀鎮守府海兵團定員表中改正 (逕)海軍第六十八號(三) 八九	○司令長官司令官旗艦增員改正 (逕)海軍第三百六號(八) 四八三
○橫須賀鎮守府海兵團定員表中增加 (逕)海軍第二百二十號(三) 一四八	
○橫須賀鎮守府海兵團定員表中改正 (逕)海軍第三百三號(八) 四八一	
○吳鎮守府海兵團定員表改正 (逕)海軍第七十四號(三) 九三	
○吳佐世保鎮守府海兵團定員表中增加 (逕)海軍第二百五號(三) 一五四	

○艦隊司令長官及常備定員表 (勅)第二百三十八號(一〇)五〇〇	○下士卒定員補充規則第七條中刪除 (逕)海軍第三百九十號(二)六一三
○鎮守府艦隊司令長官旗艦增加定員表 (勅)第二百三十九號(一〇)五〇一	○休職技術官ノ定員内トス (逕)海軍第八十八號(五) 三二四
○鎮守府艦隊司令長官旗艦增加定員職別表 (逕)海軍第三百九十二號(二)六一三	○海軍參謀部定員表改正 (逕)海軍第二百四十三號(六) 三七七
○各鎮守府衛生會議海軍病院軍醫部員定員表中改正 (逕)海軍第七十三號(三) 九二	○火藥工廠定員表中追加 (逕)海軍第二百二十號(五) 三四五
○各鎮守府衛生會議海軍病院軍醫部員定員表吳鎮守府 (逕)海軍第九十九號(三) 一三四	○水路部定員表中改正 (逕)海軍第九十八號(三) 一三四
○海軍中央衛生會議鎮守府衛生會議海軍病院定員表 (勅)第二百四十三號(一〇)五〇四	○水路部定員表改正 (逕)海軍第二百四十四號(六) 三七八
○海軍各軍法會議主理職務服務並定員表 (勅)第二百四十六號(一〇)五〇七	○明治二十三年海軍志願兵徵募員表 (告)海軍第三號(二) 四九
○海軍大學校定員表中追加同校監視察使了給仕 定員表廢止 (逕)海軍第十八號(二) 三七	○平時備重兵一大隊隊鞍及屬品定員表中中小綱追加 (逕)陸軍第九號(二) 三四
○海軍大學校下士卒定員職別表 (逕)海軍第三十五號(二) 五四	○各兵隊劔術器具員數表 (逕)陸軍第八十七號(五) 三二〇
○海軍兵學校准士官下士卒定員職別表 (逕)海軍第三百八十八號(二)六二二	○師團戰時物件定員表中改正 (逕)陸軍第八十八號(五) 三二一
○海軍機關學校定員表中刪除 (逕)海軍第七十號(四) 二九八	○馬寮器械定員表ノ定メ獸醫部治療器械並調劑器械定員 表廢止 (逕)陸軍第二百二十號(六) 三五八
○海軍機關學校准士官下士卒定員職別表 (逕)海軍第三百八十九號(二)六二二	○衛生部治療器械並調劑器械定員表改正 (逕)陸軍第三百三十號(七) 三八七
○海軍主計學校准士官下士卒定員職別表 (逕)海軍第三百八十九號(二)六二二	○兵備品測器定員表 (逕)海軍第四百十六號(二)七三〇

〔定額〕

- 過年度支出計算書及定額戻入要求書中改正
  - (省)大藏第二十八號(三〇三六)
  - 定額戻入要求書ニ仕舞命令申請書ノ記號付記方
    - (訓)大藏第一百八十八號(八三三)
- 〔歸職〕
  - 歸職工免許規則
    - (法)第三十一號(四六一)
  - 歸職工免許試驗規則
    - (省)農商務第六號(七一〇八)
  - 獸醫、蹄鐵工各免許規則ニ依リ學則認可請求方
    - (省)農商務第十八號(二二〇九)
  - 蹄鐵工假免許手續
    - (訓)農商務第三十八號(七三〇八)
  - 蹄鐵工免狀同假免狀下付願書及免許試驗願書ハ副本ヲ要セス
    - (訓)農商務第五十二號(九四一九)
  - 獸醫、蹄鐵工各免許試驗舉行地及期日
    - (省)農商務第十一號(二二五〇四)
  - 陸軍蹄鐵學會條例第六條第十四條改正
    - (勅)第二百三十號(一〇四七六)
  - 陸軍蹄鐵工下長補充條例
    - (勅)第二百三十一號(一〇四七六)
  - 現今ノ蹄鐵工長同工下長隊附ハ該隊兵科官附附ハ騎兵科ト心得シム
    - (達)陸達第二十三號(三一九)
  - 騎砲輜重兵蹄鐵工長同工下長限制改正ニ附キ臂章附著方
    - (達)陸達第二十四號(三八〇)

- 停年計算進級方ノ途中進級ノ勅令指定
  - (達)海軍第三十六號(一一九五)
- 停年計算停年名簿規則第一條第十條改正
  - (達)海軍第五十八號(三三七)
- 停年計算停年名簿規則ヲ停年計算例トシ條項中改正
  - (達)海軍第三百二號(八四八一)
- 〔停職〕
  - 豫備後備及休職停職ト爲リタル者ノ考科表送付時ニ保存方
    - (達)陸達第二百七號(二二五九五)
- 〔程度〕
  - 諸學校ノ學科程度ハカノ部學校ニ載ス
- 〔手拭〕
  - 手洗石鹼西洋手拭ノ供給廢止
    - (達)海軍第四百十號(二二七六)
- 〔手當〕
  - 海軍造船工學校生徒ニ手當金給與
    - (勅)第二十七號(三三三)
  - 海軍造船工學校生徒手當金支給規則
    - (達)海軍第九十六號(一一三〇)
  - 海軍造船工學校生徒手當金支給規則改正
    - (達)海軍第二百十三號(三三四)
  - 海軍軍人手當金規則中改正
    - (勅)第四百十九號(三三三)
  - 海軍軍人俸給及手當金支給細則中追加
    - (達)海軍第八十二號(三一一)
  - 海軍軍人俸給手當金支給細則中刪除改正
    - (達)海軍第五百十號(四三九)

- 海軍軍人俸給及手當金支給細則中改正刪除
  - (達)海軍第二百五十四號(七三三八)
- 海軍軍人俸給及手當金支給細則中改正追加
  - (達)海軍第二百七十九號(八四四八)
- 海軍軍人手當金規則海軍軍人俸給及手當金支給細則中ノ手當金支給方
  - (達)海軍第二百八十六號(八四六三)
- 海軍軍人俸給及手當金支給細則第三十六條中追加
  - (達)海軍第三百五十二號(一〇五五九)
- 上等技工工及工夫ニ手當金給與方ノ途中改正
  - (達)海軍第十五號(一一二)
- 上等技工、技工手當金給與方
  - (達)海軍第三百七十八號(二二五九)
- 支那朝鮮及亞細亞南洋諸島將校給與規則及海軍武文官外國出張手當金支給細則規廢止
  - (達)海軍第五十號(三二七〇)
- 三等郵便及電信局長手當金並退官死亡賜金給與方
  - (勅)第六十二號(八三三四)
- 三等郵便及電信局長手當年額表改正
  - (省)逕信第六號(三六一)
- 電信柱敷地手當仕拂取扱順序
  - (訓)逕信第二號(四一五五)
- 常柱敷地手當金ノ課拂過渡金取納ヲ逕信局長官府縣知事ニ委任及其取扱手續
  - (訓)逕信第二號(四一九)
- 電信柱敷地手當仕拂取扱順序第九條追加
  - (訓)逕信第四號(四三二)

- 電信柱敷地手當金ニ係ル本國大臣ノ職務ハ逕信局長官府縣知事執行
  - (訓)逕信第五號(四四五)
- 民有地建設電信柱敷地手當金請求申出期日及書式
  - (省)逕信第六十八號(四一九)
- 水雷術、鐵道工事、電信術傳習員分遣假規則中手當廢止
  - (達)陸達第六十七號(四二三四)
- 官林巡邏手當金支給方訓令廢止
  - (訓)農商務第四十七號(四一五)
- 〔手當料〕
  - 執達吏手當料規則
    - (法)第五十二號(一一六〇)
  - 稅關法制定商船規則中一項及國內通商規則、外國形日本船舶出入稅未納内外貨物通商規則、西洋形日本船舶各附港出入規則並ニ露亞亞國領海太島貿易出入港手當料物品稅免除ノ布告廢止
    - (法)第八十號(二五三)
  - 稅關規則第九條第四十八條ノ特許手當料割合
    - (省)大藏第二十二號(二二六六)
  - 稅關規則第九條第四十條ノ特許手當料割合中追加
    - (省)大藏第四十號(三三六三)
  - 商業及船舶ノ登記ニ關スル手當料
    - (勅)第三百二十三號(七三〇六)
  - 商業、船舶ノ登記及公告ニ關スル手當料中追加
    - (勅)第二百七號(四二四)
  - 船舶規則第七條ノ手當料收納ヲ北海道廳長官府縣知事ニ委任及其取扱手續
    - (訓)逕信第八號(三三四)

- 抗業ニ關スル手数料徴取 (勅)第百五十一號(七) 三〇四
- 農商務省所管免許料手数料額出借區稅徵收順序 (訓)農務第六號(三) 一七
- 明治二十二年告示第一號(特許發明ノ明細書特許及商標公報ノ拂下代書類本圖書調製手数料並ニ請求手續)第三條第七條中改正 (告)農務第二號(三) 一五七
- 領事手数料及出張入費ハ外國貨幣ニテ納入スルヲ得 (勅)第二百五十八號(二〇)五二四
- 海外旅券ヲ下付スルトキ其手数料收入取扱順序 (訓)外務第一號(三) 一八
- 版權登錄料前免許料登錄費再渡下付手数料版權免許證明書下付手数料現金納付時間 (告)內務第十一號(三) 二一九
- 明治二十一年省令第一號(出版版權脚本樂譜寫真版權條例ニ關スル願届手續)同第三號(舊出版條例ニ係ル手数料免許料納付方)中改正追加 (省)內務第一號(三) 五二
- 文部省主管教科用圖書檢定學校教員學力試驗及同免許狀授與ノ各手数料收納事務ヲ北海道廳府縣ニ委任並ニ其取扱準據及報告書差出方 (訓)文部第三號(三) 二二
- 陸軍馬學校調馬手増員廢止 (達)陸軍第二百九號(二)六〇七
- 陸軍馬學校調馬手増員廢止 (達)陸軍第二百九號(二)六〇七
- 看護調劑學教程 (達)陸軍百一十一號(六) 三〇七
- 馬檢驗規定數ヲ定メ獸醫部治療器械調劑器規定數
- 表廢止 (達)陸軍第二百號(六) 三六八
- 衛生部治療器械調劑器規定數表改正 (達)陸軍第三百號(七) 三六七
- 調査
  - 地質調査所官制 (勅)第百三號(六) 二三四
  - 野戰砲兵所用調査表尺廢止 (達)陸軍第三十七號(三) 一三〇
- 調理
  - 歳入歳出豫算調理規程 (達)海軍第十六號(二) 二六
  - 歳入歳出豫算調理規程中收入經費豫算分擔表改正 (達)海軍第二百二十六號(六) 三〇八
- 鳥獸獵
  - 鳥獸獵免狀所有者族籍姓名異動届出及返納方ヲ定メ十七年達第二十號(同上ノトキ免狀書改方)廢止 (訓)農務第三號(二) 七
  - 御料地ニ編入ノ官林等ニテ掛官吏ニ有害ノ鳥獸獵獵許可並ニ巡視獵札雛形 (訓)農務第十九號(三) 一四三
  - 北海道廳三重縣宮崎縣御料地内ニテ掛官吏ニ有害ノ鳥獸獵許可 (訓)農務第四十三號(八) 三三四
- 提供
  - 勞務提供規則 (勅)第二百十七號(二〇)四三二
  - 擲藥 ○ノノ部火藥ニ載ス
- 點呼
  - 陸軍豫備後備兵備團點呼執行方改正

- 陸軍豫備後備下士兵卒團點呼施行規則 (省)陸軍第三號(二) 一一
- 陸軍豫備後備下士兵卒團點呼施行規則 (達)陸軍第八號(二) 二二
- 元軍用電信隊建築卒後備服役中ノ者ハ演習召集團團點呼ヲ施行セシム (達)陸軍第二百四號(二)五八三
- 傳習
  - 水雷術、鐵道工事、電信術傳習員分遣假規則中手續廢止 (達)陸軍第六十七號(四) 二三四
  - 紅茶製方傳習規則廢止 (省)農務第十五號(一〇)八三
- 傳染
  - 明治十三年乙第三十六號達(傳染病豫防心得書)廢止 (訓)內務第三十四號(一〇)四三〇
- アノ部
  - 藥用阿片受拂手續追加及說明 (訓)內務第一號(二) 一一
  - 藥用阿片受拂手續追加 (訓)內務第五號(三) 二二
  - 藥用阿片受拂手續中更正刪除 (訓)內務第十二號(三) 二二
- サノ部
  - 埼玉縣廳位置改定 (勅)第二百十三號(九) 四一八
- 參謀
  - 參謀本部條例第六條第七條追加 (勅)第十九號(三) 二七
  - 參謀本部條例中改正刪除 (勅)第九十五號(六) 二二九
- 參謀本部條例第二條中改正 (勅)第二百七十九號(二)六六三
- 海軍參謀部條例中改正追加 (勅)第二百四十號(一〇)五〇一
- 海軍參謀部定員表改正 (達)海軍第二百四十三號(六) 二七七
- 參事
  - 府縣參事官典職特別任用令 (勅)第二百二十七號(一〇)四六六
- 裁定
  - 日本坑法ニ依リ賦掘借區ノ取消及土地使用上ニ關スル裁定ヲ請求スル者出願手續 (省)農務第十九號(二)三六四
- 裁判
  - 裁判所構成法 (法)第六號(三) 七
  - 裁判所構成法施行條例 (法)第二十二號(三) 五二
  - 明治十年第五號布告(裁判所ノ呼出ヲ受ケ無届ニテ還參不參等ノ者罰金處分)廢止 (法)第四十二號(六) 一〇九
  - 陸海軍軍法會議私訴裁判強制執行法 (法)第六十七號(八) 二二二
  - 裁判上代位法 (法)第九十三號(一〇)三九八
  - 裁判所書記長書記官俸給 (勅)第百五十九號(八) 三三四
  - 裁判官檢察官裁判所書記官名及裁判官休職ニ係ル規定 (勅)第二百五十四號(一〇)五二二
  - 刑事檢察裁判所書記及執達吏制服 (勅)第二百六十號(一〇)五二五
  - 行政裁判法 (法)第四十八號(六) 一四四
  - 行政裁判所處務規程 (勅)第百九十二號(八) 三七七

○ 行政裁判所所定官及書記定員並ニ職務 (勅)第百一十一號(六) 二五二	加改正 (省)司法第五號(九) 二六七
○ 行政廳ノ違法過分ヲ行政裁判所ニ出訴シ得ヘキ事件 (法)第百六號(二〇)三三八	○ 明治二十三年省令第五號札幌地方裁判所管内登記所 管轄中改正追加改正 (省)司法第十號(二)三三七
○ 行政裁判所假設設置 (省)行政裁判所第一號(九) 二六五	○ 裁判事務ノ新置裁判所附屬マテ従前ノ管轄區域ニ依 リ取扱ハシム (勅)司法第二號(八) 四〇八
○ 行政裁判所ヨリ各金庫ヘ寄托スヘキ豫納金取扱方 (省)行政裁判所第三號(二)三三三	○ 高知始審裁判所管内中村治安裁判所下山出張所流失 ニ附キ同裁判所ニテ登記事務取扱フ (省)司法第二十一號(九) 二六六
○ 各控訴院裁判所ヨリ寄托ノ豫納金及假納金取扱方 (勅)大藏第九十五號(五) 二五七	○ 高知始審裁判所管内中村治安裁判所下山出張所ニ係 ル登記事務取扱場所改正 (省)司法第五十四號(一〇)四三三
○ 重罪輕罪ノ公訴ノ判決ニ對シ控訴アリタル場合、上 告ニ由リ他ノ裁判所ニ移スノ旨渡アリタル場合ニ被 告人拘禁中ノ費用支辨方 (省)内務第五號(二〇)三九八	○ 區裁判所出張場所管轄區域及期日表中追加改正 (省)司法第五十三號(一〇)四三二
○ 裁判所位置及管轄區域表中改正 (勅)第五號(二) 一〇	○ 出張裁判所出張場所管轄區域及期日表中追加改正 (省)司法第二號(一) 三九
○ 裁判所位置及管轄區域改正 (法)第六十二號(八) 一九〇	○ 出張裁判所出張場所管轄區域及期日表中追加改正 (省)司法第四號(三) 七一
○ 地方裁判所支部及管轄表 (省)司法第三號(八) 一五九	○ 出張裁判所出張場所管轄區域及期日表中追加 (省)司法第五號(三) 八三
○ 區裁判所出張場所管轄區域中追加改正 (省)司法第四號(八) 一四七	○ 出張裁判所出張場所管轄區域及期日表中追加 (省)司法第六號(三) 八七
○ 區裁判所出張場所位置管轄區域表中改正 (省)司法第六號(一〇)三八一	○ 出張裁判所出張場所管轄區域及期日表中追加 (省)司法第十五號(五) 一九四
○ 札幌始審裁判所管内市來登記所管轄中追加 (省)司法第十一號(二)三八三	○ 出張裁判所出張場所管轄區域及期日表中追加 (省)司法第十七號(七) 三三五
○ 札幌始審裁判所管内市來登記所管轄中追加 (省)司法第一號(三) 六〇	

○ 出張裁判所出張場所管轄區域及期日表中改正 (省)司法第十九號(七) 三三八	○ 名古屋、山形地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (省)司法第五十八號(二)四四〇
○ 出張裁判所出張場所管轄區域及期日表中追加 (省)司法第三十六號(一〇)四〇九	○ 宇都宮地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (省)司法第五十六號(一〇)四三四
○ 出張裁判所出張場所管轄區域及期日表中追加 (省)司法第九十三號(三)五三三	○ 宇都宮地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (省)司法第七十六號(二)五〇四
○ 名古屋始審裁判所管内治安裁判所出張所裁判開廷期 日改正 (省)司法第一號(二) 三六	○ 京都地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (省)司法第六十號(二)四九七
○ 德島始審裁判所管内治安裁判所出張所中裁判開廷期 日改正 (省)司法第九號(四) 一五九	○ 安濃津地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (省)司法第六十一號(二)四九七
○ 德島地方裁判所管内脇町區裁判所出張所中開廳 延期日改正 (省)司法第十二號(四) 一六四	○ 青森地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (省)司法第六十三號(二)四七六
○ 德島地方裁判所管内脇町區裁判所出張所中開廳 延期日改正 (省)司法第六十五號(二)四八七	○ 青森地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (省)司法第六十九號(二)四九二
○ 高知地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳延期日改正 (省)司法第九十四號(三)五三三	○ 德島地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (省)司法第六十五號(二)四八七
○ 奈良外二地方裁判所開廳 (省)司法第四十七號(一〇)四三〇	○ 水戸外二地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (省)司法第六十八號(二)四九一
○ 前橋、德島地方裁判所管内區裁判所中開廳 (省)司法第四十八號(一〇)四三〇	○ 水戸外四地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (省)司法第七十八號(二)五〇八
○ 大津、岐阜地方裁判所管内區裁判所中開廳 (省)司法第四十九號(一〇)四三〇	○ 金澤地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (省)司法第七十三號(二)四九八
○ 浦和外二地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (省)司法第五十一號(一〇)四三二	○ 福岡地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (省)司法第七十七號(二)五〇四
○ 浦和、地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳	

- 福岡地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭 (告) 司法第九十二號(二)五三三
- 千葉外五地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭 (告) 司法第七十九號(二)五〇九
- 鹿兒島地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭 (告) 司法第八十號(二)五一一
- 山形地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭 (告) 司法第八十四號(二)五二七
- 東京外八地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭 (告) 司法第九十一號(二)五三二
- 小田原治安裁判所管内出張所裁判開庭 (告) 司法第三號(一) 五三
- 小田原治安裁判所厚木出張所裁判開庭 (告) 司法第一號(四) 一六三
- 五條治安裁判所高田出張所裁判開庭 (告) 司法第七號(三) 八七
- 五條治安裁判所高田出張所裁判開庭 (告) 司法第七號(三) 八七
- 八王子治安裁判所中野出張所裁判開庭 (告) 司法第十三號(四) 一七〇
- 八王子治安裁判所府中出張所裁判開庭 (告) 司法第十四號(五) 一八八
- 仙臺始審裁判所管内治安裁判所出張所中開庭延期 (告) 司法第二十二號(九) 二六八
- 松江始審裁判所管内治安裁判所出張所中開庭セヌ (告) 司法第二十三號(九) 二六八
- 松江始審裁判所管内治安裁判所出張所中開庭セヌ (告) 司法第四十號(一〇)四一五
- 松江地方裁判所管内大森區裁判所川本出張所裁判開庭セヌ (告) 司法第七十四號(二)四九八
- 熊本始審裁判所管内治安裁判所出張所開庭セヌ (告) 司法第二十四號(九) 二六八
- 千葉外十二始審裁判所管内治安裁判所出張所開庭セヌ (告) 司法第二十五號(九) 二七〇
- 福岡始審裁判所管内治安裁判所出張所開庭セヌ (告) 司法第二十六號(一〇)三七三
- 名古屋始審裁判所管内治安裁判所出張所開庭セヌ (告) 司法第二十七號(一〇)三七三
- 秋田始審裁判所管内治安裁判所出張所開庭セヌ (告) 司法第二十八號(一〇)三七三
- 大分始審裁判所管内治安裁判所出張所開庭セヌ (告) 司法第二十九號(一〇)三七三
- 山口始審裁判所管内治安裁判所出張所開庭セヌ (告) 司法第三十號(一〇)三七三
- 前橋始審裁判所管内治安裁判所出張所開庭セヌ (告) 司法第三十一號(一〇)三七三
- 高知始審裁判所管内治安裁判所出張所開庭セヌ (告) 司法第三十二號(一〇)三七四

- 神戸始審裁判所管内治安裁判所出張所開庭セヌ (告) 司法第三十三號(一〇)三七七
- 大津、松山始審裁判所管内治安裁判所出張所開庭セヌ (告) 司法第三十四號(一〇)三七七
- 金澤始審裁判所管内治安裁判所出張所開庭セヌ (告) 司法第三十七號(一〇)四一〇
- 岡山始審裁判所管内治安裁判所出張所中開庭セヌ (告) 司法第三十八號(一〇)四一一
- 水戸始審裁判所管内治安裁判所出張所開庭セヌ (告) 司法第三十九號(一〇)四一五
- 京都始審裁判所管内治安裁判所出張所開庭セヌ (告) 司法第四十一號(一〇)四一五
- 福岡始審裁判所管内治安裁判所出張所中開庭セヌ (告) 司法第四十二號(一〇)四二六
- 福岡地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭セヌ (告) 司法第八十二號(二)五一一
- 鹿兒島始審裁判所管内治安裁判所出張所中開庭セヌ (告) 司法第四十三號(一〇)四二六
- 佐賀始審裁判所管内治安裁判所出張所開庭セヌ (告) 司法第四十四號(一〇)四二七
- 長崎始審裁判所管内治安裁判所出張所開庭セヌ (告) 司法第四十五號(一〇)四二七
- 福井始審裁判所管内治安裁判所出張所中開庭セヌ (告) 司法第四十六號(一〇)四二九
- 松江始審裁判所管内治安裁判所出張所中開庭セヌ (告) 司法第五十五號(一〇)四三三
- 宮崎始審裁判所管内治安裁判所出張所中開庭セヌ (告) 司法第五十號(一〇)四三〇
- 福島地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭セヌ (告) 司法第五十九號(二)四四七
- 東京地方裁判所管内各區裁判所出張所開庭セヌ (告) 司法第六十六號(二)四九九
- 岡山地方裁判所管内各區裁判所出張所開庭セヌ (告) 司法第七十五號(二)四五〇
- 高知地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭セヌ (告) 司法第八十一號(二)五一一
- 熊本地方裁判所管内區裁判所出張所開庭セヌ (告) 司法第八十九號(二)五二一
- 横濱地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭セヌ (告) 司法第九十號(二)五二一
- 金澤地方裁判所管内高濱區裁判所裁判事務取扱開始 (告) 司法第六十二號(二)四七四
- 水戸外七地方裁判所管内區裁判所中裁判事務取扱開始 (告) 司法第六十七號(二)四九〇
- 奈良地方裁判所管内松山區裁判所裁判事務取扱開始 (告) 司法第七十號(二)四九二
- 松江地方裁判所管内大森區裁判所裁判事務取扱開始 (告) 司法第八十三號(二)五一一

- 千葉外三地方裁判所管内區裁判所中裁判事務取扱開始 (告) 司法第八十五號(二三)五七
- 新潟地方裁判所管内三條區裁判所裁判事務取扱開始 (告) 司法第八十七號(二三)五二
- 青森地方裁判所管内野邊地區裁判所裁判事務取扱開始 (告) 司法第八十八號(二三)五二
- 德島地方裁判所管内川島區裁判所裁判事務取扱開始 (告) 司法第九十五號(二三)五三
- 福岡地方裁判所管内區裁判所中裁判事務取扱開始 (告) 司法第九十六號(二三)五五
- 東京地方裁判所管内各區裁判所ノ管轄ニ關スル刑事裁判事務取扱方 (告) 司法第五十二號(二〇)四三
- 盛岡地方裁判所管内遠野區裁判所民事裁判事務取扱期日 (告) 司法第七十一號(二二)四九
- 大津地方裁判所管内區裁判所中民事裁判事務取扱期日 (告) 司法第七十二號(二二)四九五
- 浦和地方裁判所管内越谷區裁判所民事裁判事務取扱期日 (告) 司法第八十六號(二三)五八
- 刑事ニ關シ仙臺裁判所盛岡支廳及盛岡始審裁判所ニ領置セル金錢物品下渡申請期限 (告) 司法第十號(四)一六〇
- 大分治安裁判所市山報所保存ノ登記簿簿公證簿燒失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム (告) 司法第八號(三)一四七
- 青森治安裁判所野邊地出報所保存ノ登記簿簿公證簿燒失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム
- 川越治安裁判所越生出報所保存ノ公證簿印簿紛失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム (告) 司法第二十號(七)二三七
- 札幌始審裁判所管内登記所保存ノ簿公證簿燒失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム (告) 司法第三十五號(二〇)四九
- 造幣局官制改正 (勅) 第四百四號(七) 三四
- 造船監督官條例 (勅) 第二百四十八號(二〇)五〇九
- 海軍造兵廠官制改正 (勅) 第六十八號(八) 三五〇
- 造兵廠火藥工廠水路部在籍技工ノ兵役免役方 (達) 海軍第二百六十八號(七) 四二八
- 製藥工場ヲ置キ造兵廠ニ關ス (達) 海軍第二百九十七號(八) 四七四
- 造兵廠製藥工場取締ハ製藥科長ヲシテ擔任セシム (達) 海軍第二百九十八號(八) 四七四
- 造船修規則改正 (達) 海軍第二十四號(二) 四四
- 艦船修規則中改正加除 (達) 海軍第九十七號(三) 一三三
- 造船工學校ハカノ部學校ニ載ス (法) 第十九號(三) 四八
- 鎮守府造船材料資金會計規則 (勅) 第三十四號(三) 四六
- 造船材料ノ物品ニテ兵器艦船等ノ製作ニ適當ノ

- モノハ相當ノ經費ニテ買受使用スルヲ得
- 造船材料資金會計規則 (達) 海軍第二百三十三號(六) 三五八
- 造船監督官條例 (勅) 第二百四十八號(二〇)五〇九
- 小野濱造船所官制廢止 (閣) 第一號(三) 一
- 吳鎮守府造船部小野濱分工場設置 (告) 海軍第七號(三) 八七
- 吳鎮守府造船部小野濱分工場設置及工事會計等整理方 (達) 海軍第八十四號(三) 一一三
- 吳鎮守府造船部小野濱分工場設置及工事會計等整理方ノ途中改正加除 (達) 海軍第三十號(三) 一六四
- 吳鎮守府造船部小野濱分工場倉庫主管ニ定員外屬一人附屬 (達) 海軍第六十九號(四) 二九八
- 吳鎮守府造船部小野濱分工場倉庫主管ニ定員外屬一人附屬ノ途廢止 (達) 海軍第三百四十六號(二〇)五五七
- 鎮守府造船部工場ニテ造船外工事ヲ行フヲ得 (達) 海軍第二百二十九號(六) 三五六
- 商船學校機關科生徒海軍造船工場修業規則 (達) 海軍第四百九號(二二)七二五
- 官有山林原野ヲ貸下ク成功後拂下ク豫約届出難形 (訓) 農商務第九號(三) 三七
- 政府ニ屬スル歲入歳出外ノ現金ヲ取扱フ出納官吏ニ關スル規則準據方 (勅) 第三十五號(三) 四八
- 明治十九年度歳入歳出總決算 (勅) 第二百七十四號(二二)六二六
- 明治二十三年度歳入歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ數目 (勅) 第三百三十二號(七) 三〇三
- 明治二十三年度歳入歳出總豫算 (豫) 三月三日(三) 一
- 明治二十三年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 三月二十七日(三) 四二
- 明治二十三年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 四月四日(四) 五四
- 明治二十三年度歳入歳出總豫算中削減 (豫) 四月四日(四) 五三
- 明治二十三年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 六月三日(六) 七七
- 明治二十三年度歳入歳出總豫算追加及歳出豫算削減 (豫) 九月十二日(九) 八三
- 明治二十三年度大藏省陸軍省海軍省農商務省逓信省所管特別會計各歳入歳出豫算 (豫) 三月二十七日(三) 四六
- 明治二十三年度文部省所管特別會計各歳入歳出豫算 (豫) 四月四日(四) 五七
- 明治二十三年度大藏省所管特別會計歳入歳出豫算及追加 (豫) 六月三日(六) 七八
- 明治二十三年度大藏省文部省所管特別會計歳入歳出豫算追加 (豫) 九月二十九日(九) 九二
- 明治二十三年度内務省所管歳出豫算調製方 (訓) 內務第四號(三) 一六
- 明治二十三年度歳出豫算 (訓) 內務第十一號(三) 二二〇

- 明治二十三年度内務省所管歳入豫算 (訓)内務第十四號(三) 二二三
- 内務省所管ニ屬スル歳入收納ノ順序適用方 (訓)内務第十三號(三) 二二三
- 二十二年度内ニ收入未了歳入豫算金額ヲ二十三年度ニ於テ收納整理取扱方 (省)大藏第四號(三) 三三
- 二十二年度内ニ收入未了歳入豫算金額ヲ二十三年度ニ於テ收納整理取扱方省令中第一條第二條刪除 (省)大藏第五號(三) 三三
- 金庫ニ於ケル二十二年歳入歳出處理順序 (訓)大藏第二十二號(三) 八五
- 歳出仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任セシ經費ノ仕拂命令濟額及精算報告書調製様式 (訓)大藏第五十一號(三) 一四九
- 明治二十二年歳入歳出納閉鎖期以降豫算ヲ發見スルモ訂正スルヲ得ス (訓)大藏第三十八號(三) 一一九
- 明治十九年二十年二十一年度歳入歳出科目其他ノ誤謬發見スルモ訂正セシメス (訓)大藏第六十二號(四) 一八三
- 作樂及鐵道歳出仕拂命令官據置資本持越額又ハ作樂及鐵道歳入金ヲ歳出仕拂元受金ヘ組込ミ若クハ組換ヘシ金庫ヘ請求方 (訓)大藏第六十四號(四) 二二八
- 大藏省所管歳入金收入取扱場所 (訓)大藏第八十三號(五) 二五〇
- 明治二十二年歳出支拂未済繰越金支拂月計對照表 (訓)大藏第八十一號(五) 二四九
- 差出及對查證明方 (訓)大藏第八十一號(五) 二四九
- 特別會計ノ歳入歳出金月計對照表ノ送付ヲ受ケタルトキ取扱手續 (訓)大藏第八十八號(五) 二五三
- 北海道廳及府縣ニテ陸軍省所管歳入ノ收納ヲ取扱フヘキ場合 (訓)陸軍第十號(五) 二四六
- 陸軍省所管歳入歳出各局課擔任區分表設定二十二年送乙第一三四二號遠慮算調製擔任區分廢止 (達)陸軍第六號(五) 三五六
- 陸軍省所管歳入收納取扱順序 (達)陸軍第九十一號(五) 五二二
- 陸軍省所管歳入收納取扱順序中改正加除 (達)陸軍第二百三號(二) 五七九
- 歳入歳出豫算調製規程 (達)海軍第十六號(二) 二二八
- 歳入歳出豫算調製規程中收入經費豫算分擔表改正 (達)海軍第二百二十六號(六) 四八八
- 歳入歳出取扱規程 (達)海軍第八十號(三) 一〇一
- 歳入歳出取扱規程中追加 (達)海軍第二百七十二號(七) 四九
- 文部省主管二十四年度歳入概算書及月額金庫區分表差出期限 (訓)文部第二號(二) 六
- 明治二十三年度歳入概算月額金庫區分表調製差出方 (訓)農商務第一號(二) 一
- 農商務省所管二十三年度道廳府縣歳入科目表改正及二十四年度歳入概算書調製方 (訓)農商務第十二號(三) 一〇六
- 農商務省所管明治二十三年度道廳府縣歳入科目表中

- 追加
- 農商務省所管二十三年度大林區署歳入科目表改正及二十四年度歳入概算書調製方 (訓)農商務第十三號(三) 一〇六
- 明治二十四年度歳出豫算書調製方 (訓)農商務第七號(三) 二二
- 歳出繰越ニ關スル取扱方 (訓)農商務第十八號(三) 二二〇
- 農商務省所管歳入金納入準備方 (訓)農商務第二十六號(五) 二五五
- [倉庫]
- 吳鎮守府造船部小野濱分工場倉庫主管ニ定員外屬一人附屬 (達)海軍第六十九號(四) 二九八
- 吳鎮守府造船部小野濱分工場倉庫主管ニ定員外屬一人附屬廢止 (達)海軍第三百四十六號(二) 〇五七
- [財産]
- 民法財産編同財産取得編同債權擔保編同證據編 (法)第二十八號(四) 號外
- 民法財産取得編同人事務 (法)第九十八號(二) 〇號外
- 財産委聚法 (法)第九十四號(二) 〇二九
- 府縣制郡制施行ニ際シ衆議院議員及ニ府縣會議員ノ選舉區域地方稅收支豫算地方稅財產備荒儲蓄金處分方那費支辨方法及府縣ノ急務事業ニ關スル諸件 (法)第八十五號(九) 二六二
- 宜有財産管理規則 (勅)第二百七十五號(二) 〇六六
- 小林區署及派出所所屬ノ財産保管及責任 (訓)農商務第五十三號(九) 四二九
- [債券]
- 商法ニ依リ株式會社債券發行方 (法)第六十號(八) 一八八
- [債權]
- 民法財産編同財産取得編同債權擔保編同證據編 (法)第二十八號(四) 號外
- [作業]
- 作業會計法 (法)第十七號(三) 四五
- 陸軍作業會計法 (法)第十八號(三) 四七
- 作業及鐵道會計規則 (勅)第三十三號(三) 三七
- 作業及鐵道會計規則ニ據リ要スル諸報告書諸表諸帳簿式 (省)大藏第九號(三) 六一
- 作業及鐵道會計規則ニ據リ要スル諸報告書諸表諸帳簿式中心心得 (訓)大藏第七號(六) 二八六
- 作業及鐵道會計金庫出納事務規程 (訓)大藏第六十三號(四) 一八四
- 作業及鐵道會計金庫出納事務規程條項及書式中改正 (訓)大藏第四百四十八號(二) 〇六九
- 作業及鐵道歳出仕拂命令官據置資本持越額又ハ作樂及鐵道歳入金ヲ歳出仕拂元受金ヘ組込ミ若クハ組換ヘシ金庫ヘ請求方 (訓)大藏第六十四號(四) 二二八
- 工兵大隊作業器具表中改正 (達)陸軍第九十五號(二) 〇五二

〔材料〕○造船材料ハサノ部造船ニ載ス

○明治十八年農商務省第六號達十九年逡信省令第二號

(陸運統計材料機式廢止) (省)逡信第十二號六 九五

○大小架橋樑列器具材料員數表及配賦表、同圖並圖解、

工兵中隊賦載器具表、野戰電信材料圖並圖員數表、兵

站電信隊電信材料賦載表同分配表及圖解中加除

改正 (逡)陸運第九十五號二〇五五二

〔參賀〕

○新年朝拜三大節參賀ノ節昇降方

(逡)宮内號外計三三三二七三

〔置種〕

○置種ヲ箱其他ノ器物ニ納メ閉藏スルモ第四種郵便物

ト認メ取扱方 (告)逡信第四十九號三 八九

〔產物〕

○官有森林原野及產物特別處分規則 (勅)第六十九號四 一七六

○官有森林原野及產物特別處分規則中追加 (勅)第二百八十二號二二六六四

○官有森林原野及產物特別處分規則ニ據リ隨意契約ニ

テ原野ヲ賣渡ストキ準據條項 (訓)農商務第三十四號七 二八九

〔操典〕

○糧重兵操典第四編附錄中追加 (逡)陸運第二十號三 六九

〔在職〕

○陸軍軍人傷疾疾病ニ罹リ服役及在職ニ堪ヘサル者取

扱手續中追加 (逡)陸運第十四號三 五八

○陸軍軍人傷疾疾病ニ罹リ服役及在職ニ堪ヘサル者取

扱手續中加除改正 (逡)陸運第七十三號九 四九七

〔在監〕

○在監人所持金取扱方 (訓)大藏第四百十號二〇四五六

〔探炭〕

○新原探炭所官制 (勅)第四十號三 五三

○新原探炭所屬技手官等 (逡)海軍第一百十一號三 一四四

〔採用〕

○陸軍下士文官採用規則中改正追加 (勅)第八十六號五 三二一

○陸軍下士文官採用規則第一條ノ資格アル者奉職請願

期限 (省)陸軍第十八號六 九五

○陸軍下士文官採用規則第一條書式追加改正 (省)陸軍第二十五號八 二六〇

○陸地測量部修技所生徒採用規則 (省)陸軍第十三號五 八七

○雇員傭人採用規則第二條中改正 (逡)海軍第二十五號二 四八

○傭人規則ヲ定メ雇員傭人採用規則廢止 (逡)海軍第四百十五號四 二二五

○海軍技工臨時採用規則 (省)海軍第十號四 一六三

○海軍技工臨時採用規則 (省)海軍第二十一號七 二三四

○營林主事補及森林監守特別採用規則改正 (省)農商務第四號三 三三

○三等郵便局長採用規則第一條中追加 (省)逡信第十一號五 九三

〔再服役〕

○陸軍現役下士上等兵再服役條例中改正刪除 (勅)第八十八號八 三七四

○衛生部下士看護手再服役許可人員 (逡)陸運第九十八號五 三三八

○明治二十四年現役滿期ノ軍吏部下士再服役許可 (逡)陸運第一百一號五 三三三

○明治二十四年現役滿期ノ下士上等兵等再服役許可人員 (逡)陸運第九十二號六 三五八

○海軍下士卒再服役許可手續中追加 (逡)海軍第六十五號三 八六

○海軍下士卒再服役許可手續第三項中追加 (逡)海軍第三百九十一號二二六三三

キノ部

〔宮中〕

○明治十七年乙第十三號達宮中儀式上席次中追加 (逡)宮内第二號五 三三一

○宮中ニ文事秘書局ヲ置キ官制ヲ定ム (逡)宮内第二十三號二二七〇六

○侍從職ニ幹事ヲ置キ官制ヲ定ム (逡)宮内第十八號二〇五三三

○獨逸國太皇太后アツグスル陛下下崩御ニ附キ宮中喪

○宮中喪問參内ノ整喪服用 (告)宮内第一號二 三三

○伊太利國皇弟ヂユック、ダラスト殿下薨去ニ附キ宮中

喪 (告)宮内第四號二 四〇

○宮中喪問參内ノ整喪服用 (告)宮内第五號二 四〇

○朝鮮國大王大妃崩御ニ附キ宮中喪 (告)宮内第十九號六 二〇八

○宮中喪問參内ノ整喪服用 (告)宮内第二十號六 二〇八

○和蘭國皇帝ギユルヨーム三世陛下崩御ニ附キ宮中

喪 (告)宮内第二十三號二二四八八

○宮中喪問參内ノ整喪服用 (告)宮内第二十四號二二四八八

〔錦鶏間〕 (告)宮内第二十一號二二五七一

○錦鶏間祇候ハ勅任待遇トス (逡)宮内第二十一號二二五七一

〔行幸、行啓〕

○第三師管下ニ於テ陸海軍聯合大演習御施行ヲ京都

行幸 (告)宮内第九號三 八〇

○皇后陛下京都 行啓 (告)宮内第十號三 八三

○吳佐世保兩鎮守府及江田島海軍兵學校、行幸

(告)宮内第十二號四 一六一

○吳佐世保兩鎮守府及江田島海軍兵學校、行幸京都

御發日期 (告)宮内第十三號四 一六四

○皇后陛下奈良兵庫兩縣、行啓京都御發日期 (告)宮内第十四號四 一六四

○聖上皇后兩陛下還幸 (告)宮内第十五號五 一八一



- 京都御發給御延引 (告)宮内第十六號五 一八八
- 聖上 皇后兩陛下還幸 (告)宮内第十七號五 一八九
- 第三回内閣勸業博覽會開會式臨幸 (告)宮内第十一號三 八七
- 〔行政〕
- 行政裁判法 (法)第四十八號六 一四四
- 行政裁判所邊務規程 (勅)第百九十二號八 三七七
- 行政裁判所評定官及書記定員並ニ職務 (勅)第百一十一號六 二五二
- 行政廳ノ違法處分ヲ行政裁判所ニ出訴シ得ヘキ事件 (法)第百六號(一〇三)八
- 行政裁判所假設設置 (告)行政裁判所第一號九 二六五
- 行政裁判所假設移轉 (告)行政裁判所第三號(二三)三
- 行政又ハ司法區域ニ關スル市ノ所屬 (勅)第七十一號五 一九三
- 行政裁判所ヨリ各金庫ヘ寄托スヘキ豫納金取扱方 (訓)大藏第百三十七號(一〇四)四
- 行政訴訟豫納金手續 (告)行政裁判所第二號(二)四八七
- 〔貴族院〕
- 貴族院令並ニ貴族院伯子男爵議員選舉規則及貴族院多額納稅者議員互選規則施行 (詔)二月二十七日(三) 一
- 貴族院伯爵議員補選選舉 (詔)十二月九日(三) 七
- 貴族院事務局官制 (勅)第百二十一號七 二六一
- 貴族院成立規則(勅)第百二十號(一〇四)八
- 貴族院議員資格及選舉爭訟判決規則 (勅)第百二十一號(一〇四)六三
- 貴族院議員ノ選舉ニ應シタル者宮内省中兼職スルヲ得サル部局 (達)宮内第十二號七 四〇〇
- 貴族院多額納稅者議員互選規則取扱方 (訓)內務第七號三 九八
- 〔議會、議長、議員、議員〕
- 帝國議會召集 (詔)十月九日(一〇) 三
- 帝國議會開會 (詔)十一月二十七日(二) 五
- 帝國議會開院式當日第一次 (告)宮内第二十二號(二)四六六
- 十一月二十九日帝國議會開院式 (告)宮内第二十五號(二)四九一
- 帝國議會開院式當日除喪 (告)宮内第二十六號(二)四九一
- 帝國議會議長副議長議員歳費及旅費支給規則 (勅)第百六十三號(一〇五)八
- 臨時帝國議會事務局廢止 (勅)第百八十號八 三五五
- 貴族院令並ニ貴族院伯子男爵議員選舉規則及貴族院多額納稅者議員互選規則施行 (詔)二月二十七日(三) 一
- 貴族院伯爵議員補選選舉 (詔)十二月九日(三) 七
- 貴族院議員資格及選舉爭訟判決規則 (勅)第百二十一號(一〇四)六三
- 貴族院議員ノ選舉ニ應シタル者宮内省中兼職スルヲ得サル部局 (達)宮内第十二號七 四〇〇

- 貴族院多額納稅者議員互選規則取扱方 (訓)內務第七號三 九八
- 衆議院議員選舉法罰則規則 (法)第四十號(五) 一〇六
- 衆議院議員選舉法施行規則 (勅)第三號(二) 四
- 衆議院議員選舉法及同施行規則ニ於ケル事務書式等準據取扱方 (訓)內務第二號(二) 四
- 府縣制定府縣會規則郡部會規則府縣會議員選舉規則其他抵觸スル成規規ヲ廢止 (法)第三十五號五 六六
- 府縣會議員選舉規則適用方 (法)第四十一號(五) 一〇七
- 府縣制郡制施行ニ際シ衆議院議員並ニ府縣會議員ノ選舉區域地方稅收支算算地方稅財產備能儲蓄金處分方郵費支辨方法及府縣ノ急務事業ニ關スル諸件 (法)第八十五號九 二六二
- 市町村會議員選舉規則 (法)第三十九號五 一〇三
- 元老院議長副議長議員特別賞與 (勅)第百五十六號(一〇五)三
- 〔騎兵〕
- 平時近衛步兵一聯隊編制同騎兵一大隊編制同砲兵一聯隊編制同工兵一大隊編制同輸重兵一大隊編制及近衛輜重隊編制表 (達)陸軍第五十七號(三) 一八四
- 平時屯田步兵一大隊編制同騎兵一聯隊編制同砲兵一聯隊編制同工兵一聯隊編制表 (達)陸軍第九十二號(九) 五二四
- 近衛步騎砲工輜重兵隊增設著手順序 (達)陸軍第百三十四號七 三九〇
- 近衛各師團騎兵隊增設人員數表改正 (達)陸軍第百二十六號(二)三七五
- 明治二十年、二十一年第一師團騎兵隊へ入隊ノ士官候補生將校試驗ニ及第シ歸隊セシ者配賦方 (達)陸軍第九十一號(五) 三三三
- 騎兵馬具制式 (達)陸軍第百十九號(六) 三五六
- 騎兵射擊演習命令改正 (達)陸軍第百二十一號(二)六五九
- 〔技手、技工〕
- 技手官等俸給改正 (勅)第百七號(六) 二四三
- 技手官等俸給改正ニ附キ其官等及進級年限 (訓)內閣第六號(六) 二八六
- 博物館技手ノ官等俸給 (達)宮内第十四號(七) 四二二
- 新原探炭所屬技手官等 (達)海軍第百一十一號(三) 一四四
- 上等技工、技工及工夫ニ手當金給與方ノ達中改正 (達)海軍第十五號(二) 二八
- 上等技工、技工手當金増給方 (達)海軍第百七十八號(二)五九一
- 進兵廠火藥工廠水路部在籍技工ノ兵役免役方 (達)海軍第百六十八號(七) 四一八
- 海軍造船工學校卒業生ニアラサル者技工ニ任用手續 (達)海軍第百七十一號(二)五八二
- 海軍技工臨時採用規則 (告)海軍第十號(四) 一六二
- 海軍技工臨時採用規則 (告)海軍第二十一號(七) 二三四
- 吳鎮守府技工徵發 (告)海軍第十九號(七) 二二六

〔技術〕

- 海軍技術會議條例第七條改正 (勅)第二百四十二號(一〇五〇四)
- 技術官休職方 (勅)第二百八十六號(三三〇七)
- 明治二十年閣令第二十八號(技術官等任用例規第一項改正) (閣)第二號(三)
- 造大藥科技術學術檢査規格 (達)海軍第五十九號(三) 七六
- 休職技術官ヲ定員内トス (達)海軍第八十八號(五) 三三
- 〔伎倆〕
- 陸軍下士官請願者伎倆證明書附與規則 (達)陸軍第九十九號(五) 三四三

〔共進會〕

- 明治二十四年度地方聯合共進會へ褒賞下付停止 (訓)農商務第二十四號(四) 三三〇

〔金庫〕

- 金庫勳章創設 (詔)二月十一日(三) 一
- 金庫勳章ノ等級製式及佩用式 (勅)第十一號(三) 一四
- 〔金貨、金員、金員〕
- 金貨、金員、金員ノ部貨幣ニ賦ス (勅)第二百七十三號(二)六二六
- 會計主務官ヨリ金庫ニ送付セル仕拂命令申請書ニシテ受取人へ現金交付前誤拂過渡發見ノトキ整理手續 (省)大藏第二十七號(一〇三七九)

- 會計主務官ヨリ金庫へ送付スル案内仕拂命令書同請書書へ記入方支出簿支山報告書へ登記方及仕拂命令交付方心得 (訓)大藏第七十五號(五) 二四七
- 金庫出納事務規程第十五條第十六條中心得 (訓)大藏第三十號(三) 一〇〇
- 金庫出納事務規程中改正 (訓)大藏第七十六號(五) 二四七
- 金庫出納事務規程式中心得 (訓)大藏第九十九號(七) 二八九
- 金庫出納事務規程第二十三條中改正 (訓)大藏第五十二號(三)三四六

- 作業及鐵道會計金庫出納事務規程 (訓)大藏第六十三號(四) 一八四
- 作業及鐵道會計金庫出納事務規程條項及式式中改正 (訓)大藏第四十八號(二)四六九
- 金庫相互間回送金換換金取扱順序 (訓)大藏第十五號(三) 三六
- 大阪本金庫ト各本金庫間振替金取扱順序 (訓)大藏第二百二十七號(九) 四一〇
- 金庫ニ於ケル二十二年年度歳入歳出處理順序 (訓)大藏第二十二號(三) 八五
- 金庫局及國庫金出納所ニ雜部預入レノ各廳官吏取扱金整理順序 (訓)大藏第二十六號(三) 九一
- 金庫局及國庫金出納所ニ雜部預入レノ各廳官吏取扱金整理方制定ニ附キ各金庫ニ於ケル整理順序 (訓)大藏第二十七號(三) 九三

- 金庫局及國庫金出納所ニ雜部預入レノ各廳官吏取扱金整理順序中心得方 (訓)大藏第七十二號(五) 二四五
- 各金庫預金報告順序 (訓)大藏第五十八號(四) 一六二
- 官立學校及圖書館會計金庫出納事務規程 (訓)大藏第六十九號(四) 三三二
- 陸軍臨時召集旅費金庫支出取扱順序 (訓)大藏第五十號(三)四七
- 中央金庫及本支金庫印章寸法字體 (訓)大藏第五號(三) 二一五
- 中央金庫及本支金庫ノ金庫簿銀行本業部ト混淆セサルシム (訓)大藏第六號(三) 一七
- 出納官吏身元保證金代用記名公債證書ヲ金庫へ保管預ケ入レ請求ノトキ預リ順序 (訓)大藏第十六號(三) 五五
- 遠隔ノ地方へ金庫員派出シ出納事務取扱フトキ計算整理方並ニ各金庫事務簡便ノタメ正式ニ登記シ能ハサルトキ特別取扱方 (訓)大藏第四十二號(三) 二二三
- 出納官吏現金取扱規則第十七條ニ據リ監守贈送付金庫 (訓)大藏第四十八號(三) 一四二
- 作業及鐵道歳出入仕拂命令官据置資本持越額又ハ作業及鐵道歳入金ヲ歳出入仕拂元受金へ組込ミ若クハ組換ヘテ金庫へ請求方 (訓)大藏第六十四號(四) 二二八
- 金庫ニテ引續テ受ケタル雜部金ノ内二十二年三月迄ニ發行セシ仕拂切符ニ對シ現金支拂ニ係ル月計對照表取扱方 (訓)大藏第八十六號(五) 二五二

- 各地金庫ニテ拂戻シタル保管金及即時拂戻シタル預金ノ元利金差出書式並ニ添附書類 (訓)大藏第八十九號(五) 二五三
- 各地金庫ニテ拂戻シタル保管金及即時拂戻シタル預金證明方 (訓)大藏第九十號(五) 二五五
- 收入官吏交替ノトキ金庫ニ通知方及金庫計算方取扱手續 (訓)大藏第九十二號(五) 二五五
- 預金本局、金庫ヨリ發シタル保管證書又ハ保管金領收證書ニ對シ他ノ金庫ニテ拂戻ヲナストキ取扱順序 (訓)大藏第九十六號(五) 二五七
- 納入告知書ニ依リ金庫へ現金納付ノ上納入ニ於テ收入官吏へ領收證書ノ檢印ヲ請ハサル者アルトキ取扱方 (訓)大藏第九十八號(六) 二六一
- 收入官吏現金ヲ領收シ其月中金庫へ拂込未済ノ金額アルトキ記入方 (訓)大藏第九十九號(六) 二六二
- 金庫へ義務委託ヲ爲ストキ印鑑ニ付記方 (訓)大藏第一百號(六) 二六八
- 現金受領ノ債主ヨリ金庫へ廻送スル領收證書紛失ノトキ代證書請求方 (訓)大藏第一百三十二號(〇)四二二
- 行政裁判所ヨリ各金庫へ寄託スヘキ豫納金取扱方 (訓)大藏第一百三十七號(〇)四三四
- 寄託金庫ヲ同ケスル甲乙兩廳間ニテ保管金ノ移送ヲ要スルトキ預金局へ届出方 (訓)大藏第一百三十八號(〇)四三五
- 廢止ニ係ル支金庫ヨリ差出セル月計對照表ヲ出納官

- 吏ニ證明セシム (訓)大藏第四百十五號(二)四六七
- 租稅概算書送付期限更正及三月額金庫區分表書式及送付方 (訓)大藏第三號(一) 八
- 文部省主管二十四年度歳入概算書及月額金庫區分表差出期限 (訓)文部第二號(二) 六
- 明治二十三年度歳入概算月額金庫區分表調製差出方 (訓)農商務第一號(一) 一
- 支金庫設置場所中刪除改正 (省)大藏第六號(三) 三三
- 支金庫設置場所中移轉廢止 (省)大藏第三十二號(二)三四四
- 支金庫設置場所中改正 (省)大藏第三十六號(二)三七五
- 支金庫設置場所中改正 (省)大藏第三十八號(二)三七五
- 金庫位置及出納區域 (省)大藏第一號(一) 一
- 金庫位置及出納區域中改正 (省)大藏第十三號(三) 七九
- 金庫位置及出納區域中改正 (省)大藏第十八號(三) 一五六
- 金庫位置及出納區域中改正刪除 (省)大藏第五十二號(二)四九九
- 岐阜本金庫大尾支金庫移轉 (省)大藏第二十號(四) 一六二
- 神戸本金庫姫路支金庫移轉 (省)大藏第二十三號(四) 一六八
- 神戸本金庫四ノ宮支金庫移轉 (省)大藏第五十八號(二)五〇九
- 根室本金庫釧路支金庫移轉 (省)大藏第二十五號(五) 一九六
- 京都本金庫向日町支金庫同綫部支金庫移轉 (省)大藏第二十七號(五) 一九九
- 山形本金庫酒田支金庫移轉 (省)大藏第三十一號(六) 二三〇
- 徳島本金庫撫養支金庫移轉 (省)大藏第三十五號(七) 二三八
- 新潟本金庫相川支金庫移轉 (省)大藏第三十九號(八) 二四七
- 大阪本金庫池田、岸和田支金庫所在地名改稱 (省)大藏第四十一號(九) 二五〇
- 大阪本金庫堺支金庫移轉 (省)大藏第四十二號(九) 二五〇
- 大阪本金庫枚方支金庫移轉 (省)大藏第五十三號(二)四九二
- 大阪本金庫曾根崎支金庫移轉改稱 (省)大藏第五十七號(二)五〇七
- 大津本金庫移轉 (省)大藏第四十三號(九) 二五九
- 横濱本金庫横須賀支金庫移轉 (省)大藏第四十四號(九) 二六〇
- 宮崎本金庫都城支金庫所在地名改稱 (省)大藏第四十六號(九) 二六八
- 札幌本金庫岩内支金庫移轉 (省)大藏第五十一號(二)四九九
- 長崎本金庫島原支金庫移轉改稱 (省)大藏第五十六號(二)五〇一
- 金庫閉庫時間 (省)大藏第七號(三) 五九
- 各地金庫ノ預金局金貨預リ廢止 (省)大藏第二十一號(四) 一六六
- 大藏省金庫局大阪出張所ノ殘務取扱局 (省)大藏第二十二號(四) 一六八
- 銀行
- 銀行銀行紙幣交換基金特別會計法 (法)第二十五號(三) 五八
- 兌換銀行券條例第二條中改正 (法)第三十四號(五) 六五
- 兌換銀行券ノ内十四券改造 (省)大藏第三十三號(七) 二二七
- 日本銀行條例第十九條第二十條改正
- 第八十四國立銀行移轉及大聖寺支店設置 (省)大藏第十一號(三) 七六
- 第九十國立銀行東京支店閉鎖 (省)大藏第五十五號(二)四九八
- 第九十三國立銀行東京支店閉鎖 (省)大藏第三號(二) 五二
- 銀貨
- クノ部貨幣ニ載ス
- 軌道條例 (法)第七十一號(八) 二四二
- 汽車
- 東京神戶間汽車時刻及貨金表中切手通用期限ノ項改正 (省)鐵道第三號(二)四二五
- 陸軍軍隊機動演習教令中改正 (達)陸軍第四百四十七號(七) 四二七
- 機關
- 機關學校ハカノ部學校ニ載ス
- 機關生徒ハセノ部生徒ニ載ス (達)海軍第四號(一) 八
- 海軍機關試驗規則 (達)海軍第二百十二號(五) 三三四
- 航行艦機用油地備貯藏方 (達)海軍第二百五十八號(七) 四〇九
- 海軍五等火夫教科機關書改正 (達)海軍第二百五十八號(七) 四〇九
- 海軍水雷練習工機則ニ依リ卒業セル發給手機關手續 (達)海軍第三百六十七號(二)五七二
- 小形船機關手續免狀盜難 (省)逓信第六十三號(八) 二四六
- 器械
- 村田銃彈藥填裝器機關品增加 (達)陸軍第九十五號(五) 三三三
- 馬鞍器機定數ヲ定メ獸醫部治療器械或調劑器機定數

- 銀行條例 (法)第六十一號(八) 一八〇
- 貯蓄銀行條例 (法)第七十二號(八) 二四二
- 商事非訟事件印紙法、銀行條例貯蓄銀行條例及有印紙廢止者處斷方法施行期限 (法)第九號(二)三三三
- 銀行會社等ノ請願ニ依リ配置スル巡查充用及費用徵收並ニ支出方 (訓)內務第三十八號(二)四九五
- 中央金庫及本支金庫ノ金櫃帳簿銀行本業部ト混淆セサラシム (訓)大藏第六號(三) 一七
- 明治二十四年度以降起業公債證書ノ利札ハ第一國立銀行三井銀行ニ下渡ス (省)大藏第十九號(四) 一六一
- 第二國立銀行發行ノ洋銀券引替延期 (省)大藏第二十九號(六) 二二三
- 第十八國立銀行朝鮮國仁川港支店設置 (省)大藏第四十五號(九) 二六六
- 第二十三國立銀行中津支店設置 (省)大藏第四十七號(一〇)四三三
- 第三十三國立銀行函館支店閉鎖 (省)大藏第三十號(六) 二二四
- 第四十七國立銀行東京支店設置 (省)大藏第八號(三) 七三
- 第六十國立銀行宮城若松兩支店閉鎖 (省)大藏第六十號(二)五二〇
- 第六十七國立銀行酒田支店設置 (省)大藏第六號(三) 五九
- 第七十八國立銀行中津支店閉鎖 (省)大藏第四十八號(二〇)四二三
- 第九十國立銀行東京支店閉鎖 (省)大藏第五十五號(二)四九八
- 第九十三國立銀行東京支店閉鎖 (省)大藏第三號(二) 五二
- 銀貨
- クノ部貨幣ニ載ス
- 軌道條例 (法)第七十一號(八) 二四二
- 汽車
- 東京神戶間汽車時刻及貨金表中切手通用期限ノ項改正 (省)鐵道第三號(二)四二五
- 陸軍軍隊機動演習教令中改正 (達)陸軍第四百四十七號(七) 四二七
- 機關
- 機關學校ハカノ部學校ニ載ス
- 機關生徒ハセノ部生徒ニ載ス (達)海軍第四號(一) 八
- 海軍機關試驗規則 (達)海軍第二百十二號(五) 三三四
- 航行艦機用油地備貯藏方 (達)海軍第二百五十八號(七) 四〇九
- 海軍五等火夫教科機關書改正 (達)海軍第二百五十八號(七) 四〇九
- 海軍水雷練習工機則ニ依リ卒業セル發給手機關手續 (達)海軍第三百六十七號(二)五七二
- 小形船機關手續免狀盜難 (省)逓信第六十三號(八) 二四六
- 器械
- 村田銃彈藥填裝器機關品增加 (達)陸軍第九十五號(五) 三三三
- 馬鞍器機定數ヲ定メ獸醫部治療器械或調劑器機定數

表廢止

- 衛生部治療器械調劑器械定數表改正 (達)陸達第百二十號六 三五八
- 許入電信器械案證紛失 (達)陸達第百三十號七 三六七
- 許入電信器械案證紛失 (告)逕信第七號二 三九
- 許入電信器械案證紛失 (告)逕信第百二十四號七 三三三
- 許入電信器械案證紛失 (告)逕信第百七十七號九 二五八
- 電信器械案許入證及逕信監察官吏之章紛失 (告)逕信第百二十四號二〇四二

〔器材、器具〕

- 師團戰用器材區分概表中刪除 (達)陸達第百七十一號八 四八三
- 七圓米野山砲燧錠制式ヲ定メ野戰砲兵聯隊營内備付 (達)陸達第百二十一號三 六九
- 各兵隊劍術器具員數表 (達)陸達第百八十七號五 三三〇
- 野戰砲兵及騎重兵戰用冷鐵裝飾器具制式 (達)陸達第百七十七號九 五〇二
- 工兵大隊作業器具表、工兵一中隊下士以下携帶器具分賦表、大小架橋機列器具材料員數表及配賦表、同圖密圖解、工兵中隊賦載器具表中加除改正 (達)陸達第百九十五號一〇五五二

〔氣象〕

- 中央氣象臺官制 (勅)第百五十六號八 三五五

○一年志願軍吏生、軍醫、藥劑生、獸醫、衛生、徵章

- (達)陸達第百二十九號二二七五
- 〔旗章〕
- 陸軍官階用船旗章 (達)陸達第百三十一號三 一〇〇
- 〔旗艦〕
- 鎮守府艦隊司令官旗艦增加定員表 (勅)第百三十九號二〇五二
- 司令官司令官旗艦增加定員表 (達)海軍第百三十六號八 四八三
- 鎮守府艦隊司令官旗艦增加定員職別表 (達)海軍第百九十二號二二六二

〔記號〕

- 陸軍後備各隊下士兵卒被服記號 (勅)第七十三號五 一九四
- 〔記簿〕
- 陸軍計算記簿規程改正各隊會計帳簿概則陸軍會計經理部帳簿及諸表樣式各隊簿記帳本陸軍計算記簿規程及附屬簿記帳本廢止 (達)陸達第百四十二號三 二二五
- 陸軍計算記簿規程第三條第一號書式中改正加除 (達)陸達第百七十二號四 二四三

〔脚本〕

- 明治二十一年省令第一號出版版權脚本樂譜寫真版權條例ニ關スル願届手續同第三號(舊出版條例ニ係ル)手数料免許料納付方中改正追加 (省)内務第一號三 五二

〔休職〕

- 試補及判任官見習或非常職休職官吏ノ一年志願兵服役方 (勅)第六十二號三 九四
- 隨府縣看守ノ俸給及休職 (勅)第百二十九號二〇四七七
- 裁判官檢察官裁判所書記ノ官名及裁判官休職ニ係ル規定 (勅)第百五十四號二〇五二
- 技術官休職方 (勅)第百八十六號二二五〇七
- 豫備後備及休職停職ト爲リタル者ノ考科表送付並ニ保存方 (達)陸達第百七十七號二二五九五
- 休職技術官ヲ定員内トス (達)海軍第百八十八號五 三三三

〔休暇〕

- 諸官員於中休暇 (達)内閣七月二日七 三六七
- 陸軍軍人休暇規則改正 (達)陸達第百二十八號六 三七九
- 陸軍軍人休暇規則改正ニ附キ下士兵卒ニ係ル取扱方及出願手續 (省)陸軍第百二十一號七 九七

〔歸休〕

- 第三師管下ニテ陸海軍聯合大演習施行ニ附キ歸休兵及豫備兵召集 (省)陸軍第百四號三 三三
- 第三師管下ニテ陸海軍聯合大演習施行ニ附キ歸休兵及豫備兵召集方 (勅)陸軍第百一號三 七四
- 陸軍豫備後備將校同相當官及下士兵卒並歸休兵寄留中召集ニ關スル取扱方定メ明治二十年勅令甲第一號廢止 (勅)陸軍第百十三號七 三〇七

○陸軍歸休兵取扱手續

- (達)陸達第百五號二 六
- 〔歸嫁〕
- 朝彦親王第三女歸嫁 (告)宮内第三十號二二五二九
- 〔局渡〕
- 電報局渡規則 (省)逕信第十七號八 二五四
- 〔切手、切符〕
- 萬國信條約書ニ據リ發送スル電報料ハ郵便切手ヲ貼附 (省)逕信第一號三 三八
- 内外郵便爲替料ハ郵便切手ヲ以テ納付成ニ其切手貼附方 (省)逕信第四十一號三 八四
- 郵便切手賣下人心得改正 (告)逕信第五十號三 九〇
- 東京神戸間汽車時刻及賃金表中切手通用期限ノ項改正 (告)鐵道第百三號二〇四二五

○仕拂命令仕拂請求書領收證書引出切符盜難又ハ亡失

- (省)大藏第百十八號七 一一八
- 仕拂命令同請求書規定ノ領收證書引出及仕拂切符盜難又ハ亡失ニ係ル取扱手續 (勅)大藏第百二十一號八 三三四
- 金庫ニテ引繼ヲ受ケタル雜部金ノ内二十二年三月迄ニ發行セシ仕拂切符ニ對シ現金支拂ニ係ル月計對照表取扱方 (勅)大藏第百八十六號五 二五二
- 〔寄託〕
- 預金局寄託金ニ就キ心得方 (勅)大藏第百七十八號五 二四八
- 〔供託〕

○ 供託規則 ○ 供託物取扱規程 ○ 供託物取扱順序 ○ 預金保管金及供託物ニ關スル書類預金局へ送出力	(勅)第四百四十五號(七) 三二八 (省)大藏第三十九號(三)三七九 (訓)大藏第五百五十五號(三)四七六 (訓)大藏第五百五十一號(三)四七五
<b>〔供給〕</b> ○ 海圖水路誌供給規則第二十條追加 ○ 海圖水路誌供給規則第一條第八條中追加	(達)海軍第二百五十二號(七) 三二七 (達)海軍第二百七十三號(七) 四四四
<b>〔給料〕</b> ○ 非職官吏府縣部市町村及公共組合ノ吏員ト爲リ給料ヲ受クル者ハ非職俸ヲ給セシム ○ 明治十六年太政官第三十二號(外國人傭入傭止及給料増減ノトキ何届方)廢止 ○ 傭員以下給料支給規則改定傭員俸給支給規則及二十年陸軍第六十一號(月給俸俸給支給方)廢止 ○ 傭員以下給料支給規則中追加	(勅)第三百六十一號(八) 三四六 (訓)內閣第四號(四) 三三〇 (達)陸軍第二百十九號(三)三七三 (達)陸軍第二百二十五號(三)三七三 (訓)農商務第四十九號(九) 四一六 (訓)農商務第六十六號(二)四六八
<b>〔給與〕</b> ○ 官林巡邏給料支給規則改定 ○ 官林巡邏給料支給規則中追加	(達)陸軍第二百二十五號(三)三七三 (訓)農商務第四十九號(九) 四一六
○ 陸軍給與ニ關スル委任經理 ○ 陸軍給與令 ○ 陸軍給與令中改正追加 ○ 陸軍給與令中改正追加 ○ 陸軍給與令細則第九章 ○ 陸軍給與令細則第三章第七章第八章第十章第十一章 ○ 陸軍給與令細則第五章 ○ 陸軍給與令細則第四章第六章 ○ 陸軍給與令細則第五章第四條中改正 ○ 陸軍給與令細則第二章俸給ヲ除ク外該則總テ廢止 ○ 陸軍給與令細則第二章第七條改正 ○ 陸軍給與令細則第二章第三條中改正 ○ 陸軍給與令第二章實施ニ附キ俸給支給方 ○ 陸軍給與令細則第二章廢止 ○ 陸軍給與令細則第二章廢止 ○ 陸軍給與令細則第二章廢止	(法)第二十七號(三) 六〇 (勅)第六十七號(三) 一〇六 (勅)第九百九十四號(九) 三七九 (勅)第九百八十四號(二)六六五 (省)陸軍第十號(四) 六七 (達)陸軍第七十六號(四) 二四九 (達)陸軍第七十七號(四) 二五〇 (達)陸軍第七十八號(四) 二八五 (達)陸軍第八十二號(五) 三〇九 (達)陸軍第六十五號(四) 二二三 (達)陸軍第六十六號(四) 二二三 (達)陸軍第六十五號(六) 三五二 (達)陸軍第二百六號(二)五九九 (達)陸軍第二百八號(二)六〇三 (法)第七十九號(九) 二五二 (勅)第七十六號(五) 一〇六 (勅)第二百二號(九) 四一〇
○ 也田兵土地給與規則 ○ 也田兵移住給與規則 ○ 也田兵下士中服役及給與方	(達)陸軍第二百八號(二)六〇三 (法)第七十九號(九) 二五二 (勅)第七十六號(五) 一〇六 (勅)第二百二號(九) 四一〇

○ 也田兵給與令 ○ 也田兵給與令細則 ○ 支那朝鮮及亞細亞沿海州派遣將校給與規則及海軍武文官外國出張手当金支給內規廢止 ○ 海軍軍人軍屬所請更換ノトキ甲乙兩職間給與通牒書式 ○ 傭人職工人夫給與規則ヲ定メ傭員傭人職工人夫給與規則廢止 ○ 傭人規則及傭人職工人夫給與規則中追加 ○ 傭人規則及傭人職工人夫給與規則中追加 ○ 傭人職工人夫給與規則第一條中刪除 ○ 傭人職工人夫給與規則第一條中追加 ○ 大小林區署員給與順序 ○ 明治二十二年通第二百二十六號(艦隊司令官軍艦長外國人獎勵接待ノトキ臨時金額)中刪除 ○ 海軍第二百三十九號(六) 三七五 ○ 陸軍第七十九號(四) 二九九	(勅)第二百一號(九) 五九五 (達)陸軍第二百十三號(二)六六四 武文官外國出張手当金支給內規廢止 (達)海軍第五十號(三) 七〇 (達)海軍第二百四號(三) 一五三 (達)海軍第四百六號(四) 二二七 (達)海軍第五百十三號(四) 二二三 (達)海軍第八十三號(五) 三二一 (達)海軍第二百五十一號(六) 三二五 (達)海軍第三百三十五號(一〇)五三三 (訓)農商務第六十七號(三)四七一 (達)海軍第二百三十九號(六) 三七五 (達)陸軍第七十九號(四) 二九九
<b>〔勸務〕</b> ○ 工兵方面要需勸務規則	(達)陸軍第七十九號(四) 二九九
○ 在艦團隊尉官ノ勸務日誌記載事項 ○ 陸軍軍法會議私裁判強制執行法 ○ 增價稅費法 ○ 禁治產 ○ 婚姻事件養子縁組事件及禁治產事件ニ關スル訴訟規則 ○ 名簿 ○ 停年計算停年名簿規則第一條第十條改正刪除 ○ 停年計算停年名簿規則ヲ停年計算例トシ條項中改正 ○ 海軍下士任用進級決定候補名簿進級期限 ○ 明細書 ○ 內務省所管豫定經費要求書各自明細書編成方 ○ 明治二十二年告示第一號(特許發明ノ明細書特許及商標公報ノ拂下代書類簿本圖書調製手数料並ニ請求	(達)海軍第五十五號(三) 七一 (法)第六十七號(八) 二二三 (法)第九十二號(二〇)三九六 (法)第四百四號(一〇)三九九 メノ部 (達)海軍第五十八號(三) 七七 (達)海軍第三百二號(八) 四八一 (達)海軍第三百九十九號(二)六六四 (訓)內務第十九號(四) 三三〇 (訓)內務第十九號(四) 三三〇

手帳)第三條第七條中改正 (省)農商務第二號(三) 一五七

〔命名〕

○皇女御命名 (省)宮内第八號(三) 五五

○命令)○仕掛命令ハシノ部仕掛ニ載ス (出納命令ハスノ部出納ニ載ス) (法)第八十四號(九) 二六一

〔免官、免職、免役〕

○陸軍軍吏部下士刑法又ハ懲罰令ニ依リ官職ヲ失ヒ若クハ免シタルトキ復科服役方 (達)陸軍第三十號(三) 八九

○隊外各兵科及諸學校教導團等ノ隊附下士刑法又ハ懲罰令ニ依リ官職ヲ失ヒ若クハ免シタル者編入服役方ヲ定メ明治九年達第百十七號同十六年達乙第百號廢止 (達)陸軍第九十三號(五) 三二四

○陸軍衛生部下士刑法又ハ懲罰令ニ依リ官職ヲ失ヒ若クハ免シタルトキ編入服役方 (達)陸軍第九十四號(五) 三二四

○造兵廠火藥工廠水路部在籍技工ノ兵役免役方 (達)海軍第二百六十八號(七) 四八

○鳥獸獵免狀所有者族籍姓名異動届出及返納方ヲ定メ十七年達第二十號(同上)トキ免狀改訂方ヲ廢止 (訓)農商務第三號(二) 七

〔免狀〕

○文部省主管教科用圖書檢定學校教員學力試驗及同免許狀授與ノ各手数料收納事務委任並ニ其取扱及報告書差出方 (訓)文部第三號(三) 三

○小形船機關手技術免狀流失 (告)逕信第二百二十號(一〇)四二

〔免許〕

○蹄鐵工免許規則 (法)第三十一號(四) 六一

○蹄鐵工免許試驗規則 (省)農商務第六號(七) 一〇八

○蹄鐵工假免許手續 (訓)農商務第三十八號(七) 三〇八

○獸醫免許規則改正獸醫開業試驗規則其他本法ニ抵触スル規定廢止 (法)第七十六號(八) 二四六

○獸醫免許試驗規則 (省)農商務第十一號(九) 二六三

○獸醫假免許手續設定假開業獸醫免許手續廢止 (訓)農商務第四十四號(九) 四〇九

○獸醫蹄鐵工各免許規則ニ依リ學則認可請求方 (省)農商務第十八號(二)三〇九

○獸醫蹄鐵工各免許試驗舉行地及期日 (省)農商務第十一號(三)三〇四

○農商務省所管免許料手数料續山借區賦稅徵收順序 (訓)農商務第六號(三) 一七

○明治二十一年省令第一號(出版版權木樂器寫真版權條例ニ關スル願届手續)同第三號(書出版條例ニ係ル手数料免許料納付方)中改正追加 (省)内務第一號(三) 五二

○版權登錄料同免許料登錄費再渡下付手数料版權免許證明書下付手数料現金納付時間 (告)内務第十一號(三) 二一九

○官ニ關スル公有水面埋立ノ願免許方 (訓)内務第三十六號(一〇)四二

○蹄鐵工免狀同假免狀下付願書及免許試驗願書ハ副本ヲ要セシ (訓)農商務第五十二號(九) 四一九

○船籍規則施行細則制定十二年内務省丙第二十五號達(西洋形商船船免狀請願手續)廢止 (省)逕信第二十號(二)三二一

○西洋形帆船新雄阿寒丸免狀流失 (告)逕信第二十四號(三) 七三

○西洋形帆船長榮丸免狀流失 (告)逕信第九十號(五) 一五二

○西洋形帆船玉島丸免狀流失 (告)逕信第三十三號(七) 二二七

○西洋形帆船賴信丸免狀流失 (告)逕信第二百十號(一〇)四一〇

○西洋形帆船布引丸免狀流失 (告)逕信第二百十二號(一〇)四一一

○西洋形帆船高麗丸免狀流失 (告)逕信第二百二十九號(二)四九七

○西洋形汽船名隱屋丸免狀紛失 (告)逕信第二百五十六號(三)四九八

○西洋形汽船武藏丸免狀流失 (告)逕信第二百一十一號(一〇)四一〇

○第二百八十六號三則船長免狀流失 (告)逕信第三百四十四號(七) 三三九

○甲種一等運轉手免狀流失 (告)逕信第六十六號(三) 一五六

○三則一等運轉手免狀流失 (告)逕信第二百二十一號(一〇)四一四

○乙種二等運轉手免狀流失 (告)逕信第五十三號(三) 九七

○乙種二等運轉手技術免狀流失 (告)逕信第二百三十七號(二)四四二

○小形船機關手技術免狀盜難 (告)逕信第六十三號(八) 二四六

民法部

〔民法〕

○民法財產同財產取得編同債權擔保編同遺贈編 (法)第二十八號(四) 號外

○民法財產取得編同人事務編 (法)第九十八號(一〇)號外

〔民事〕

○民事訴訟法 (法)第二十九號(四) 號外

○民事訴訟法施行條例 (法)第五十號(七) 一五四

○民事訴訟費用法 (法)第六十四號(八) 三三四

○民事訴訟用印紙法 (法)第六十五號(八) 三三六

〔民有〕

○地租改正ノ際官有ニ編入ノモノ民有股左ニ據リ引戻請求ハ調査伺出 (訓)農商務第二十三號(四) 一八二

〔見習〕

○候補及判任官見習並非職休職官吏ノ一年志願兵服役方 (勅)第六十二號(三) 九四

〔見本〕

○登記印紙一錢三錢見本 (告)大藏第四十九號(一〇)四三六

○水液脂肪類見本交換國名中追加 (告)逕信第九十九號(五) 一九九

○水液脂肪類見本交換國名中追加 (告)逕信第三百三十一號(七) 三三六

○身元)○身元保證金ハホノ部保證ニ載ス (省)逕信第三百三十一號(七) 三三六

シノ部

[衆議院]

- 衆議院議員選舉法罰則補則 (法)第四十號(五) 一〇六
- 衆議院議員選舉法施行規則 (勅)第三號(二) 四
- 衆議院議員選舉法及同施行規則ニ於ケル事務式等 地檢取扱方 (訓)内務第二號(二) 四
- 府縣制郡制施行ニ際シ衆議院議員並ニ府縣會議員ノ選舉區域地方稅收支豫算地方稅財產備荒儲蓄金處分方部費支辨方法及府縣ノ倉庫事業ニ關スル諸件 (法)第八十五號(九) 二六二

[省令]

- 省令廳令府縣令及警察令ニ關スル別則 (勅)第二百八號(九) 四四

[市町村]

- 市町村制及土地收用法ニ關スル訴訟取扱方 (法)第十號(三) 三六
- 市町村會議員選舉規則 (法)第三十九號(五) 一〇三
- 市町村名及市役所町村役場ノ位置變更方 (法)第七十七號(八) 二四八
- 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法 (法)第九十號(一〇) 三六七
- 明治二十二年勅令第三十三號(市町村徵收國稅ノ件)

中追加

- 市町村徵收ノ國稅納期ヲ過キ督促令狀發付前ニ其滞納税金上納ノトキ取扱方 (訓)大藏第四十三號(三) 一三〇
- 行政又ハ司法區域ニ關スル市ノ所屬 (勅)第七十一號(五) 一九三
- 市町村ノ人口調査告示方 (省)内務第三號(七) 一〇〇
- 明治二十二年末市町村現住人口 (省)内務第三十四號(一〇) 二七五
- 市町村吏國庫支辨ノ川務旅費支給方 (訓)内務第十八號(四) 一八二

[市區]

- 東京市區改正條例第八條削除 (勅)第六十九號(八) 三五二
- 東京市區改正條例東京市區改正土地建物處分規則及東京府區内清酒輸入規則ニ關スル件 (勅)第七十號(八) 三五三

[市長]

- 東京市區改正委員會組織權限中改正 (訓)第六號(八) 一三
- 商業會議所會員ノ選舉ヲ終リタルトキ郡長市長執行手續 (訓)農商務第六十八號(二) 四七四

[侍從]

- 侍從職ニ幹事ヲ置キ官制ヲ定ム (達)宮内第十八號(一〇) 五三三
- 侍從職幹事俸給 (達)宮内第十九號(一〇) 五三三
- 師團司令部條例中改正追加 (勅)第四十五號(三) 五九

○近衛師團監督部條例

(勅)第五十六號(三) 八四

○近衛師團監督部條例並附錄司契部條例備倉條例改廢

廢條例師團經理部條例廢止 (達)陸海第五十三號(三) 一五

○師團司令部師團衛生部及列外下士卒攜帶兵器假定

(達)陸海第二十七號(三) 八五

○師團戰時整備規則中追加

(達)陸海第二百二十二號(三) 七〇

○近衛監督部師團監督部陸軍中央司令部陸軍被服廠陸

軍經營部各定員表 (達)陸海第五十六號(三) 一五七

○平時近衛師團各隊編制表中追加

(達)陸海第三百二十二號(七) 八八

○師團戰用器材區分概表中刪除

(達)陸海第七十一號(八) 四八三

○近衛各師團騎兵隊增設人員數表改正

(達)陸海第二百二十六號(三) 七三

[將校]

○陸海軍將校及同相當官退役ノ際名譽進級方

(勅)第二百二十四號(三) 三二

○陸軍豫備後備將校補充條例中追加

(勅)第八十六號(八) 三七五

○陸軍豫備後備將校服役條例中追加

(勅)第八十九號(八) 三七五

○陸軍將校服制中改正 (勅)第二百八十七號(三) 七〇八

○陸軍將校馬具制中改正 (勅)第九十四號(六) 二二九

○陸軍將校馬具制中改正 (勅)第二百九十二號(三) 七二〇

○陸軍將校服制及馬具制中改正ノ廢舊制ノ分著用期限

(達)陸海第二百二十八號(三) 七二五

○明治二十年陸海第五十七號(現役將校下士卒豫備

役後備軍員ニ轉役相當者ノ官職姓名等取調通報方)

廢止 (達)陸海第十九號(三) 六九

○陸軍將校官馬拂下手續中改正追加

(達)陸海第八十號(九) 五〇三

○支那朝鮮及亞細亞沿海州派遣將校給與規則及海軍

武官官外國出張手續費支給金支給内規廢止 (達)海軍第五十號(三) 七〇

[士官准士官]

○陸軍獸醫部現役士官補充條例 (勅)第六十號(三) 八九

○陸軍各兵科現役士官補充條例中改正追加 (勅)第八十四號(八) 三七一

○志願軍吏生同職學生ヲ陸軍軍吏部獸醫部豫備士官ニ

補任方 (勅)第九十五號(九) 三八〇

○下士卒及陸軍學生徒ヨリ出身ノ士官候補生取扱方

(達)陸海第一號(二) 一

○要務砲兵幹部練習所及砲兵工廠生徒學會生徒ハ士官

候補生ヲ志願スルヲ得 (達)陸海第二號(二) 一

○明治二十年二十一年第一師團騎兵隊ハ入隊ノ士官

候補生將校試驗ニ及第シ歸隊セシ者配賦方

- 陸軍衛生徒ノ退學者及士官候補生ヲ免セラレタル者被服付與方 (達)陸軍第九十一號五 三三
- 也田兵士官下士補充規則第十四條中刪除改正 (達)陸軍第九十三號八 四六五
- 明治二十三年士官候補生幼年學校生徒一年志願兵志願者心得並取扱手續第二十三條但書追加 (告)陸軍第一號三 五六
- 明治二十四年陸軍各兵科現役士官候補生及陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗格例、同一年志願兵志願者學科試驗及合格格例、士官候補生幼年學校生徒一年志願兵志願者心得並取扱手續 (告)陸軍第十一號二三四一
- 艦船航海中當朝直士官正午ノ經緯度測定 (達)海軍第五十四號三 七〇
- 海軍上長官士官拔擢進級取扱規則第二條中刪除 (達)海軍第四十七號三 六八
- 海軍上長官士官拔擢進級取扱規則第四條第六條中改正 (達)海軍第二百一號五 三九
- 海軍上長官士官拔擢進級取扱規則第六條中改正 (達)海軍第三百號八 四八〇
- 士官學術檢査規格改定 (達)海軍第三百三十六號二〇五三
- 軍樂部准士官以下進級取扱方 (達)陸軍第十一號三 五七
- 准士官下士教員タルヲ得ヘキ證據狀指定及不足ノトキ充用方達中改正 (達)海軍第二十六號二 四九

- 海軍准士官下士增俸規則第一條改正 (達)海軍第二百三十五號六 三九九
- 准士官職階命令付方 (達)海軍第二百六十五號七 四二〇
- 准士官ノ職務心得ヲ命スル下士ノ外下士卒ニ職階ノ命令付ヲ下付セス (達)海軍第二百八十七號八 四六五
- 海軍准士官及徵兵ノ後備役志願兵ノ豫備役滿期ノトキ並ニ豫備ヨリ後備ニ入ル者ハ命令ヲ用ヒス (告)海軍第八號三 一〇九
- 海軍機關學校准士官下士卒定員職別表 (達)海軍第三百八十九號二二六三
- 海軍主計學校准士官下士卒定員職別表 (達)海軍第三百九十號二二六三
- 海軍兵學校准士官下士卒定員職別表 (達)海軍第三百九十三號二二六五
- 鎮守府准士官下士卒定員職別表 (達)海軍第四百八號二二七〇九

〔准官吏〕

○クノ部官吏ニ載ス

- 海軍上長官士官拔擢進級取扱規則第二條中刪除 (達)海軍第四十七號三 六八
- 海軍上長官士官拔擢進級取扱規則第四條第六條中改正 (達)海軍第二百一號五 三九
- 海軍上長官士官拔擢進級取扱規則第六條中改正 (達)海軍第三百號八 四八〇

〔上長官〕

- 海軍上長官士官拔擢進級取扱規則第二條中刪除 (達)海軍第四十七號三 六八
- 海軍上長官士官拔擢進級取扱規則第四條第六條中改正 (達)海軍第二百一號五 三九
- 海軍上長官士官拔擢進級取扱規則第六條中改正 (達)海軍第三百號八 四八〇

〔上等兵〕

- 陸軍現役下士上等兵再服役條例中改正刪除 (勅)第百八十八號八 三七四
- 明治二十四年現役滿期ノ下士上等兵再服役許可入員 (達)陸軍第二百一號六 三五八
- 陸軍各兵科現役上等兵補充條例中追加 (達)陸軍第七十五號九 四九八

〔上陸〕

- 艦船乘員上陸規則第一條第五條中改正刪除 (達)海軍第七十四號四 三〇六
- 艦船乘員上陸規則廢止 (達)海軍第二百七十六號八 四四七

〔志願兵〕

- 試補及判任官見習並非職休職官吏ノ一年志願兵服役方 (勅)第六十二號三 九四
- 陸軍軍吏部衛生部醫部一年志願兵服制中刪除 (勅)第二百九十一號二二七〇
- 一年志願軍吏生、軍醫生、醫學生、獸醫生、獸醫學生、獸醫學生徽章 (達)陸軍第二百二十九號二二七三
- 一年志願兵ノ貸渡兵器並ニ彈藥支給取扱方 (達)陸軍第四十四號二 一八
- 明治二十三年士官候補生幼年學校生徒一年志願兵志願者心得並取扱手續第二十三條但書追加 (告)陸軍第一號三 五六

○明治二十四年陸軍各兵科現役士官候補生及陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗格例、同一年志願兵志願者學科試驗及合格格例、士官候補生幼年學校生徒一年志願兵志願者心得並取扱手續

- 海軍志願兵徵募規則中改正追加 (告)陸軍第十一號二三四一
- 海軍志願兵徵募規則中加除改正 (勅)第二百九十四號二二七一
- 海軍志願兵徵募規則中加除改正 (省)海軍第二號三 一七
- 海軍志願兵家族扶助金支給規則中改正追加 (省)海軍第十三號八 一三四
- 海軍志願兵家族扶助金支給規則中改正追加 (省)海軍第三號三 二九
- 海軍志願兵家族扶助金支給規則第八條改正 (省)海軍第六號四 六六
- 海軍志願兵家族扶助金支給規則第九條第十條刪除 (省)海軍第七號四 八六
- 海軍志願兵身體檢査格例第二條中改正刪除 (達)海軍第三十九號二 五五
- 明治二十三年海軍志願兵徵募員表 (告)海軍第三號二 四九
- 明治二十三年海軍志願兵徵募員改正 (告)海軍第十三號五 一九〇
- 海軍准士官及徵兵ノ後備役志願兵ノ豫備役滿期ノトキ並ニ豫備ヨリ後備ニ入ル者ハ命令ヲ用ヒス (告)海軍第八號三 一〇九



〔新兵〕

○明治二十三年徵集新兵員數表 (勅)第八十七號(六) 二二二  
○明治二十三年近衛及海軍新兵配賦表 (省)陸軍第七號(六) 二〇二

○海軍新兵入營ノトキ私設鐵道乘車證券附與方 (勅)海軍第一號(三) 一〇〇

〔新年〕

○明治二十四年新年式 (省)宮内第二十九號(二)五三三  
○新年朝拜三大節參賀ノ節昇降方 (達)宮内號外計二(一)三三三

〔司法〕

○司法省官制改正 (勅)第百號(六) 三三三  
○司法省官制第五條追加 (勅)第二百二十二號(一〇)四六五

○行政又ハ司法區域ニ關スル市ノ所屬 (勅)第七十一號(五) 一九三

〔司令〕

○師團司令部條例中改正追加 (勅)第四十五號(三) 五五  
○近衛條例廢止近衛司令部條例制定 (勅)第四十六號(三) 五五

○大隊區司令部條例第六條中改正 (勅)第八十一號(五) 二〇八  
○屯田兵司令部條例 (勅)第八十二號(八) 五七

○大隊區司令部服務規則第二十條以下改正追加 (達)陸軍第三號(一) 一  
○警備隊區司令部服務規則 (達)陸軍第四號(一) 三

○師團司令部團部衛生部及列外下士卒排帶兵器假定 (達)陸軍第二十七號(三) 八五

○師團團部ニ屯田兵司令部出仕理事等職分表 (達)陸軍第八十五號(五) 三〇九

○艦隊司令官及艦隊定員表 (勅)第二百三十八號(一〇)五〇〇  
○鎮守府艦隊司令官官旗艦增加定員表 (勅)第二百三十九號(一〇)五〇一

○司令官司令官乘艦中附員定限ノ達改正 (達)海軍第百二十一號(三) 一四八  
○司令官司令官官旗艦員改定 (達)海軍第三百六號(八) 四八三

○鎮守府艦隊司令官官旗艦增加定員職別表 (達)海軍第三百九十二號(一〇)六三三

〔司計〕

○陸軍會計部條例 (勅)第五十七號(三) 八六  
○近衛監督部團監督部陸軍中央會計部陸軍被服廠陸軍經管部各定員表 (達)陸軍第五十六號(三) 一九七

○近衛師團監督部條例並附錄司契部條例並附錄被服廠條例陸軍經理部條例廢止 (達)陸軍第五十三號(三) 一五六

○各司契部司契ニ會計主務官ノ任務ヲ掌ラシム (達)陸軍第三十四號(三) 二二三

○司契部司契及屯田兵會計部長ノ會計主務官タルニ達 (達)陸軍第六十一號(四) 二二三

○主計學校ハカノ部學校ニ載ス (主計) (達)陸軍第四號(一) 三

○艦團隊主計長交替ノトキ事務引繼期限 (達)海軍第四百二號(二)七〇七

〔主理〕

○海軍各軍法會議主理事務服務並ニ定員表 (勅)第二百四十六號(一〇)五〇七  
○第一局軍法課長各軍法會議上席主理ノ巡回視察及會同審議方 (達)海軍第三十號(一) 一九九

○營林主事補及森林監守特別採用規則改正 (省)農商務第四號(三) 三三

○武庫主事ハフノ部武庫ニ載ス (主管理) (省)農商務第四號(三) 三三

○倉庫主事ハサノ部倉庫ニ載ス (主管理) (省)農商務第四號(三) 三三

○長崎外七所ノ炭庫ニ鎮守府ヨリ主報派出在勤 (達)海軍第二百七十七號(八) 四七七

○上等看護手上等主眼退現役年額 (達)海軍第三百四十一號(一〇)五三六

〔神宮、神社、神職、神官〕

○神宮職員官等表中追加 (勅)第一號(一) 一  
○神宮職員官等表中改正 (勅)第二百八十五號(三)七〇七

○官幣大社熱田神宮神職増置 (勅)第二百八十八號(三) 三三  
○官幣大社出雲大社神職増置 (勅)第二百七十七號(七) 二七二

○檜原神宮ヲ官幣大社ニ列ス (省)內務第十號(三) 一一九  
○金崎宮創立官幣中社ニ列ス (省)內務第三十三號(九) 二五八

○阿蘇神社ヲ官幣中社ニ昇格 (省)內務第十三號(四) 一六一

○波上宮ヲ官幣小社ニ列ス (省)內務第四號(一) 五三  
○戸隱神社ヲ官幣小社ニ列ス (省)內務第六號(三) 五九

○英彦山神社ヲ官幣小社ニ列ス (省)內務第四十號(二)四五六  
○唐澤山神社ヲ別格官幣社ニ列ス (省)內務第四十一號(二)四九六

○招魂社へ受持神官墳墓へ監守者ヲ置ク (訓)內務第八號(三) 一〇八

○陸軍獸醫現役士官補充條例 (勅)第六十號(三) 八九

○志願軍吏生、同獸醫生ヲ陸軍軍吏部、獸醫部候補士官ニ補任方 (勅)第九十五號(九) 五八〇

○獸醫官講習規則 (達)陸軍第二十九號(二) 八八

○獸醫免許規則改正獸醫開業試驗規則其他本法ニ抵觸スル規定廢止 (法)第七十六號(八) 二四六

○獸醫免許手續設定假開業獸醫免許手續廢止 (省)農商務第十一號(九) 二六三

○獸醫假免許手續設定假開業獸醫免許手續廢止 (省)農商務第十八號(二)三〇九

○獸醫開業受験人心得廢止 (訓)農商務第四十四號(九) 四〇九

○第十回獸醫開業試驗舉行地及其期日 (省)農商務第七號(九) 二五三

○獸醫、蹄鐵工各免許試驗舉行地及期日 (省)農商務第一號(三) 一五五

〔書記〕

- 行政裁判所評定官及書記定員並ニ職務 (勅) 第一百十一號(六) 二五三
- 裁判官檢察官裁判所書記ノ官名及裁判官休職ニ係ル規定 (勅) 第二百五十四號(一〇) 五三二
- 裁判所書記長書記官等俸給 (勅) 第二百五十九號(八) 三四四
- 判事檢事裁判所書記及執達吏制服 (勅) 第二百六十號(一〇) 五三九
- 外交官領事官及書記生定員 (勅) 第二百八十三號(二) 六六五
- 郵便及電信郵便爲替貯金局書記補任用方 (勅) 第三百三十號(七) 三〇二
- 郵便及電信郵便爲替貯金局書記補俸給 (勅) 第三百三十一號(七) 三〇三
- 郵便及電信局並郵便爲替貯金局書記補試驗規則 (省) 逓信第十六號(八) 一五九
- 博物館書記ノ官等俸給 (達) 宮内第九號(六) 三七〇

〔執達吏〕

- 執達吏規則 (法) 第五十一號(七) 一五六
- 執達吏手數料規則 (法) 第五十二號(七) 一六〇
- 執達吏登用規則 (省) 司法第二號(八) 一二七
- 判事檢事裁判所書記及執達吏制服 (勅) 第二百六十號(一〇) 五三九
- 執達吏代理鑑札調製方 (訓) 司法第三號(九) 四一六

〔執務〕

- 賭博廳執務時間改定 (訓) 内閣第二號(三) 一四〇
  - 執務時間ハ内閣訓令第二號ノ通トス (達) 陸邊第四十九號(三) 一五二
- 〔巡查、巡邏〕
- 巡查ヲ警部警部補ニ任用方 (勅) 第十號(三) 一四
  - 巡查部長ノ職ヲ置ク (訓) 内務第十六號(三) 一四四
  - 巡查看守俸給支給規則第一條改正 (省) 内務第二號(五) 八七
  - 銀行會社等ノ請願ニ依リ配置スル巡查充用及費用徵收並ニ支出方 (訓) 内務第三十八號(一〇) 四九五
  - 官林巡邏旅費規則中別表更正 (訓) 農商務第二十五號(五) 二四九
  - 官林巡邏手當金支給方訓令廢止 (訓) 農商務第四十七號(九) 四二五
  - 官林巡邏給料支給規則改定 (訓) 農商務第四十九號(九) 四二六
  - 官林巡邏給料支給規則中追加 (訓) 農商務第六十六號(二) 四六八
- 〔職官、職員〕
- 衛成條例監獄職官表中改正 (勅) 第六十四號(八) 三四八
  - 内閣所屬職員官制 (勅) 第一百十四號(七) 二六四
  - 帝國大學職員官等改正及定員 (勅) 第二百七十號(二) 六一
  - 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法 (法) 第九十一號(一〇) 九一

○ 神宮職員官等表中追加

○ 神宮職員官等表中改正

○ 皇族職員職制

○ 皇族職員官等中改正

○ 皇族職員官等中家扶家從ノ定員刪除

○ 軍艦職員條例中追加

〔職名〕

○ 海軍卒職名等級表中刪除

○ 海軍卒職名等級表中改正

〔賞勳〕

○ 賞勳局官制

〔賞罰、賞與〕

○ 稅關監吏補賞罰規則

○ 元老院議長副議長議員特別賞與

〔掌砲、掌水雷〕

○ 掌砲兵配置表中改正

○ 一等兵曹ヲ掌砲ノ職ニ充ツヘキ上等兵曹ニ進級方

○ 掌水雷兵配置表中改正

○ 掌水雷兵配置表中追加

〔人口〕

○ 市町村ノ人口調査告示方

○ 明治二十二年末市町村現住人口

〔人事〕

○ 民法財産取得編同人事編

○ 街路、乘合馬車、營業人力車、宿屋取締規則標準廢止

〔試補〕

○ 試補及判任官見習並非職休職官吏ノ一年志願兵服役方

○ 會計検査院試補定員

〔試験〕

○ 文官試験方

○ 文官試験委員官制改正

○ 衛生試驗所官制改正

○ 衛生試驗所ニテ検査印紙ヲ貼付スル藥品種別

明治二十三年 索引

(職名) (賞罰、賞與) (掌砲、掌水雷) (人事) (人力車) (試補) (試験)

- 明治二十三年第二回醫術開業試驗舉行期日中長時ノ分改定 (告)內務第三十二號(九) 二五七
- 明治二十四年第一回醫術開業試驗及藥劑師試驗舉行地及期日 (告)內務第三十七號(一〇)四一四
- 明治二十四年陸軍各兵科現役士官候補生及陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗格例、同一年志願兵志願者學科試驗及合格格例、士官候補生幼年學校生徒一年志願兵志願者心得並ニ取扱手續 (告)陸軍第十一號(二)四一四
- 海軍機關試驗規則 (達)海軍第四號(二) 八
- 艦隊隊長部下尉官ノ才能試驗力 (達)海軍第五十三號(三) 七〇
- 代官試驗志願者ノ寫真ヲ檢事手元ニ置キ防奸用ニ供ス (訓)司法第一號(七) 二九一
- 代官試驗志願者寫真差出方 (告)司法第十八號(七) 三三八
- 文部省主管教科用圖書檢定學校教員學力試驗及同免許狀授與ノ各手續料收納事務委任並ニ其取扱及報告書差出方 (訓)文部第三號(三) 二二
- 獸醫免許規則改正獸醫開業試驗規則其他本法ニ抵触スル規定廢止 (法)第七十六號(八) 二四六
- 獸醫免許試驗規則 (告)農商務第十一號(九) 二六三
- 獸醫開業受驗人心得廢止 (告)農商務第七號(九) 二五三
- 蹄鐵工免許試驗規則 (告)農商務第六號(七) 一〇八
- 獸醫、蹄鐵工各免許試驗舉行地及期日 (告)農商務第十一號(三)五〇四
- 蹄鐵工免狀同假免狀下付願書及免許試驗願書ハ副本ヲ要セス (訓)農商務第五十二號(九) 四一九
- 第十回獸醫開業試驗舉行地及其期日 (告)農商務第一號(三) 一五五
- 郵便及電信局並ニ郵便爲替貯金局書配補試驗規則 (告)逓信第十六號(八) 一七七
- 試掘借區 (試掘借區)
  - 明治十七年工部省第五號(無資力者等)試掘山試掘並借區開坑出願却下ノ件(達)廢止 (告)農商務第二號(三) 三〇
  - 試掘地并敷制限 (告)農商務第十三號(二〇)三八一
  - 日本坑法ニ依リ試掘、借區ノ取消及土地使用上ニ關スル裁定ヲ請求スル者出願手續 (告)農商務第十九號(二)三六四
- 農商務省所管免許料手数料礦山借區稅徵收順序 (訓)農商務第六號(三) 一七
- 試掘備喪失ノトキハ指令書返納 (訓)農商務第三十號(六) 二六八
- 試掘願書ニ添付スル圖面記載方 (告)農商務第六號(八) 二四二
- 北海道釧路管内ニ於ケル試掘借區其他礦業ニ關スル諸願書格式地檢方 (告)農商務第八號(二〇)四二八
- 肥前國杵島、東松浦兩郡内炭山試掘借區ノ出願ヲ許ス (告)農商務第十號(二)四九六

〔輸重輸卒〕

- 輸重輸卒概則廢止 (省)陸軍第二十六號(九) 二六四

- 輸重輸卒概則廢止 (達)陸軍第七十八號(九) 五〇一
- 戰時所用輸重旗廢止 (達)陸軍第八十六號(九) 五二〇
- 輸重兵編典第四編附錄中追加 (達)陸軍第二十號(三) 六九
- 輸重兵第二第三大隊ニ輸重廠ヲ置ク (達)陸軍第三十六號(三) 一一八
- 平時近衛輸重兵一大隊編制及近衛輸重廠編制表 (達)陸軍第五十七號(三) 一八四
- 平時輸重兵大隊編制表中改正 (達)陸軍第三十三號(七) 三九〇
- 輸重輸卒ノ綬衣袴對馬醫備隊砲兵助卒ノ被服制 (達)陸軍第十二號(三) 五七
- 近衛歩騎砲工輸重兵隊増設者手續序 (達)陸軍第三十四號(七) 三九〇
- 輸重輸卒組長適任證書付與取扱方 (達)陸軍第七十九號(九) 五〇一
- 輸重鞍鞍及屬品制式中小綱追加 (達)陸軍第六號(二) 一五
- 平時輸重兵一大隊鞍鞍及屬品定數表中中小綱追加 (達)陸軍第九號(二) 一四
- 野戰砲兵及輸重兵所用馬具附屬鞍鞍廢止 (達)陸軍第八十四號(五) 三〇九
- 野戰砲兵及輸重兵職用冷鐵鞍鞍器具制式 (達)陸軍第七十七號(九) 五〇一
- 特別輸出港規則中追加 (法)第七號(三)三三二
- 小包郵便ニテ外國へ輸出品關稅免除 (法)第八十二號(九)三六〇
- 東京市區改正條例東京市區改正土地遺物處分規則及東京府區内清酒輸入規則ニ關スル件 (勅)第七十號(八) 三三二
- 輸入從價稅品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (告)大藏第十二號(三) 七九
- 輸入從價稅品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (告)大藏第二十八號(六) 二〇一
- 輸入從價稅品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (告)大藏第四十號(九) 二五二
- 輸入從價稅品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (告)大藏第五十四號(三)四九七
- 〔輸送〕
  - 軍馬輸送規則ヲ定メ十八年陸軍第二十六號(軍馬輸送)ノ途中發病等ノ節取扱方(達)廢止 (省)陸軍第九號(三) 六一
  - 〔森林〕
    - 官有森林原野及產物特別處分規則 (勅)第六十九號(四) 一七六
    - 官有森林原野及產物特別處分規則中追加 (勅)第二百八十二號(三)六六四
    - 官有森林原野及產物特別處分規則ニ據リ隨意契約ニテ原野ヲ賣渡ストキ取扱條項 (訓)農商務第三十四號(七) 二六九

- 警林主事補及森林監守特別採用規則改正 (省)農商務第四號(三) 三三
- 森林收入取扱順序及森林經費取扱順序改正 (勸)農商務第十一號(三) 七七
- 森林經費取扱順序第四條中更正 (勸)農商務第五十五號(一〇)四三三
- 森林收入取扱順序書式中更正 (勸)農商務第五十七號(一〇)四三四
- 森林收入取扱順序ニ據リ納入告知書ヲ發スルトキ記載方 (勸)農商務第四十一號(八) 三三
- 森林事業案及森林收入經費概算調製順序改正 (勸)農商務第六十三號(一)四六二
- 森林收入取扱順序方 (勸)農商務第十五號(三) 一一三
- 明治二十二年度所屬森林收入及森林費取扱方 (勸)農商務第二十一號(三) 一四五
- 明治二十一年訓令第十三號(森林收入ニ屬スル排償金還約金等徴收方)中削除 (勸)農商務第二十二號(四) 一八三
- 森林收入納入告知書ニ在勸賜名記入 (勸)農商務第二十七號(五) 二五九
- 森林收入計算書附屬仕簿書式 (勸)農商務第三十六號(七) 二九二
- 森林收入現金拂込書記載方 (勸)農商務第四十二號(八) 三三二
- 明治二十二年度森林費内前金渡概算渡帳簿抄寫算未済ノモノノ決算方 (勸)農商務第二十號(三) 一四四
- 明治二十二年度所屬森林資金部ノ未拂金額整理方法 準據方 (勸)大藏第五十號(三) 一四四
- 明治二十三年度森林收入科目 (勸)農商務第十六號(三) 一一三
- 明治二十三年度森林經費科目表 (勸)農商務第八號(三) 三三
- 明治二十三年度森林經費科目中一節増設 (勸)農商務第二十八號(六) 二六一
- 明治二十三年度森林經費科目表中一目設置 (勸)農商務第三十七號(七) 三〇三
- 明治二十三年度森林經費科目中一節増設 (勸)農商務第五十九號(一〇)四五六
- 明治二十三年度森林經費科目中更正 (勸)農商務第六十號(一〇)四五六
- 明治二十三年度森林經費科目表中更正 (勸)農商務第六十九號(三)四七五
- 酒造稅則中改正加除 (法)第四十九號(七) 一五三
- 酒造稅則施行細則假定酒造稅則取扱心得書同施行細則廢止 (省)大藏第二十號(八) 一四一
- 酒造稅則施行細則第二十條中加除 (省)大藏第二十三號(七) 二七六
- 船隻航海中當朝直主官正午ノ經緯度測定 (達)海軍第五十四號(三) 七〇

- 商法 (法)第三十二號(四) 號外
- 商法施行條例 (法)第五十九號(八) 一八一
- 沖繩縣ニ商法施行延期 (法)第百三號(一〇)三〇八
- 商法及商法施行條例施行期限 (法)第百八號(三)三三二
- 商法ニ依リ株式會社債券發行方 (法)第六十號(八) 一八八
- 商業會議所條例 (法)第八十一號(九) 二二七
- 商業會議所條例施行規則 (省)農商務第十二號(七) 二六七
- 商業會議所條例中所得稅等級 (省)農商務第十七號(一〇)三九九
- 商業會議所會員ノ選舉ヲ終リタルトキ郡市長執行手續 (勸)農商務第六十八號(三)四七四
- 商業船舶ノ登記及公告ニ關スル手續 (勸)第百三十三號(七) 三〇六
- 商業船舶ノ登記及公告ニ關スル手續中追加 (勸)第二百七號(九) 四四四
- 商業及船舶ノ登記公告ニ關スル取扱規則 (省)司法第八號(一〇)三九四
- 商事非訟事件印紙法 (法)第六十六號(八) 三三九
- 商事非訟事件印紙法、銀行條例、貯蓄銀行條例及有罪破産者處罰方法施行期限 (法)第百九號(三)三三三
- 商標條例施行細則中加除改正 (省)農商務第九號(八) 二五八
- 明治二十二年告示第一號(特許發明ノ明細書特許及商標公報ノ拂下代價書類附水圖書調製手續並ニ請求手續)中改正 (省)農商務第二號(三) 一五七
- 農商務省特許局ニテ登錄セル特許意匠及商標登記方 (省)農商務第九號(一〇)四二九
- 紙幣 (省)農商務第九號(一〇)四二九
- 通用禁止貨幣紙幣引換請求期限 (法)第十三號(三) 四三
- 紙幣交換基金特別會計法 (法)第二十四號(三) 五七
- 紙幣交換基金特別會計法第二條中追加 (法)第五十六號(七) 一七四
- 銀行紙幣交換基金特別會計法 (法)第二十五號(三) 五八
- 整理公債條例ニ依リ募集又ハ償還スル公債金政府紙幣交換基金銀行紙幣交換基金特別會計 (勸)第六十八號(四) 一七七
- 鑄造紙幣ノ類ハ大藏省記録局へ送納 (勸)大藏第十七號(三) 六〇
- 鑄造紙幣ノ類送納方訓令中改正 (勸)大藏第一百十二號(七) 二六六
- 紙幣百拾萬四千五百圓燒棄 (省)大藏第十六號(三) 一一九
- 紙幣三百五拾萬八千四百八拾九圓九拾錢燒棄 (省)大藏第二十六號(五) 一六六
- 紙幣貳百三拾九萬七千六百七拾三四七拾五錢燒棄 (省)大藏第二十六號(五) 一六六